

横浜市新型コロナウイルス対策本部対応記録

令和6年11月

目次

I	はじめに	1
II	感染状況・経過等	2
II-1	世界・国内・県内.....	2
II-1-(1)	世界の感染状況等.....	2
II-1-(2)	国内の感染状況等.....	5
II-1-(3)	県内の感染状況等.....	7
II-1-(4)	国の主な動き.....	9
II-1-(5)	県の主な動き.....	31
II-1-(6)	国際クルーズ船内での感染への対応.....	46
II-1-(7)	国内の新型コロナウイルスワクチン接種に関する状況.....	48
II-1-(8)	国内のインフルエンザ発生動向.....	50
II-2	市内.....	51
II-2-(1)	市内の感染状況等.....	51
II-2-(2)	市内の医療提供体制.....	63
II-2-(3)	市内の新型コロナウイルスワクチン接種に関する状況.....	70
II-2-(4)	市内経済の状況.....	75
II-2-(5)	市内観光 MICE の状況.....	83
III	活動内容	87
III-1	体制等.....	87
III-1-(1)	計画の適用.....	87
III-1-(2)	組織体制	87
III-1-(3)	本部運営	95
III-2	チーム・部会の活動.....	97
III-2-(1)	統括調整本部.....	97
	本部運営調整チーム	97
	広報・報道チーム	112
	職員応援調整チーム	118
III-2-(2)	くらし・経済対策本部.....	125
	市民利用施設・市主催イベント調整部会.....	125
	セーフティネット対策部会	128
	経済再生対策部会	133
	予算関連.....	140
III-2-(3)	健康医療対策本部.....	149
	ワクチン接種特別チーム	149
	感染症対策チーム	163
	病床・医療提供体制確保チーム.....	173
	医療調整本部（Y-CERT）	177

III-3	その他.....	180
III-3-(1)	トップミーティング.....	180
III-3-(2)	物資チーム.....	182
III-3-(3)	学校・保育所等.....	185
	市立学校の対応.....	185
	保育所等の対応.....	190
III-3-(4)	コールセンター.....	191
III-3-(5)	要望行動等.....	192
III-3-(6)	特別定額給付金.....	194
III-3-(7)	救急.....	195
IV	これまでの取組の振り返り・課題等.....	196
IV-1	市全体の体制・運営について.....	196
IV-2	広報・報道について.....	199
IV-3	職員応援調整について.....	202
IV-4	くらし・経済対策について.....	205
IV-5	ワクチン接種について.....	207
IV-6	感染症対策について.....	209
IV-7	医療調整について.....	215
IV-8	寄附・物資について.....	218
	参考資料.....	219
■	令和2年対応経過（時系列）.....	219
■	令和3年対応経過（時系列）.....	219
■	令和4年対応経過（時系列）.....	219
■	令和5年対応経過（時系列）.....	219

I はじめに

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）は、令和2年1月に日本国内で初めて感染者を確認し、令和2年2月18日に市内で1人目の陽性者が確認されました。特に、横浜港に入港したクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」の集団感染が発生したことで、早期から対応を迫られました。

横浜市では、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、市民の皆様への情報を発信するとともに、医療提供体制の確保や感染症対策の徹底、厳しい状況にある市民や事業者の皆様への支援などに、市を挙げて取り組んでまいりました。

また、横浜市新型コロナウイルス対策医療調整本部（Y-CERT）を設置して、一般医療と感染症医療との両立に向け、横浜市災害医療アドバイザー（令和3年4月から「Y-CERT 協力医師」に変更）からの助言に基づき、円滑に入院・転院調整を実施しました。

さらに、コロナ専門病院を令和3年12月に開院し、新型コロナウイルス感染症の専門病院として、リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方に、重症化予防の中和抗体療法を実施するなど、早期診断・早期治療を中心に行ってきました。

本対応記録は、令和2年1月のクルーズ船での感染への対応から始まった本市の新型コロナウイルスへの対応について、その時々の感染状況や、社会・経済情勢等を踏まえて実施した活動内容等を、今後の対策及び新興感染症等発生時の対応につなげるため取りまとめたものです。

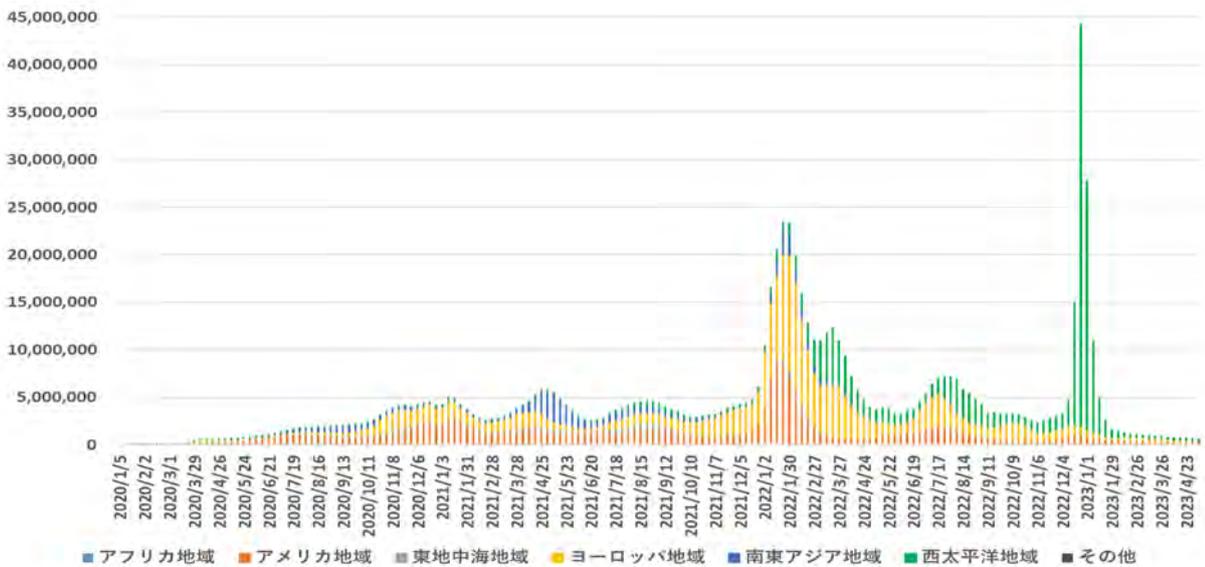
- 本記録は、原則として、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更（令和5年5月8日の5類見直し）までの期間で作成しています。
- グラフ・データは、オープンデータ等をもとに作成しており、オープンデータは後日更新・修正される場合があります。

II 感染状況・経過等

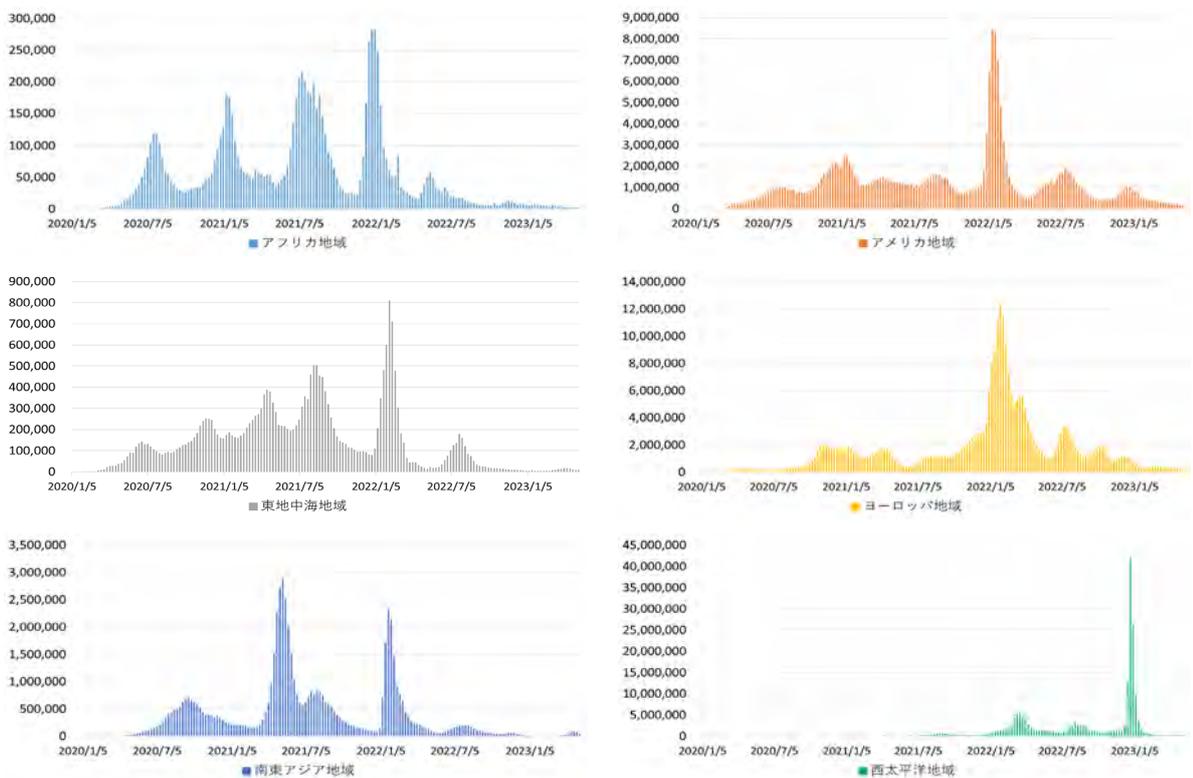
II-1 世界・国内・県内

II-1-(1) 世界の感染状況等

■ 感染者数の推移（週別）

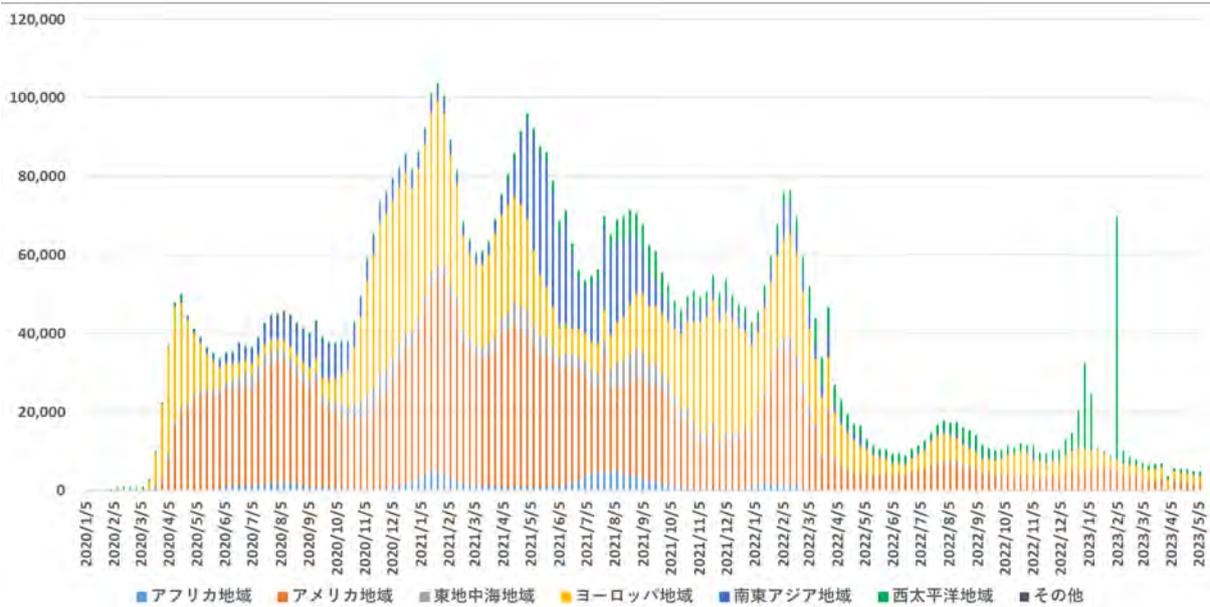


■ 地域別の感染者数の推移（週別）

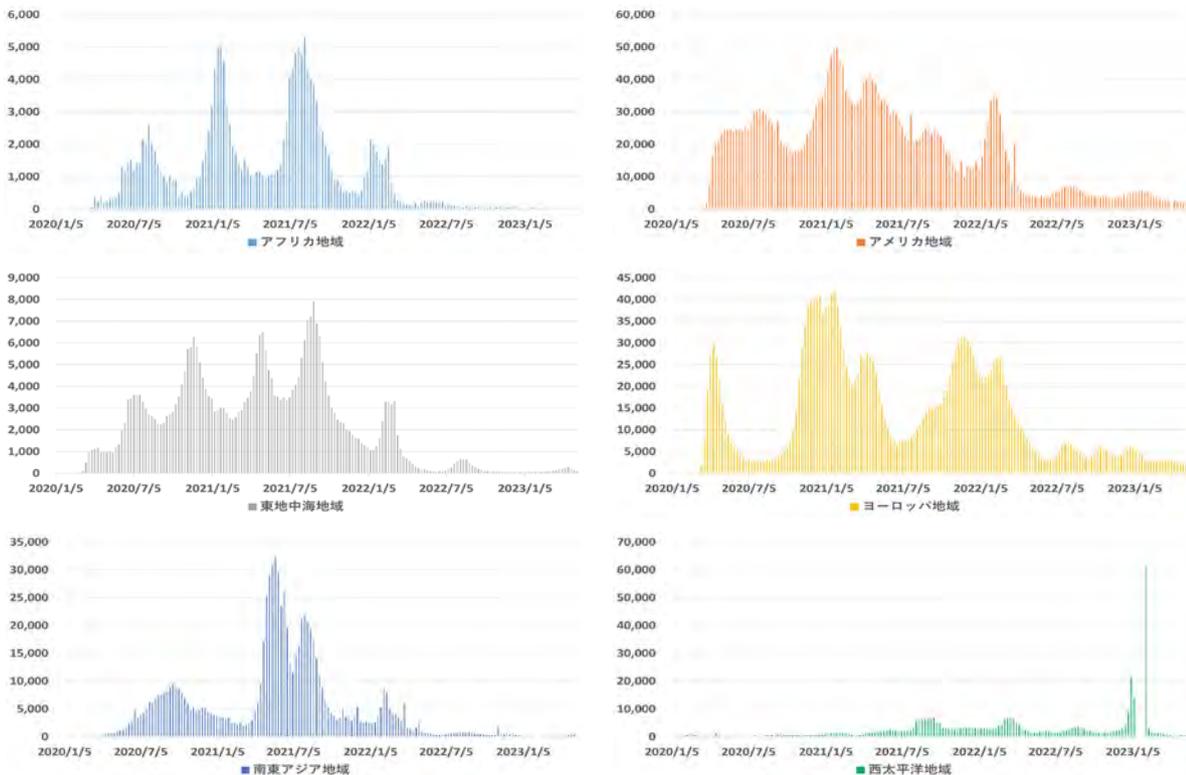


World Health Organization 2023 data.who.int, WHO Coronavirus (COVID-19) dashboard > Data [Dashboard].
<https://data.who.int/dashboards/covid19/data>

■ 死者数の推移（週別）



■ 地域別の感染者数の推移（週別）



World Health Organization 2023 data.who.int, WHO Coronavirus (COVID-19) dashboard > Data [Dashboard].
<https://data.who.int/dashboards/covid19/data>

■ WHO（世界保健機関）の主な動き

令和元年 12 月	新型コロナウイルス感染症が中国湖北省武漢市において確認
令和 2 年 1 月 31 日	WHO が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」を宣言
令和 2 年 3 月 11 日	WHO が新型コロナウイルス感染症のパンデミックを表明
令和 5 年 5 月 5 日	WHO が PHEIC 宣言の終了を発表

※ PHEIC(Public Health Emergency of International Concern)とは、WHO が定める国際保健規則(IHR)における次のような事態をいう。

- (1) 疾病の国際的拡大により、他国に公衆の保健上の危険をもたらすと認められる事態
- (2) 緊急に国際的対策の調整が必要な事態

【参考】WHO の地域事務局と加盟国

アフリカ地域

アルジェリア、アンゴラ、ウガンダ、エスワティニ、エチオピア、エリトリア、カーボベルデ、カメルーン、ガーナ、ガボン、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コモロ、コンゴ、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シエラレオネ、ジンバブエ、セイシェル、セネガル、タンザニア、チャド、トーゴ、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、マリ、モーリシャス、モーリタニア、モザンビーク、リベリア、ルワンダ、レソト、赤道ギニア、中央アフリカ、南アフリカ、南スーダン

アメリカ地域

アメリカ合衆国、アルゼンチン、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、カナダ、ガイアナ、キューバ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、スリナム、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント・グレナディーン、セントルシア、チリ、トリニダード・トパコ、ドミニカ、ドミニカ共和国、ニカラグア、ハイチ、バハマ、バルバトス、パナマ、パラグアイ、ブラジル、プエルトリコ、ベネズエラ、ベリーズ、ベルー、ホンジュラス、ボリビア、メキシコ

東地中海地域

アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イエメン、イラク、イラン、エジプト、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、シリア、ジブチ、スーダン、ソマリア、チュニジア、バーレーン、パキスタン、モロッコ、ヨルダン、リビア、レバノン

ヨーロッパ地域

アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イギリス、イスラエル、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、キプロス、キルギスタン、ギリシャ、クロアチア、サンマリノ、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ共和国、デンマーク、トルクメニスタン、トルコ、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド、ポルトガル、マルタ、モナコ、モルドバ共和国、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、ルクセンブルグ、ロシア、北マケドニア

南東アジア地域

インド、インドネシア、スリランカ、タイ、ネパール、バングラデシュ、東チモール、ブータン、ミャンマー、モルディブ、朝鮮民主主義人民共和国

西太平洋地域

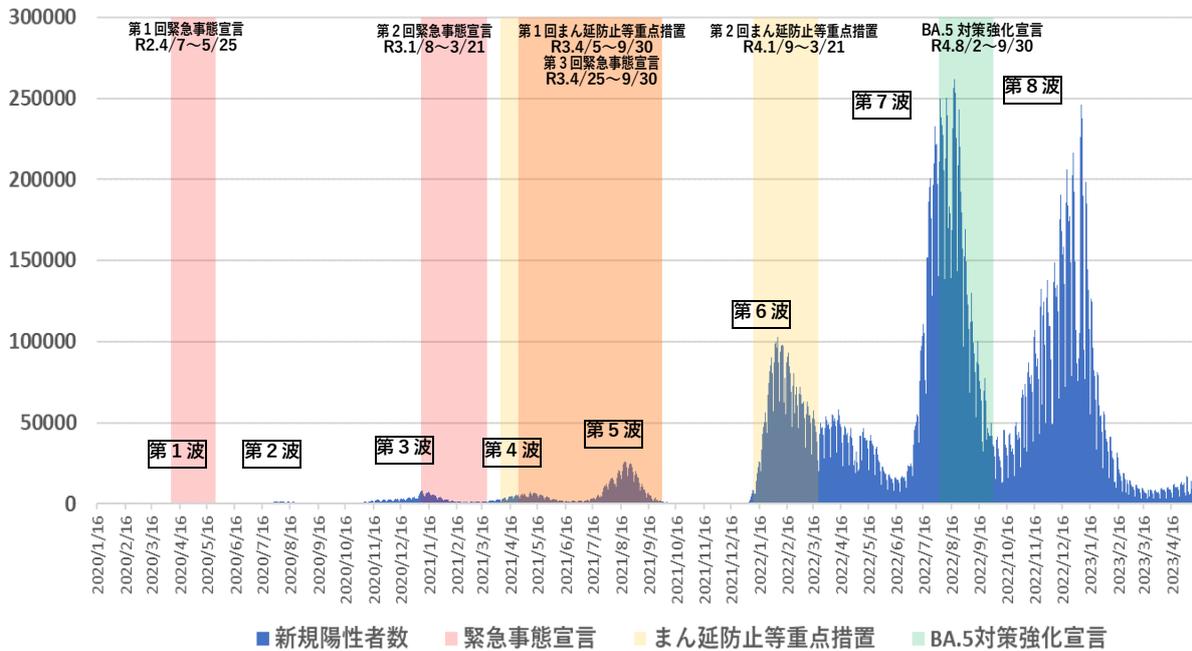
オーストラリア、カンボジア、キリバス、クック諸島、サモア、シンガポール、ソロモン諸島、ツバル、トケラウ、トンガ、ナウル、ニウエ、ニュージーランド、バヌアツ、バプアニューギニア、パラオ、フィジー、フィリピン、ブルネイ・ダルサラーム、ベトナム、マーシャル諸島、マレーシア、ミクロネシア連邦、モンゴル、ラオス、大韓民国、中華人民共和国、日本

公益社団法人 日本 WHO 協会

<https://japan-who.or.jp/about/who-where/>

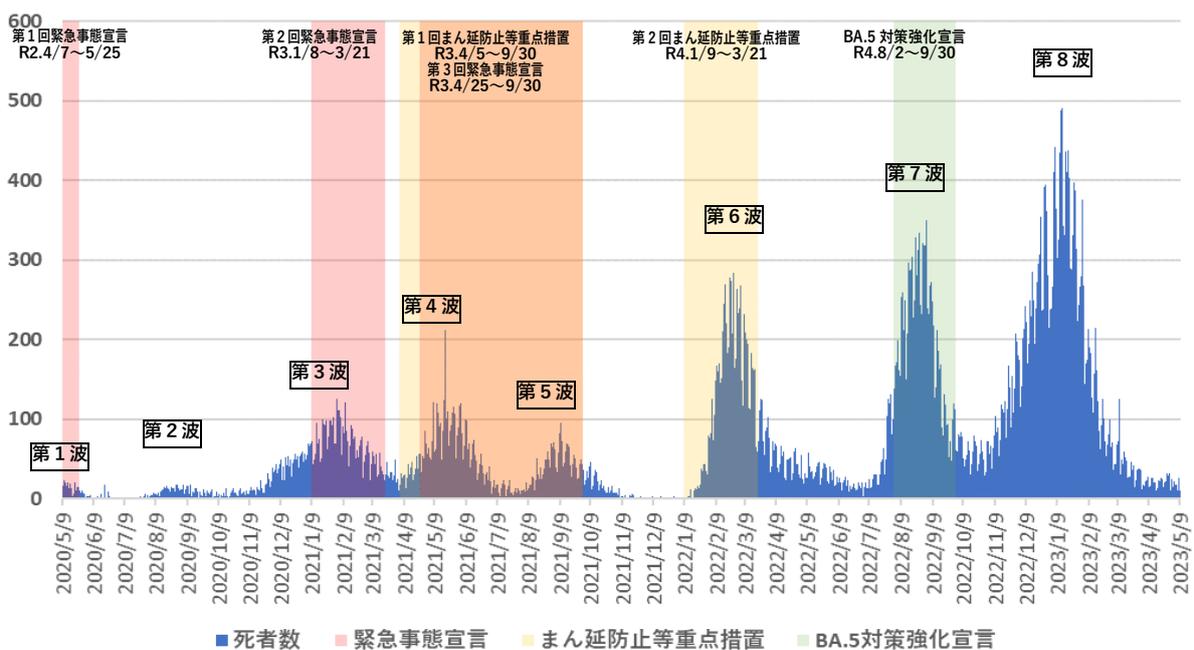
II-1-(2) 国内の感染状況等

■ 感染者数の推移（日別）



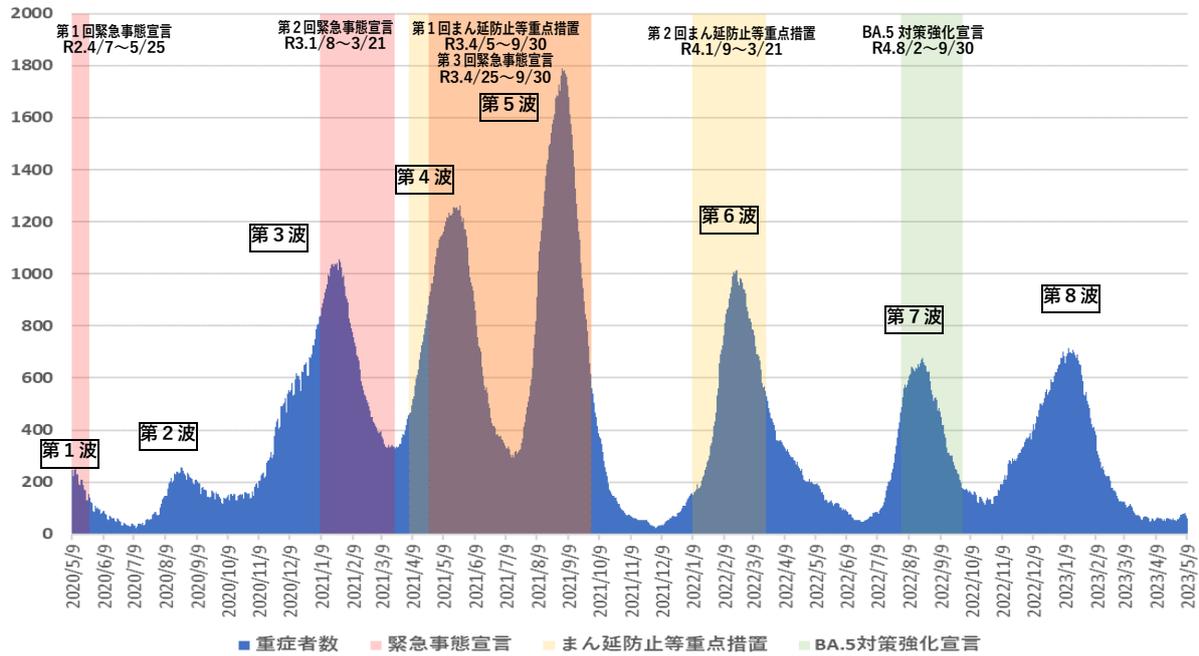
厚生労働省 データからわかる—新型コロナウイルス感染症情報—新規陽性者数の推移(日別)
<https://covid19.mhlw.go.jp/extensions/public/index.html>

■ 死者数の推移（日別）



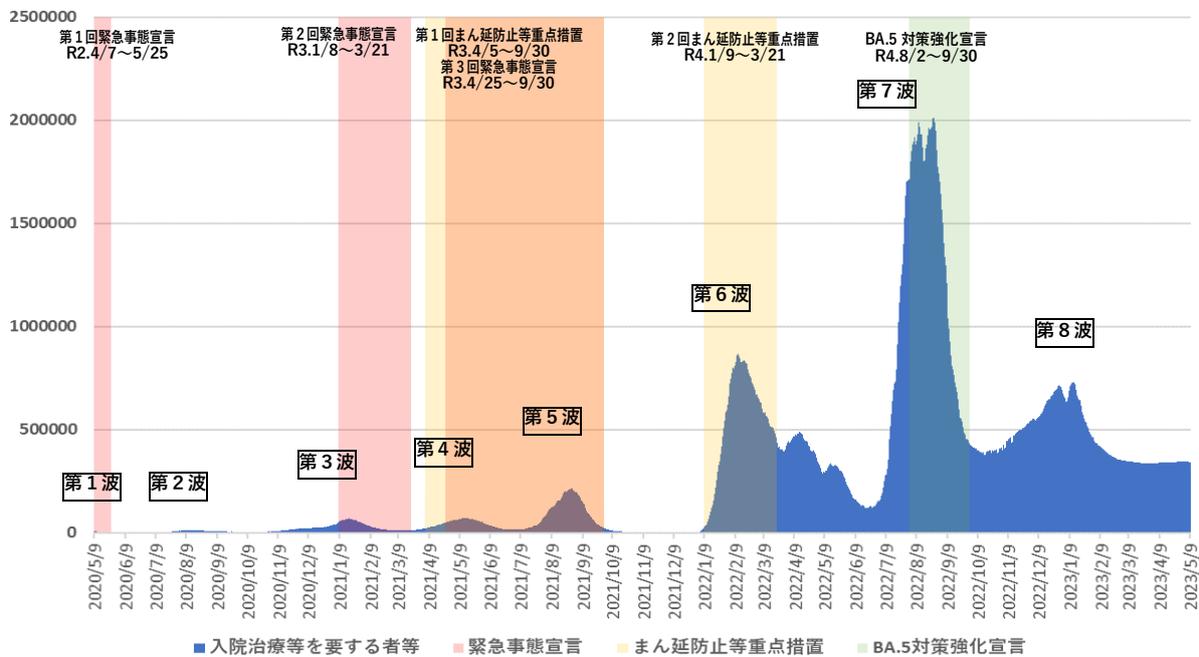
厚生労働省 データからわかる—新型コロナウイルス感染症情報—死亡者数の推移
<https://covid19.mhlw.go.jp/extensions/public/index.html>

■ 重症者数の推移（日別）



厚生労働省 データからわかる—新型コロナウイルス感染症情報—>重症者数の推移
<https://covid19.mhlw.go.jp/extensions/public/index.html>

■ 入院治療等を要する者等の推移（日別）

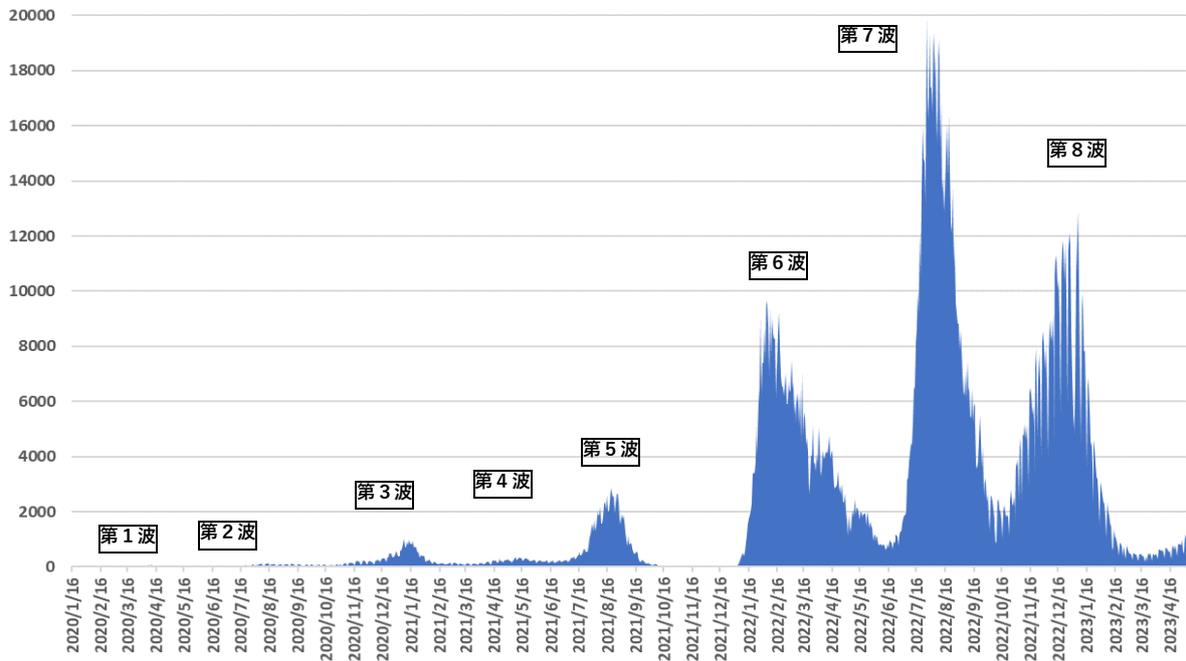


※入院治療等を要する者：入院中（調整中を含む）、宿泊療養中、自宅療養中等の者

厚生労働省 データからわかる—新型コロナウイルス感染症情報—>入院治療等を要する者等推移
<https://covid19.mhlw.go.jp/extensions/public/index.html>

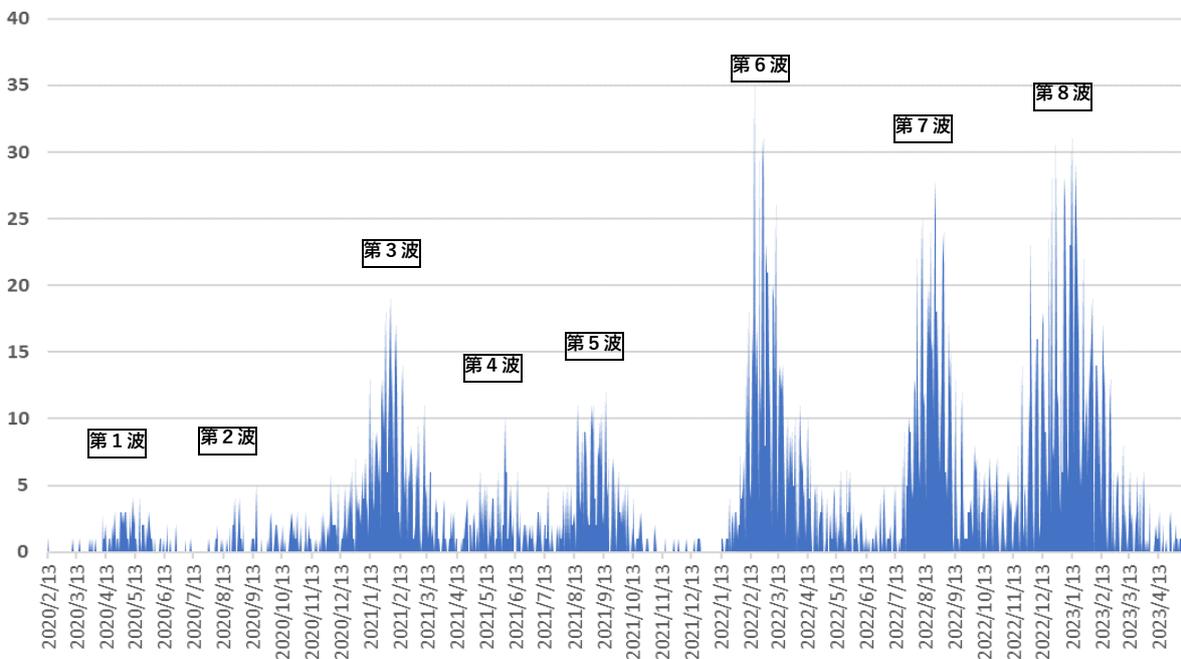
II-1-(3) 県内の感染状況等

■ 感染者数の推移（日別）



神奈川県 新型コロナデータアーカイブ>5類移行(2023年5月8日以前のデータ)>新規感染者数
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/archive/data.html>

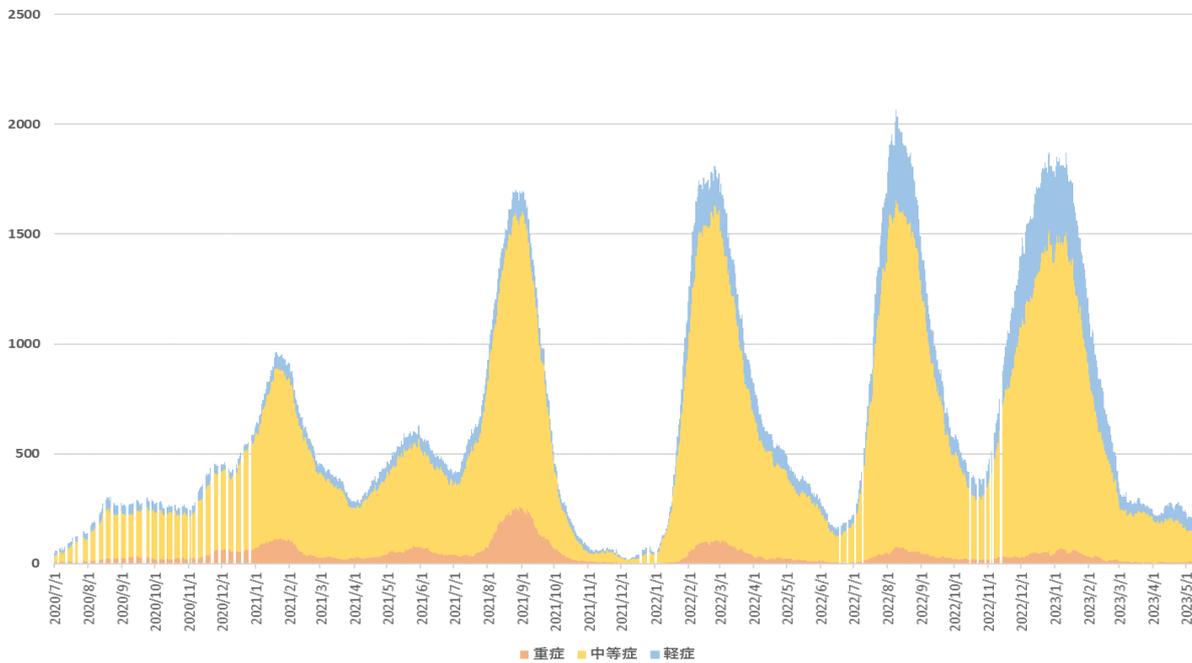
■ 死者数の推移（日別）



神奈川県 新型コロナデータアーカイブ>5類移行(2023年5月8日以前のデータ)>死亡者数（日々発生数）
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/archive/data.html>

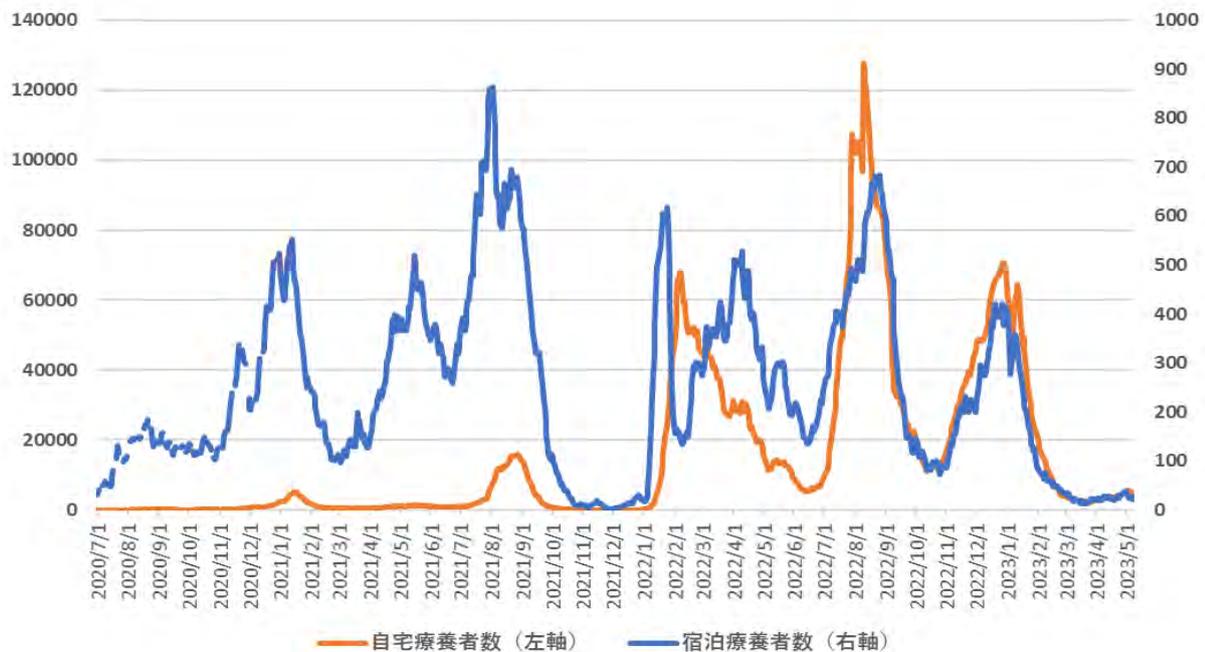
■ 療養者数の推移

【入院者】



神奈川県 新型コロナデータアーカイブ>5類移行(2023年5月8日以前のデータ)>療養者数
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/archive/data.html>

【自宅療養者・宿泊療養者】



神奈川県 新型コロナデータアーカイブ>5類移行(2023年5月8日以前のデータ)>療養者数
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/archive/data.html>

II-1-(4) 国の主な動き

令和2年

- 1月21日 新型コロナウイルス感染症対策関係閣僚会議を開催
- 30日 第1回 新型コロナウイルス感染症対策本部
新型コロナウイルス感染症対策本部を設置
- 31日 第2回 新型コロナウイルス感染症対策本部
第3回 新型コロナウイルス感染症対策本部
- 2月1日 第4回 新型コロナウイルス感染症対策本部
国内での感染拡大を防ぐため、新型コロナウイルス感染症を感染症法上の「指定感染症」に位置付け
(WHO(世界保健機関)が1月31日に「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言したことを受け当初2月7日施行予定だったものを2月1日に前倒し)。
これにより、中国湖北省に滞在歴がある外国人等について上陸拒否の措置を講じた。
- 5日 第5回 新型コロナウイルス感染症対策本部
- 6日 第6回 新型コロナウイルス感染症対策本部
- 12日 第7回 新型コロナウイルス感染症対策本部
- 13日 第8回 新型コロナウイルス感染症対策本部
感染者が多数に上がっている地域から来訪する外国人等の上陸拒否等の水際対策の強化、帰国者等への支援及び、国内感染対策の強化等のための「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」を策定
- 14日 第9回 新型コロナウイルス感染症対策本部
- 16日 第1回 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
第10回 新型コロナウイルス感染症対策本部
- 18日 第11回 新型コロナウイルス感染症対策本部
- 19日 第2回 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 23日 第12回 新型コロナウイルス感染症対策本部
- 24日 第3回 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 25日 第13回 新型コロナウイルス感染症対策本部
政府は、感染の流行の早期終息を目指しつつ、患者の増加のスピードを可能な限り抑制し、流行の規模を抑えることなど目的とした「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」を策定
- 26日 第14回 新型コロナウイルス感染症対策本部
- 27日 第15回 新型コロナウイルス感染症対策本部
首相が全国全ての小中高校に対し、3月2日から春休みまで臨時休業要請
- 29日 第4回 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 3月1日 第16回 新型コロナウイルス感染症対策本部
- 2日 第5回 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

令和2年

- 3月5日 第17回 新型コロナウイルス感染症対策本部
- 7日 第18回 新型コロナウイルス感染症対策本部
- 9日 第6回 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 10日 第19回 新型コロナウイルス感染症対策本部
- 14日 **新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正**
 新型コロナウイルス感染症の発生及びそのまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えることが懸念される状況に鑑み、新型コロナウイルス感染症を、新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する新型インフルエンザ等とみなし、同法に基づく措置を実施する必要があることから改正
- 17日 第7回 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 18日 第20回 新型コロナウイルス感染症対策本部
- 19日 第8回 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 20日 第21回 新型コロナウイルス感染症対策本部
- 23日 第22回 新型コロナウイルス感染症対策本部
- 24日 東京五輪・パラリンピック1年程度延期 (延期後五輪日程：2021年7月23日～、パラ：8月24日～)
- 26日 第23回 新型コロナウイルス感染症対策本部
 新型コロナウイルス感染症のまん延のおそれが高いことが厚生労働大臣から内閣総理大臣に報告され、新型インフルエンザ等対策特別措置法第15条第1項に基づき、政府は「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置
- 26日 第9回 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 28日 第24回 新型コロナウイルス感染症対策本部
 政府は、国民の生命を守るため、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を的確に把握し、国や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって新型コロナウイルス感染症対策をさらに進めていくため、準拠すべき統一的な指針となる「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を策定
- 4月1日 第25回 新型コロナウイルス感染症対策本部
- 1日 第10回 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 6日 第26回 新型コロナウイルス感染症対策本部
- 7日 第27回 新型コロナウイルス感染症対策本部

第1回緊急事態宣言（令和2年4月7日～5月25日）

7日 **新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言**

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき、感染が急増した東京都及び大阪府と、その近隣県である埼玉県、千葉県、神奈川県、兵庫県、それに加えて急速な感染の広がりが見られる福岡県の7都府県に対して新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態が発生した旨を宣言（4月7日から5月6日まで）
 国民への特別定額給付金や地方公共団体への地方創生臨時交付金等を盛り込んだ「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を閣議決定

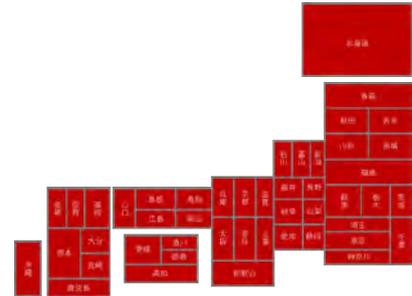


II 感染状況・経過等
 II-1 世界・国内・県内
 II-1-(4) 国の主な動き

4月11日 第28回 新型コロナウイルス感染症対策本部

16日 第29回 新型コロナウイルス感染症対策本部

5月6日まで、緊急事態宣言の区域変更
 緊急事態措置を実施すべき区域に、40道府県を追加し、
 緊急事態措置を実施すべき区域を全都道府県とした。
 <実施期間>
 令和2年4月7日（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、
 大阪府、兵庫県及び福岡県以外の道府県は同月16日）から5月6日まで



22日 第30回 新型コロナウイルス感染症対策本部

22日 第11回 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

24日 第31回 新型コロナウイルス感染症対策本部

27日 第32回 新型コロナウイルス感染症対策本部

5月1日 第12回 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

4日 第33回 新型コロナウイルス感染症対策本部

全国の感染者数は減少傾向に転じているものの、当面、
 新規感染者を減少させる取組を継続する必要があることから、
 緊急事態措置を実施すべき期間を5月31日まで延長。
 緊急事態措置を実施すべき区域を引き続き全都道府県とした。

全都道府県
 5/31まで延長



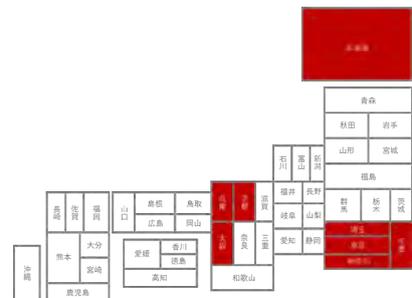
<実施期間>
 令和2年4月7日（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、
 大阪府、兵庫県及び福岡県以外の道府県は同月16日）から5月31日まで

4日 第13回 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

14日 第34回 新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更
 緊急事態措置を実施すべき区域を北海道、埼玉県、千葉県、
 東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県の8都道府県とした。

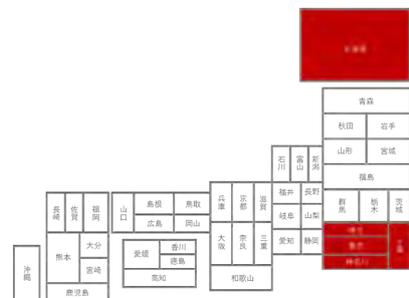
<実施期間>
 令和2年4月7日（北海道及び京都府は同月16日）から5月31日まで



14日 第14回 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

21日 第35回 新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更
 緊急事態措置を実施すべき区域を北海道、埼玉県、千葉県、
 東京都及び神奈川県の5都道県とした（京都府、大阪府及び兵庫県は解除）。



令和2年

5月25日 第36回 新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言

緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めため、特措法第32条第5項の規定に基づき、緊急事態が終了した旨を宣言

第1回緊急事態宣言 終了（5月25日）

	4月	5月
東京都	4/7→	→5/25
埼玉県	4/7→	→5/25
千葉県	4/7→	→5/25
神奈川県	4/7→	→5/25
大阪府	4/7→	→5/20
兵庫県	4/7→	→5/20
京都府	4/16→	→5/20
福岡県	4/7→	→5/13
北海道	4/16→	→5/25
その他38県	4/16→	→5/13

- 29日 第15回 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 6月4日 第37回 新型コロナウイルス感染症対策本部
- 12日 第16回 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 18日 第38回 新型コロナウイルス感染症対策本部
- 19日 第17回 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議
- 6月19日 県境超えの移動制限を解除、また、厚生労働省は、新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」の運用を開始
- 29日 第39回 新型コロナウイルス感染症対策本部
- 7月3日 第40回 新型コロナウイルス感染症対策本部
- 22日 第41回 新型コロナウイルス感染症対策本部
GoToトラベルキャンペーン開始（東京都を除く）
- 28日 「飲食店等におけるクラスター発生防止のための総合的取組」（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）
 - ガイドライン遵守の徹底
 - 飲食店等の利用者が自分で自分の身を守る行動をとってもらうための取組
 - 職場や大学等における感染防止対策
 - 感染拡大を防止するための飲食店等の公表
- 8月7日 今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安について（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡発出）

- 【目標】医療・公衆衛生・経済が両立しうる範囲で、
- ①十分に制御可能なレベルに感染を抑制し、死亡者・重症者数を最小化
 - ②迅速に対応し、感染レベルをなるべく早期に減少へと転じさせる

ステージⅠ	感染者の散発的発生・医療提供体制に特段の支障なし
ステージⅡ	感染者の漸増・医療提供体制への負荷蓄積段階
ステージⅢ	感染者の急増・医療提供体制への支障回避の対応必要
ステージⅣ	爆発的な感染拡大・医療提供体制の機能不全回避の対応必要

	医療提供体制等の負荷		②療養者数注4	③PCR陽性率	感染の状況		
	①病床のひっ迫具合注3				④新規報告数	⑤直近一週間と先週一週間の比較	⑥感染経路不明割合
	病床全体	うち重症者用病床					
ステージⅢの指標	・最大確保病床の占有率 1/5以上 ・現時点の確保病床数の占有率1/4以上 <small>※最大確保病床とは、都道府県がピーク時に向けて確保しようとしている病床数をいう。現時点の確保病床数とは、現時点において都道府県が医療機関と調整を行い、確保している病床数であり、直近に追加確保できる見込みがある場合はその病床分も追加して確認する。</small>	・最大確保病床の占有率 1/5以上 ・現時点の確保病床数の占有率1/4以上	人口10万人当たりの全療養者数15人以上 <small>※全療養者：入院者、自宅・宿泊療養者等を含めた数</small>	10%	15人/10万人/週以上	直近一週間が先週一週間より多い。	50%
ステージⅣの指標	・最大確保病床の占有率 1/2以上	・最大確保病床の占有率 1/2以上	人口10万人当たりの全療養者数25人以上 <small>※全療養者：入院者、自宅・宿泊療養者等を含めた数</small>	10%	25人/10万人/週以上	直近一週間が先週一週間より多い。	50%

- 8月24日 政府は、イベントの参加人数の上限5000人について、「8月末まで」としてきたその期限を「9月末まで」継続
- 28日 第42回 新型コロナウイルス感染症対策本部
- 9月25日 第43回 新型コロナウイルス感染症対策本部
- 10月1日 GoTo トラベルキャンペーンに東京発着を追加、GoTo イート開始
- 30日 第44回 新型コロナウイルス感染症対策本部
- 11月10日 第45回 新型コロナウイルス感染症対策本部
- 16日 第46回 新型コロナウイルス感染症対策本部
- 21日 第47回 新型コロナウイルス感染症対策本部
- 24日 感染が拡大している札幌市と大阪市を目的地とする旅行を12月15日までの3週間除外し、11月27日、当該2市を出発地とする旅行の自粛を要請
- 27日 第48回 新型コロナウイルス感染症対策本部
- 12月8日 地方創生臨時交付金の拡充等を盛り込んだ「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を閣議決定
- 14日 第49回 新型コロナウイルス感染症対策本部
- 28日 第50回 新型コロナウイルス感染症対策本部
- GoTo トラベルキャンペーン全国一斉停止（1月11日まで）

令和3年

1月7日 第51回 新型コロナウイルス感染症対策本部

第2回緊急事態宣言（令和3年1月8日～3月21日）

8日 新型コロナウイルス感染症**緊急事態宣言**

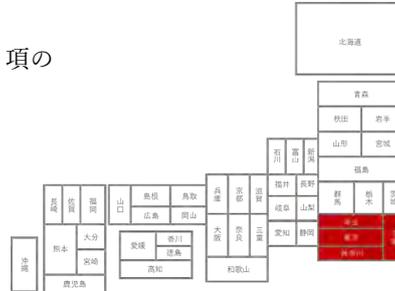
新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき、緊急事態宣言を行った。

<実施期間>

令和3年1月8日から令和3年2月7日

<措置区域>

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県



13日 第52回 新型コロナウイルス感染症対策本部

緊急事態宣言の措置区域変更

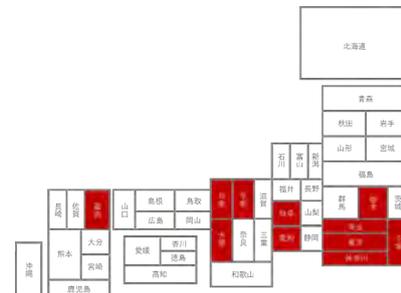
新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第3項の規定に基づき、緊急事態措置区域を変更

<実施期間>

令和3年1月8日（栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県は同月14日）から令和3年2月7日

<措置区域>

栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県



22日 第53回 新型コロナウイルス感染症対策本部

2月2日 第54回 新型コロナウイルス感染症対策本部

緊急事態宣言の期間延長及び措置区域変更

（適用日：2月8日）

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第3項の規定に基づき、緊急事態措置区域を10都府県（栃木県は解除）に変更と期間延長

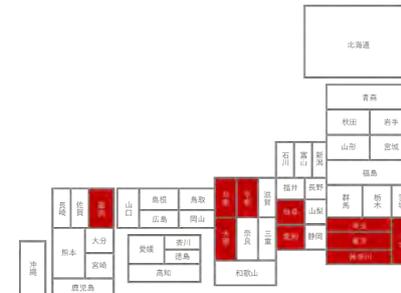
<実施期間>

令和3年1月8日（岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県は同月14日）から

令和3年3月7日

<措置区域>

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県



3日 新型インフルエンザ等対策特別措置法一部改正公布（13日施行）

「まん延防止等重点措置」創設

12日 第55回 新型コロナウイルス感染症対策本部

26日 第56回 新型コロナウイルス感染症対策本部

緊急事態宣言の措置区域変更

（適用日：3月1日）

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第3項の規定に基づき、緊急事態措置区域を関東1都3県（岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県は解除）に変更

<実施期間>

令和3年1月8日から令和3年3月7日

<措置区域>

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県



II 感染状況・経過等
 II-1 世界・国内・県内
 II-1-(4) 国の主な動き

3月5日 第57回 新型コロナウイルス感染症対策本部
緊急事態宣言の期間延長
 (適用日: 3月8日)

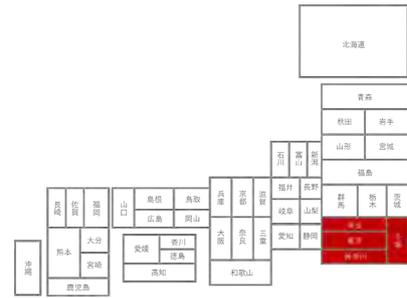
新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第3項の規定に基づき、緊急事態措置の期間延長

<実施期間>

令和3年1月8日から令和3年3月21日

<措置区域>

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県



18日 第58回 新型コロナウイルス感染症対策本部

21日 新型コロナウイルス感染症**緊急事態の終了**

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき、緊急事態措置の実施期間を令和3年3月21日で終了

第2回緊急事態宣言 終了 (3月21日)

	1月	2月	3月
栃木県		1/14→	-2/7
埼玉県	1/8→		-3/21
千葉県	1/8→		-3/21
東京都	1/8→		-3/21
神奈川県	1/8→		-3/21
岐阜県		1/14→	-2/28
愛知県		1/14→	-2/28
京都府		1/14→	-2/28
大阪府		1/14→	-2/28
兵庫県		1/14→	-2/28
福岡県		1/14→	-2/28

4月1日 第59回 新型コロナウイルス感染症対策本部

第1回まん延防止等重点措置 (令和3年4月5日~9月30日)

5日 新型コロナウイルス感染症**まん延防止等重点措置**

新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第1項の規定に基づき、まん延防止等重点措置実施

<実施期間>

令和3年4月5日から令和3年5月5日

<措置区域>

宮城県、大阪府、兵庫県



9日 第60回 新型コロナウイルス感染症対策本部

まん延防止等重点措置の措置区域変更

新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第3項の規定に基づき、まん延防止等重点措置の区域変更

<実施期間>

令和3年4月5日から令和3年5月11日

宮城県、大阪府、兵庫県は令和3年4月5日から5月5日

京都府、沖縄県は令和3年4月12日から5月5日

東京都は、令和3年4月12日から5月11日

<措置区域>

宮城県、東京都、京都府、大阪府、

兵庫県、沖縄県



令和3年

4月15日 第2回新型コロナウイルス感染症対策分科会
 感染再拡大（リバウンド）防止に向けた指標と考え方に関する提言（案）
 ステージ判断のための指標

	医療提供体制等の負荷				感染の状況			
	①医療の逼迫具合				②感染者数 /10万人以上	③PCR陽性率 %	④新規陽性者数 /10万人/週以上	⑤感染経路 不明割合
	入院医療		重症者用病床					
ステージⅡ の指標	確保病床の 使用率 20%以上	入院率 40%以下	確保病床の 使用率 20%以上	20人 /10万人以上	5%以上	15人 /10万人/週以上	50% 以上	
ステージⅢ の指標	確保病床の 使用率 50%以上	入院率 25%以下	確保病床の 使用率 50%以上	30人 /10万人以上	10%以上	25人 /10万人/週以上	50% 以上	

16日 第61回 新型コロナウイルス感染症対策本部
まん延防止等重点措置の措置区域変更
 新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4
 第3項の規定に基づき、まん延防止等重点措置の区域変更
 <実施期間>
 令和3年4月5日から令和3年5月11日
 宮城県、大阪府、兵庫県は令和3年4月5日から5月5日
 京都府、沖縄県は令和3年4月12日から5月5日
 東京都は令和3年4月12日から5月11日
 埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県は
 令和3年4月20日から5月11日
 <措置区域>

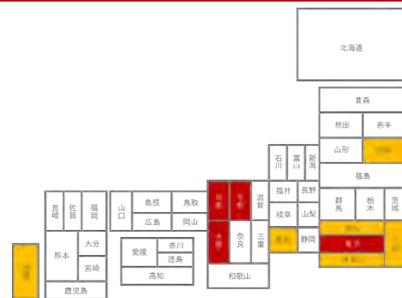


宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、
 愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、沖縄県

23日 第62回 新型コロナウイルス感染症対策本部

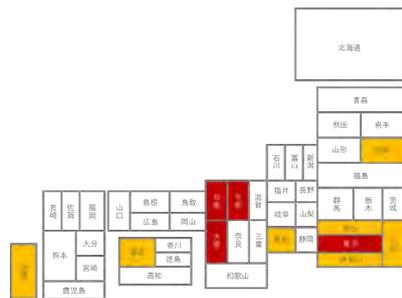
第3回緊急事態宣言（令和3年4月25日～9月30日）

25日 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言
 新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条
 第1項の規定に基づき、緊急事態宣言を行った。
 <実施期間>
 令和3年4月25日から令和3年5月11日
 <措置区域>
 東京都、京都府、大阪府、兵庫県



25日 **まん延防止等重点措置の期間延長及び措置区域変更**

新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4
 第3項の規定に基づき、まん延防止等重点措置の区域変更
 <実施期間>
 令和3年4月5日から令和3年5月11日
 宮城県は令和3年4月5日から5月11日
 沖縄県は令和3年4月12日から5月11日
 埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県は
 令和3年4月20日から5月11日
 愛媛県は令和3年4月25日から5月11日
 <措置区域>
 宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、
 愛媛県、沖縄県



令和3年

5月19日 第65回 新型コロナウイルス感染症対策本部

21日 第66回 新型コロナウイルス感染症対策本部

緊急事態宣言の期間延長及び措置区域変更

(適用日：5月23日)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第3項の規定に基づき、緊急事態措置区域の期間延長と措置区域変更

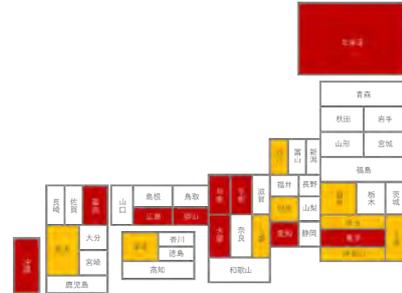
<実施期間>

令和3年4月25日(愛知県、福岡県は同年5月12日、北海道、岡山県、広島県は同月16日、沖縄県は同月23日)から令和3年6月20日

(北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県は5月31日)

<措置区域>

北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、沖縄県



21日 **まん延防止等重点措置の措置区域変更 (適用日：5月23日)**

新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第3項の規定に基づき、まん延防止等重点措置の区域変更

<実施期間>

令和3年4月5日から令和3年6月13日

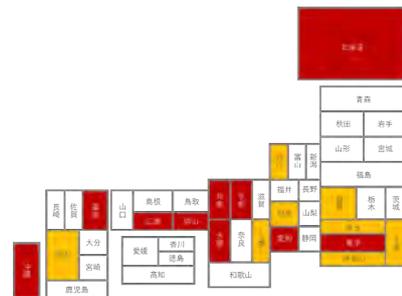
埼玉県、千葉県、神奈川県は令和3年4月20日から5月31日

岐阜県、三重県は令和3年5月9日から5月31日

群馬県、石川県、熊本県は令和3年5月16日から6月13日

<措置区域>

群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、三重県、熊本県 (愛媛県解除)



28日 第67回 新型コロナウイルス感染症対策本部

緊急事態宣言の期間延長 (適用日：6月1日)

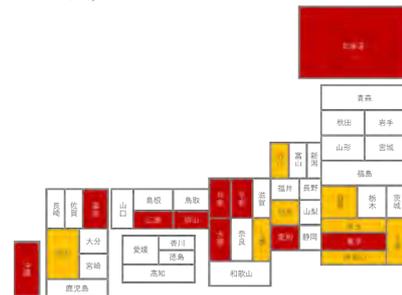
新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第3項の規定に基づき、緊急事態措置区域の期間延長(沖縄県以外の9都道府県を沖縄県と同じ6月20日まで延長)

<実施期間>

令和3年4月25日(愛知県、福岡県は同年5月12日、北海道、岡山県、広島県は同月16日、沖縄県は同月23日)から令和3年6月20日

<措置区域>

北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、沖縄県



28日 **まん延防止等重点措置の期間延長**

新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第3項の規定に基づき、まん延防止等重点措置の期間延長及び区域変更

<実施期間>

令和3年4月5日から令和3年6月20日

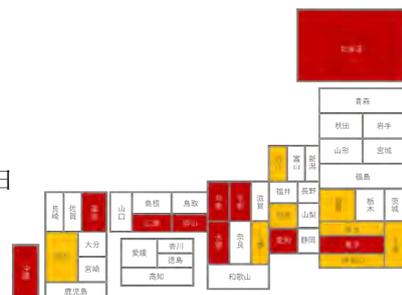
埼玉県、千葉県、神奈川県は令和3年4月20日から6月20日

岐阜県、三重県は令和3年5月9日から6月20日

群馬県、石川県、熊本県は令和3年5月16日から6月13日

<措置区域>

群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、三重県、熊本県



6月10日 第68回 新型コロナウイルス感染症対策本部

まん延防止等重点措置の措置区域変更（適用日：6月14日）

新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第3項の規定に基づき、まん延防止等重点措置の期間延長及び区域変更

<実施期間>

令和3年4月5日から令和3年6月20日

埼玉県、千葉県、神奈川県は

令和3年4月20日から6月20日

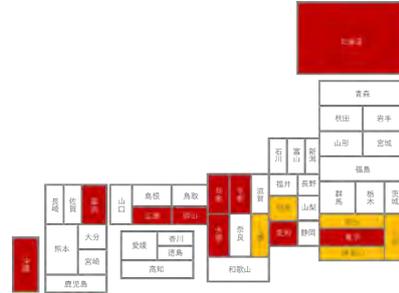
岐阜県、三重県は

令和3年5月9日から6月20日

<措置区域>

埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県

（群馬県、石川県、熊本県解除）



17日 第69回 新型コロナウイルス感染症対策本部

緊急事態宣言の期間延長及び措置区域変更（適用日：6月21日）

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条

第3項の規定に基づき、緊急事態措置区域の期間延長と

措置区域変更

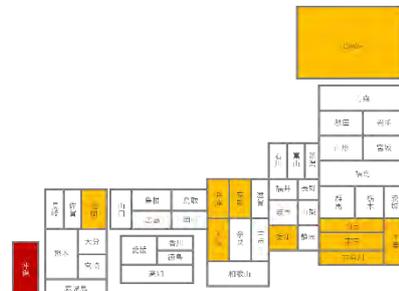
<実施期間>

令和3年4月25日

（沖縄県は同年5月23日）から令和3年7月11日

<措置区域>

沖縄県



まん延防止等重点措置の措置区域変更（適用日：6月21日）

新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第3項の規定に基づき、まん延防止等重点措置の期間延長及び区域変更

<実施期間>

令和3年4月5日から令和3年7月11日

埼玉県、千葉県、神奈川県は令和3年4月20日から7月11日

北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県は令和3年6月21日から

7月11日

<措置区域>

北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県

7月8日 第70回 新型コロナウイルス感染症対策本部

緊急事態宣言の期間延長及び措置区域変更（適用日：7月12日）

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第3項の規定

に基づき、緊急事態措置区域の期間延長と措置区域変更

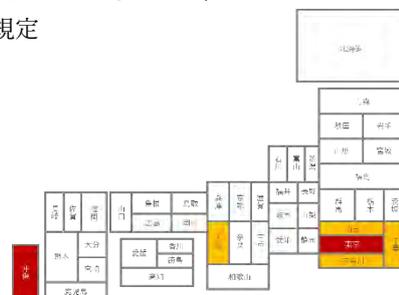
<実施期間>

令和3年4月25日（沖縄県は同年5月23日、

東京都は同年7月12日）から令和3年8月22日

<措置区域>

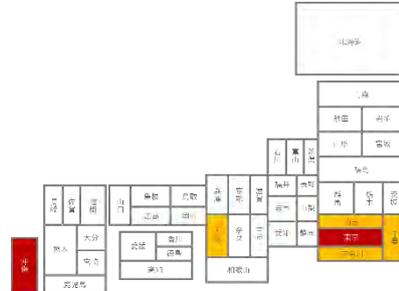
東京都、沖縄県



令和3年

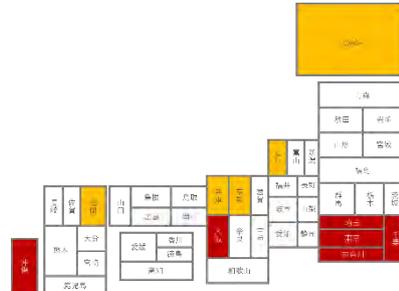
7月8日 まん延防止等重点措置の期間延長及び措置区域変更
 (適用日：7月12日)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第3項の規定に基づき、まん延防止等重点措置の期間延長及び区域変更
 <実施期間>
 令和3年4月5日から令和3年8月22日
 埼玉県、千葉県、神奈川県は令和3年4月20日から8月22日
 大阪府は令和3年6月21日から8月22日
 <措置区域>
 埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府



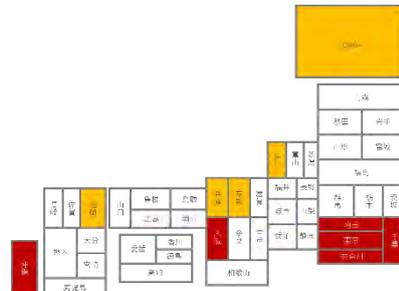
30日 第71回 新型コロナウイルス感染症対策本部
 緊急事態宣言の期間延長及び措置区域変更
 (適用日：8月2日)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第3項の規定に基づき、緊急事態措置区域の期間延長と措置区域変更
 <実施期間>
 令和3年4月25日
 (沖縄県は同年5月23日、東京都は同年7月12日、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府は同年8月2日)から令和3年8月31日
 <措置区域>
 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、沖縄県



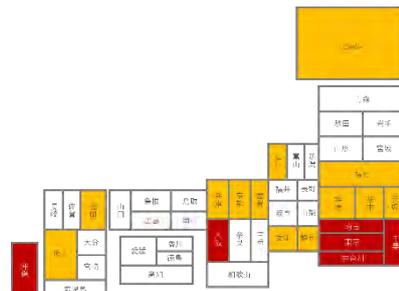
30日 まん延防止等重点措置の措置区域変更
 (適用日：8月2日)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第3項の規定に基づき、まん延防止等重点措置の期間延長及び区域変更
 <実施期間>
 令和3年8月2日から令和3年8月31日
 <措置区域>
 北海道、石川県、京都府、兵庫県、福岡県



8月5日 第72回 新型コロナウイルス感染症対策本部
 まん延防止等重点措置の措置区域変更

新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第3項の規定に基づき、まん延防止等重点措置の期間延長及び区域変更
 <実施期間>
 令和3年8月2日から令和3年8月31日
 北海道、石川県、京都府、兵庫県、福岡県は令和3年8月2日から8月31日
 福島県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、愛知県、滋賀県、熊本県は令和3年8月8日から8月31日
 <措置区域>
 北海道、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、石川県、静岡県、愛知県、滋賀県、京都府、兵庫県、福岡県、熊本県



8月17日 第73回 新型コロナウイルス感染症対策本部

緊急事態宣言の期間延長及び措置区域変更

(適用日：8月20日)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第3項の規定に基づき、緊急事態措置区域の期間延長と措置区域変更

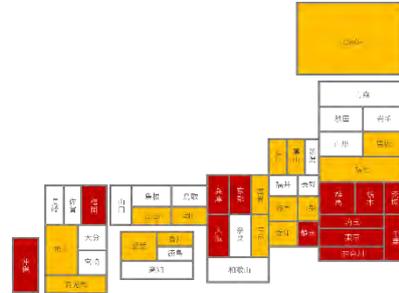
<実施期間>

令和3年4月25日

(沖縄県は同年5月23日、
 東京都は同年7月12日、
 埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府は
 同年8月2日、
 茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、
京都府、兵庫県、福岡県は同月20日)
 から令和3年9月12日

<措置区域>

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、
 神奈川県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県、沖縄県



17日 **まん延防止等重点措置の期間延長及び措置区域変更**

(適用日：8月20日)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第3項の規定に基づき、まん延防止等重点措置の期間延長及び区域変更

<実施期間>

令和3年8月2日から令和3年9月12日

北海道、石川県は令和3年8月2日から9月12日

福島県、愛知県、滋賀県、熊本県は

令和3年8月8日から9月12日

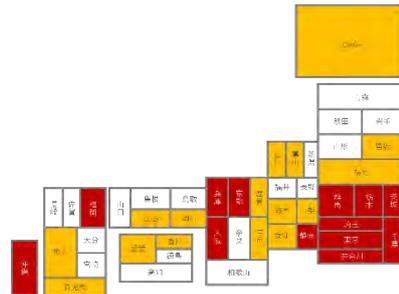
宮崎県、富山県、山梨県、岐阜県、三重県、

岡山県、広島県、香川県、愛媛県、鹿児島県は

令和3年8月20日から9月12日

<措置区域>

北海道、宮城県、福島県、富山県、石川県、山梨県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、熊本県、鹿児島県



24日 第74回 新型コロナウイルス感染症対策本部

25日 第75回 新型コロナウイルス感染症対策本部

緊急事態宣言の期間延長及び措置区域変更

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第3項の規定に基づき、緊急事態措置区域の期間延長と措置区域変更

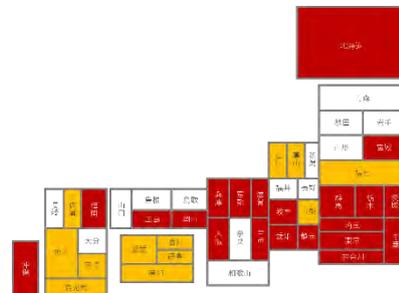
<実施期間>

令和3年4月25日

(沖縄県は同年5月23日、東京都は同年7月12日、
 埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府は同年8月2日、
 茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、
 京都府、兵庫県、福岡県は同月20日、
北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、
 滋賀県、岡山県、広島県は同月27日) から
 令和3年9月12日

<措置区域>

北海道、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、
 愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、沖縄県



令和3年

8月25日 まん延防止等重点措置の期間延長及び措置区域変更

(適用日：8月27日)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第3項の規定に基づき、まん延防止等重点措置の期間延長及び区域変更

<実施期間>

令和3年8月2日から令和3年9月12日

石川県は令和3年8月2日から9月12日

福島県、熊本県は令和3年8月8日から9月12日

富山県、山梨県、香川県、愛媛県、鹿児島県は

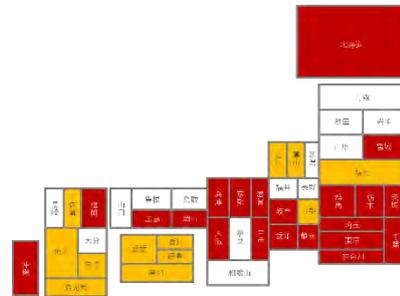
令和3年8月20日から9月12日

高知県、佐賀県、長崎県、宮崎県は

令和3年8月27日から9月12日

<措置区域>

福島県、富山県、石川県、山梨県、香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県



9月9日 第76回 新型コロナウイルス感染症対策本部

緊急事態宣言の期間延長及び措置区域変更

(適用日：9月13日)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第3項の規定に基づき、緊急事態措置区域の期間延長と措置区域変更

<実施期間>

令和3年4月25日

(沖縄県は同年5月23日、東京都は同年7月12日、

埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府は同年8月2日、

茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県、

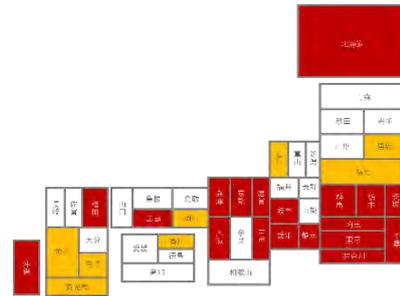
福岡県は同月20日、

北海道、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、広島県は

同月27日) から令和3年9月30日

<措置区域>

北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県、沖縄県



9日 まん延防止等重点措置の期間延長及び措置区域変更

(適用日：9月13日)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第3項の規定に基づき、まん延防止等重点措置の期間延長及び区域変更

<実施期間>

令和3年8月2日から令和3年9月30日

石川県は令和3年8月2日から9月30日

福島県、熊本県は令和3年8月8日から9月30日

香川県、鹿児島県は

令和3年8月20日から9月30日

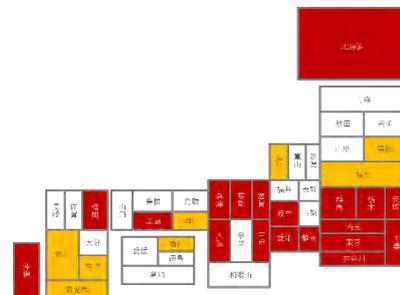
宮崎県は令和3年8月27日から9月30日

宮城県、岡山県は

令和3年9月13日から9月30日

<措置区域>

宮城県、福島県、石川県、岡山県、香川県、熊本県、宮崎県、鹿児島県



9月28日 第77回 新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症緊急事態終了

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣言について、緊急事態措置を実施すべき期間とされている令和3年9月30日をもって、緊急事態が終了

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置終了

新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第1項の規定に基づくまん延防止等重点措置について、まん延防止等重点措置を実施すべき期間とされている令和3年9月30日をもって、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態を終了

第3回緊急事態宣言 終了（9月30日）

第1回まん延防止等重点措置 終了（9月30日）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
北海道		5/9→ →5/15	5/16→	6/21→ →7/11	8/2→	8/27→ →9/30
宮城県	4/5→	→5/11			8/20→ →8/26	8/27→ →9/12 9/13→ →9/30
福島県					8/8→	→9/30
茨城県					8/8→ →8/19	8/20→ →9/30
栃木県					8/8→ →8/19	8/20→ →9/30
群馬県		5/16→	→6/13		8/8→ →8/19	8/20→ →9/30
埼玉県	4/20→			→8/1	8/2→	→9/30
千葉県	4/20→			→8/1	8/2→	→9/30
東京都	4/12→ →4/24	4/25→	→6/20	6/21→ →7/11	7/12→	→9/30
神奈川県	4/20→			→8/1	8/2→	→9/30
富山県					8/20→	→9/12
石川県		5/16→	→6/13		8/2→	→9/30
山梨県					8/20→	→9/12
岐阜県		5/9→	→6/20		8/20→ →8/26	8/27→ →9/30
静岡県					8/8→	1/14→ →9/30
愛知県	4/20→ →5/11	5/12→	→6/20	6/21→ →7/11	8/8→	→8/26 8/27→ →9/30
三重県		5/9→	→6/20		8/20→ →8/26	8/27→ →9/30
滋賀県					8/8→	→8/26 8/27→ →9/30
京都府	4/12→ →4/24	4/25→	→6/20	6/21→ →7/11	8/2→ →8/19	8/20→ →9/30
大阪府	4/5→ →4/24	4/25→	→6/20	6/21→	→8/1 8/2→	→9/30
兵庫県	4/5→ →4/24	4/25→	→6/20	6/21→ →7/11	8/2→ →8/19	8/20→ →9/30
岡山県		5/16→	→6/20		8/20→ →8/26	8/27→ →9/12 9/13→ →9/30
広島県		5/16→	→6/20		8/20→ →8/26	8/27→ →9/30
香川県					8/20→	→9/30
愛媛県	4/25→	→5/22			8/20→	→9/12
高知県						8/27→ →9/12
福岡県		5/12→	→6/20	6/21→ →7/11	8/2→ →8/19	8/20→ →9/30
佐賀県						8/27→ →9/12
長崎県						8/27→ →9/12
熊本県		5/16→	→6/13		8/8→	→9/30
宮崎県						8/27→ →9/30
鹿児島県					8/20→	→9/30
沖縄県	4/12→	→5/22	5/23→			→9/30

令和3年

10月8日 第78回 新型コロナウイルス感染症対策本部
 新型コロナウイルス感染症 緊急事態宣言の実施状況に関する報告（案）

15日 第79回 新型コロナウイルス感染症対策本部
 「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」の骨格
 今後の感染拡大に備えた対策強化のポイント

11月12日 第80回 新型コロナウイルス感染症対策本部
 次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像（案）
 次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像（概要）
 新たなレベル分類の考え方

19日 第81回 新型コロナウイルス感染症対策本部
 ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日）において、緊急事態宣言の発出等の判断に当たっては、11月8日のコロナ分科会提言において示された新たなレベル分類を基本とした考え方を決定

レベル	状況
レベル4 避けたいレベル	一般医療を大きく制限しても、新型コロナに対応できない
レベル3 対策を強化すべきレベル	一般医療を相当程度制限しないと、新型コロナ対応ができず、医療が必要な人へ対応不可
レベル2 警戒を強化すべきレベル	医療への負荷が生じるが、病床拡大で、医療が必要な人への適切な対応可
レベル1 維持すべきレベル	安定的に一般医療が確保され、新型コロナに対応可
レベル0 感染者ゼロレベル	新規感染者ゼロを維持

・ワクチン・検査パッケージ制度要綱（案）

12月1日 第82回 新型コロナウイルス感染症対策本部
 水際対策に係る措置

【参考】令和3年 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置期間（都道府県別）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
北海道					5/9→ 5/15	5/16→ →6/20	6/21→ →7/11	8/2→ →8/26	8/27→ →9/30	
青森県										
岩手県										
宮城県				4/5→ →5/11				8/2 /26	8/27→ →9/12	9/13→ →9/30
秋田県										
山形県										
福島県								8/8→	→9/30	
茨城県								8/8→ →8/19	8/20→ →9/30	
栃木県	1/14→ →2/7							8/8→ →8/19	8/20→ →9/30	
群馬県					5/16→ →6/13			8/8→ →8/19	8/20→ →9/30	
埼玉県	1/8→	→3/21		4/20→			→8/1	8/2→	→9/30	
千葉県	1/8→	→3/21		4/20→			→8/1	8/2→	→9/30	
東京都	1/8→	→3/21		4/12→ →4/24	4/25→	→6/20	6/21→ →7/11	7/12→	→9/30	
神奈川県	1/8→	→3/21		4/20→			→8/1	8/2→	→9/30	
新潟県										
富山県								8/20→	→9/12	
石川県					5/16→ →6/13			8/2→	→9/30	
福井県										
山梨県								8/20→	→9/12	
長野県										
岐阜県	1/14→	→2/28			5/9→ →6/20			8/2 /26	8/27→ →9/30	
静岡県								8/8→	1/14→ →9/30	
愛知県	1/14→	→2/28		4/20→ →5/11	5/12→	→6/20	6/21→ →7/11	8/8→ →8/26	8/27→ →9/30	
三重県					5/9→	→6/20		8/2 /26	8/27→ →9/30	
滋賀県								8/8→ →8/26	8/27→ →9/30	
京都府	1/14→	→2/28		4/12→ →4/24	4/25→	→6/20	6/21→ →7/11	8/2→ →8/19	8/20→ →9/30	
大阪府	1/14→	→2/28		4/5→ →4/24	4/25→	→6/20	6/21→	→8/1	8/2→ →9/30	
兵庫県	1/14→	→2/28		4/5→ →4/24	4/25→	→6/20	6/21→ →7/11	8/2→ →8/19	8/20→ →9/30	
奈良県										
和歌山県										
鳥取県										
島根県										
岡山県					5/16→ →6/20			8/2 /26	8/27→ →9/12	9/13 /30
広島県					5/16→ →6/20			8/2 /26	8/27→ →9/30	
山口県										
徳島県										
香川県								8/20→	→9/30	
愛媛県				4/25→ →5/22				8/20→	→9/12	
高知県								8/27→ →9/12		
福岡県	1/14→	→2/28			5/12→ →6/20	6/21→ →7/11		8/2→ →8/19	8/20→ →9/30	
佐賀県									8/27→ →9/12	
長崎県									8/27→ →9/12	
熊本県					5/16→ →6/13			8/8→	→9/30	
大分県										
宮崎県								8/27→	→9/30	
鹿児島県								8/20→	→9/30	
沖縄県				4/12→	→5/22	5/23→			→9/30	

令和4年

令和4年

1月7日 第83回 新型コロナウイルス感染症対策本部

・ まん延防止等重点措置に関する公示（案）

広島県、山口県、沖縄県へ適用（1/9～1/31）

第2回まん延防止等重点措置（1月9日～3月21日）

14日 オミクロン株濃厚接触者の待機期間変更

14日から10日に短縮、自治体の判断により社会機能維持に必要な事業者は10日を待たずに解除可能（厚生労働省事務連絡令和4年1月14日改正）

19日 第84回 新型コロナウイルス感染症対策本部

・ まん延防止等重点措置区域変更

群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県へ適用（1/21～2/13）

25日 第85回 新型コロナウイルス感染症対策本部（持ち回り）

・ まん延防止等重点措置区域変更

北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、福岡県、佐賀県、大分県、鹿児島県へ適用（1/27～2/20）

・ まん延防止等重点措置期間延長

広島県、山口県、沖縄県（～2/20）

28日 オミクロン株濃厚接触者の待機期間変更

10日から7日に短縮、自治体の判断により社会機能維持に必要な事業者は、2日にわたる検査が陰性であった場合に、5日目に解除可能（厚生労働省事務連絡令和4年1月28日改正）

2月3日 第86回 新型コロナウイルス感染症対策本部（持ち回り）

・ まん延防止等重点措置区域変更

和歌山県へ適用（2/5～2/27）

10日 第87回 新型コロナウイルス感染症対策本部

・ まん延防止等重点措置区域変更

高知県（2/12～3/6）

・ まん延防止等重点措置期間延長

群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、岐阜県、愛知県、三重県、香川県、長崎県、熊本県、宮崎県（～3/6）

・ 基本的対処方針変更

18日 第88回 新型コロナウイルス感染症対策本部（持ち回り）

・ まん延防止等重点措置期間延長

広島県、和歌山県、北海道、青森県、福島県、茨城県、栃木県、石川県、長野県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、福岡県、佐賀県、鹿児島県（～3/6）

3月4日 第89回 新型コロナウイルス感染症対策本部（持ち回り）

・ まん延防止等重点措置期間延長

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、群馬県、愛知県、岐阜県、香川県、熊本県、北海道、青森県、茨城県、栃木県、石川県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県（～3/21）

3月17日 第90回 新型コロナウイルス感染症対策本部（持ち回り）

第2回まん延防止等重点措置 終了（3月21日）

4月6日 第91回 新型コロナウイルス感染症対策本部（持ち回り）

5月23日 第92回 新型コロナウイルス感染症対策本部（持ち回り）

6月17日 第93回 新型コロナウイルス感染症対策本部

7月15日 第94回 新型コロナウイルス感染症対策本部（持ち回り）

22日 オミクロン株濃厚接触者の待機期間変更

7日から5日に短縮、自治体の判断により社会機能維持に必要な事業従事者は、2日にわたる検査が陰性であった場合に、3日目に解除可能（厚生労働省事務連絡令和4年7月22日改正）

新型コロナウイルスワクチンとインフルエンザワクチンの同時接種可能に（厚労省審議会予防接種・ワクチン分科会）

29日 第95回 新型コロナウイルス感染症対策本部

- ・BA.5系統の流行に伴う医療逼迫のおそれがある都道府県に対する「BA.5対策強化宣言」導入

BA.5対策強化宣言（神奈川県・熊本県・福岡県） 8月2日～

※8月24日までに合計27都道府県に適用

8月4日 第96回 新型コロナウイルス感染症対策本部（持ち回り）

- ・オミクロン株の特徴に合わせた医療機関や保健所の更なる負担軽減への対応
- ・患者発生時の届出項目の更なる削減
- ・「発熱外来自己検査体制」整備の更なる推進
- ・効果的かつ負担の少ない医療現場における感染症対策について

17日 抗原検査キットのインターネット販売解禁決定（発熱外来逼迫を受け）（厚労省専門家部会）

9月4日 第97回 新型コロナウイルス感染症対策本部

- ・次の感染症危機に備えた感染症法等の改正
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法の効果的な実施

7日 外国人観光客の入国制限の見直し

入国者総数の引き上げ（1日20,000人から50,000人目途に引き上げ）

8日 第98回 新型コロナウイルス感染症対策本部（持ち回り）

- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針
- ・With コロナに向けた政策の考え方
前提としての保険医療体制の強化、療養の考え方の転換・全数届出の見直し<9/26～全国一律>、社会経済活動との両立

26日 全数把握見直し・簡略化（重症化リスク高い者に限定）

BA.5対策強化宣言の位置付け終了（9月30日までに順次）

令和4年

- 10月11日 全国旅行支援開始（東京都除く46道府県）（～12月27日宿泊分）
 水際対策緩和（1日あたりの入国者上限撤廃、訪日観光客個人ツアー解禁、入国制限はほぼコロナ禍前に戻る）
- 20日 東京都 全国旅行支援開始
- 11月11日 新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 17日 接触確認アプリ「COCOA」停止（9月26日から全国一律で感染者の全数把握を簡略したこと等を受け）
- 18日 第99回 新型コロナウイルス感染症対策本部
 今秋以降の感染拡大で保険医療の負荷が高まった場合の対応について
 （令和4年11月11日新型コロナウイルス感染症対策分科会とりまとめ事項）
- 1 「医療ひっ迫防止対策強化宣言」に基づく対策の実施
 レベル3にあると認められる場合に、地域の実情に応じて、都道府県が宣言。国は、当該都道府県を「医療ひっ迫防止対策強化地域」と位置付ける。
 - 2 「医療非常事態宣言」に基づく対策の実施
 レベル4を回避するために、地域の実情に応じて、都道府県が宣言。国は、当該都道府県を「医療非常事態地域」と位置付ける。
- <新たなレベル分類>
- | レベル | 感染者数 | 病床使用率 |
|-----------|------------|--------|
| 1 感染小康期 | 低位から徐々に増加 | 0~30% |
| 2 感染拡大期 | 急増し始める | 30~50% |
| 3 医療負荷増大期 | 医療負荷が増大 | 50%超 |
| 4 医療機能不全期 | 想定を超える膨大な数 | 80%超 |
- 22日 コロナ飲み薬「ゾコーバ」（塩野義製薬）緊急承認（厚労省）
- 25日 第100回 新型コロナウイルス感染症対策本部
- 28日 コロナ飲み薬「ゾコーバ」（塩野義製薬）医療機関への本格供給開始
 新型コロナとインフルの同時検査キット一般販売解禁決定（厚労省専門家部会）
- 12月2日 改正感染症法成立（令和6年4月施行）
- 15日 コロナ飲み薬「ゾコーバ」（塩野義製薬）処方医療機関拡大
- 23日 岐阜県を「医療ひっ迫防止対策強化地域」に指定（～令和5年2月3日）
- 24日 コロナ無料検査拠点 全国の主要駅など126か所設置（～令和5年1月12日）
- 27日 全国旅行支援終了（10月11日～12月27日宿泊分）

【参考】令和4年まん延防止等重点措置及びBA.5対策強化宣言期間（都道府県別）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
北海道		1/27→	→3/21					8/10→	→9/30
青森県		1/27→	→3/21						
岩手県									
宮城県								8/5→	→9/30
秋田県								8/12→	→9/30
山形県		1/27→	→2/20						
福島県		1/27→	→3/6					8/12→	→9/19
茨城県		1/27→	→3/21						
栃木県		1/27→	→3/21					8/5→	→9/25
群馬県		1/21→	→3/21						
埼玉県		1/21→	→3/21					8/4→	→9/30
千葉県		1/21→	→3/21					8/4→	→9/14
東京都		1/21→	→3/21						
神奈川県		1/21→	→3/21					8/2→	→9/25
新潟県		1/21→	→3/6					8/5→	→9/16
富山県									
石川県		1/27→	→3/21						
福井県									
山梨県									
長野県		1/27→	→3/6					8/24→	→9/4
岐阜県		1/21→	→3/21					8/5→	→9/30
静岡県		1/27→	→3/21					8/9→	→9/30
愛知県		1/21→	→3/21					8/5→	→9/30
三重県		1/21→	→3/6					8/5→	→9/11
滋賀県									
京都府		1/27→	→3/21					8/4→	→9/25
大阪府		1/27→	→3/21					8/3→	→9/14
兵庫県		1/27→	→3/21						
奈良県									
和歌山県		2/5→	→3/6						
鳥取県		1/27→	→2/20					8/12→	→9/15
島根県									
岡山県		1/27→	→3/6					8/5→	→9/25
広島県	1/9→		→3/6						
山口県	1/9→		→2/20						
徳島県								8/19→	→9/20
香川県		1/21→	→3/21					8/10→	→9/25
愛媛県								8/23→	→9/16
高知県			2/12→	→3/6				8/16→	→9/16
福岡県		1/27→	→3/6					8/2→	→9/13
佐賀県		1/27→	→3/6						
長崎県		1/21→	→3/6						
熊本県		1/21→	→3/21					8/2→	→9/16
大分県		1/27→	→2/20						
宮崎県		1/21→	→3/6					8/4→	→9/21
鹿児島県		1/27→	→3/6					8/3→	→9/30
沖縄県	1/9→		→2/20					8/4→	→9/16

令和5年

- 1月10日 全国旅行支援再開 ※ 4月29日～5月8日は対象外
- 1月13日 静岡県を「医療ひっ迫防止対策強化地域」に指定（～2月10日）
- 1月23日 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更について議論開始（厚労省厚生科学審議会 感染症部会）
- 1月27日 新型コロナウイルス感染症「5類」移行 政府分科会で了承（新型インフルエンザ等対策推進会議 感染症分科会）
- 第101回 新型コロナウイルス感染症対策本部
- ・感染症の感染症法の位置付けの変更等に関する対応方針
 - ・基本的対処方針の変更（イベント開催時の収容率の制限廃止 等）
- 2月10日 第102回 新型コロナウイルス感染症対策本部（持ち回り）
- ・マスク着用の考え方を見直し等
- 【概要】○ 着用は個人の判断に委ねることを基本（一定の場合推奨）
○ 適用：3月13日から（学校は4月1日から）
- ・基本的対処方針の変更
- 3月10日 第103回 新型コロナウイルス感染症対策本部（持ち回り）
- ・感染症法上の位置付けの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し
- 3月13日 マスク着用の考え方を見直し適用（学校以外）
- 3月31日 雇用調整助成金 新型コロナ特例措置終了（4月から通常運用）
- 4月1日 学校におけるマスク着用の考え方を見直し適用
- 4月12日 5類移行後の感染者数の把握・公表を「定点把握」とすることについて専門部会で了承（厚労省厚生科学審議会 感染症部会）
- 4月27日 5類移行について専門部会で正式決定（厚労省厚生科学審議会 感染症部会）
- 第104回 新型コロナウイルス感染症対策本部
- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の廃止
- 4月29日 入国者のワクチン証明書などの提出終了
- 5月8日 感染症法上の位置付け変更（2類相当→5類）
- ・感染者数の把握・公表を定点把握に変更
 - ・療養期間は発症翌日から5日間を推奨
 - ・新型コロナウイルス感染症対策本部の廃止
 - ・基本的対処方針の廃止

II-1-(5) 県の主な動き

令和2年

2月26日 第1回神奈川県危機管理対策本部会議

「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」を策定
(対策取組期間：～3月15日)

- 職員向け対策
テレワーク、時差出勤、年次取得を実施
- 県立学校向け対策
学校行事の原則延期、中止等の必要な措置
- イベント等の実施の扱い
不特定多数の集客イベント及び、不要・不急の会議・研修等は、原則中止又は延期
- 来庁者への対応
県への提出物等については、郵送やインターネットによる提出を周知・要請

3月11日 第2回神奈川県危機管理対策本部会議

- ・「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」の期間延長
(対策取組期間：～3月末)
- ・新型コロナウイルス感染症に関する情報や県内の最新の感染動向、医療機関の状況等を公開するための「新型コロナウイルス感染症対策サイト」を開設

16日 第1回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議

「新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部」を設置(新型コロナウイルス感染症対策部会(3月2日設置)からの体制変更)。政府が対策本部を設置した3月26日から法定設置

24日 第2回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議

27日 新型コロナウイルス感染症の拡大を見据えた医療体制『神奈川モデル(重症患者を受け入れる「高度医療機関」、中等症患者を受け入れる「重点医療機関」、重点医療機関を支援する「重点医療機関協力病院」を整備し、治療が必要な患者を受け入れる体制の整備)』を構築

30日 第3回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議

4月1日 医療提供体制「神奈川モデル」の運用開始

6日 第4回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議

県の基本方針の対応内容について、その対象期間を8月31日まで延長
同日、経済・社会における緊急性の高い施策をはじめ、収束後も見据えた県内経済や県民生活の早期回復を図るための総合的な施策を推進するため、対策本部(法定設置)のもとに、新たに「緊急経済・社会対策部」を設置

第1回緊急事態宣言(令和2年4月7日～5月25日) 神奈川県対象

7日 第5回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議

政府が神奈川県を含む7都府県を緊急事態措置対象区域としたことにより、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」を策定

- 県民の外出の自粛
・生活の維持に必要な場合を除き、外出の自粛を強く要請
・3密を避ける行動の徹底、テレワークや時差出勤などに努めることの呼びかけ
- 多数の方が利用する施設の利用の制限等
学校については、5月6日まで原則として施設の利用を制限
- 臨時の医療施設における医療の提供
神奈川モデルによる医療の提供にあたって必要が生じた場合は、法第48条、49条に基づき、臨時の医療施設における医療の提供、そのための土地・建物の使用
- 緊急物資の運送
- 物資の売り渡しの要請
- 生活関連物資等の価格の安定等

令和2年

- 4月10日 第6回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議
ナイトクラブ、ネットカフェ等の遊興施設及び、パチンコ屋、ゲームセンター等の遊戯施設等に対する休業要請を実施
- 11日 0時からネットカフェ等の休業に伴う緊急受入先として「シンコースポーツ神奈川県立武道館」を開所（5月6日閉所）。また、緊急事態宣言や特措法に関するコールセンターを設置
- 28日 県の休業要請に応じず営業を継続しているパチンコ店6店舗に対し、特措法45条2項に基づく休業要請を行い、ホームページで公表
- 5月1日 第7回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議
- 5日 第8回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議
緊急事態措置が5月末まで延長となったことに伴い、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」を改定（5月31日まで期間延長）
- 15日 第9回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議
- 20日 緊急事態宣言解除後の神奈川ビジョンを発表
- 緊急事態宣言解除後の再警戒の指標及び神奈川警戒アラートの発動基準策定
 - 感染防止対策取組書の策定
 - 段階的な解除のステップの制定
- 22日 第10回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議
- 25日 第11回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議
緊急事態宣言解除に伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」の改定
- 第1回緊急事態宣言終了（5月25日）神奈川県対象**
- 27日 0時から、外出自粛要請解除、県域をまたぐ移動を控える、感染防止対策を講じることを前提に業種を問わず、一律に休業要請を解除した上で、夜10時までの時短営業を求める
- 6月1日 県立学校を再開
- 18日 第12回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議
神奈川警戒アラートの発動基準の見直し
感染の状況の指標：神奈川県と東京都の感染者増加率を神奈川県のみ感染者数で算出したK値に変更等
- 19日 0時から、時短営業解除、中規模イベントの人数上限の緩和措置
- 7月9日 第13回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議
「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」の改定
- 7月10日0時から大規模イベントの人数上限の緩和措置
 - 神奈川警戒アラートの発動基準の見直し
(クラスターによる新規陽性患者数を含めて33人(人口10万人当たり感染者数2.5人(週)に相当する230人の1週平均)以上となった場合、翌日までには「神奈川警戒アラート」を発動)
- 17日 第14回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議
神奈川警戒アラートを発動
- 29日 第15回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議

8月7日 第16回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議
 感染を予防する4つの行動指針「M・A・S・K」を広報

M	マスク	適切なマスクの着用
A	アルコール	手洗いやアルコール消毒の実施
S	しゃへい	アクリル板など仕切りによる遮蔽
K	きより	ソーシャルディスタンスの確保

19日 第17回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議

県内のモニタリング指標を変更（国の分科会の6つの指標に、クラスターの発生状況をプラスしたもの）

9月15日 第18回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議

19日 県内で開催されるイベントについて、国と同様の緩和

11月14日 第19回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議

医療アラートを発動

（指標：クラスターによる新規陽性患者数を含めて33人（人口10満員当たり感染者数2.5人（週）に相当する230人の1週平均数）以上となった場合、翌日まで発出）

医療アラート発動後、新型コロナの受入医療機関に対して、さらなる病床拡大を要請

20日 第20回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議

27日 第21回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議

神奈川県ステージⅢ警戒宣言

▪ 11月30日以降、かながわ県民割の新規販売を一時停止

▪ 12月2日以降当面の間、GoTo イベント事業の新規販売の一時停止

12月3日 第22回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議

12月17日まで、特措法24条9項に基づく県民への要請

▪ テレワーク、時差出勤、MASK、マスク会食の徹底

▪ 外出は控えめに。高齢者や基礎疾患のある方は特にご用心

7日 新型コロナウイルスの感染者を年齢や基礎疾患などを基に点数化する新たな入院基準（入院優先度判断スコア）を県内全域で運用開始

特措法24条9項に基づき事業者への要請

▪ 12月7日から12月17日まで：

横浜市及び川崎市における酒類を

提供する飲食店・カラオケ店に対し、

5時から22時までの時短営業

15日 第23回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議

現在の要請を1月11日まで延長。また、県民に対し、外出自粛の要請を強化。「かながわ県民割」の一時停止

18日 12月18日から1月11日まで：横浜市、川崎市の酒類提供する飲食店、カラオケ店に対する22時までの時短営業

31日 知事メッセージ：「ステージⅣ」は間近 —徹底した外出自粛で静かな年始を—
 <県民への外出自粛>

（12月24日～：可能な限り外出自粛）→（12月31日～：徹底した外出自粛（生活に必要な場合を除く））

令和3年

1月4日 第24回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議

国と一都三県の合意事項（国からの要請事項）

1. 専門家が「急所」としている飲食店については、4月～5月の緊急事態宣言時と同等の対応を取ることにし、飲食店（カラオケ・バー含む）の時短営業を20時まで酒類提供は19時まで）とし、併せて、都民・県民に対する20時以降の不要不急の外出の自粛の要請
2. 企業におけるテレワークの徹底
現状：テレワーク、時差出勤の徹底
⇒ 1/8～1月末：（事業者）5割の実施目標、業務特性に応じたテレワークの徹底、時差出勤、週休の分散、年休取得促進（県民）仕事はなるべく自宅で
3. 職場、学校での感染防止策の徹底
現状：テレワーク・時差出勤、時差通学等
⇒ 1/8～1月末：（職場）感染防止対策の更なる徹底、昼食時間の分散化（学校）集団行動（寮生活、クラブ・部活動など）における感染防止対策の徹底、オンライン授業の併用、時差登校等の実施
4. イベントの開催要件の厳格化
現状：収容人数10,000人超 収容人数の50%、収容人数10,000人以下 5,000人
⇒ 1/8～1月末：人数上限5,000人（新規販売分に適用し、既存販売分には適用しない）、スポーツやライブなどのイベント前後の会食禁止等の呼びかけ。成人式は市町村が実施の判断、実施の場合、式典等の対策に加え、式典前後における感染防止対策、会食の自粛を徹底
5. その他 ⇒ 外出を誘発するイルミネーションは早めに点灯

1月7日 第25回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議

第2回緊急事態宣言（令和3年1月8日～3月21日）神奈川県対象

8日 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言

<実施期間>令和3年1月8日～令和3年2月7日

<措置区域>埼玉県、千葉県、東京都、**神奈川県**

<県の対応>

- 県民の外出自粛

特に20時以降の不要不急の外出自粛を強く要請

- 営業時間短縮の要請

1/8～1/11：横浜市と川崎市：酒類提供の飲食店・カラオケ店は営業時間20時まで短縮、酒類提供は19時まで。

1/12～2/7：全県の飲食店・カラオケ店は営業時間を20時までに短縮、酒の提供は19時まで

2月2日 第26回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び措置区域変更

（適用日：2月8日）

<実施期間>令和3年1月8日～令和3年3月7日

<措置区域>埼玉県、千葉県、東京都、**神奈川県**、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県

<県の対応>

- 主要駅でのポケットティッシュ等の配布（1/8（金）～）合計29箇所
- 外出自粛の徹底にかかる広報（ラジオ・テレビ、SNS、ウェブサイト等）
- 飲食店等に対する時短営業の要請（団体を通じた依頼、戸別訪問）
- 事業者に対するテレワーク等の徹底の働きかけ
- 緊急事態宣言の解除後を見据えた県の取組
県民に対し、外食時の「黙食」「個食」「マスク会食」の徹底の呼びかけ

3日 新型インフルエンザ等対策特別措置法一部改正公布（13日施行）

「まん延防止等重点措置」創設

2月26日 新型コロナウイルス感染症**緊急事態宣言の措置区域変更**（適用日：3月1日）

<実施期間>令和3年1月8日～令和3年3月7日
 <措置区域>埼玉県、千葉県、東京都、**神奈川県**

3月5日 第27回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議

新型コロナウイルス感染症**緊急事態宣言の期間延長**（適用日：3月8日）

<実施期間>令和3年1月8日～令和3年**3月21日**
 <措置区域>埼玉県、千葉県、東京都、**神奈川県**

<県の対応>病床確保計画：病床確保計画のフェーズを多段階に再設定。病床確保フェーズごとに各医療機関の増床計画を策定、フェーズ0～4までの5段階設定等

18日 第28回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議

病床確保フェーズの移行要請手続き

- 1 対策本部長が決定
- 2 本部長決定に先んじて必要に応じて県感染症対策協議会から意見聴取を行うとともに、対策本部会議を招集し協議

21日 新型コロナウイルス感染症**緊急事態の終了**

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき、緊急事態措置の実施期間を令和3年3月21日で終了

第2回緊急事態宣言終了（3月21日）神奈川県対象

24日 第29回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議

リバウンド防止期間における一都三県共同取組（4/1～4/21）

⇒これまでの継続

- ・不要不急の外出自粛の要請
- ・飲食店等の営業時間の短縮要請：21時まで（酒類提供は11時から20時まで）
- ・遊興施設等：時短等の働きかけ（21時まで）
- ・イベント：上限人数規制、時短等の働きかけ（21時まで）

4月15日 第30回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議

病床確保フェーズに応じた確保病床数：病床確保フェーズ4 1790病床確保

16日 第31回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議

第1回まん延防止等重点措置（令和3年4月20日～8月1日）神奈川県対象

20日 **まん延防止等重点措置の措置区域変更**

<実施期間>埼玉県、千葉県、**神奈川県**、愛知県は令和3年4月20日～5月11日

<措置区域>

宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、**神奈川県**、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、沖縄県

<対応>

まん延防止等重点措置区域：**横浜市、川崎市、相模原市**（4/20～5/11までの22日間）

措置区域

営業時間の時短要請（20時まで：酒類の提供は11時から19時まで）

措置区域以外

営業時間の時短要請（21時まで：酒類の提供は11時から20時まで）

「マスク飲食実施店」認証制度の創設

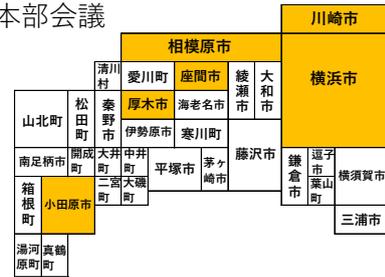
SNSを活用した「マスク飲食」の普及啓発

										川崎市	
										横浜市	
										相模原市	
										清川村	大和市
										相模原市	藤沢市
										厚木市	海老名市
										秦野市	座間市
										伊勢原市	寒川町
										平塚市	茅ヶ崎市
										藤沢市	鎌倉市
										鎌倉市	逗子市
										三浦市	横須賀市
										三浦市	三浦市
										箱根町	小田原市
										湯河原町	真鶴町

6月18日 第36回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議

まん延防止等重点措置区域：**横浜市、川崎市、相模原市、厚木市、座間市、小田原市 計6市**
 <対応>

措置区域 営業時間の短縮要請（20時まで：
 酒類の提供は11時から19時まで※滞在時間、
 人数等要件あり）
 措置区域以外 営業時間の短縮要請（21時まで：
 酒類の提供は11時から20時まで）



7月8日 第37回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議

まん延防止等重点措置の期間延長及び措置区域変更（適用日：7月12日）

<実施期間>

埼玉県、千葉県、神奈川県は令和3年4月20日～8月22日

<措置区域>埼玉県、千葉県、**神奈川県**、大阪府

<対応>

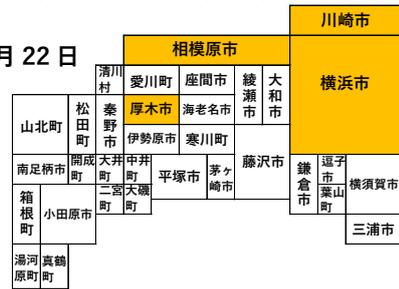
まん延防止等重点措置区域：**横浜市、川崎市、相模原市、厚木市、計4市**

措置区域：

営業時間の短縮要請（20時まで：原則酒類の終日
 提供停止（酒の持込み含む）、

「マスク飲食実施店」が酒類提供する際は11時から19時まで

措置区域以外：営業時間の短縮要請（21時まで：酒類の提供は11時から20時まで）



16日 第38回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議

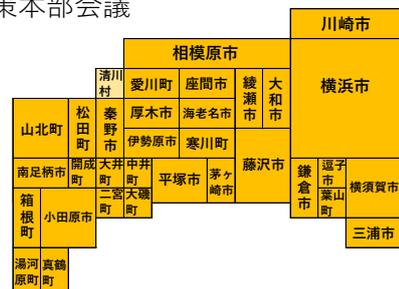
新規感染者急増における今後の県の対応

7月22日～ **神奈川版緊急事態宣言**

県内全市町 酒類提供完全停止

清川村 営業時間の短縮要請

(5-21：酒 11-20)



30日 第39回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議

緊急事態宣言の期間延長及び措置区域変更

(適用日：8月2日)

<実施期間>

埼玉県、千葉県、**神奈川県**、大阪府は令和3年

8月2日～8月31日

<措置区域>

埼玉県、千葉県、東京都、**神奈川県**、大阪府、沖縄県
 特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針

8月2日～8月31日（県全域）



第1回まん延防止等重点措置終了（8月1日）神奈川県対象

第3回緊急事態宣言（令和3年8月2日～9月30日）神奈川県対象

令和3年

8月9日 第40回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議

宣言後の感染激増を踏まえた対応強化

- ・デルタ株への危機感の共有（呼びかけ強化）
- ・医療体制の強化（重症病床のフェーズ上げ、不要不急の手術等の延期）

8/4～ 重症病床フェーズを3（159床）から4（199床）へ引き上げ

8/6～ 医療機関への不急手術等の延期の要請

県の臨時医療施設フルオープン予定

8/10～ 新たな宿泊療養施設（東横INN新横浜駅前新館288室）受入開始

8/7～ かながわ緊急酸素投与センター患者受入開始：横浜伊勢佐木町ワシントンホテル

- ・路上飲み対策強化
- ・事業者へのテレワークの徹底
- ・海水浴場の閉鎖の働きかけ
- ・国への働きかけ

人流抑制等の強化に向け、基本的対処方針の変更を要望

抗原検査キットの活用に係る国事業の柔軟化、財政支援の強化

17日 第41回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議

緊急事態宣言の期間延長及び措置区域変更（適用日：8月20日）

<実施期間>

埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府は令和3年8月2日～9月12日

<措置区域>

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、**神奈川県**、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県、沖縄県

<対応>

宣言延長等を踏まえた対応強化

8/2～9/12：飲食店の休業要請

- ・事業者への要請（飲食店等以外の施設）
 新：人数管理、人数制限、誘導等

- ・医療提供体制の充実・強化

新：県の臨時医療施設フルオープン

- ・措置の強化及び実行性を確保する取組

新：国の基本的対処方針の改正を踏まえた要請

大規模商業施設に対し入場制限（通常営業の5割を目安）を要請

百貨店の地下の食品売り場等に対して上記と同様の措置要請



25日 **緊急事態宣言の期間延長及び措置区域変更**

<実施期間>

埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府は令和3年8月2日～9月12日

<措置区域>

北海道、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、沖縄県

26日 第42回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議

子どもコロナ対策の強化

9/1～9/12 県立学校：30%登校・70%自宅（オンライン学習）

9月9日 第43回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議

緊急事態宣言の期間延長及び措置区域変更

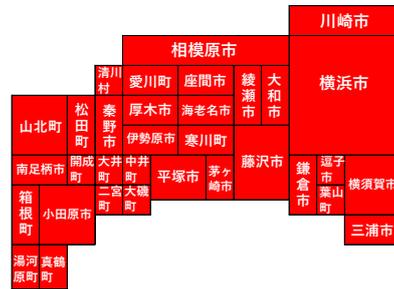
(適用日：9月13日)

<実施期間>

埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府は令和3年8月2日～9月30日

<措置区域>

北海道、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、**神奈川県**、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県福岡県、沖縄県



政府分科会の緊急事態措置

1 医療逼迫に関する指標（大都市圏）

	病床利用率	重症病床資料率	入院率	重症者数・中等症者数	自宅療養者と療養等調整中の合計	救急搬送困難事案
分科会資料	50%未満	50%未満	改善傾向	継続して減少傾向	10万人あたり60人程度に向かって確実に減少	減少傾向

2 新規要請者数
 2週間ほど継続して安定的に下降傾向

22日 第44回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議

病床確保フェーズの再設定（フェーズ5の設定）
 病床確保フェーズの引き下げ（フェーズ4に引き下げ）

28日 第45回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議

緊急事態終了

新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づく緊急事態宣言について、緊急事態措置を実施すべき期間とされている令和3年9月30日をもって、**緊急事態が終了**

<対応>

宣言解除後における県の取組

10/1～10/24：飲食店等の営業時間の短縮要請

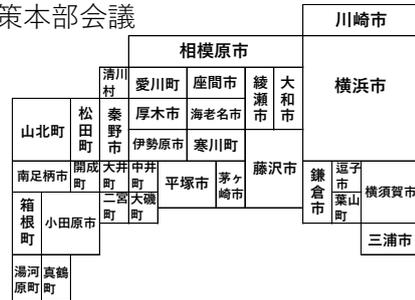
	マスク飲食実施店の認証店	認証申請中	その他
営業時間	5時～21時	5時～20時	5時～20時
酒類提供	11時～20時	11時～19時30分	禁止
人数制限	1組4人以内 または 同居家族		

第3回緊急事態宣言終了（9月30日）神奈川県対象

令和3年

10月20日 第46回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議

- リバウンド防止措置期間後における県の取組
 10/25～11/30 営業時間の短縮要請解除
 社会経済活動の促進に向けた取組
- ・キャッシュレス・消費喚起事業の開始
 - ・商店街等プレミアム商品券支援事業の開始
 - ・Go To Eat 食事券事業の一部再開 10/25～
販売済食事券の店内飲食の利用自粛解除
 - ・「かながわ県民割」の再開



11月18日 今後の県の取組

- 11/22～ 1組4人以内同居家族、2時間 解除
- 社会経済活動の促進に向けた取組
- かながわ県民割の再開 12/1～販売開始
- GoToEat 食事券の販売再開 12/1～食事券の販売再開
- 新たなレベル分類の導入

11月22日 第47回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議

新たなレベル分類の導入

- ・レベル分類と病床確保フェーズとの関係

レベル	状況	病床確保フェーズ※	具体的対策
レベル4 避けたいレベル	一般医療を大きく制限しても、新型コロナに対応できない		
レベル3 対策を強化するべき	一般医療を相当制限しないと新型コロナ対応ができず、医療が必要な人への対応不可	災害特別フェーズ 最大確保病床 2100床+400床 うち重症 210床+60床	<ul style="list-style-type: none"> ・一般医療の延期 ・入院基準を Spo 2 基準に変更 ・緊急酸素投与センター稼働 ・早期処方指針ステロイド処方段階 ・ワクチン検査パッケージ停止
		フェーズ4 最大確保病床 2100床 うち重症 210床	<ul style="list-style-type: none"> ・一般医療の延期 (医療機関裁量) ・緊急事態宣言
レベル2 警戒を強化するべき	医療への負荷が生じるが、病床拡大で、医療が必要な人への適切な対応可	フェーズ2・3 確保病床 1300～1700床 うち重症 100床	・まん延防止等重点措置
レベル1 維持すべき	安定的に一般医療が確保され、新型コロナに対応可	フェーズ1 確保病床 1000床 うち重症 100床	
レベル0 感染者ゼロ	新規陽性者ゼロを維持	フェーズ0 確保病床 120床 うち重症 20床	

※確保病床数は令和3年11月22日時点

12月27日 第48回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議（書面開催）

- ・オミクロン株市中感染者による病床確保フェーズ等の引き上げについて
- ・感染症拡大傾向時の一般検査事業の適用について

令和4年

1月12日 第49回県対策本部会議（書面）
「かながわ県民割」新規予約の停止

1月15日 「かながわ県民割」新規予約停止

1月19日 第50回県対策本部会議
まん延防止等重点措置の適用に係る今後の対応について
対象区域：県内全市町村、実施期間：令和4年1月21日から2月13日まで

第2回まん延防止等重点措置（令和4年1月21日～3月21日）

1月26日 第51回県対策本部会議
「自主療養」制度の開始等（1月28日～）※6歳から49歳までの重症化リスク因子がない人

1月28日 自主療養届出制度（神奈川モデル）開始

2月10日 第52回県対策本部会議
まん延防止等重点措置の延長に係る今後の対応について

第2回まん延防止等重点措置延長（2月14日～3月6日）

2月21日 第53回県対策本部会議
・重点観察対象者の考え方変更について
・自主療養者向け療養証明書発行について

3月4日 第54回県対策本部会議
まん延防止等重点措置の延長に係る今後の対応について

第2回まん延防止等重点措置再延長（3月7日～3月21日）

3月17日 第55回県対策本部会議
・3月22日以降の取組について
・病床確保フェーズ引き下げ、一般医療の延期解除

第2回まん延防止等重点措置終了（令和4年1月21日～3月21日）

3月25日 第56回県対策本部会議（書面）
・無料検査事業の期間延長について

4月6日 かながわ旅割開始

4月22日 第57回県対策本部会議（書面）
・感染拡大傾向時の一般検査事業の延長（決定）
・「かながわ旅割」事業期間の延長（報告）

5月20日 第58回県対策本部会議（書面）
・感染拡大傾向時の一般検査事業の延長（決定）
・「かながわ旅割」事業期間の延長（報告）

6月13日 第59回県対策本部会議（書面）
・病床確保フェーズ・レベルの引き下げ（決定）
・一般検査事業（無料検査事業）6月末終了
・県対処方針の変更

7月11日 第60回県対策本部会議
現在の感染状況への対応について

令和4年

- 7月13日 第61回県対策本部会議（書面）
病床確保フェーズ・レベルの引き上げについて
- 7月26日 第62回県対策本部会議（書面）
病床確保フェーズの引き上げについて（中等症・軽症 3→4 重症 1継続）
- 7月27日 第63回県対策本部会議
・外来逼迫の緩和に向けた自主療養の促進として「自主療養届出制度」
- 8月2日 第64回県対策本部会議
・BA.5対策強化宣言
・抗原検査キット無料配布（2～64歳で基礎疾患のない重症化リスク低い人対象 8月5日～31日）

BA.5対策強化宣言（令和4年8月2日～9月25日）

- 8月5日～ 無料臨時検査会場を開設（横浜駅西口駅前広場、小田原駅東口駅ビル）
8月18日
- 8月9日～ 3政令市と横須賀市を除く県内高齢者施設や介護サービス事業所で働く人向けに抗原検査キットの配布開始
約5,000施設およそ72,000人対象、約51万回分を8月中に配布完了
- 8月26日 第65回県対策本部会議
・「BA.5対策強化宣言」を踏まえた県の取組について（9月30日まで延長）
・発生届の限定（緊急避難措置）への対応について
- 9月9日 第66回県対策本部会議
・9日～ イベント開催制限緩和
・12日～ 中等症・軽症の病床確保フェーズ引き下げ4→3
- 9月21日 第67回県対策本部会議
・かながわBA.5対策強化宣言について（9月25日で終了）
・全数届出の見直しへの対応について

BA.5対策強化宣言終了（9月25日）

- 10月11日 第68回県対策本部会議
・レベル引き下げ
・中等症・軽症の病床確保フェーズ引き下げ2→1
- 全国旅行支援「いざ、神奈川！」開始
【実施期間】10月11日から12月27日まで
※当初12月20日まで。11月末に実施期間延長
- 11月15日 第69回県対策本部会議
・神奈川県におけるオミクロン株対応の新たなレベル分類（案）
・病床確保計画に基づき、県内各病院に計1,640床の確保要請

11月29日 第70回県対策本部会議

- ・オミクロン株の特性を踏まえた本県のレベル分類見直し
 レベル分類を5段階から4段階へ
- ・「医療非常事態宣言」、「医療ひっ迫防止対策強化宣言」導入
- ・レベル引き上げ1→2

レベル(L)	保健医療の負荷の状況	社会経済活動の状況	感染状況	具体的対策
L4 医療機能不全期 (避けたらいレベル)	<外来> ● 通常医療を含めた外来医療全体がひっ迫し、機能不全の状態 <入院> ● 救急車を要請されても対応できない状況が発生する ● 入院できずに自宅や宿泊での療養中に死亡する者が多数発生する	職場の欠勤者が膨大になり、社会インフラの維持に支障が生じる	想定を超える膨大な数の感染者が発生する	
L3 医療負荷増大期	<外来> ● 発熱外来・救急外来に多くの患者が殺到し、重症化リスクの高い者がすぐに受診できない状況が発生する <入院> ● 重症患者の救急搬送に支障をきたしている ● 医療従事者の欠勤者が継続して上昇傾向で、院内クラスターが多数発生するなどにより、重症患者の受入が困難になる	職場に欠勤者が多数発生し、業務継続が困難になる事業者が多数発生する	医療の負荷を増大させるような数の感染者が発生する	【社会への要請】 ● 医療非常事態宣言 (L4回避のため、県民・事業者に対してより強力な要請・呼びかけ) ● 医療ひっ迫防止対策強化宣言 (県民・事業者に対して医療体制の機能維持・確保、感染拡大防止措置、業務継続体制の確保等に係る要請・呼びかけ)
L2 感染拡大初期	<外来> ● 発熱外来の患者数が急増し、負荷が高まる ● 救急外来の受診者数が増加する <入院> ● 入院調整がスムーズにいかなくなる ● 医療従事者の欠勤者数が上昇傾向となる	職場に欠勤者が多数発生し、業務継続に支障が生じる事業者が出始める	感染者数が急速に増え始める	
L1 感染小康期	● 外来医療、入院医療ともに負荷は小さい		感染者数は低位で推移している	

12月27日 第71回県対策本部会議

- ・レベル3に引き上げ

令和5年

- 1月10日 全国旅行支援「いざ、神奈川！（第2弾）」開始
【実施期間】1月10日から6月30日まで
※当初3月31日まで。3月末に実施期間延長
※ゴールデンウィーク期間（4月29日から5月7日まで）は除く
- 1月27日 第72回県対策本部会議（書面開催）
・イベント開催制限の緩和（イベント開催時の収容率の制限廃止）
- 2月9日 第73回県対策本部会議（書面開催）
・レベル引き下げ3→2

インフルエンザ注意報を発令（定点当たりの患者報告数が「10」を超えたため）
- 2月20日 第74回県対策本部会議
・今後の県の取組について（2月10日の国の対処方針の変更を踏まえて）
- 3月13日 「マスク飲食実施店」認証制度→「飲食店等感染防止対策実施店」認証制度に変更
・マスク飲食に関する認証項目を削除、名称変更
- 4月27日 第75回県対策本部会議
・5月8日以降の県の体制
・新型コロナウイルス感染症の類型変更
- 5月8日 感染症法上の位置付け変更（2類相当→5類）
・新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部の廃止
・神奈川県対処方針及び県の基本方針の廃止
・発熱診療棟医療機関を「外来対応医療機関」にリニューアル
・日々の患者発生状況、療養者数、死亡者の把握及び記者発表の終了
・LINE パーソナルサポートでの感染者数等の配信の終了
・県衛生研究所の週報での報告数の公表開始
・健康観察、コロナ119・療養サポートの廃止（総合的な相談窓口は継続）
・宿泊療養施設の段階的運営終了
・高齢者施設等へは重点的な支援を継続 等

【参考】医療ひっ迫状況のレベル分類の変更状況（神奈川県）

期間	レベル
令和5年2月9日から5月7日まで	2
令和4年12月27日から令和5年2月8日まで	3
令和4年11月29日から12月26日まで	2
令和4年11月15日から11月28日まで	2
令和4年10月11日から11月14日まで	1
令和4年7月13日から10月10日まで	2
令和4年6月13日から7月12日まで	1
令和4年3月18日から6月12日まで	2
令和4年1月21日から3月17日まで	3
令和4年1月6日から1月20日まで	2
令和3年11月22日から令和4年1月5日まで	1

※ 令和5年5月8日の感染症法上の位置付け変更に伴い、レベル分類は終了

※ 令和4年11月28日までのレベルは、旧分類によるもの

【参考】病床確保フェーズの変更状況（神奈川県）

期間	フェーズ 【重症用病床】	フェーズ 【中等症・軽傷用病床】
令和4年11月16日から	1	3
令和4年10月11日から令和4年11月15日まで	1	1
令和4年9月27日から令和4年10月10日まで	1	2
令和4年9月12日から令和4年9月26日まで	1	3
令和4年7月26日から令和4年9月11日まで	1	4
令和4年7月13日から令和4年7月25日まで	1	3
令和4年6月13日から令和4年7月12日まで	1	1
令和4年4月21日から令和4年6月12日まで	2	2
令和4年4月7日から令和4年4月20日まで	3	3
令和4年3月18日から令和4年4月6日まで	4	4
令和4年2月10日から令和4年3月17日まで	災害特別	災害特別
令和4年1月21日から令和4年2月9日まで	3	災害特別
令和4年1月6日から令和4年1月20日まで	3	3
令和3年10月22日から令和4年1月5日まで	1	1
令和3年10月1日から令和3年10月21日まで	2	2
令和3年9月24日から令和3年9月30日まで	4	4
令和3年8月4日から令和3年9月23日まで	4	4
令和3年7月28日から令和3年8月3日まで	3	4
令和3年4月26日から令和3年7月27日まで	3	3
令和3年3月18日から令和3年4月25日まで	2	2
令和3年3月5日から令和3年3月17日まで	3	3

※ 令和3年3月5日に病床確保フェーズを設定

※ 令和5年5月8日以降は、5類移行に伴い一般医療を制限する「災害特別フェーズ」を廃止し、一般医療との両立可能な「フェーズ5」として位置付け

※ 「病床確保フェーズ」の運用は令和5年9月30日に終了

II-1-(6) 国際クルーズ船内での感染への対応

■ 対応経過

- 令和2年1月20日に横浜港を出港したクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」に乗船し、1月25日に香港で下船した乗客1名が30日に発熱し、2月1日に新型コロナウイルスに感染していることを厚生労働省が把握。
- クルーズ船は、横浜港を出港後、鹿児島港（1月22日）、香港港（1月25日）、那覇港（2月1日）を經由し、2月3日に横浜港沖に到着。
- 2月3日、20時40分、横浜港沖に停泊するクルーズ船に対し、横浜検疫所が臨船検疫を開始（横浜市衛生研究所が協力）。4日晩にPCR検査の結果により陽性の乗客・乗員の存在が判明
- 2月5日、厚生労働省の医療、薬事、感染対策等の対応チームが船内に派遣され、活動を開始。同日、横浜市立市民病院等、県内外の感染症指定医療機関等へ患者の広域搬送開始。搬送先医療機関の調整は、DMAT、神奈川県、厚生労働省が連携して実施。搬送は状況により、横浜市消防局救急車、民間救急車、病院救急車、自衛隊救急車が行い、横浜市行政医師らも現地へ赴き、一部同乗した。また陽性無症状者については、自衛隊のバスによる搬送も行った。重症患者の入院については、市内医療機関を中心に対応した。
また、入院後の医療費、陰性確認検査、退院調整や医療機関からの相談対応などを市保健所が実施。
- 2月6日、クルーズ船が大黒ふ頭に着岸。
- 2月9日、厚労省との調整により、感染症指定医療機関以外の医療機関への入院が可能となる。医療局長、保健所長が市内医療機関を訪問するなどし、協力を依頼。下船するDMAT含む検疫担当職員らが集まるCIQ施設*のゾーニング等感染対策を本市保健師が指導した。（※：CIQ施設＝税関・出入国審査・検疫施設）
- 2月11日、厚生労働省現地対策本部設置。
- 2月19日～21日、下船条件を満たす乗客970人が下船。市交通局が横浜駅等への輸送を実施。
- 700名以上の陽性者の発生届を市保健所が受理し、感染症診査会、就業制限通知、入院勧告、公費負担事務、移送費（他自治体間をも含む）の事務を市保健所が実施した。
- 3月1日、すべての乗客・乗員の下船が完了。
- 3月15日、クルーズ船の乗客のうち、船内で14日間の健康観察期間が終了し2月19日以降順次下船した計1,011人の方への健康フォローアップ（横浜市民等に対しては市保健所が実施）が終了（厚生労働省）。

■ 検査等の最終的な累計実施数（厚生労働省報告書より）

- 検体採取及びPCR検査：3,622名
うち陽性者712名（乗員・乗客数3,711人中の陽性者。乗員・乗客数と検査件数との差はPCR検査前にチャーター機で帰国した方等。検疫終了（上陸）後のフォローアップで国内事例として感染が確認された者を除く。）
- 診察実績：受付766件、電話対応432件、往診548件
- 搬送実績：総数704人

■ 本市の対応

- クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」に関する警戒対策会議（市長・副市長・危機管理監・関係局長）の開催。
- 厚労省との調整が二転三転したが、結果として、患者についての就業制限通知、入院勧告及び公費負担、移送に係る事務は基本的に横浜市が担うこととなった。また、入院調整、陽性者の対応、下船者（陰性）の健康フォローアップ等についても、国（厚労省・検疫）や神奈川県と協力・調整しながら実施した。

<市の主な役割>

- ・神奈川県と連携・協力した国の後方支援
- ・患者についての就業制限通知、入院勧告及び公費負担、移送に係る事務
- ・入院調整、陽性者の対応、下船者（陰性）の健康フォローアップ等（国や県と協力・調整）

<各局の主な対応>※局名は当時のもの

- ・危機管理室：現地へのリエゾン派遣、警戒本部の運営、警戒対策会議の開催
- ・健康福祉局：感染症法に基づく患者対応、国との情報連絡、現地への保健師派遣
- ・医療局：神奈川県新型コロナウイルス対策本部へ職員派遣
- ・環境創造局：船内の排水の受入、処理
- ・資源循環局：船内の廃棄物受入、処理、感染者が使用したトイレの汲み取り
- ・港湾局：現地対応（マスコミ対応、自衛隊の支援）、港湾の安全管理、入港調整、下船調整
- ・消防局：現地へのリエゾン派遣、陽性患者等の救急搬送・移送
- ・交通局：下船者に対するシャトルバスの手配・運行

II-1-(7) 国内の新型コロナウイルスワクチン接種に関する状況

■ 経過

令和3年

- 2月14日 ファイザー社製ワクチンが薬事承認
- 2月17日 特例臨時接種開始
医療従事者（約480万人）の先行・優先接種が開始
- 4月12日 高齢者（約3,600万人）の優先接種が開始
- 5月21日 アストラゼネカ社・モデルナ社製ワクチンが薬事承認
- 5月24日 自衛隊大規模接種センター開設（11月30日まで）
- 6月21日 職域接種が本格開始
- 7月末時点 「希望する高齢者への2回接種」を概ね達成
- 8月23日 2回の接種を終えた割合が全ての国民の4割を超える
- 11月26日 クラスターが発生した医療従事者等の追加接種（3回目接種）間隔短縮
※8か月以上→6か月以上（同日付厚労省事務連絡）
- 12月1日 追加接種（3回目接種）が開始
- 12月17日 追加接種（3回目接種）間隔短縮の対象拡大
※医療従事者等、高齢者施設入所者・従事者等（6か月以上）、その他の高齢者（7か月以上・令和4年2月以降）（同日付厚労省事務連絡）

令和4年

- 1月13日 追加接種（3回目接種）間隔短縮の対象拡大
※一般高齢者等（6か月以上・3月以降）、その他（7か月以上・3月以降）（同日付厚労省事務連絡）
- 1月21日 小児（5～11歳）対象のファイザー社製ワクチンを特例承認（厚労省）
- 2月初旬 1日100万回接種を実現
- 2月下旬 小児（5～11歳）の1・2回目接種開始
- 3月25日 12～17歳までを対象に3回目接種開始
- 4月28日 4回目接種対象者接種間隔短縮
※60歳以上、18歳以上～60歳未満のうち、基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める者（5か月以上）（同日付厚労省事務連絡）
- 5月25日 4回目接種開始（60歳以上の者、18歳以上で重症化リスクが高い方などが対象）
- 5月下旬 武田社ワクチン（ノババックス）1～3回目接種開始（18歳以上）
- 6月6日 ワクチン3回目接種率 全人口の59.8%
- 6月13日 自衛隊運営の大規模接種会場で4回目接種開始
- 7月22日 4回目接種対象拡大
※医療機関・高齢者施設等の従事者で18歳以上60歳未満の者
- 9月6日 小児（5～11歳）の3回目接種開始・努力義務適用
- 9月20日 令和4年秋開始接種開始

オミクロン株対応ワクチン（BA.1 対応型）接種開始

※1・2回目接種を終えた12歳以上の方

- 10月3日 自衛隊運営の大規模接種会場でオミクロン株対応ワクチン接種開始
- 10月13日 ファイザー社製 BA.4-5 対応型ワクチン接種開始
- 10月21日 12歳以上のオミクロン株対応ワクチン接種間隔短縮
 ※5か月以上→3か月以上（10月20日付厚生労働事務連絡）
 ※ファイザー社（12歳以上）及びモデルナ社（18歳以上）のオミクロン株対応ワクチン
- 10月24日 生後6か月から4歳の乳幼児1～3回目接種開始（従来型ワクチン）
 ※予防接種法上の「特例臨時接種」として全額公費による接種。対象は全国で401万人
- 11月8日 武田社ワクチン（ノババックス）4・5回目接種可能に（18歳以上）
- 11月28日 モデルナ社製 BA.4-5 対応型ワクチン接種開始
 オミクロン株対応ワクチン接種率 全人口の17.1%
- 12月12日 オミクロン株対応ワクチン接種率 全人口の25.5%
- 12月14日 モデルナ社製ワクチンの追加接種対象年齢引き下げ
 ※18歳以上→12歳以上（12月13日厚生労働省事務連絡）
- 12月26日 オミクロン株対応ワクチン接種率 全人口の33.8%

令和5年

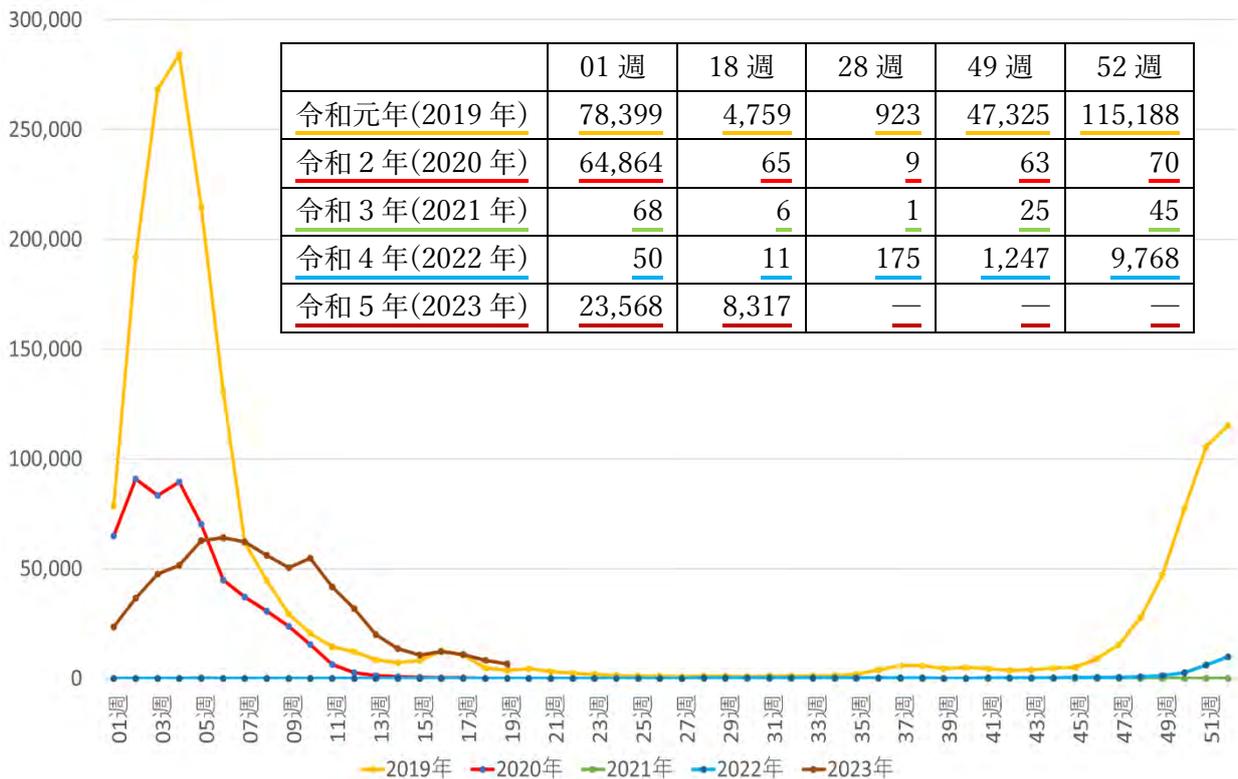
- 1月23日 オミクロン株対応ワクチン接種率 全人口の40.1%
- 2月11日 モデルナ従来株対応ワクチンの国内での接種終了
- 2月28日 ファイザー社製5～11歳用オミクロン株(BA.4-5) 対応2価ワクチンが薬事承認
- 3月8日 特例臨時接種の実施期間を1年間延長 ※ 令和6年3月31日まで
 小児（5～11歳）のファイザー社製オミクロン対応ワクチン接種開始
 ※初回接種（1・2回目）を完了し、前回接種から3か月以上経過した全ての5～11歳の者が対象（接種間隔を5か月以上から短縮）
 武田社ワクチン(ノババックス) 3・4・5回目接種の対象年齢引き下げ
 ※18歳以上→12歳以上
- 3月25日 自衛隊運営の大規模接種会場 運営終了
- 5月7日 令和4年秋開始接種終了
- 5月8日 令和5年春開始接種の開始
 【対象者】高齢（65歳以上）の方、5～64歳で基礎疾患を有する方等、医療従事者等及び高齢者施設等の従事者
- 9月20日 令和5年秋開始接種開始
 【対象者】初回接種（1・2回目接種）を終了した5歳以上のすべての方

II-1-(8) 国内のインフルエンザ発生動向

■ 経過

- 新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行に備え、発生動向の把握や対策検討が行われた（結果として、コロナ禍以前のようなインフルエンザの大きな流行は発生しなかった。）。

■ 国内のインフルエンザの患者報告数（定点報告）



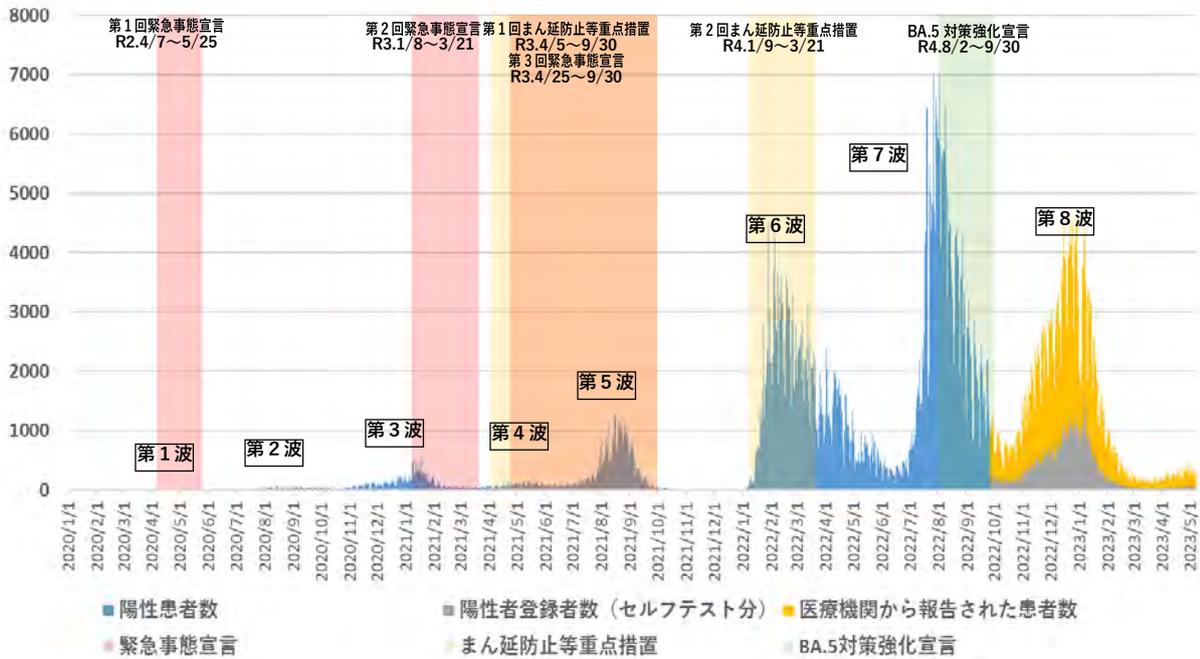
厚生労働省 インフルエンザの発生状況 >これまでの流行状況【報告数推移】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou01/houdou.html

II-2 市内

II-2-(1) 市内の感染状況等

■ 感染者数の推移（日別）



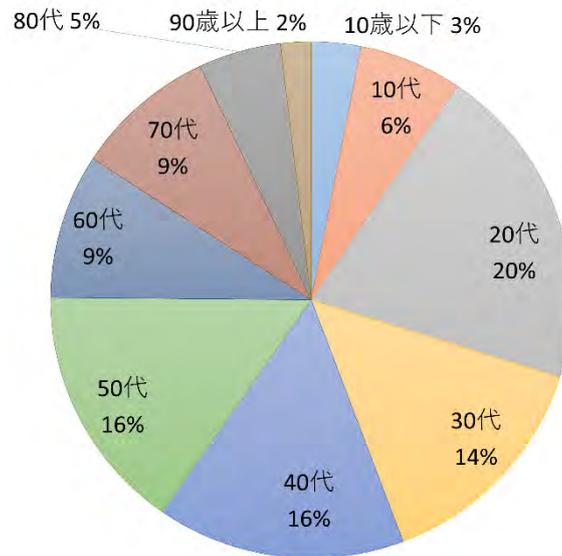
■ 感染者数累計（令和5年5月7日までの累計）

861,809人（令和2年 10,157人、令和3年 59,633人、令和4年 695,271人、
 令和5年 96,748人 ※ 令和5年は5月7日まで）

■ 各年の感染者数の推移比較

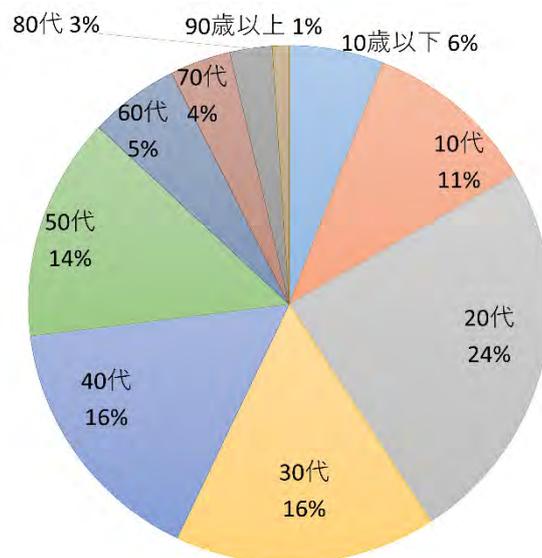


■ 感染者の年代別割合（年別）
 令和2年



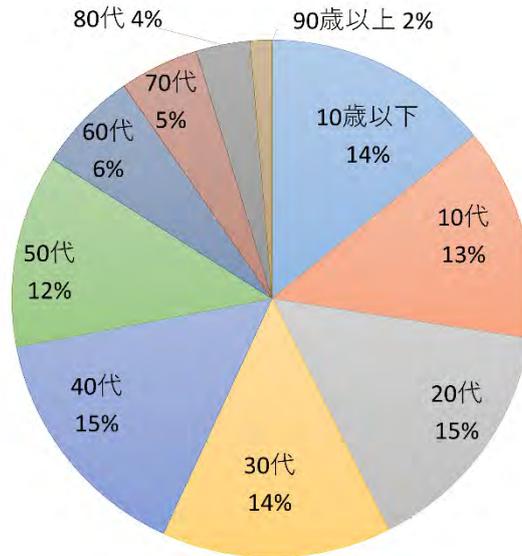
- 新規陽性患者の年代別割合は、20代が最も多く、全体の20%を占め、続いて、50代及び40代（16%）。全体の約3/4が50代以下。60代以上は約1/4を占める。

令和3年



- 新規陽性患者の年代別割合は、20代が最も多く、全体の24%を占め、続いて、30代及び40代（16%）。令和2年中と比較して60代以上の割合は減少し、全体の13%。

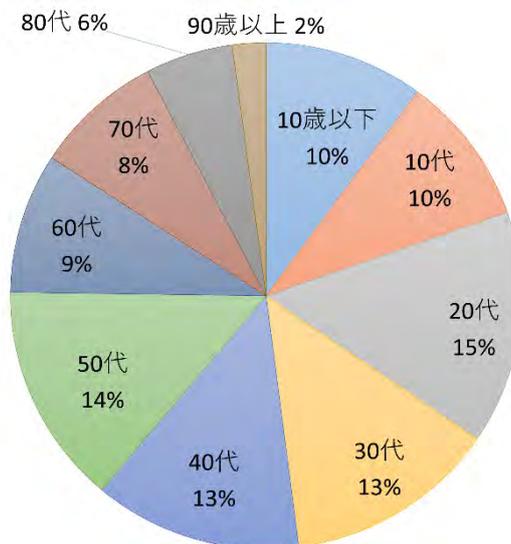
令和4年



- 新規陽性患者の年代別割合は、20代及び40代が最も多く（15%）、続いて10歳以下及び30代（14%）。令和3年と比較して、10歳以下の割合が大きく増加。60代以上の割合も増加し、全体の17%。

※ 令和4年9月27日以降は、医療機関から報告された患者数のみで集計しており、陽性者登録者数（セルフテスト分）は含まない。

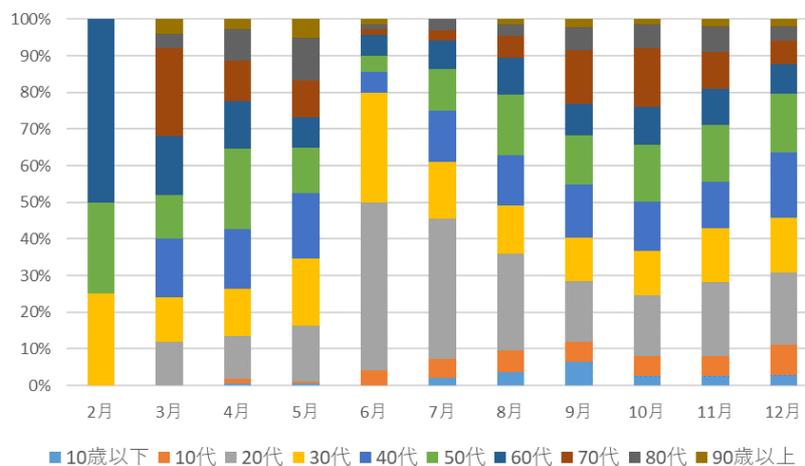
令和5年



- 新規陽性患者の年代別割合は、20代が最も多く（15%）、続いて50代（14%）。令和4年と比較して、60代以上の割合が増加し、全体の25%。

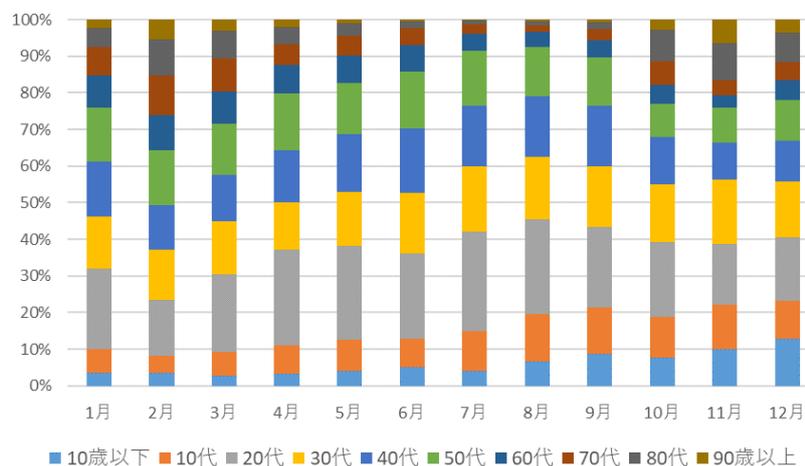
※ 令和5年5月7日（5月8日発表分）までの集計。また、医療機関から報告された患者数のみで集計しており、陽性者登録者数（セルフテスト分）は含まない。

■ 感染者の年代別割合（月別）
令和2年



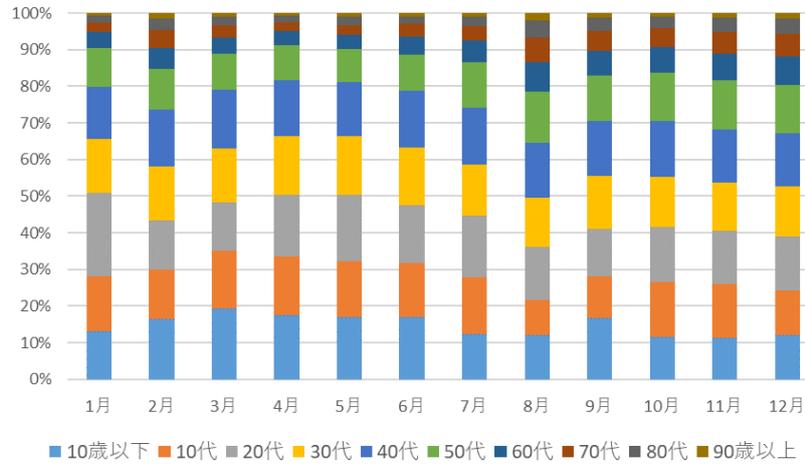
- 4、5月では、全世代で陽性患者が発生し、30代から50代の割合が約50%程度。
4月は50代の感染者数が最も多く、5月は30代の感染者数が最も多かった。
- 6から8月にかけては、20代の割合が最も多く、6月に45.7%、7月に37.6%、8月に26.3%となっており、他の期間と比べても特に高い。
- 9月以降、あらゆる年代で陽性患者数が増加。年代別では、大きく発生割合に偏りはないが、最も発生割合が高いのは20代

令和3年



- 2月は40代以下が約5割。以降9月まで増加傾向
- 9月には50代以下が約9割
- 10月以降、60代以上の割合が増加し、全体の約2割を占めている。

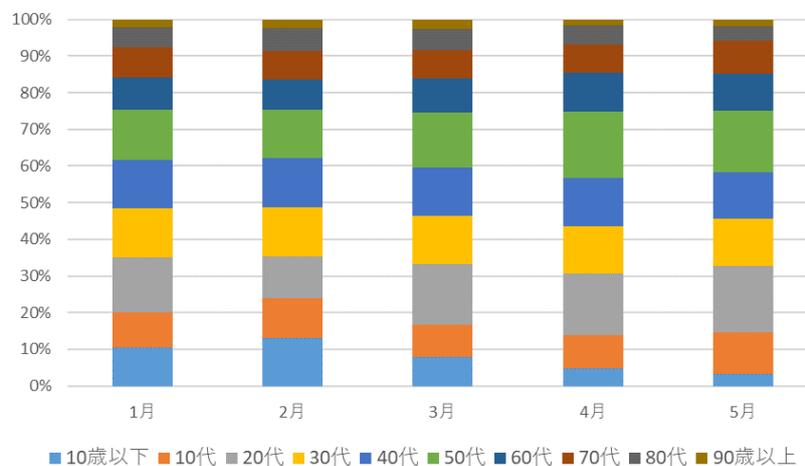
令和4年



- 1～6月まで40代以下の割合が約7～8割で推移。7月以降減少傾向。
- 60代以上の割合は年間を通じて約1～2割で推移。8月は2割超え。
- 10歳以下の割合は令和3年の増加傾向が続き、3月に約2割に。年間を通じて増減はあるが、1割を切る月はなかった。

※令和4年9月27日以降は、医療機関から報告された患者数のみで集計しており、陽性者登録者数（セルフテスト分）は含まない。

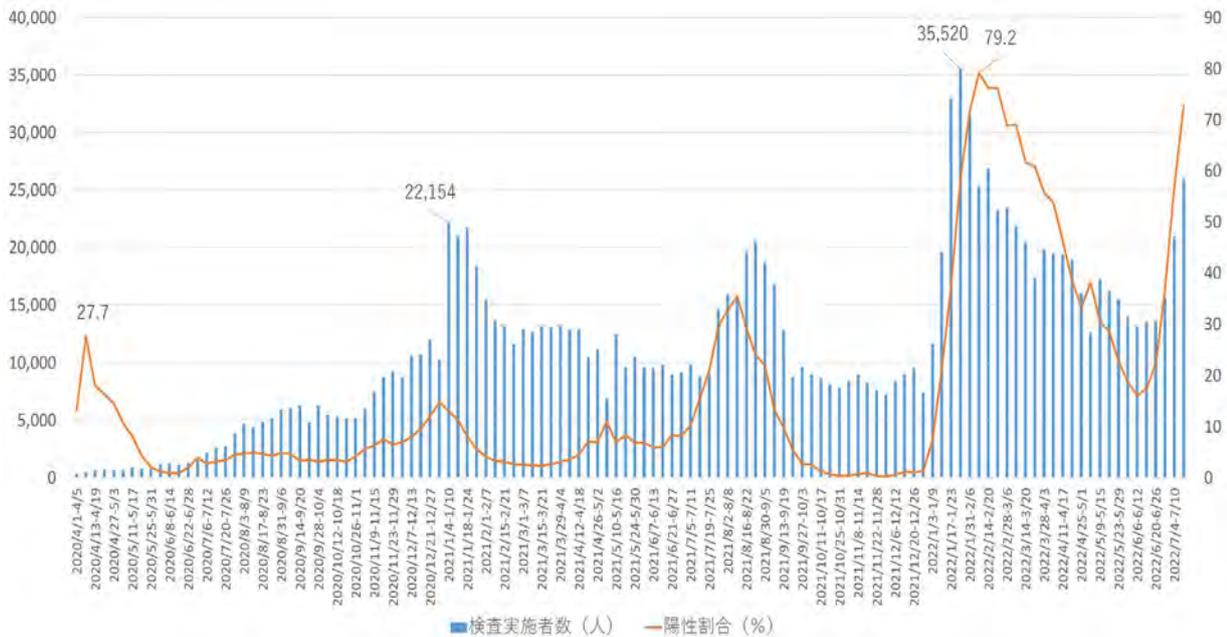
令和5年



- 3月以降、10歳以下の割合が減少

※令和5年5月7日（5月8日発表分）までの集計。医療機関から報告された患者数のみで集計しており、陽性者登録者数（セルフテスト分）は含まない。

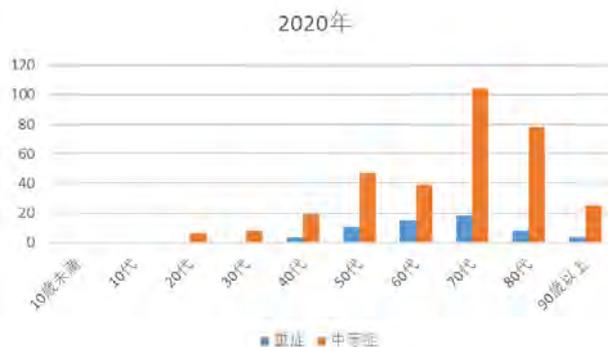
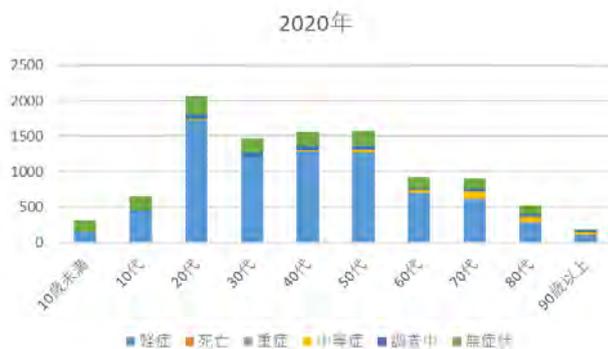
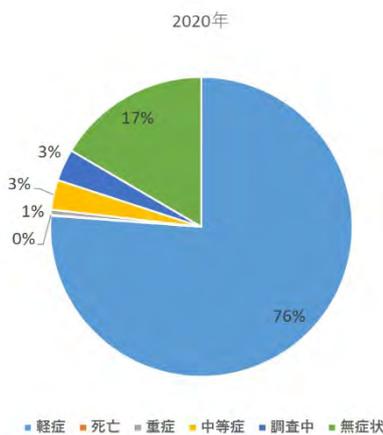
PCR 検査実施者数及び陽性割合



- ※ 横浜市 HP オープンデータをもとに作成 (速報値として公開している令和4年7月17日現在のデータ)
- ※ 検査実施者数は、原則1週間単位の合計値。
- ※ 2020年4月1日から2020年11月1日までの陽性割合は、陰性確認のための検査を除く検査総数における陽性割合を示す。
- ※ 2020年11月2日以降の陽性割合は、市に報告された検査総数と、「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム (HER-SYS)」を用いて報告された陽性者数により算出。

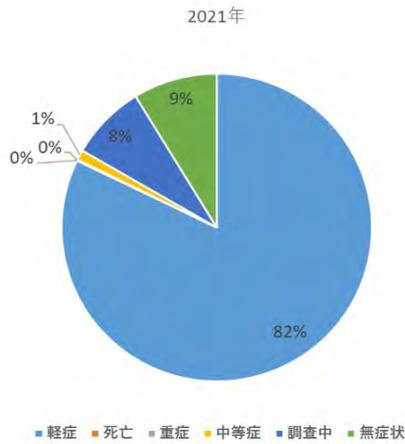
陽性確定時の症状 (年別)

令和2年

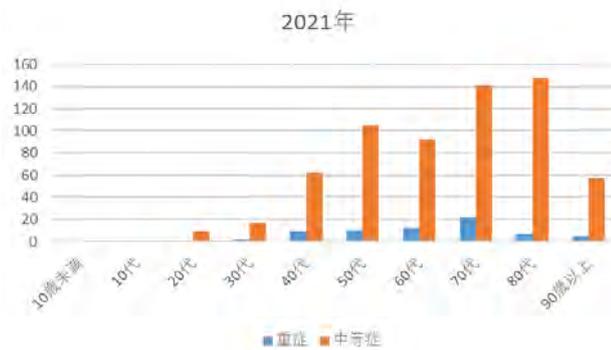
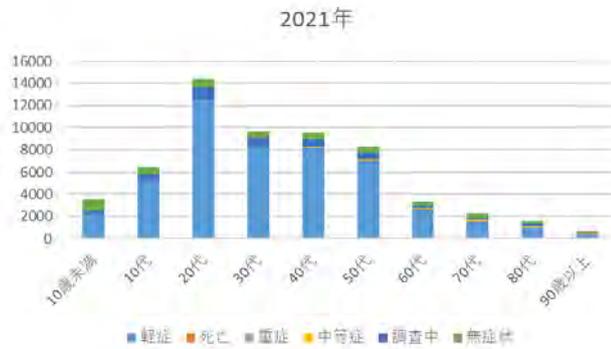


- 陽性確定時の症状は、約90%が軽症・無症状
- 30代以下では陽性確定時に重症はなし。高齢層では、陽性確定時に中等症や重症である割合が高くなる傾向

令和3年



- 陽性確定時の症状は、約82%が軽症
- 30代以下では陽性確定時に重症はなし。高齢層では、陽性確定時に中等症や重症である割合が高くなる傾向

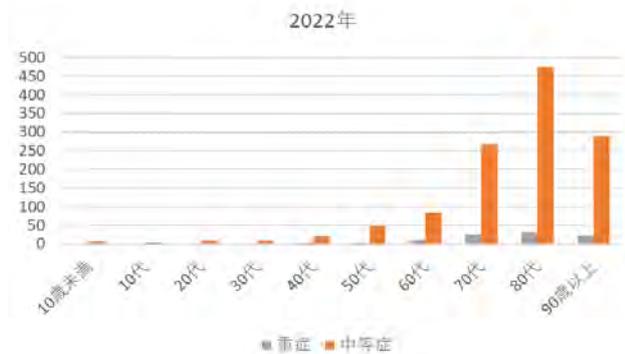
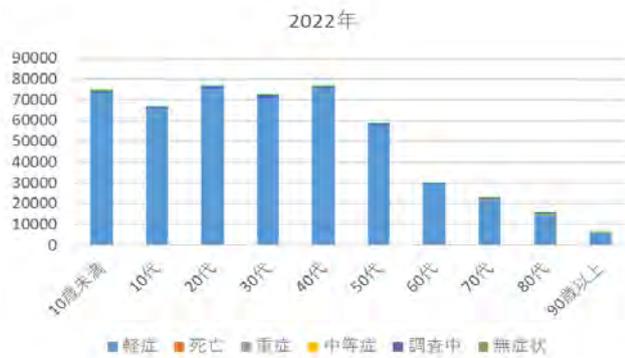


令和4年



- 陽性確定時の症状は、約98%が軽症
- 30代以下でも、数例だが重症あり
- 高齢層で陽性確定時に中等症や重症である割合が高くなる傾向は変わらず

※データは令和4年9月26日現在のもの。
同日からの全数把握見直しにより、以降データなし。



※ 横浜市オープンデータをもとに作成

■ 市内クラスター（陽性患者の集団）発生状況（月別）

令和2年

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
医療機関				4	4	0	0	3	2	1	5	2	21
高齢・障害者入所施設				4	0	0	0	3	5	4	12	8	36
こども関係施設				1	0	0	0	0	1	0	2	2	6
教育機関				0	0	0	1	2	1	0	2	4	10
計	0	0	0	9	4	0	1	8	9	5	21	16	73

令和3年

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
医療機関	13	3	3	3	0	1	2	6	4	2	0	2	39
高齢・障害者入所施設	27	16	4	3	8	0	6	21	7	2	1	2	97
こども関係施設	0	1	1	0	5	3	7	24	8	1	0	0	50
教育機関	0	0	1	3	7	6	3	8	5	0	1	2	36
計	40	20	9	9	20	10	18	59	24	5	2	6	222

令和4年

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
医療機関	15	29	22	15	8	9	56	39	15	12	37	52	309
高齢・障害者入所施設	24	145	87	47	29	17	173	216	64	30	105	199	1136
こども関係施設	38	12	2	1	0	0	4	0	0				57
教育機関	17	4	5	0	0	0	7	0	0				33
計	94	190	116	63	37	26	240	255	79	42	142	251	1535

※令和4年9月27日から国の通知に基づき積極的疫学調査の対象が見直され、「医療機関」「高齢者入所施設」「障害者入所施設」の3か所のみを集計することとなった。

令和5年

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
医療機関	28	13	7	5	3								56
高齢・障害者入所施設	135	29	13	18	2								197
こども関係施設													0
教育機関													0
計	163	42	20	23	5	0	0	0	0	0	0	0	253

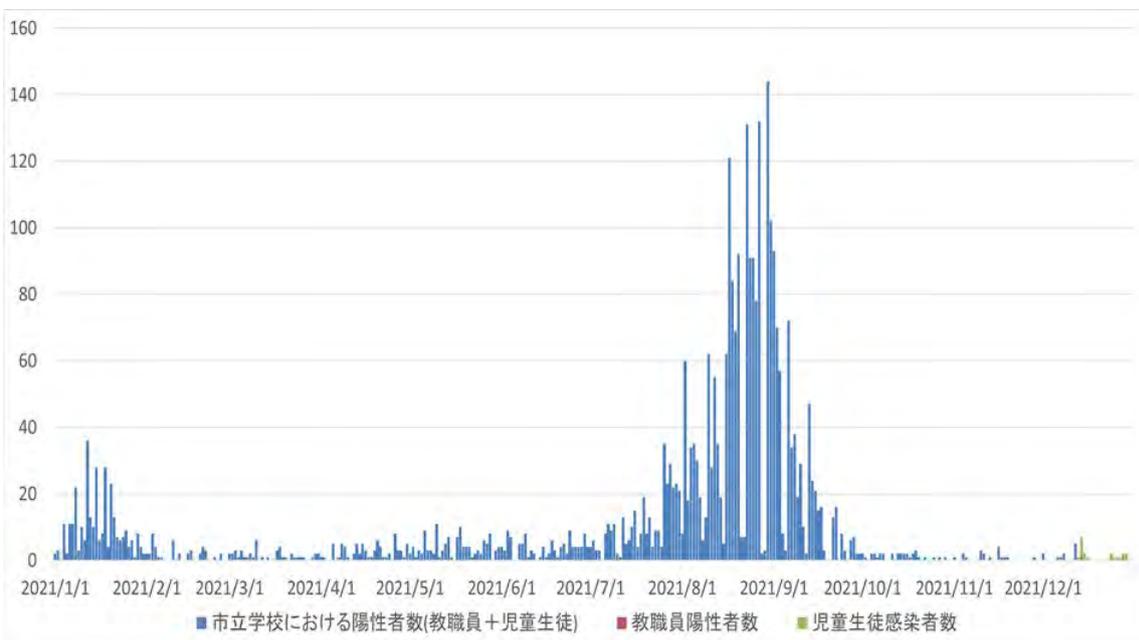
※5月7日までの集計値

■ 市立学校における感染発生等の状況

令和2年



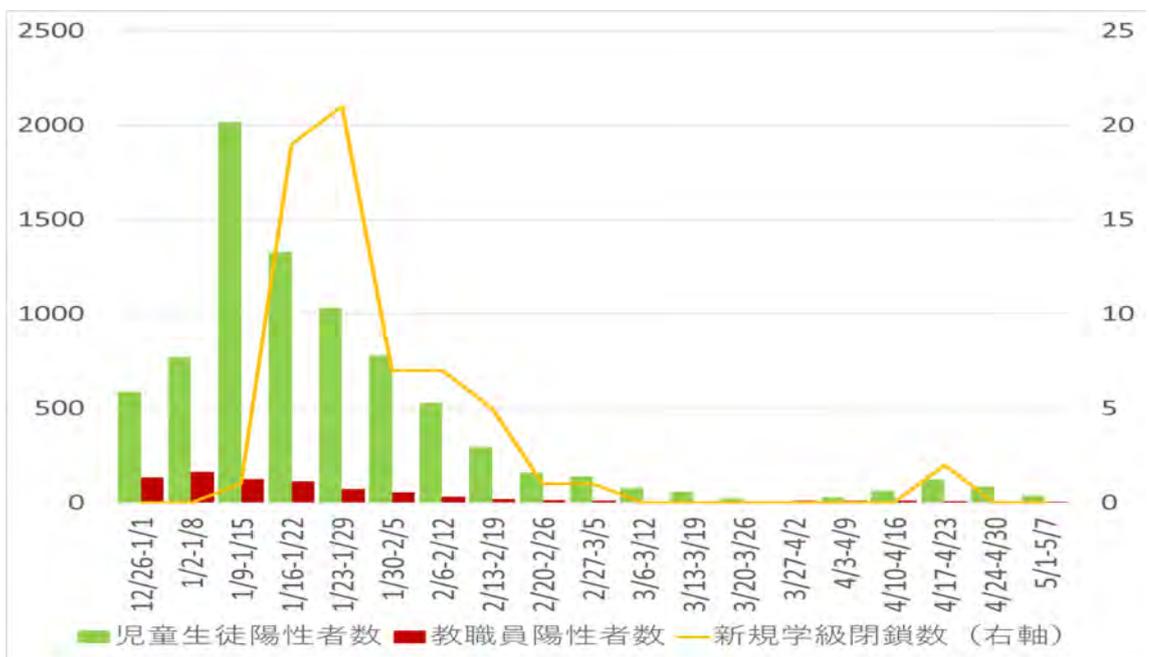
令和3年



令和4年



令和5年



※ 児童数は報告日、教職員は判明日で集計。学級閉鎖数は新規に閉鎖となった学級数を週単位で集計

※ 横浜市オープンデータをもとに作成

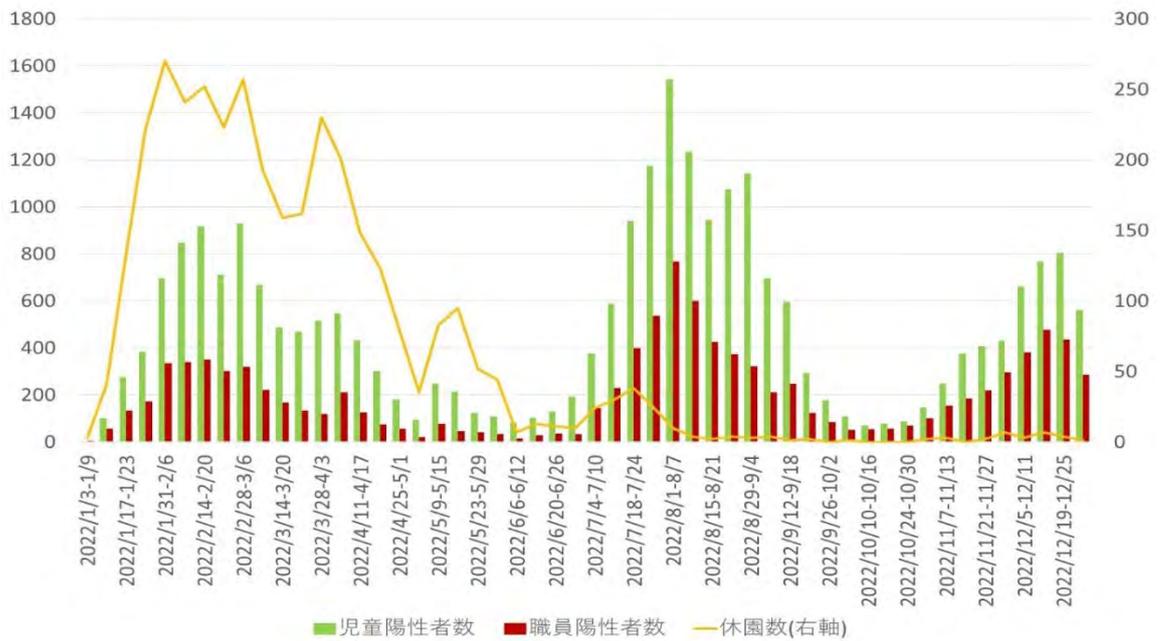
【参考】 令和5年5月1日時点

児童生徒数	259,586 人	教職員数*	21,147 人	学級数	10,244 クラス
-------	-----------	-------	----------	-----	------------

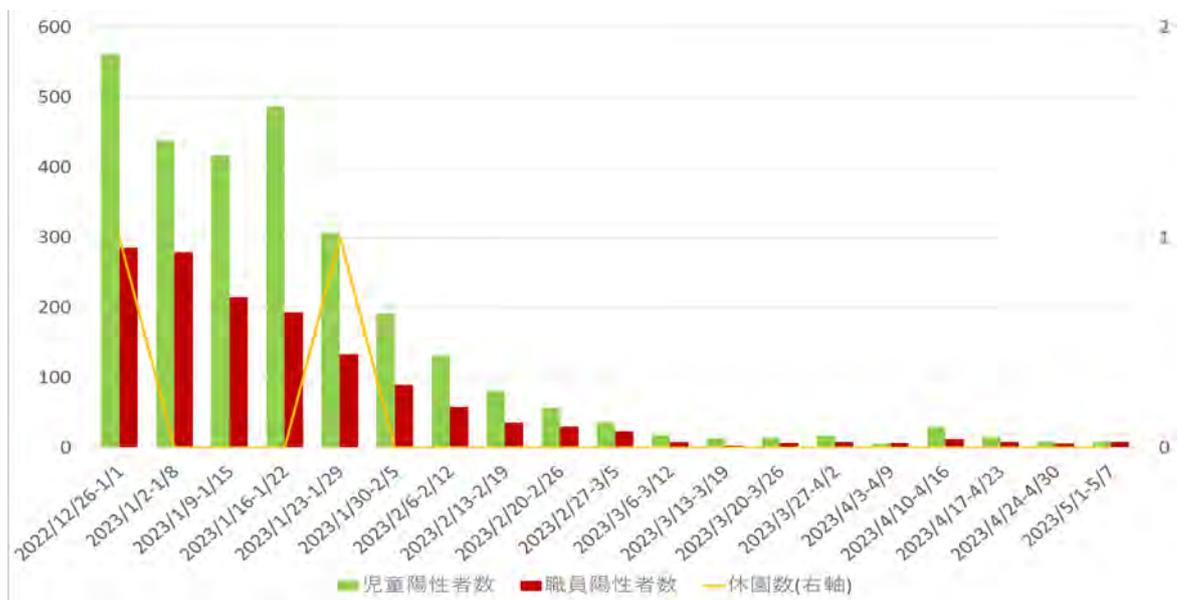
※ 教職員数は、非常勤講師や職員も含めた総数

■ 保育所等における感染発生等の状況

令和4年



令和5年



※ 令和4年6月6日以降、休園の取扱いを変更（従来は陽性者の最終登園日翌日から7日間を休園期間としていたが、変更後は濃厚接触者を特定するまでの期間とし、対象範囲も当該クラスのみに限定）

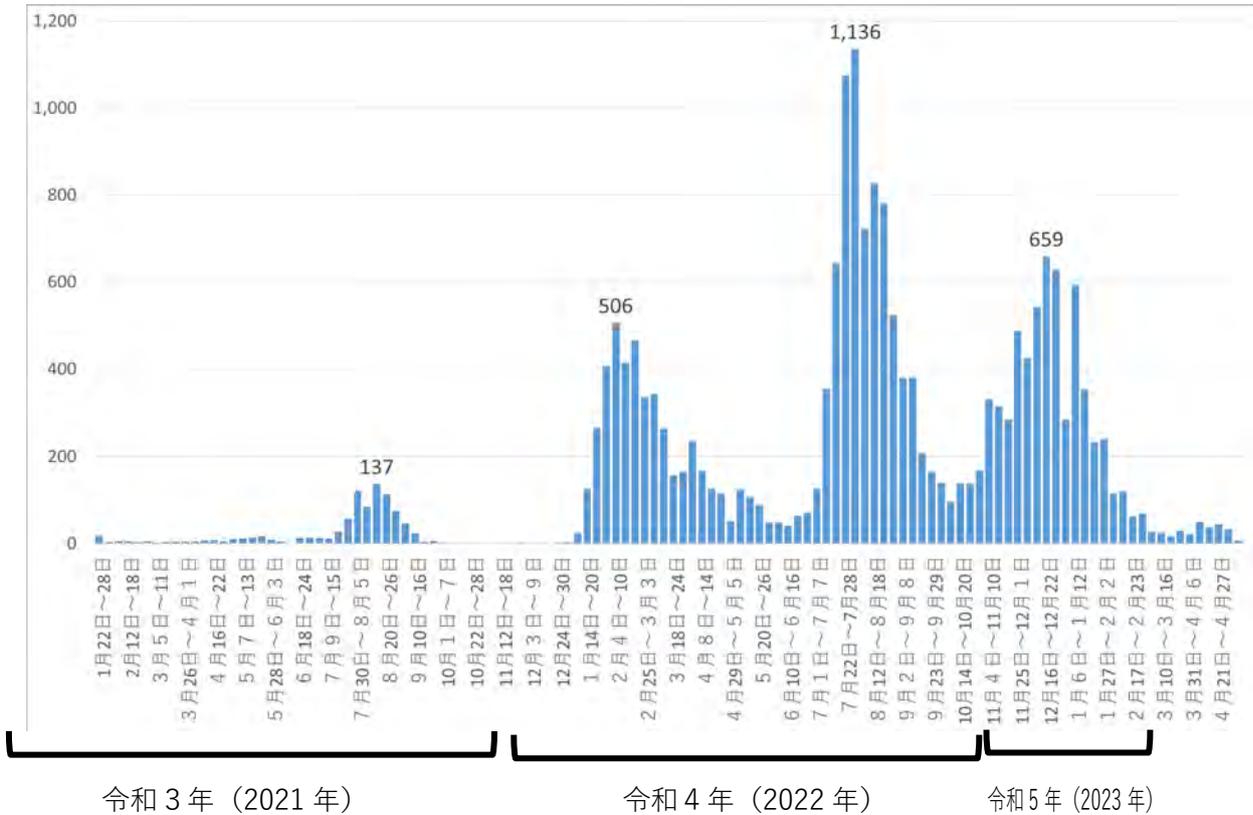
※ 令和4年7月25日以降、濃厚接触者の特定を行わないこととし、休園は、保育従事者の感染等により保育体制の維持が困難な場合のみ

※ 横浜市オープンデータをもとに作成

【参考】 令和5年4月1日時点

児童数	70,506人	保育園数	1,193施設
-----	---------	------	---------

■ 市職員の感染状況



令和3年 (2021年)

令和4年 (2022年)

令和5年 (2023年)

※令和3年1月22日以降、総務局職員健康課に報告のあった市職員の感染状況・1週間単位
 ※横浜市オープンデータをもとに作成

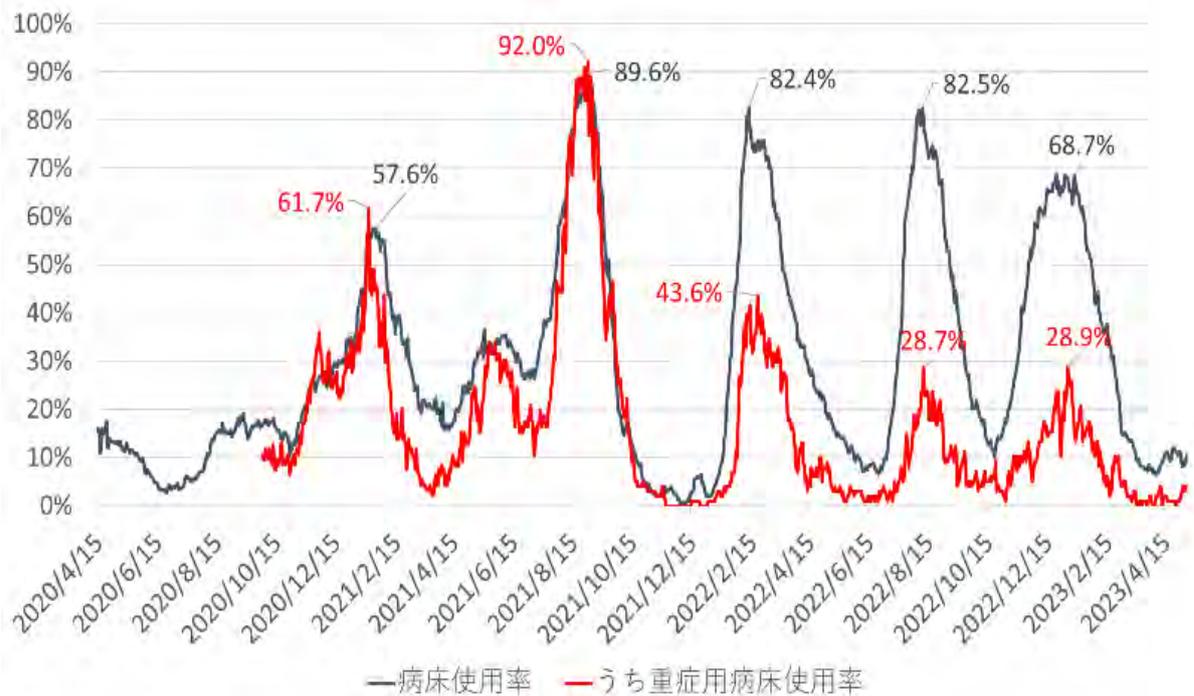
II-2-(2) 市内の医療提供体制

■ 病床使用数・確保病床数の推移



※ 横浜市オープンデータをもとに作成

■ 病床利用率の推移



※ 横浜市オープンデータをもとに作成

■ 人工呼吸器・ECMO 使用数及び重症用病床使用数の推移



※ 横浜市オープンデータをもとに作成

■ 病床確保・稼働状況等に関する経過

令和2年

- 4月6日、市内での感染拡大を見据え、コロナ患者用の病床として、市民病院、みなと赤十字病院、市大附属病院、市大センター病院をはじめ、市内医療機関の協力により、約500床を確保した。
- 4月の新規陽性患者は、40代以上が7割を占め、入院を要する患者や、人工呼吸器を使用するなど重症化する患者も一定数含まれた。
- 5月下旬以降、新規陽性患者の発生はごくわずかとなったが、一度入院した患者は数日～数週間入院するため、病床の使用数は6月下旬までかけてゆるやかに低下した。
- 6月下旬以降、新規陽性患者数が増加に転じるが、40代以上の陽性患者が3割程度と、若い世代で感染が広まり、無症状・軽症者が多い傾向にあった。そのため4月と比べ、新規陽性患者数は数倍となったが、病床使用数※はゆるやかに上昇する程度だった。その後新規陽性患者の年齢構成が全年齢に広がるにつれ、病床使用数も4月と同等の水準まで上昇した。また、医療機関における治療法に関する知見の高まりなどにより、人工呼吸器やECMOの使用に至る患者は、4月よりも少ない状況が続いた。
- 11月初旬から陽性患者が急増し、1日あたりの新規陽性患者数は、過去最多を更新し続けた。コロナ患者用の病床は、10月までの入院患者が解消される前に、新規陽性患者が急増したこともあり、過去最多の使用数を更新する日が続いた。
- この間、横浜市新型コロナウイルス対策医療調整本部（以下「Y-CERT」という。）が、コロナ患者用病床の使用状況把握と各医療機関へのフィードバック、医療機関ごとの役割分担に応じ

た新規患者の入院調整や医療機関間での転院調整を行うことで、従前からの医療機関どうしの連携を一層推進し、感染症医療と一般医療とを両立することができた。

※ 病床使用数 … 横浜市が市内医療機関の協力で、コロナ患者用病床として確保した病床の使用数（コロナ病床として確保されていなかった市内医療機関（クラスター発生医療機関等）の使用病床は含まない。）

令和3年

- 第3波では、1月初旬以降、感染が急激に拡大し、入院患者も急増した。発熱等疑似症患者にも陽性患者用病床で対応したことなどから、確保病床の使用率が9割に迫り、病床がひっ迫する場面もあった。
- 第3波の経験も踏まえ、4月までに陽性患者用病床を554床に拡充するとともに、機能別の病床として、発熱等疑似症患者用病床や新型コロナの症状が軽快した患者の転院受入れを担う後方支援病床の確保も進めた。
- 第4波では、4月中旬以降、陽性の入院患者が緩やかに増加したが、患者の症状に応じた医療機関の選定ができた。
- 7月以降の第5波では、感染拡大にあわせて685床まで病床を拡充したが、病床使用率は8月下旬に9割に迫る勢いで急増した。
- 第6波に向けては、陽性患者用病床の更なる拡充に取り組み、12月22日時点で849床を確保するとともに、軽症者に対して早期の治療を行い、重症化を防ぐため、中和抗体療法専用病床30床も確保した。
- 令和2年に引き続き、Y-CERTにおいて、市内の病床使用状況の把握や、新規患者の入院調整、医療機関間の転院調整を実施し、市内新規陽性者が過去最多を記録した第5波においても、感染症医療と一般医療との両立を図った。

令和4年

- 1月下旬以降の第6波、7月上旬以降の第7波では、感染が急激に拡大し、入院患者も急増した。感染拡大にあわせて、病床を拡充した（第6波：875床、第7波：957床）が、病床使用率は8割超まで増加した。
- 10月下旬以降の第8波では、第6波、第7波に比べると陽性の入院患者は緩やかに拡大した。第7波での経験を踏まえ、1,004床まで病床を拡充していたが、病床使用率は6割超まで増加した。
- オミクロン株が主流の第6波～第8波では、市中の感染爆発に伴い、陽性患者用病床を持つ医療機関においても医療従事者の陽性者又は濃厚接触者の急増によるスタッフ不足が生じ、入院受け入れが困難となる状況があった。
- 第6波での経験を踏まえて、7月以降、これまで陽性患者の入院受入れを行っていなかった医療機関においても、軽症者や社会的要因で入院が必要な陽性患者が医療に繋がるよう、継続的に陽性患者用病床の確保を進めた。
- 令和3年に引き続き、Y-CERTにおいて、市内の病床使用状況の把握や、新規患者の入院調整、医療機関間の転院調整を実施し、市内新規陽性者が過去最多を記録した第7波においても、感染症医療と一般医療との両立を図った。

令和5年

- 第7波の経験を踏まえ、第8波では1月5日時点で1,024床まで病床を拡充したが、病床使用率は、1月上旬に6割超まで上昇をピークにその後は徐々に減少した。
- 令和5年5月8日感染症法上の位置づけの5類変更後に、幅広い医療機関が、個別症状に応じて入院患者を受入れる体制へと段階的に移行するため、引き続き関係機関と協力しながら受入病床の確保を進めた。
- 令和4年に引き続きY-CERTにおいて、市内の病床使用状況の把握や新規患者の入院調整、医療機関間での転院調整を実施し、感染症医療と一般医療との両立を図った。

■ 新型コロナウイルス感染状況の判断目安（6つの指標等）

ステージ		医療提供体制			監視体制	感染の状況			
		① 病床のひっ迫具合		②療養者数 (人口10万人あたり)	③ PCR陽性率	④直近1週間の新規陽性患者数 (人口10万人あたり)	⑤直近1週間と先週1週間の比較	⑥直近1週間の(累積新規陽性患者における)感染経路不明な者の割合	
		病床全体	うち重症者用						
		最大確保病床占有率	最大確保病床占有率						
IIIの指標		20%以上	20%以上	15人以上	10%	15人以上	多い	50%	
IVの指標		50%以上		25人以上	10%	25人以上	多い	50%	
会議開催日	令和2年	8/23	14%	17%	10.8人	4.9%	6.1人	少ない	51%
		9/23	14%	19%	11.1人	5.2%	6.0人	少ない	49%
		11/26	24%	34%	25.7人	8.6%	14.7人	多い	57%
		12/23	27.2%	22.4%	36.9人	9.3%	26.0人	多い	59%
	令和3年	1/21	55.4%	45.7%	104人	24.3%	67人	多い	54%
		1/28	55.8%	42.6%	83人	15.4%	39人	少ない	43%
		2/3	54.4%	34%	60人	14.0%	29人	少ない	43%
		2/9	43.4%	24.5%	49.7人	9.6%	16.7人	少ない	41.6%
		2/18	39.4%	13.8%	28.3人	5.9%	10.9人	少ない	38.7%
		2/24	33.4%	13.8%	23.8人	5.5%	10.4人	変わらず	42.2%
		3/3	28%	11.7%	19.8人	5.1%	7.6人	少ない	41.1%
		3/4	26.8%	11.7%	18.8人	5.1%	7.8人	少ない	42.5%
		3/10	23.9%	7.4%	18.1人	4.5%	8.8人	多い	50.6%
		4/8	14.7%	4.7%	15.8人	4.5%	9.2人	多い	47.6%

令和2年

- 11月26日、病床のひっ迫具合はステージIIIの指標を超えた。療養者数、直近1週間と先週1週間の比較、新規陽性患者における感染経路不明な者の割合は、ステージIVの指標を超えた。
- 12月23日、いずれも11月26日の数値を上回り、さらに、直近1週間の新規陽性患者数もステージIVの指標を超えた。

令和3年

- 1月21日、いずれも令和2年12月23日の数値を上回り、さらに、病床全体の病床のひっ迫具合は、ステージIVの指標を超えた。
- 1月28日、病床全体の病床のひっ迫具合を除く指標が1月21日を下回り、さらに直近1週間と先週1週間の比較、新規陽性患者における感染経路不明な者の割合はステージIIIの指標を下回った。

- 2月9日、病床全体の病床のひっ迫具合、直近1週間の新規陽性患者数は、ステージⅣの指標を下回った。
- 2月24日、いずれも、ステージⅣの指標を下回った。
- 3月10日、直近1週間と先週1週間の比較、新規陽性患者における感染経路不明な者の割合は、ステージⅣの指標を超えた。

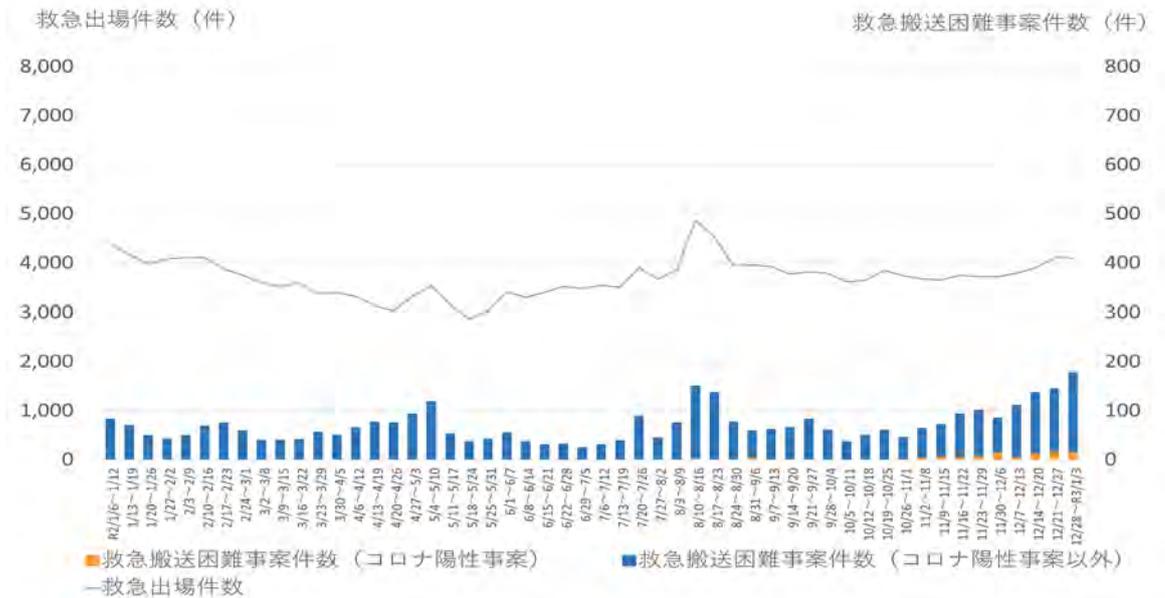
【参考】

- 令和2年8月7日 第7回新型コロナウイルス感染症対策分科会において、感染状況に応じた「4つのステージ分類」・「6つ指標」等を提言
- 令和3年4月15日 分科会において、2度の緊急事態宣言の経験を踏まえ、「5つの指標」に見直し
- 令和3年11月8日 分科会において、「ステージ」の考え方を改め、医療逼迫の状況により重点を置いた「5つのレベル分類」を提言
- 令和4年11月11日 分科会において、オミクロン株に対応し、外来医療等の状況に着目した「4つのレベル分類」に見直し（令和5年5月8日の感染症法上の位置付け変更に伴い、レベル分類は終了）

■ 救急出場件数及び救急搬送困難事案の推移（週別）

※救急搬送困難事案とは「救急隊による医療機関への受入照会回数4回以上」かつ「現場 滞在時間30分以上」の事案

令和2年



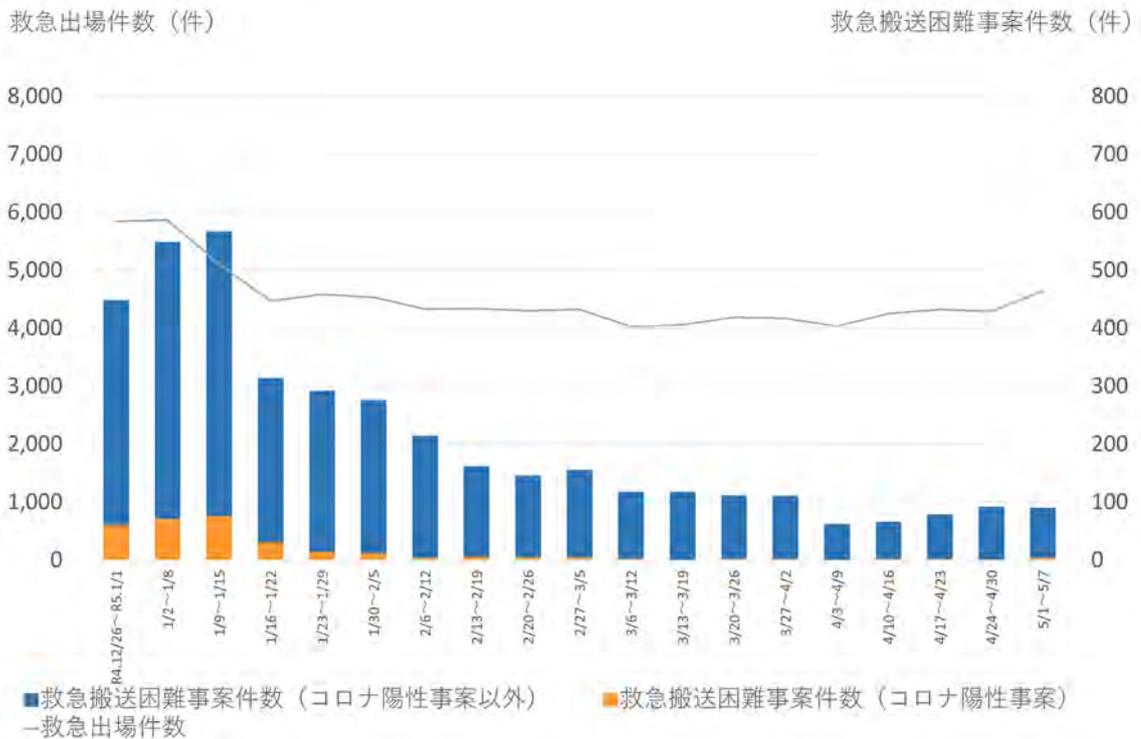
令和3年



令和4年



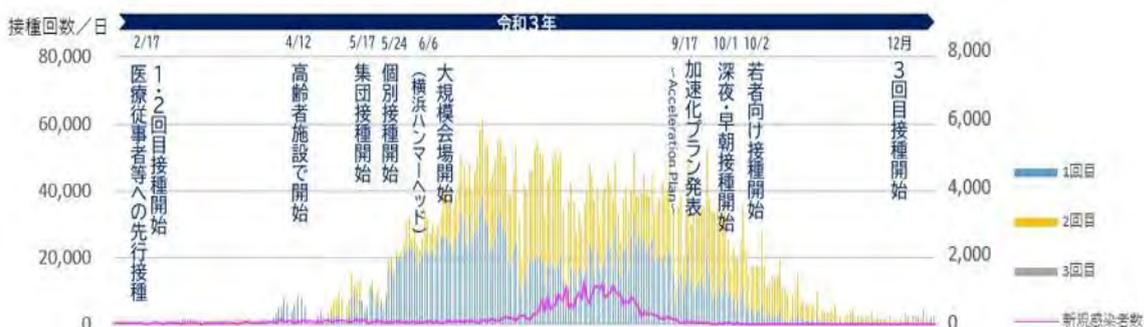
令和5年



II-2-(3) 市内の新型コロナウイルスワクチン接種に関する状況

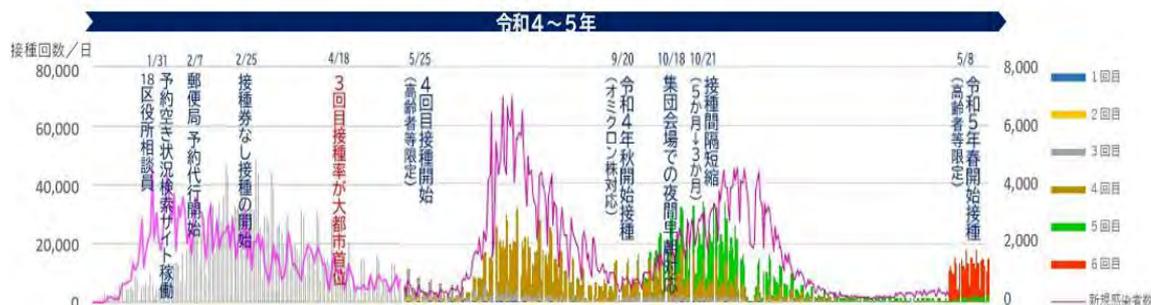
■ 経過

令和3年



- 1月6日 ワクチン接種特別チームを設置（健康福祉局）
- 1月20日 多岐に渡る準備業務を進め、市民の安全かつ円滑なワクチン接種の実現のため、ワクチン接種特別チームの体制を強化し、「ワクチン接種調整等担当」を設置
- 2月22日 横浜市と市内医療関係団体の協議・情報共有のため、「ワクチン接種推進会議」を開催
- 3月1日 「ワクチン接種コールセンター」を開設
- 3月9日 鶴見公会堂で集団接種会場シミュレーションを実施
- 3月10日 介護老人福祉施設で初めて施設接種会場シミュレーションを実施
- 4月1日 ワクチン配送管理センターを設置
- 4月12日 高齢者施設等で施設接種を開始
- 4月23日 80歳以上へのワクチン接種個別通知を発送(以降、年齢別に順次発送)
- 5月17日 公会堂、スポーツセンター等で集団接種を開始
- 5月24日 市内病院、診療所等で個別接種を開始
- 6月6日 横浜ハンマーヘッド「CIQホール」に大規模接種会場を開設
- 7月5日 基礎疾患を有する方及び高齢者施設等従事者の方の優先接種開始
- 8月6日 64歳以下の一般接種開始
- 9月17日 新型コロナウイルス感染症対策加速化プラン～AccelerationPlan～を公表
- 10月1日 深夜・早朝接種を開始（横浜市立大学附属市民総合医療センター）
- 10月2日 若者向けワクチン接種センターを開始
- 11月3日 横浜市の12歳以上の人口に対する接種率（2回接種完了）が8割を超える（80.3%）。
- 11月22日 令和3年12月に3回目のワクチン接種が可能となる対象者（医療従事者等）に対して、個別通知を発送
- 12月1日 2回目接種から8カ月以上経過した者（医療従事者等）のワクチン3回目接種を開始
- 12月10日 高齢者施設入所者等のワクチン3回目接種開始

令和4年



- 1月7日 追加接種（3回目接種）前倒し発表（65歳以上：接種間隔8か月→7か月）
- 1月20日 追加接種（3回目接種）さらなる前倒し発表（接種間隔7か月→6か月※高齢者に加え64歳以下の方も対象）
- 1月28日 接種間隔短縮に伴う個別通知（3回目接種券）の発送開始
- 1月31日 65歳以上の3回目接種開始
18区の区役所ワクチン相談員で予約代行開始
- 2月7日 郵便局（302局）で、予約代行開始
- 2月11日 3回目接種集団接種会場開設
- 2月下旬 64歳以下の3回目接種開始
- 2月25日 3回目集団接種会場の一部で「接種券なし接種」開始（64歳以下の一部）
- 3月4日 集団接種会場で3回目接種回数・機会の拡大
- 3月5日 (株)ディー・エヌ・エー（DeNA）教職員・児童福祉施設等職員向け接種を開始
- 3月7日 小児（5～11歳）接種開始・小児接種用コールセンター設置
楽天グループ(株)で3回目接種の職域接種開始
- 3月18日 深夜・早朝接種開始（横浜市立大学附属市民総合医療センター）
- 3月31日 12～17歳個別通知（3回目接種券）の発送開始
- 4月4日 12～17歳の3回目接種開始
- 4月18日 3回目接種率が大都市首位（人口100万以上の都市）
- 4月20日 若年層を対象とした3回目集団接種会場の臨時設置
- 4月21日 集団接種会場における企業・大学等の団体接種（3回目接種）開始
- 4月22日 若年層を対象とした3回目集団接種会場の臨時追加設置（WeWorkみなとみらい会場）
- 5月20日 個別通知（4回目接種券）発送開始
- 5月25日 4回目接種開始（60歳以上及び基礎疾患を有する者等）
2回目接種からの3回目接種間隔短縮（6か月→5か月）
- 6月3日 武田社ワクチン（ノババックス）接種開始（1～3回目・18歳以上）
- 7月4日 集団接種会場で4回目接種実施日の拡充（～8月）
- 7月11日 武田社ワクチン（ノババックス）接種会場の追加
- 7月22日 4回目接種対象者の拡大（18歳以上59歳以下の医療・高齢者施設等従事者）
AIロボットを活用したワクチン電話問合せ対応実証実験開始（9月30日まで）

- 8月9日 3回目未接種の12～49歳の方へ、「接種勧奨はがき」を発送、集団接種会場限定で接種券なし接種を実施
- 8月17日 接種証明書のコンビニ交付開始（セブン-イレブン）
- 9月16日 小児（5～11歳）への3回目接種開始（2回目接種日から5か月以上経過した方）
- 9月22日 オミクロン株対応ワクチン接種受付開始（従来のワクチンを2回以上接種した12歳以上）
- 9月下旬 オミクロン株対応ワクチン接種開始（従来株・BA.1株両方に対応した2価ワクチン）
- 10月6日、12日、14日 3回目、4回目を未接種の方へ、「個別はがき」を3回に分けて発送（オミクロン株対応ワクチン接種の開始を周知）、集団接種会場で団体接種を実施
- 10月7日 オミクロン株対応集団接種会場開設（以降会場順次開設）
- 10月13日 ファイザー社オミクロン株(BA.4-5)対応ワクチン接種開始
- 10月14日 集団接種会場における企業・大学等の団体接種（オミクロン株対応ワクチン）開始
- 10月21日 12歳以上の前回接種からのオミクロン株対応ワクチン接種間隔短縮（5か月→3か月）
- 11月1日 集団接種会場の追加（TKPみなとみらい駅前会場、桜木町・馬車道会場、ローズホール横浜駅会場）
- 11月11日 乳幼児（生後6か月以上4歳以下）対象とした接種開始（1～3回目）
- 11月14日 武田社ワクチン（ノババックス）4・5回目（前回接種から6か月以上経過した18歳以上の方）の予約開始
- 11月22日 接種証明書の電子申請開始
- 12月12日 モデルナ社オミクロン株（BA.4-5）対応ワクチン接種予約受付開始
- 12月28日 みなとみらい会場（集団接種会場）閉場 ※ 以降、各会場で順次閉場

令和5年

- 2月25日 全ての集団接種会場が閉場（令和4年秋開始接種）
- 3月8日 武田社ワクチン（ノババックス）追加接種（3・4・5回目）の対象年齢引き下げ（18歳以上→12歳以上）
小児（5～11歳）の追加接種間隔短縮（5か月→3か月）
- 3月20日 小児（5～11歳）へのオミクロン株対応ワクチン接種開始
- 5月7日 令和4年秋開始接種 終了（小児（5～11歳）の接種は期間延長）
- 5月8日 令和5年春開始接種 開始
- 9月20日 令和5年秋開始接種 開始

■ 市内ワクチン接種数・接種率

【接種数（令和5年4月25日時点）】

■ 接種回数別接種数（人）

	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
接種数	3,040,925	3,026,818	2,598,963	1,683,524	822,919

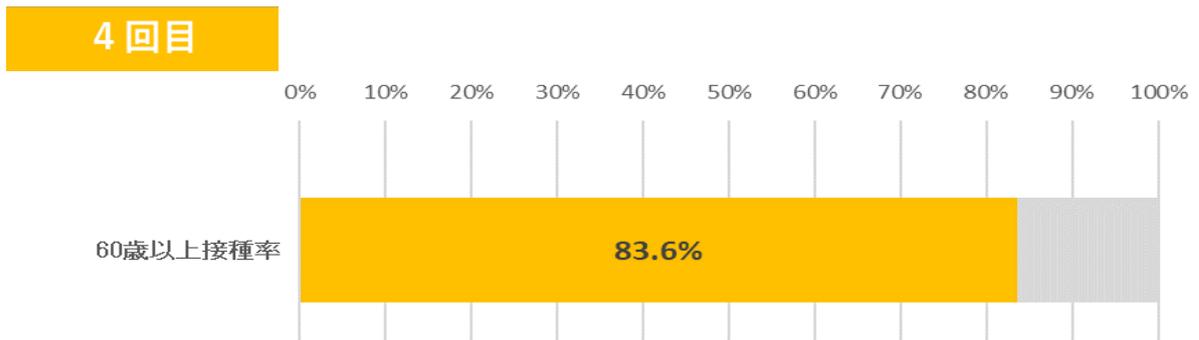
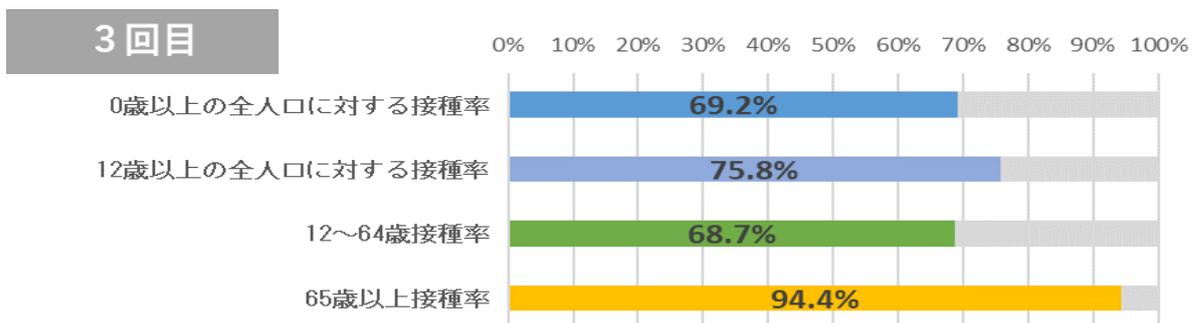
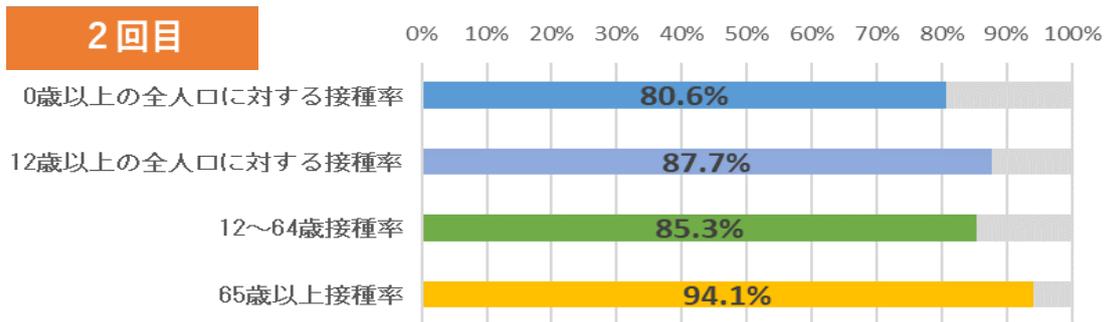
※3・4・5回目の接種数にはオミクロン株対応ワクチンの接種数を含む

■ オミクロン株対応ワクチン接種数（人）

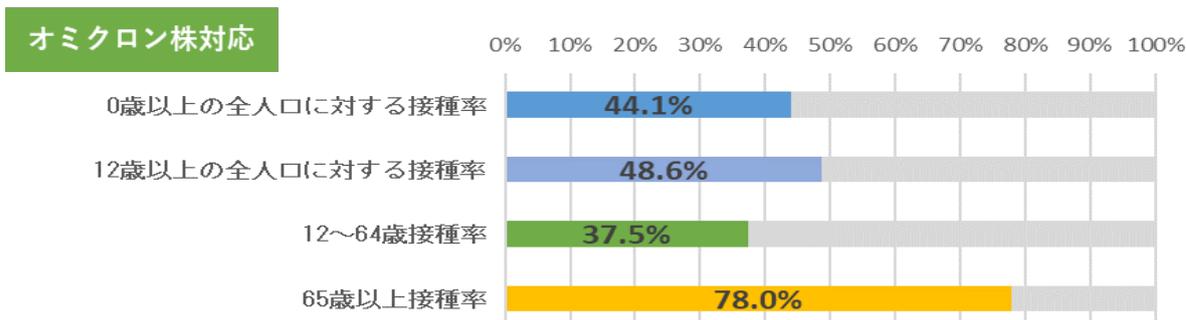
	オミクロン株対応	うち3回目	うち4回目	うち5回目
接種数	1,656,115 (うち65歳以上726,764人)	114,309	718,882	822,873

【接種率（令和5年4月25日時点）】

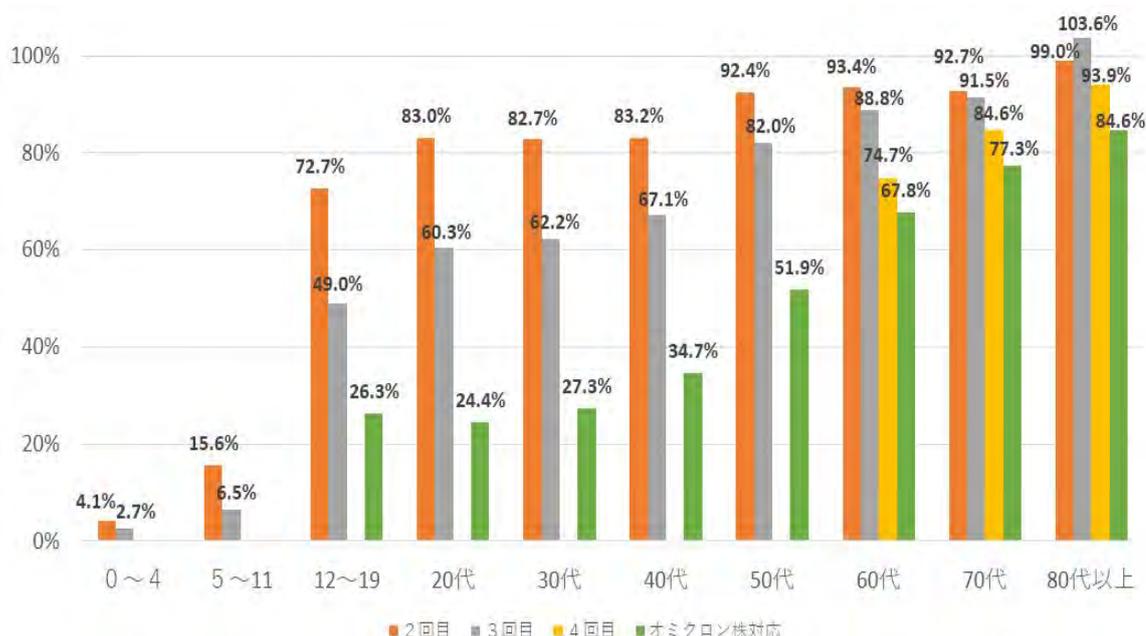
■ 接種回数別の接種率（2～4回目）



■ オミクロン株対応ワクチンの接種率



■ 年代別接種率（2・3・4回目、オミクロン株対応接種）



※横浜市オープンデータをもとに作成（令和5年6月1日時点に確認を行った令和5年4月25日時点の掲載データ）

【接種率の算出根拠】

■ 接種数（分子）

- ・ ワクチン接種記録システム（VRS）に記録され、集計されたデータを用いています（医療従事者等を含む）。
- ・ 職域接種の記録は、接種券がVRSに読み取られた記録についてのみ集計しています。
- ・ 3・4・5回目の接種数にはオミクロン株対応ワクチンの接種数も含んでいます。

※VRSへの接種記録登録は、接種日当日ではなく後日行われることもあるため、過去の接種日の件数も遅れて増加することがあります。

※国の接種率の算定方法が、令和4年9月1日から変更されたため、本市の接種率についても、死亡者の令和3年中の接種回数を除いています。

■ 対象者数（分母）

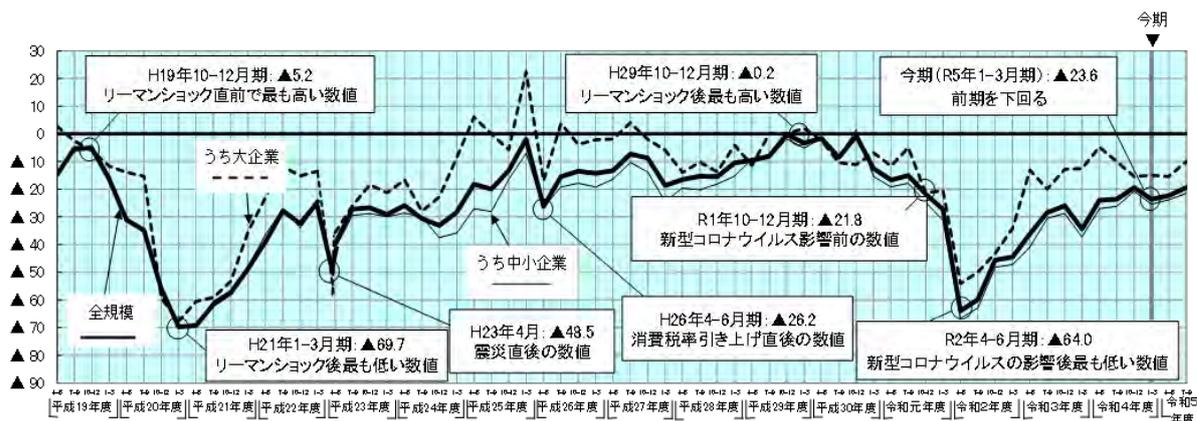
総務省 Web サイトの「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」にて公開されている、「【総計】令和4年住民基本台帳年齢階級別人口（市区町村別）（以下、市区町村別ファイル）」(Excel ファイル) を利用しています。このうち、横浜市の性別および年代階級の数字を集計したものを使用しています。（令和4年1月1日時点）

II-2-(4) 市内経済の状況

■ 市内 景況・経営動向調査

【自社業況BSI※の推移（全産業）】

	令和2年 1-3月期 (第112回)	令和2年 4-6月期 (第113回)	令和2年 7-9月期 (第114回)	令和2年 10-12月期 (第115回)	令和3年 1-3月期(第 116回)	令和3年 4-6月期(第 117回)
自社業況 BSI	▲27.2	▲64.0	▲59.9	▲45.6	▲44.5	▲36.1
前期との差	▲5.4	▲36.8 調査開始以来最大 のマイナス幅	+4.1	+14.3	+1.1	+8.4
	令和3年 7-9月期 (第118回)	令和3年 10-12月期 (第119回)	令和4年 1-3月期 (第120回)	令和4年 4-6月期 (第121回)	令和4年1-3 7-9月期 (第122回)	令和4年 10-12月期 (第123回)
自社業況 BSI	▲28.4	▲26.0	▲34.4	▲24.0	▲23.6	▲19.4
前期との差	+7.7	+2.4 6期連続の上昇	▲8.4	+10.4	+0.4	+4.2
	令和5年 1-3月期 (見通し)	令和5年 4-6月期 (見通し)				
自社業況 BSI	▲23.6	▲22.3				
前期との差	▲4.2	+1.3				



※ 自社業況BSI…自社業況が「良い」と回答した割合から「悪い」と回答した割合を減じた値

【各回の調査結果】

令和2年

○ 第112回調査の結果（3月実施）

- 令和2年1-3月期の自社業況BSIは全産業で▲27.2
- 前期（10-12月期）から5.4ポイント低下

- 第 113 回調査の結果（6 月実施）
 - 令和 2 年 4－6 月期の自社業況 BSI は全産業で▲64.0
 - 前期（1－3 月期）から 36.8 ポイント低下（調査開始以来、最大のマイナス幅）
 - 中小企業の BSI は、前期比 35.4 ポイント低下（調査開始以来、最大のマイナス幅）
- 第 114 回調査の結果（9 月実施）
 - 令和 2 年 7－9 月期の自社業況 BSI は全産業で▲59.9
 - 前期（4－6 月期）から 4.1 ポイント上昇
- 第 115 回調査の結果（12 月実施）
 - 令和 2 年 10－12 月期の自社業況 BSI は全産業で▲45.6
 - 緊急事態宣言のあった令和 2 年 4－6 月期から 2 期連続の上昇

令和 3 年

- 第 116 回調査の結果（3 月実施）
 - 令和 3 年 3 月 1－3 月期の自社業況 BSI は全産業で▲44.5
 - 調査開始以来最大のマイナス幅となった令和 2 年 4－6 月期から 3 期連続で上昇も、引き続き厳しい状況
- 第 117 回調査の結果（6 月実施）
 - 令和 3 年 3 月 4－6 月期の自社業況 BSI は全産業で▲36.1
 - 4 期連続で上昇も、依然として低い水準。来期以降は回復基調
- 第 118 回調査の結果（9 月実施）
 - 令和 3 年 3 月 7－9 月期の自社業況 BSI は全産業で▲28.4
 - 5 期連続で上昇するも、依然として低い水準
- 第 119 回調査の結果（12 月実施）
 - 令和 3 年 10－12 月期の自社業況 BSI は全産業で▲26.0
 - 6 期連続で上昇。来期はほぼ横ばいで推移。
 - 再来期は上昇し、回復傾向が続く見通し。

令和 4 年

- 第 120 回調査の結果（3 月実施）
 - 令和 4 年 1-3 月期の自社業況 BSI は全産業で▲34.4
 - 前期（10－12 月比）から 8.4 ポイント低下。来期以降は上昇する見通し。
- 第 121 回調査の結果（6 月実施）
 - 令和 4 年 4-6 月期の自社業況 BSI は全産業で▲24.0
 - 前期（1－3 月比）から 10.4 ポイント上昇
- 第 122 回調査の結果（9 月実施）
 - 令和 4 年 7-9 月期の自社業況 BSI は全産業で▲23.6
 - 前期（4－6 月比）から 0.4 ポイント上昇
- 第 123 回調査の結果（12 月実施）
 - 令和 4 年 10-12 月期の自社業況 BSI は全産業で▲19.4

- 3期連続の状況。来期以降は悪化に転じる見通し。

令和5年

○ 第124回調査の結果（3月実施）

- 令和5年1-3月期の自社業況BSIは全産業で▲23.6
- 前期（10-12月比）から4.2ポイント低下。4期ぶりの低下。

■ リーマンショックの発生した平成20年以降の企業倒産件数の推移（年次）



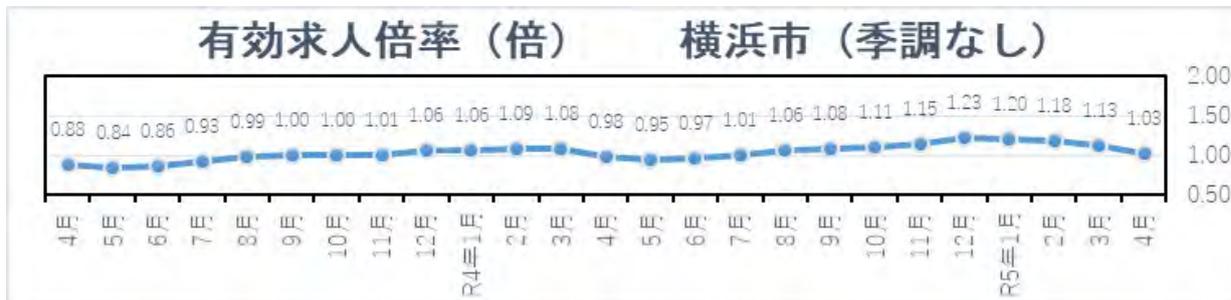
- 令和2年の市内企業倒産件数は、リーマンショック発生後（平成20年：308件、平成21年：379件）との比較では、低い水準にとどまっている。
- 令和3年の市内企業倒産件数は、リーマンショック発生後（平成20年：308件、平成21年：379件）、最も低い数値となった。
- 令和4年の市内企業倒産件数は、リーマンショック発生後（平成20年：308件、平成21年：379件）との比較では、低い水準にとどまっている。

■ 全国・神奈川県・横浜市の企業倒産件数比較

	令和元年 (1~12月)	令和2年 (1~12月)		令和3年 (1~12月)		令和4年 (1~12月)	
			前年比増減		前年比増減		前年比増減
全国	8,383件	7,773件	▲610件 (▲7.3%)	6,030件	▲1,743件 (▲22.4%)	6,428件	+398件 (+6.6%)
神奈川県	523件	443件	▲80件 (▲15.3%)	360件	▲83件 (▲18.7%)	406件	+46件 (+12.8%)
横浜市	227件	239件	+12件 (5.3%)	162件	▲77件 (▲32.2%)	196件	+34件 (+21%)

- 令和2年の市内企業倒産件数は、239件であり、前年と比較すると微増している。
- 令和3年の市内企業倒産件数は、162件であり、前年と比較すると減少している。
- 令和4年の市内企業倒産件数は、196件であり、前年と比較すると微増している。
- 令和5年4月までの市内企業倒産件数は、105件（前年同月：73件）と増加傾向にある。

■ 市内の雇用状況



※資料出所：総務省統計局「労働力調査」、厚生労働省「一般職業紹介状況」、神奈川労働局「労働市場月報」

令和2年

○ 有効求人倍率

- 令和2年に入り、9月まで9か月連続で低下
- 6月に、平成27年6月以来、5年ぶりに1倍を下回る
- 6月以降、6か月連続で1倍を下回る
- 9月の0.93倍を底に上昇傾向にあるものの、依然として低い水準

○ 月間有効求人数：48,865人（令和2年12月時点）

- 令和2年6月には、前年同月比▲26.2%となり、リーマンショック時以上の減少幅
- 7月以降は増加傾向に転じる
- 12月時点では、48,865人であり、依然として前年同月（60,935人）を大きく下回っている。（前年同月比：▲19.8%、▲12,070人）

○ 月間有効求職者数：47,527人（令和2年12月時点）

- 令和2年1月以降、5か月連続で前年同月比減
- 6月以降、増加に転じ5か月連続で増加。10月には、5万人を超える（平成27年7月以来、5年3か月振り）
- 12月時点では、前月（49,892人）から5.0%減少。依然として前年同月（37,327人）を大きく上回っている。（前年同月比：+27.3%、+10,200人）

令和3年

○ 有効求人倍率（年間平均）：0.97倍

- 令和2年9月以降ゆるやかに上昇していたが、令和3年3月以降再び減少傾向となり、5月に平成25年8月以来の低数値（0.84倍）を記録。3月から8月まで6か月連続で1倍を下回った
- 5月の0.84倍を底に上昇傾向にあるものの、依然として低い水準

○ 月間有効求人数：50,902人（令和3年11月時点）

- 4月、5月と2か月連続で大幅に減少したが、5月を底に6か月連続で上昇を続けている
- 11月時点では、50,902人と昨年同月（49,369人）よりも若干上回っているが、コロナ前の令和元年11月（61,905人）と比較すると大幅に低下している（▲11,003人、▲17.8%）

○ 月間有効求職者数：50,514人（令和3年11月時点）

- 10月以外の全ての月で前年同月を上回った。
- 4月(54,687人)には、前年同月(40,599人)を大幅に上回った。(前年同月比：+34.7%、+14,088人)
- 年平均で50,647人と、令和元年平均40,973人、令和2年平均44,350人と比べ大きく上回っており、高い水準で推移している

令和4年

- 有効求人倍率(年間平均)：1.06倍
 - 0.84倍を記録した令和3年5月を底に上昇に転じ、前年比で0.09ポイント改善。12月には令和2年4月以来、2年8か月ぶりに1.2倍台を記録した
 - 新型コロナ流行前の水準(令和元年度平均：1.48)には至っていないものの、回復基調が続いている
- 月間有効求人数：55,369人(令和4年12月時点)
 - 新型コロナ流行前の同月(令和元年12月：60,935人)と比較すると下回っているものの(▲5,566人、▲9.1%)、前年同月(51,495人)比では7.5%増
 - 4月、5月は2か月連続で減少したが、5月を底にその後7か月連続で増加
 - 3月、10月、11月、12月には5.4万人を超える(令和2年3月ぶり)
- 月間有効求職者数：45,146人(令和4年12月時点)
 - 新型コロナ流行前の同月(令和元年12月：37,327人)と比較すると上回っているが(+7,819人、+20.9%)、前年同月(48,647人)比では7.2%減
 - 1月以降、5か月連続で前月比増。6月以降、減少に転じ7か月連続で減少

令和5年

- 有効求人倍率(1～4月平均)：1.14倍
 - 新型コロナ流行前の水準(H31,1～4月平均：1.53倍)には至っていないものの、前年同時期(R4,1～4月平均：1.05倍)からは0.09ポイントの上昇となった。
 - 令和3年5月(0.84倍)を底に少しずつ上昇傾向にあるが、引き続き注視が必要な状況。
- 月間有効求人数：52,086人(令和5年4月時点)
 - 新型コロナ流行前の水準(H31,4月：59,769人)には至っていないものの、前年同月比(R4,4月：51,131人)では1.9%増となった。
 - 前月比2か月連続で減少となったが、令和3年5月以降前年同月を上回っている。
- 月間有効求職者数：50,681人(令和5年4月時点)
 - 新型コロナ流行前の水準(H31,4月：43,752人)と比較すると、15.8%増加しているが、前年同月比(R4,4月：52,441人)では3.4%減となった。
 - 昨年12月以降、4か月連続で増加を記録

【参考】事業者の主な声

令和2年		
7月	飲食業	緊急事態宣言も解除され、6月から営業時間を延長したことから、売上が戻りつつある。
	小売業	従前の水準には及ばないが、客足が少しずつ戻ってきた。制度融資で資金調達もできたので、前向きに事業を継続していきたい。
	サービス業	「新しい生活様式」に対応するための備品購入費用もかかるなど、経営状況は楽ではないが、感染防止対策に取り組みながら事業を継続していきたい。
8月	建設業	緊急事態宣言時に激減していた売上が回復してきた。感染者も増えるなど第2波の懸念もあり、再び売上への影響が出るのではないかと恐れている。
	飲食業	消毒の徹底やアクリルパネル設置などの「新しい生活様式」に取り組みながら、お客さんをお迎えしていきたい。
9月	飲食業	緊急事態宣言中は厳しい状況で、売上が対前年比で30%以下であったが、7・8月は70%程度まで戻ってきている。
	小売業	緊急事態宣言時は売上が対前年比5%まで落ち込んだ。8月は70%まで戻っている。食料品の宅配サービスの利用は増えており、今後はさらなる売上増加を見込んでいる。
10月	飲食業	Go To トラベルの地域共通クーポンの影響により、週末の昼間を中心に人手が戻っている。一方で、夜の宴会需要は低く、売上は十分に回復していない。
	宿泊業	宿泊者数は前年比では厳しい状況が続くが、Go To トラベルの効果もあり、徐々に回復している。
11月	食材加工業	人の動きが回復し、会社等への出勤者も増加したことで、社員食堂向けなどの需要が回復基調にある。 Go To キャンペーンによる飲食店からの需要増もみられる。
	飲食業	市の補助金を活用してエアコンを設置した。常に換気をしなが、暑い夏を乗り切ることができ、お客様にも安心して利用いただいている。冬も換気を続けながら営業ができる。苦しい状況だが、できることを精一杯やって、経営を続けたい。
12月	娯楽業	コロナにより夜間の人口が減少し、売上が悪化。その影響が回復しないまま、今回の営業時間短縮要請により、ますます厳しい状況になってしまう。
	飲食業	売上は前年比50%ダウンの状況が続いている。第1波の時も大きな影響を受けたため、今回の第3波でも営業時間短縮や働き方の変化により、影響を受けるのではないかと不安である。

令和3年		
1月	飲食業	忘年会に加え、新年会の予約は全てキャンセルになった。
	食品製造業	飲食店への来店者が減少し、外食産業からの需要が減少した。
2月	飲食業	Go To キャンペーンの効果もあり、来客は戻りつつあったが、2回目の緊急事態宣言により、来客は完全に途絶えてしまった。
	不動産業	不動産賃貸業をしているが、テナントとして入居する飲食店の経営が厳しく、撤退を懸念している。
3月	運輸業	青果の物流を専門に扱っているが、飲食店向けの運送の売上は例年と比べて半減している。
	貸衣裳業	緊急事態宣言の延長で、卒業式シーズンの売上が期待できなくなった。結婚式の延期に伴うキャンセルも増えている。
4月	飲食業	長引く時短営業の影響により、売上が落ちている。
	小売業	まん延防止等重点措置の適用により、かき入れ時のゴールデンウィークの売上に期待できなくなった。
5月	サービス業	近隣の飲食店が20時で閉まることから、営業時間見直しを行った。
	小売業	店舗への来客数が減り、厳しい状況が続いている。一方、オンラインでの通信販売の利用者は増加傾向にある。

6月	製造業	テレワークの推進、巣ごもり需要の増加により、PCやゲーム機の需要が高まっている。
	サービス業	スポーツ施設を運営しているが、特に高齢の方が外出を控えており、会員数が減っている。
7月	運輸業	テレワーク利用者が増えたことで、公共交通の利用者が減った。
	飲食業	テイクアウト需要はあるものの、売上に占める割合はまだ小さい。ワクチン接種が進めば、今後業績が回復していくと予想している。
8月	飲食業	売上は今が一番落ちている。酒類提供禁止による影響が大きく、昨年度より今年度のほうが業況は厳しい。
	サービス業	大規模イベントが中止になり、広告収入は減少している。
9月	飲食業	テイクアウトを試行したものの、利益が少ない。現在は休業しており、新規事業展開を検討している。
	製造業	半導体需要が伸びているため、売上が増加している。テレワークが続く限り、需要は続くとみている。
10月	飲食業	緊急事態宣言は解除されたものの、客足はまだ戻っていない。
	製造業	自動車部品の製造をしており、海外需要の高まりから、売上は良い。
11月	飲食業	緊急事態宣言の解除後、少しずつ予約客が戻ってきた。
	食品製造業	観光需要が戻れば、土産物の売上も回復すると見込んでいる。
12月	製造業	コロナ禍による停滞を脱し、メーカーからの需要が戻ってきた。
	飲食業	緊急事態宣言の解除後、様子見の傾向はあるものの、徐々に客足が戻っている。

令和4年		
1月	飲食業	年末は客足が戻りつつあった。もともと閑散期ということもあるものの、年始（特に成人式後）は、予約数も減っている。
	製造業	半導体不足の影響と、新型コロナの感染状況により、今後の国内需要は不透明。
2月	飲食業	まん延防止措置により、去年・おととしと同様に乗客数の減少が再発。助成金を絡め休業に踏み切る店舗も増えてきており、今後も見通しが立たなければ閉店も考えたいとの声も出ている。
	運輸業	食品等の輸送量は多少増えたが、PC等の配送は減少している。原油高によるコストアップのダメージが大きい。受注量は少しずつ増えていきそうである
3月	飲食業	ディナータイムは、酒類提供の制限により来客数が大幅に減少しているが、まん延防止等重点措置が解除されれば、夜間の集客と売上の増加が期待できる。
	サービス業	まん延防止重点措置の影響で客足が減少したが、今後3回目のワクチン接種が進むことで、客足が戻り、業況も良くなると考えている。
4月	製造業	新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する以前から収支面に余裕はなく、コロナ以降も鋼材価格の上昇等から厳しさが増している。
	卸売業	ウクライナ情勢による原油価格高騰で輸送コストが上昇し、仕入れ価格が増加している。また、中国の感染拡大の影響により原材料も不足している。
5月	製造業	円安により仕入れ価格が上がっているが、年初の為替レートで顧客への売価が決まっており、値上げもできない。
	食品製造業	コロナ禍の影響が残る中、小麦粉をはじめとする原材料価格が高騰し、仕入れコストが上昇している。
6月	飲食業	コロナの影響で売上が減少している中、国際情勢や円安により、食材をはじめ様々な価格が上がり、利益率も下がっている。
	製造業	材料、塗装、メッキ処理などの経費が増加しているが、価格転嫁できていない。
7月	飲食業	重点措置が解除されて、息つく間もなく、仕入れ価格高騰に襲われ、次は再度の感染者数の増加により、経営の先行きが見通せない。
	小売業	人の動きが活発化し、衣料品の売上が回復しつつあったが、感染が再拡大すれば、まん延防止等重点措置が再度発出されるのではないかと不安

		である。
8月	飲食業	コロナの影響で夜の客が少ない状況が今も続いている。小麦などの食材に加え、電気代・ガス代も高騰し、苦しい状況で、値上げも検討している。
	製造業	得意先への価格交渉により原材料費は価格転嫁できたが、電気代の高騰分は転嫁できていない。
9月	飲食業	補助金等の支援により、なんとかコロナ禍を乗り切ったが、宴会需要は完全には戻らない。円安で原材料の仕入値が上がり、今後メニューの単価引上げも検討せざるを得ない。
	飲食業	ランチは好調で戻りつつあるが夜営業が依然として芳しくない。
10月	飲食業	現在行動制限は解除されたものの、思ったほど客足が伸びず、また給付金が終了したことにより財務状況は悪化している。
	小売業	国内旅行者、インバウンドによる外国人観光客の増加により、お土産需要が増加している。
11月	飲食業	コロナの影響も落ち着き、客足も戻ってきているが、販売価格の増加を上回る仕入れ値の増加で、利益は出ておらず苦しい状況。
	製造業	海外、国内ともにコロナ前の状況と同じくらいに戻ってきた。エネルギー価格、原材料価格の高騰が今後の懸念材料。
12月	サービス業	コロナ流行当初に施設が閉鎖となり、会員数が激減して以来、なかなか会員が戻ってこない状況が続いている。
	製造業	大型観光バスの部品製造を行っているため、コロナ禍により低迷している観光事業の復活などに伴い、売上が上がった。

■ 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者向け支援策の実績

■ 経済局（～令和5年3月）

支援策	実績
制度融資による資金繰り支援	30,996件
事業者・商店街への一時金	15,292件
設備投資・テレワーク導入・販路開拓支援への助成	16,934件
小規模事業者コロナ禍特別相談支援事業	933件
特別経営相談窓口	21,015件
商店街プレミアム付商品券発行支援事業	(48団体)3,114件
商店街集客力促進事業	(76団体)4,990件

※ 交付決定前の申請件数を含む。

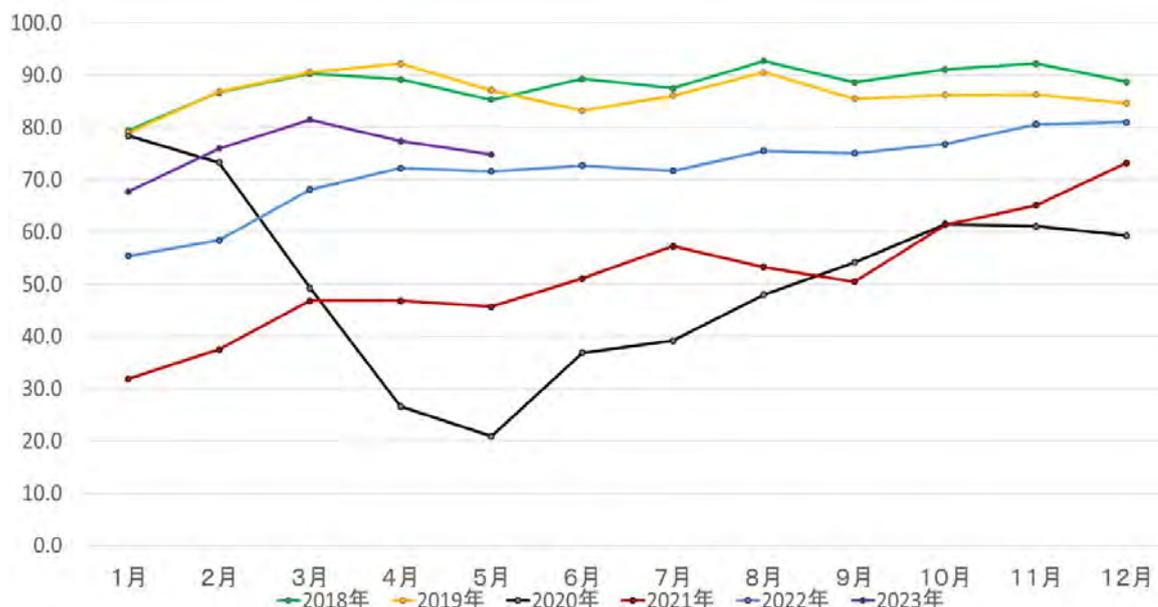
■ にぎわいスポーツ文化局（～令和5年4月）

支援策	実績
文化芸術活動支援金【にぎわいスポーツ文化局】	2,247件
安全・安心な横浜MICE開催支援助成金【にぎわいスポーツ文化局】	579件

※ にぎわいスポーツ文化局事業については、R2年度くらし・経済対策開始以降の累計数。

II-2-(5) 市内観光 MICE の状況

■ 市内主要ホテル平均稼働率の推移



【年平均稼働率】

2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)
88.4%	86.5%	50.7%	51.7%	71.6%	75.5%*

※ 横浜市「観光に関する調査・統計データ」をもとに作成

※ 2023年(令和5年)の年平均稼働率は、5月までのデータによるもの

- 市内主要ホテルの年平均稼働率は、コロナ前には85%以上だったが、コロナ感染が確認された令和2年2月から減少傾向となり、4・5月では20%台まで落ち込み、緊急事態宣言解除後の6月以降、徐々に回復した。第3波の影響により、令和3年1月には再び30%台まで落ち込んだが、その後はコロナ感染の拡大状況に影響を受けつつも回復傾向にあり、令和4年の年平均稼働率は70%以上となった。

■ 主要ホテルの状況

令和2年(ヒアリング結果)【緊急事態宣言解除後～】

月	内容
6月	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態解除宣言を受け、休業中のホテルは6/1から営業再開の動き。 ※緊急事態宣言解除後も、休業を継続するホテルも一部あり。 宿泊から再開し、レストランは順次営業開始としているホテルが多い。 フィットネスやバーなどの付帯施設は、引き続き休業の傾向。 宴会は、予約がキャンセルされ、新規予約もほとんどない。 インバウンドの宿泊は当面見込めない。
7月	<ul style="list-style-type: none"> 6月中旬から徐々に稼働率が上がってきたが、伸び率は低調。 予約のタイミングは数日前から当日など、直近型になっている。 工事関係者、ライブ配信・ドラマ撮影スタッフ等、ビジネス需要が多少ある。 値下げ、デイユースの開始・拡大、チェックアウト後1日は部屋を開ける等の取組を実施。

8月	<ul style="list-style-type: none"> ・例年の5割程度の稼働率である。 ・予約のタイミングが数日前から当日など、直近型になっている。お盆についても8月初旬は予約が伸びなかったものの、直前や当日予約により結果として稼働がかなり上がった。 ・国のGo To キャンペーンの効果もあり、高額の商品も売れている。 ・一部、遠方からの利用もあるが、ほとんどが県内など近距離からの利用。
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、当日や直近予約の傾向が強い。
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・9月の連休は、多くのホテルが例年並みの高稼働。国のGoTo キャンペーン、県や市の独自施策が後押しとなり、平均稼働率は徐々に上昇。 ・近隣地域からの旅行者が多く、当日や直近予約の傾向。 ・コンサートやイベントの中止・延期により、稼働率があがらないホテルがある一方、スポーツイベント開催に伴う団体予約の実績も出始める。
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・10月からはGoToトラベルキャンペーンに東京都民が加わったことや、地域共通クーポンの運用開始もあり、稼働率は徐々に上昇。引き続き、近隣地域からの旅行者が多く、当日や直近予約の傾向。 ・レジャー利用が中心のため、GoToトラベルキャンペーンのビジネス利用の規制後も影響はなく、週末が非常に好調である一方、平日の稼働率が低い。
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・GoToトラベルキャンペーンが全面的に運用されていた10月から11月の3連休までは稼働が好調だったが、感染者数の増加などにより、12月以降はキャンセルが出始めている。 ・GoToトラベルキャンペーンの一時停止発表後、年末年始のキャンセルが急増する一方、27日までの駆け込み需要もある。 ・忘年会などの宴会需要が戻らず厳しい状況が続いているため、ギフトやおせち料理を販売強化するなどの工夫をしているホテルもある。

令和3年（ヒアリング結果）

月	内容
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・Go Toトラベルキャンペーンの停止に伴い、稼働が急激に低下。 ・緊急事態宣言を受け、レストランやバー等の付帯施設を時短営業、一部休業の対応をしているホテルが多い。 ・インルーム食事付プラン、デイユースプランの法人契約などホテルごとの工夫もみられる。
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・低稼働が続いているが、単価を下げたため、当日・前日予約が多少ある。緊急事態宣言解除後を見据えた予約はほぼない。 ・外国人利用が多いホテルは、出入国の制限強化に起因する出張の長期化によるビジネス利用が多い。
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・直近型予約は多少増えている。一部のホテルでは学会や会議、研修などのビジネス利用が入り始めている。 ・レストラン利用は、ランチや喫茶を中心に少しずつ改善してきているが、年度末に多い謝恩会、歓送迎会などの宴会利用はほぼない。
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・自粛疲れに加え、屋外イベントも開催されていることから、今年の緊急事態宣言時と比較して、低調ながらも稼働は少し上がっている。 ・緊急事態宣言解除後、春休み期間中は少し好調となったが、まもなくまん延防止等重点措置が適用され、キャンセルの動きもあり、宣言解除前と予約状況に大きな変化はない。
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴールデンウィークは一時的に稼働が上がったが、その後は低調で特に平日は厳しい状況が続いている。 ・レストランは酒類提供を停止して営業していることから、昼間は好調だが夜はあまり利用がない。
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・県の要請内容（時短営業、酒類提供の可否等）の変更に対応し、レストランやバーの営業店舗数や営業時間を適宜調整している。 ・直近型の予約が多く、オリンピックや夏休みの予約はあまり動きがない。
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・オリンピックが無観客開催となり、スポンサーを含めた一般観戦者の予約、チケット付きのプランなどがキャンセルとなり、急遽通常販売に切り替えている。

	<ul style="list-style-type: none"> これまで動きがなかった夏休みについても、近隣のファミリー層を中心に徐々に予約が入っている。
8月	<ul style="list-style-type: none"> 利用者層は近隣の若い層の少人数利用が中心。 オリンピックの無観客開催による相当数のキャンセルが発生したものの、夏休み需要により8月は稼働が伸びた施設が多かった。
9月	<ul style="list-style-type: none"> シルバーウィーク前半は稼働が上がったホテルが多かったが、9月全般としては緊急事態宣言の延長、夏休みの反動により動きが鈍い。 デイトナスが伸びているホテルも多く、ビジネス利用よりもカップルや女子会などのレジャー利用が多い。
10月	<ul style="list-style-type: none"> 緊急事態宣言の解除を受けて、週末の稼働状況や団体予約が少しずつ戻ってきている。 日中のレストランや喫茶の利用がかなり増えており、客室利用についても引き続きビジネス利用やデイトナスが好調。
11月	<ul style="list-style-type: none"> 週末を中心に稼働状況が改善傾向。 企業研修や修学旅行など、団体予約が戻り始めたことに加え、コンサートやスポーツイベントに伴う宿泊も増えてきている。
12月	<ul style="list-style-type: none"> 12月は都内など近隣都県からの来訪も増え、イベントの開催もあり週末は満室になるなど昨年より高稼働となった。 レジャー利用については、ファミリー層や若い層は引き続き多いが、シニア層の利用も増えてきた。また、ビジネス利用（出張等）も戻ってきている。

令和4年

月	内容
7月	<ul style="list-style-type: none"> ゴールデンウィーク期間は街に人出が戻り、高稼働となるホテルもあり。 週末は周辺のイベント開催状況により満室となるホテルもある一方、平日は予約が入りづらい状況が続いている。 6月1日の水際対策緩和（上限1万人→2万人）の影響で、ホテルによってはビジネス出張や長期滞在の外国人客が増えている。
11月	<ul style="list-style-type: none"> かながわ旅割や Find Your Yokohama キャンペーン等の需要喚起策によって、9月の稼働率はコロナ後最高となった8月とほぼ横ばいになった。 引き続き、修学旅行やイベント設営スタッフ、企業研修等の団体予約は増加傾向にある。 レストランや婚礼の利用件数は回復傾向にあるが、小規模な開催が続いている。

令和5年

月	内容
1月	<ul style="list-style-type: none"> 全国旅行支援や Find Your Yokohama キャンペーン等の需要喚起策の影響に加え、12月はクリスマスや大晦日は早期に満室になるホテルもあるなど、高い稼働率となった。 インバウンドは引き続きビジネス中心で、クリスマスの一時帰国なども見られる一方、韓国や台湾などのアジアからの個人観光客がみられるホテルもあった。

■ ヨコハマトリエンナーレ 2020 の開催状況

- 本市及び横浜トリエンナーレ組織委員会は、緊急事態宣言解除を踏まえ、令和2年6月3日、ヨコハマトリエンナーレ 2020 「AFTERGLOW—光の破片をつかまえる」の開催決定を発表
- 会期は、7月3日からの開幕を予定していたが、新型コロナウイルス感染症への十分な安全対策を講じるため、開幕を2週間延期して7月17日から10月11日までとした。

開催概要	会期：令和2年7月17日（金）～10月11日（日）※開場日数：78日間 会場：横浜美術館、プロット48
総来場者数	153,528人（想定：約13万人）※新型コロナウイルス感染防止のため入場制限を実施
チケット 販売枚数	61,728枚（想定：約4万枚）

■ Dance Dance Dance@YOKOHAMA2021 の開催状況

- 政府が示した基本的対処方針に基づく「催物の開催制限」や「イベント開催時の必要な感染防止策」を遵守し、緊急事態宣言期間中のチケット販売制限及び入場制限、基本的な感染防止等を徹底して運営することで、安全・安心なフェスティバル開催を実現した。

開催概要	会期：令和3年8月28日（土）～10月17日（日）（コア期間51日間） （プレ期間5月1日（土）～8月27日（金）、 ポスト期間10月18日（月）～11月30日（火）） 会場：横浜市内全域（横浜の“街”そのものが舞台） ジャンル：バレエ、コンテンポラリー、ストリートなどオールジャンル プログラム数：204（うち主催事業78、共催事業70、パートナー事業56） ※うち50（うち主催事業17、共催事業21、パートナー事業12）中止
総来場者数	66,312人（主・共催事業のみ、11/30時点）

■ 横浜音祭り 2022 の開催状況

- 開催にあたっては、国や地方自治体による最新の感染症対策のガイドライン等に基づき、来場者の検温や密にならないための誘導整理等の感染症対策を徹底しました。

開催概要	会期：令和4年9月17日（土）～11月16日（日）（コア期間51日間） （プレ期間5月1日（日）～9月16日（金）、 ポスト期間11月7日（月）～11月27日（日）） 会場：横浜市内全域（横浜の“街”そのものが舞台） ジャンル：クラシック、ジャズ、ポップス、日本伝統音楽などオールジャンル プログラム数：320（うち主催事業75、共催事業76、パートナー事業169）
総来場者数	642,823人（主・共催事業のみ、11/30時点）

Ⅲ 活動内容

Ⅲ-1 体制等

Ⅲ-1-(1) 計画の適用

新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象に新型コロナウイルス感染症が追加される前は、横浜市緊急事態等対処計画の「社会的な影響が大きい感染症対策」に準じて体制を確立した。

令和2年3月14日の特措法改正後は、法に基づく横浜市新型インフルエンザ等対策行動計画や、緊急事態等対処計画の「新型インフルエンザ等対策」等により新型コロナウイルス感染症対策を実施した。

職員の出勤率が6割程度となる事態に至ることはなかったため、横浜市業務継続計画（新型インフルエンザ等編）を適用することはなかったが、国から示された出勤率の抑制等の要請を踏まえ、市民生活の維持に必要な不可欠な業務を継続しつつ、不急の業務を縮小・休止する等の対応を行った。また、在宅勤務等の柔軟な勤務形態を活用するなどし、出勤率を抑制する対応を行った。

Ⅲ-1-(2) 組織体制

令和2年1月16日 「横浜市感染症対策情報連絡体制」（責任者：健康福祉局副局长）を設置

厚生労働省及び神奈川県が、国内初の陽性患者発生を発表したことを踏まえ、横浜市緊急事態等対処計画に基づき、「横浜市感染症対策情報連絡体制」（警戒体制）を設置

警戒体制	
名称	横浜市感染症対策情報連絡体制
責任者	健康福祉局副局长
事務局	健康福祉局（総務局支援）
組織構成	健康福祉局、政策局、総務局、市民局、こども青少年局、医療局、医療局病院経営本部、環境創造局、経済局、港湾局、消防局、交通局、教育委員会事務局及び責任者が指定する区局
設置基準	1 海外において社会的な影響が大きい感染症の患者等が発生し、発生国と日本との関係性（渡航状況や地理関係）を勘案すると、国内で患者等が発生する可能性が高い場合 2 国内において社会的な影響が大きい感染症の患者等が発生したが、患者等が適切に管理されている等の事由により、国内でまん延する可能性が低い場合
廃止基準	1 上位体制へ移行する場合 2 WHO等から再発懸念の状況が払拭された場合

※ 横浜市緊急事態等対処計画上の事務局体制

令和2年1月31日 「横浜市感染症対策警戒本部」(警戒本部長：危機管理室長)を設置

横浜市緊急事態等対処計画に基づき、「横浜市感染症対策警戒本部」及び「区感染症対策警戒本部」を設置

警戒本部体制		
区分	市	区
名称	横浜市感染症対策警戒本部	○区感染症対策警戒本部
警戒本部長	総務局危機管理室長	副区長
事務局	総務局危機管理室	区警戒本部長の指定する課等
組織構成	全局	区警戒本部長の指名する職員及び地区隊長等
設置基準	1 国内において社会的な影響が大きい感染症の患者等が発生し、発生地域と本市との関係性(地理関係や往来状況)を勘案すると本市で患者等が発生する可能性が高い場合 2 市内において社会的な影響が大きい感染症の患者等が発生したが、患者等が適切に管理されている等の事由により、市内でまん延する可能性が低い場合	市警戒本部が設置された場合
廃止基準	1 他の体制へ移行する場合 2 WHO等から再発懸念の状況が払拭された場合	市本部体制が廃止され、又は他の体制へ移行した場合

※ 横浜市緊急事態等対処計画上の事務局体制

令和2年3月14日 「横浜市新型コロナウイルス対策本部(任意設置)」を設置

新型コロナウイルスを「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の対象とする特措法の改正に伴い、「横浜市新型コロナウイルス対策本部」及び「区新型コロナウイルス対策本部」を設置

対策本部体制		
区分	市	区
名称	横浜市新型コロナウイルス対策本部	○区新型コロナウイルス対策本部
本部長	市長	区長
事務局	総務局と健康福祉局	区本部長の指定する課等
組織構成	全局	区本部長の指名する職員及び地区隊長等
設置基準	1 国内においてヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染(高病原性鳥インフルエンザのヒトへの感染等)が確認されているが、ヒトからヒトへの感染は基本的にない場合(未発生期：前段階) 2 海外においてヒトからヒトへの新しい亜型のインフルエンザ感染(新型インフルエンザ等)が確認されている場合(海外発生期：第一段階) 3 その他、市本部長が必要と認める場合	
廃止基準	1 他の体制へ移行する場合 2 国等から「小康期」宣言がされた場合	市本部体制が廃止され、又は他の体制へ移行した場合

※ 横浜市緊急事態等対処計画上の事務局体制

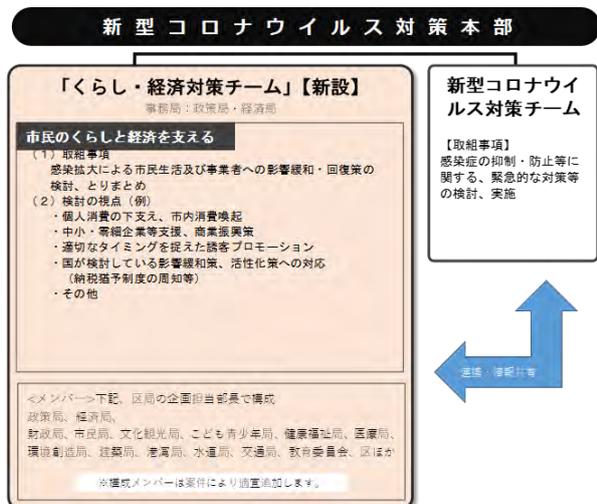
令和2年3月16日 新型コロナウイルス対策チーム及び本部運営チームを編成

新型コロナウイルス対策チーム(対策本部における課題を共有・検討、情報共有を目的として会議を開催)及び本部運営調整チーム(事務局)を編成

※「広報・報道チーム」は編成せず、広報・報道担当業務は政策局(秘書課報道担当)、市民局(広報課)が担当

令和2年3月23日 「くらし・経済対策チーム」を新設

新型コロナウイルス対策本部内に新たに「くらし・経済対策チーム」を新設



令和2年3月26日 「マスクチーム」を設置

マスク等の調達、市内医療機関等の各種施設等への配布先調整等を実施するために、新型コロナウイルス対策本部内に「マスクチーム」を設置

令和2年4月5日 「横浜市新型コロナウイルス対策医療調整本部（Y-CERT）」を設置

新型コロナウイルス感染者の発生状況や、医療機関の入院状況など情報を収集し、救命救急センターの救急医や横浜市医師会の医師の医学的知見等により、陽性患者の円滑な入院と平時の救急医療との共存を図り、医療崩壊を防止することを目的としてY-CERTを設置

令和2年4月8日 「横浜市新型コロナウイルス対策本部（法定設置）」を設置

神奈川県が緊急事態措置対象地域となったことに伴い、「横浜市新型コロナウイルス対策本部」が法定設置となるとともに、本市の体制を再編成



令和2年5月25日 「横浜市新型コロナウイルス対策本部」を任意設置に移行

神奈川県が緊急事態措置対象地域の解除となったことに伴い、「横浜市新型コロナウイルス対策本部（法廷設置）」を廃止し、任意設置に移行（以降、神奈川県が緊急事態宣言措置対象地域である期間は、本市対策本部は法定設置）

令和2年6月28日 「Y-AEIT（横浜積極的疫学調査チーム）」を設置

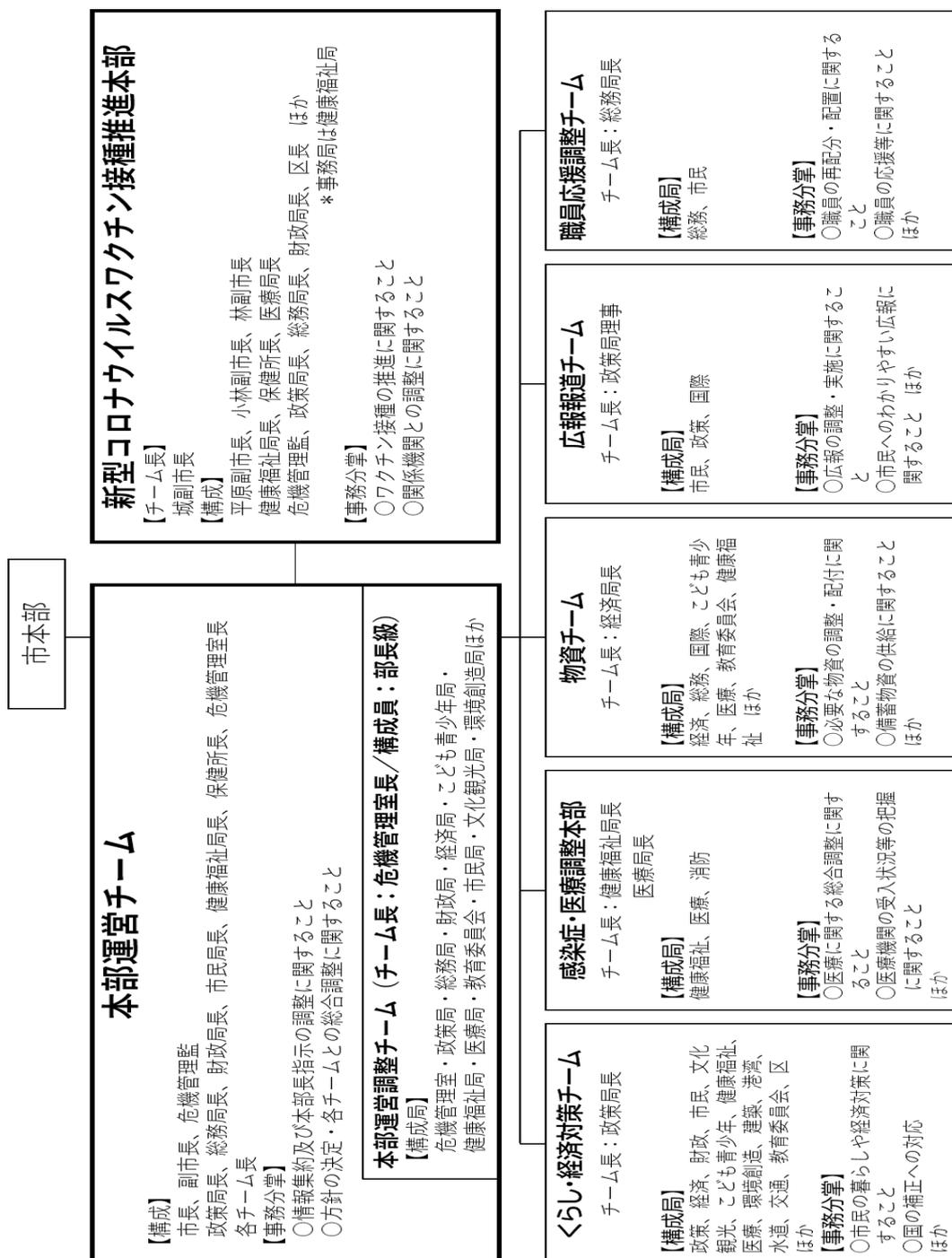
立入検査等のクラスター対策を強化するため、医師と保健師等による疫学調査チーム「Y-AEIT（横浜積極的疫学調査チーム）」を設置

令和3年1月20日 健康福祉局に「ワクチン接種調整等担当」を設置

多岐に渡る準備業務を進め、市民の安全かつ円滑なワクチン接種の実現のため、令和3年1月4日に健康福祉局内に設置した特別チームの体制を強化し、1月20日付けで「ワクチン接種調整等担当」を設置

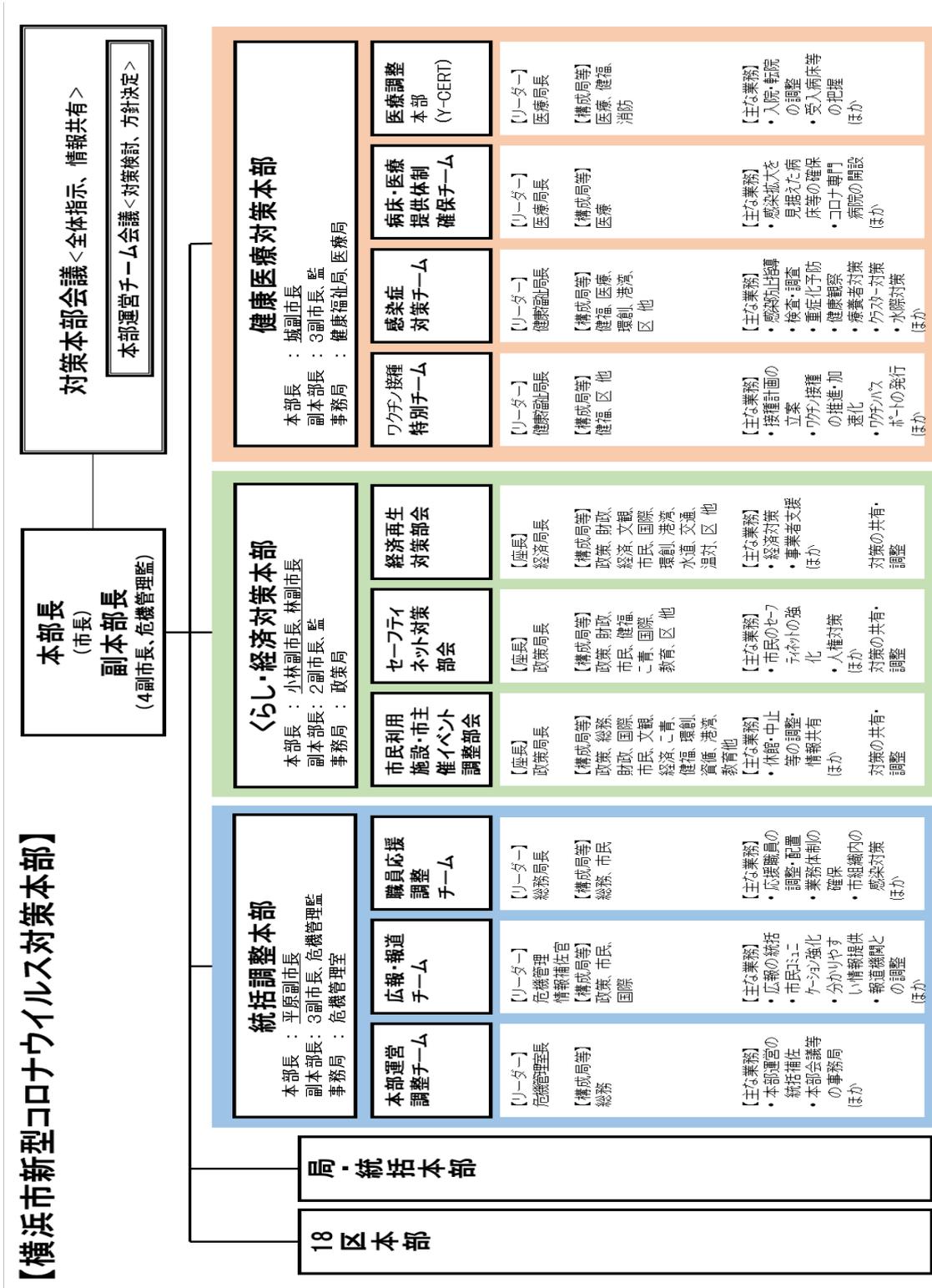
令和3年5月12日 「横浜市新型コロナウイルスワクチン接種推進本部」を設置

新型コロナウイルスワクチン接種に係る臨時局区長会議において、副市長をチーム長とする「横浜市新型コロナウイルスワクチン接種推進本部」を設置



令和3年11月1日 体制改編

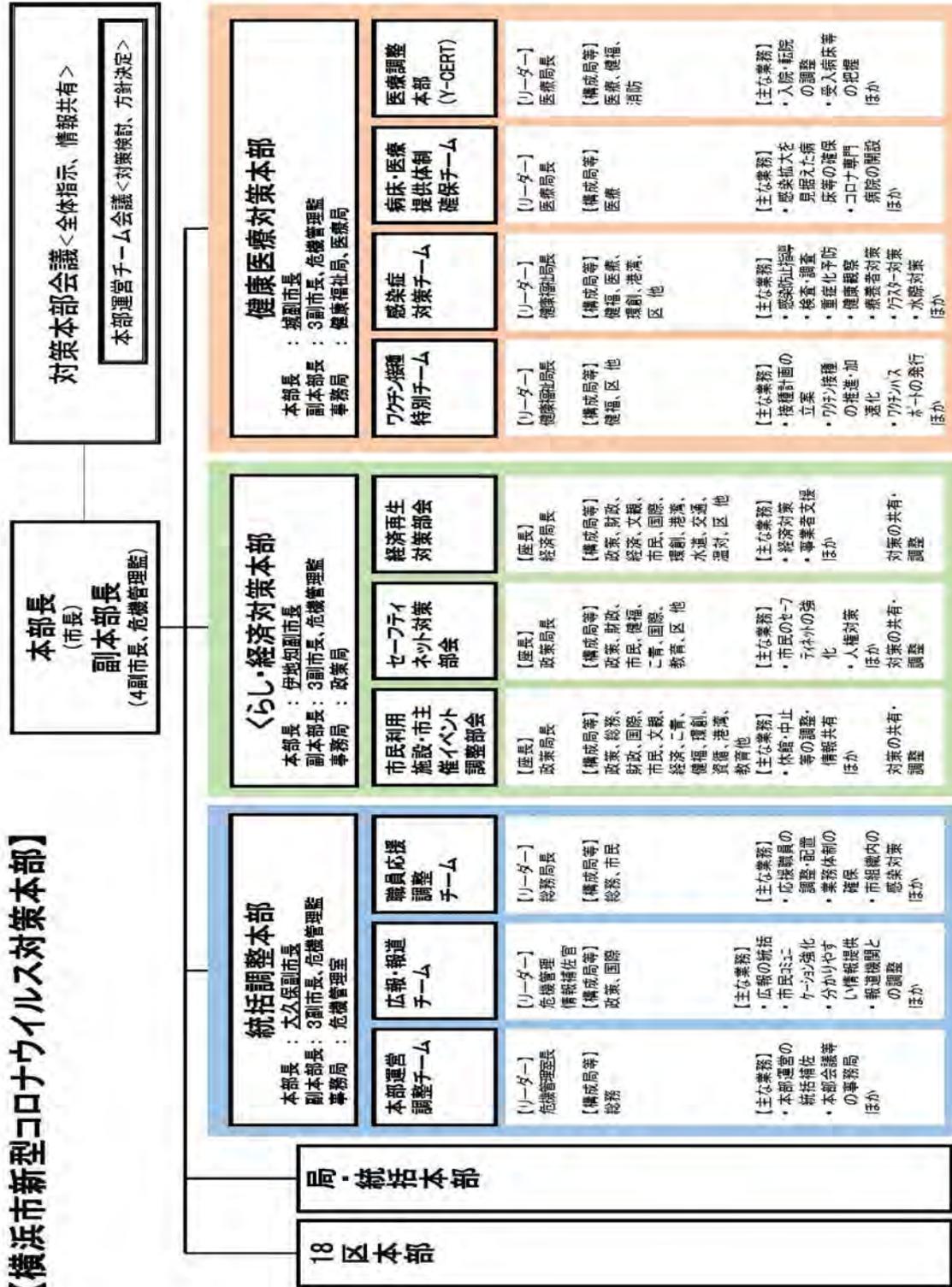
ワクチン接種の加速化や市内経済の再生、セーフティネットの強化、感染第6波を見据えた医療提供体制の確保など、現状及び今後を見据えた対策を着実・強力に推進するため、横浜市新型コロナウイルス対策本部の体制を改編



令和4年4月1日 体制改編

令和4年度の人事異動及び組織改編に伴う改編

- ・「統括調整本部」と「くらし・経済対策本部」の本部長を新副市長に変更
- ・組織改編に伴い、広報・報道チームの構成局から市民局を削除



令和5年4月1日 体制改編

令和5年度の局再編成に伴う体制改編

- ・保健所機能等を健康福祉局から医療局へ移管
- ・スポーツ部門を市民局から文化観光局へ移管し、「にぎわいスポーツ文化局」に名称変更

令和5年5月8日 対策本部の廃止及び警戒体制への移行

国及び県の対策本部の廃止に伴い、本市の対策本部も廃止。5月8日以降の本市の体制を「警戒体制」（横浜市感染症対策情報連絡体制）とする。

警戒体制	
名称	横浜市感染症対策情報連絡体制
責任者	医療局副局長
事務局	医療局（総務局支援）
組織構成	医療局、政策局、総務局、市民局、こども青少年局、健康福祉局、医療局病院経営本部、環境創造局、経済局、港湾局、消防局、交通局、教育委員会事務局及び責任者が指定する区局
確率基準 （計画から 抜粋）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市域に被害等を及ぼす事件等の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で、警戒活動（情報を収集し、状況を把握するとともに、対策の必要が生じた場合に速やかに実施できるよう備えること）を必要とし、市・区警戒本部又は対策本部の設置に至らない場合 ○ 国内において社会的な影響が大きい感染症の患者等が発生したが、患者等が適切に管理されている等の事由により、国内でまん延する可能性が低い場合

※ 横浜市緊急事態等対処計画上の事務局体制

※ 警戒体制の廃止は、医療提供体制等に関する施策の暫定的な延長の終了時期、またはWHOが感染の再燃の懸念を払拭した時期をもって検討する。

令和6年3月31日 「横浜市感染症対策情報連絡体制」（警戒体制）を廃止

厚生労働省事務連絡（令和6年3月5日付）で、「3月末をもって、通常の医療提供体制への移行期間を終了とし、本年4月以降、通常の医療提供体制と」すると示されたことに伴い、警戒体制を廃止。

4月以降は、通常の感染症と同様、急激な感染拡大など必要時に、情報収集・共有等を行うこととした。

Ⅲ-1-(3) 本部運営

※ 初回開催日順

臨時総務担当課長会議（実施時期：令和2年1月）

令和2年1月16日に新型コロナウイルスに関連した肺炎患者が発生したことに伴う情報共有会議

事務局	健康福祉局
出席者 (総務担当課長)	政策局、総務局、市民局、こども青少年局、医療局、医療局病院経営本部、環境創造局、経済局、港湾局、消防局、交通局、教育委員会

新型コロナウイルス感染症に関する警戒対策会議（実施時期：令和2年1月～3月）

令和2年1月30日に国が「新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置したことに伴い、新型コロナウイルス関連肺炎に関する現在の状況を情報共有する会議

事務局	総務局危機管理室（緊急対策課）、健康福祉局（総務課）
出席者	市長、各副市長、危機管理監、局・統括本部長、保健所長

横浜市感染症対策警戒本部会議（実施時期：令和2年2月～3月）

新型コロナウイルスに関する現在の状況、大型クルーズ船の寄港等について情報と今後の対応内容を情報共有する会議

事務局	総務局危機管理室（緊急対策課）
出席者（課長級）	区局統括本部

横浜市新型コロナウイルス対策本部会議（実施時期：令和2年3月～令和5年4月）

令和2年3月13日、「横浜市新型コロナウイルス対策本部」の設置に伴い、市の感染・対策状況等を共有・公表するとともに、市民に重大な影響のある事項の決定を公表する会議

事務局	総務局危機管理室
出席者	本部長、各副本部長（副市長、危機管理監）、各局統括本部長、保健所長、議長区・幹事区※ ※令和元年度：保土ヶ谷区、港北区、瀬谷区 令和2年度：鶴見区、南区、瀬谷区 令和3年度：鶴見区、南区、泉区 令和4年度：栄区、緑区、泉区 令和5年度：中区、金沢区、瀬谷区

横浜市新型コロナウイルス対策本部連絡調整会議（実施時期：令和2年3月）

改正措置法、対策本部の設置及び、横浜市新型インフルエンザ等対策行動計画についての情報共有する会議

事務局	総務局危機管理室（緊急対策課）
出席者 (課長級)	政策局、総務局、財政局、国際局、市民局、文化観光局、経済局、こども青少年局、健康福祉局、医療局、医療局病院経営本部、環境創造局、資源循環局、建築局、港湾局、消防局、水道局、交通局、教育委員会事務局

新型コロナウイルス対策チーム会議（課長級）（実施時期：令和2年3月）

新型コロナウイルス対策本部における課題を共有・検討することを目的としたチーム（課長級）を編成した会議

事務局	総務局危機管理室
出席者 （課長級）	総務局、財政局、経済局、こども青少年局、健康福祉局、医療局、教育委員会事務局の各局危機管理所管課長及び政策局（大都市制度推進課、秘書報道担当）、市民局（広報課）

横浜市新型コロナ対策本部 本部運営チーム会議（実施時期：令和2年4月～令和4年3月）

①全体的な対策方針等の重要事項の意思決定、②対策推進の進捗管理などを行う会議

事務局	総務局危機管理室
構成	本部長、副本部長（危機管理監含む）※、主要局長、各チーム長 ※ ②のときは、副市長以下で開催
公開	非公開
開催	必要時

※初回開催日順に記載

Ⅲ-2 チーム・部会の活動

Ⅲ-2-(1) 統括調整本部

本部運営調整チーム

<主な業務>

- 本部運営の統括補佐
- 本部会議等の事務局 ほか

<体制>

- リーダー 危機管理室長
- 構成局等 総務局

<活動>

会議等の開催

■ 対策本部設置以前

- ・警戒対策会議（令和2年1月16日から令和2年3月9日 計14回）
- ・警戒本部会議（令和2年2月4日から令和2年2月26日 計3回）

<主な決定事項>

市主催イベント延期・中止、市民利用施設の原則閉館

■ 対策本部設置以後

- ・対策本部連絡調整会議（令和2年3月16日 計1回）
- ・本部運営チーム会議（令和2年：23回、令和3年：23回、令和4年：4回 計50回）
- ・対策本部会議（令和2年：13回、令和3年：8回、令和4年：4回、令和5年：1回 計26回）

対策本部会議の主な議事事項

第1回	令和2年3月23日
	1 新型コロナウイルスに関する情報について 2 現在の新型コロナウイルスの状況について 3 市内経済の状況について 4 「くらし・経済対策チーム」の設置について 5 新型コロナウイルス感染症への学校の対応について
第2回	令和2年3月26日
	1 市内の新型コロナウイルスの状況と対応について 2 本市が主催するイベントや市民利用施設等の中止・閉館について 3 水道料金及び下水道使用料の支払い猶予について 4 市税の納付猶予について
第3回	令和2年3月30日
	1 市内の新型コロナウイルスの状況と対応について 2 市立学校の対応等について

第4回	令和2年4月3日
	1 市内の新型コロナウイルスの状況について 2 市内の経済状況等について 3 本市が主催するイベントや市民利用施設等の中止・閉館について 4 市立学校の対応等について
第5回	令和2年4月7日
	1 緊急事態宣言発出時の本市の体制について 2 本市の医療体制について 3 主な市民利用施設等の対応について
第6回	令和2年4月15日
	1 市内の状況について 2 市の対応状況について 3 本部長指示
第7回	令和2年4月28日
	1 市内の状況について 2 市の対応状況について 3 本部長指示
第8回	令和2年5月7日
	1 国の緊急事態宣言延長を受けた本市の対応について
第9回	令和2年5月25日
	1 緊急事態宣言の解除について 2 国の補正予算の状況について 3 市立学校の対応について 4 本部長指示
第10回	令和2年6月12日
	1 市内の状況について 2 市立学校等の対応について 3 暮らし経済対策について 4 本部長指示
第11回	令和2年7月16日
	1 市内の状況について 2 感染第2波への対応状況について 3 本部長指示
第12回	令和2年8月24日
	1 市内の状況について 2 暮らし・経済対策について 3 本部長指示
第13回	令和2年11月24日
	1 市内の状況について 2 暮らし・経済対策について 3 本部長指示
第14回	令和3年1月7日
	1 国、県の対処方針について 2 市内の状況について 3 緊急事態宣言を受けた本市の対応について 4 本部長指示

第15回	令和3年3月18日
	1 市内の状況について 2 国や県の動向を踏まえた本市の対応について 3 本部長指示
第16回	令和3年4月16日
	1 市内の状況について 2 県の方針 3 本市の対応 4 本部長指示
第17回	令和3年4月26日
	1 市内の状況について 2 県実施方針等の概要 3 本市の対応 4 本部長指示
第18回	令和3年7月30日
	1 市内の状況 2 ワクチン接種の状況 3 国及び県の方針 4 本市の対応 5 本部長指示
第19回	令和3年9月10日
	1 市内の状況 2 ワクチン接種の状況 3 国及び県の方針 4 本市の対応 5 本部長指示、市長メッセージ
第20回	令和3年9月28日
	1 市内の状況 2 ワクチン接種の状況 3 国及び県の方針 4 本市の対応 5 本部長指示、市長メッセージ
第21回	令和3年10月21日
	1 市内の状況 2 ワクチン接種の状況 3 県の方針 4 本市の対応 5 本部長指示、市長メッセージ
第22回	令和4年1月20日
	1 市内の状況 2 本市の対応 3 本部長指示、市長メッセージ
第23回	令和4年3月17日
	1 市内の状況 2 本市の対応 3 本部長指示、市長メッセージ

第24回	令和4年7月8日
	<ol style="list-style-type: none">1 市内の状況2 感染が疑われる方及び陽性者への対応3 ワクチン接種の状況4 対策のポイント5 本部長指示、市長メッセージ
第25回	令和4年11月17日
	<ol style="list-style-type: none">1 感染状況等2 第7波における課題3 第8波に向けた対策のポイント
第26回	令和5年4月28日
	<ol style="list-style-type: none">1 5月8日以降の国・県の対応2 感染の状況等3 新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付け変更に伴う主な取組等4 5月8日以降の本市の体制5 5月8日以降の本市職員の対応6 本部長指示、市長メッセージ

指示書

■ 発信者：警戒本部長（総務局危機管理室長）

番号	発信日時	標題
第1号	令和2年1月31日 16時00分	新型コロナウイルス感染拡大に伴う横浜市感染症対策警戒本部の設置について
第2号	令和2年2月3日 15時00分	横浜市感染症対策警戒本部会議（第1回）の開催について
第3号	令和2年2月7日 18時00分	新型コロナウイルス感染症に関する情報共有について
第4号	令和2年2月9日 12時00分	横浜市感染症対策警戒本部会議（第2回）の開催について
第5号	令和2年3月3日 17時00分	新型コロナウイルス感染症関連通知等の集約について

■ 発信者：総務局危機管理室長

番号	発信日時	標題
第6号	令和2年3月13日 18時00分	「横浜市新型コロナウイルス対策本部」の設置について
第7号	令和2年3月13日 18時00分	横浜市新型コロナウイルス対策本部 連絡調整会議（第1回）の開催について
第8号	令和2年3月17日 17時30分	横浜市新型コロナウイルス対策本部の運用について
第9号	令和2年3月19日 15時00分	横浜市新型コロナウイルス対策本部会議の開催について
第10号	令和2年3月25日 13時30分	新型コロナウイルス対策チーム構成局課の追加について
第11号	令和2年3月26日 12時30分	横浜市新型コロナウイルス対策本部会議の開催について
第12号	令和2年3月27日 11時20分	横浜市新型コロナウイルス対策本部会議の開催について
第13号	令和2年3月30日 16時00分	新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた広報の実施について
第14号	令和2年4月2日 16時00分	横浜市新型コロナウイルス対策本部会議の開催について
第15号	令和2年4月7日 16時00分	横浜市新型コロナウイルス対策本部会議の開催について
第16号	令和2年4月8日 0時00分	「横浜市新型コロナウイルス対策本部（法定設置）」への移行について
第17号	令和2年4月9日 8時30分	新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた広報手段の報告について
第18号	令和2年4月14日 19時00分	横浜市新型コロナウイルス対策本部会議の開催について
第19号	令和2年4月23日 15時00分	新型コロナウイルス対策の推進について（本部長指示）
第20号	令和2年4月24日 17時00分	横浜市新型コロナウイルス対策本部会議の開催について
第21号	令和2年4月30日 17時00分	ゴールデンウィーク中の連絡体制の確保について
第22号	令和2年4月30日 17時00分	横浜市新型コロナウイルス対策本部会議の開催について
第23号	令和2年5月4日 9時00分	横浜市新型コロナウイルス対策本部会議の開催について
第24号	令和2年5月4日 12時00分	横浜市新型コロナウイルス対策本部会議（指示第23号）の中止について

III 活動内容

III-2 チーム・部会の活動

III-2-(1) 統括調整本部

本部運営調整チーム

番号	発信日時	標題
第25号	令和2年5月22日 16時30分	横浜市新型コロナウイルス対策本部会議の開催について
第26号	令和2年5月25日 19時00分	「横浜市新型コロナウイルス対策本部（法定設置）」の廃止について
第27号	令和2年6月4日 17時30分	新型コロナウイルス感染症第2波への対応の検討について
第28号	令和2年6月10日 16時00分	横浜市新型コロナウイルス対策本部会議の開催について
第29号	令和2年7月14日 19時00分	横浜市新型コロナウイルス対策本部会議の開催について
第30号	令和2年7月17日 18時35分	市民利用施設及び市主催イベント等における感染対策の徹底について
第31号	令和2年8月19日 14時30分	横浜市新型コロナウイルス対策本部会議の開催について
第32号	令和2年11月18日 9時00分	横浜市新型コロナウイルス対策本部会議の開催について
第33号	令和2年12月3日 17時15分	新型コロナウイルス対策の更なる推進について（本部長指示）
第34号	令和2年12月16日 17時15分	新型コロナウイルス対策の更なる推進について（本部長指示）
第35号	令和2年12月17日 17時15分	①各区局統括本部 主催・共催のイベント等 ②市民サービス等 ③年末年始のコロナ対応の体制 に関する各種報告について
第36号	令和2年12月25日 13時00分	年末年始の対応について
第37号	令和3年1月7日 12 時00分	横浜市新型コロナウイルス対策本部会議の開催について
第38号	令和3年1月7日 20 時40分	緊急事態宣言の発令に伴う「対策本部体制（法定設置）」への移行について
第39号	令和3年1月8日 15時30分	新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた広報活動の強化について
第40号	令和3年2月3日 18 時00分	緊急事態宣言の延長に伴う対策本部体制の継続について
第41号	令和3年3月5日 20 時30分	緊急事態宣言の再延長に伴う対策本部体制の継続について
第42号	令和3年3月17日 15 時30分	横浜市新型コロナウイルス対策本部会議の開催について
第43号	令和3年3月18日 20 時00分	「横浜市新型コロナウイルス対策本部（法定設置）」の廃止について
第44号	令和3年4月16日 11時00分	横浜市新型コロナウイルス対策本部会議の開催について
第45号	令和3年4月16日 19 時00分	「まん延防止等重点措置」の適用に伴う本市の対応について
第46号	令和3年4月21日 16時00分	各区局統括本部 主催・共催のイベント等に関する各種報告について
第47号	令和3年4月26日 9時00分	横浜市新型コロナウイルス対策本部会議の開催について
第48号	令和3年4月26日 19 時00分	「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」の改定に伴う本市の対応について
第49号	令和3年4月28日 10時00分	大型連休中の連絡体制・相談対応について
第50号	令和3年5月7日 13 時00分	まん延防止等重点措置の延長に伴う本市対応の継続について
第51号	令和3年5月11日 11時00分	まん延防止等重点措置の延長に伴う本市対応について

III 活動内容

III-2 チーム・部会の活動

III-2-(1) 統括調整本部

本部運営調整チーム

番号	発信日時	標題
第52号	令和3年5月27日 11時30分	まん延防止等重点措置の再延長に伴う本市対応の継続について
第53号	令和3年6月17日 13時30分	まん延防止等重点措置の再々延長に伴う本市対応の継続について
第54号	令和3年7月7日 16時30分	まん延防止等重点措置の延長に伴う本市対応の継続について
第55号	令和3年7月30日 10時00分	横浜市新型コロナウイルス対策本部会議の開催について
第56号	令和3年7月30日 19時00分	緊急事態宣言の発令に伴う「対策本部体制（法定設置）」への移行について
第57号	令和3年9月9日 17時45分	横浜市新型コロナウイルス対策本部会議の開催について
第58号	令和3年9月10日 9時00分	緊急事態宣言の延長に伴う本市対応の継続について
第59号	令和3年9月10日 19時00分	緊急事態宣言の再延長に伴う本市の対応について
第60号	令和3年9月27日 17時00分	横浜市新型コロナウイルス対策本部会議の開催について
第61号	令和3年9月28日 20時30分	「横浜市新型コロナウイルス対策本部（法定設置）」の廃止について
第62号	令和3年10月20日 15時30分	横浜市新型コロナウイルス対策本部会議の開催について
第63号	令和3年10月21日 19時00分	基本的対策徹底期間における本市の対応について
第64号	令和3年12月22日 17時15分	感染拡大に備えた本市の対応について
第65号	令和4年1月17日 17時15分	感染急拡大に備えた業務体制の維持について
第66号	令和4年1月19日 10時00分	横浜市新型コロナウイルス対策本部会議の開催について
第67号	令和4年1月20日 11時00分	「まん延防止等重点措置」の適用に伴う本市の対応について
第68号	令和4年3月16日 17時15分	横浜市新型コロナウイルス対策本部会議の開催について
第69号	令和4年3月17日 19時40分	「まん延防止等重点措置」の解除に伴う本市の対応について
第70号	令和4年7月7日 17時00分	横浜市新型コロナウイルス対策本部会議の開催について
第71号	令和4年7月8日 17時45分	感染者数の増加に対する本市の対応について
第72号	令和4年11月16日 16時30分	横浜市新型コロナウイルス対策本部会議の開催について
第73号	令和4年11月17日 17時00分	第8波に向けた本市の対応について
第74号	令和5年4月26日 14時00分	横浜市新型コロナウイルス対策本部会議の開催について
第75号	令和5年4月28日 17時15分	5類感染症への変更に対する本市の対応について
第76号	令和5年4月28日 17時15分	横浜市新型コロナウイルス対策本部の廃止及び横浜市感染症対策情報連絡体制への移行について

対応方針等

令和2年2月20日 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応方針について（副市長通知）

新型コロナウイルスの感染拡大の恐れが減少するまでの当面の間の、本市としての対応方針

- 市が主催するイベント、会議、研修等
規模の縮小、時間の短縮、延期、中止、代替手段への切り替えの検討 等
- 適切な相談・受診
発熱等の風邪症状が見られる時の相談・受診の目安 等
- 職員の勤務等
職員が感染した場合等のサービスの取扱い、勤務に関する制度（フレックスタイム制度、テレワーク）

令和2年2月28日 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応方針の運用について（副市長通知）

2月20日付対応方針の運用にあたって、特に留意する点を通知。期間は原則として3月15日まで。

- 市が主催するイベント、会議、研修等
原則として中止または延期
- 本市が所管する市民利用施設等
原則として閉館。閉館できない場合には、感染予防対策を徹底したうえで開館または利用の縮小。
次の施設は、原則によらず開館すること（一部開館を含む。）ができる施設等
 - ①子育て支援関連施設や高齢者福祉・介護関連施設など、閉館することにより市民生活に大きな影響を及ぼす施設
 - ②貸館利用については有料公演等があり、主催者判断となる施設
 - ③屋外施設
- 本市が所管する市民利用施設等における利用料金等
新型コロナウイルスを理由として利用を中止した場合には、利用料金等を全額返還。キャンセル料は徴収しない。
- 職員の勤務等
フレックスタイム制度や年次休暇の柔軟な活用 等

令和2年3月9日 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応方針の運用期間について（副市長通知）

- 運用期間を3月31日まで延長

令和2年3月26日 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応方針の運用期間について（副市長通知）

- 運用期間を4月12日まで延長

令和2年4月3日 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応方針の運用期間について（副市長通知）

- 運用期間を5月6日まで延長

令和2年4月9日 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応方針の運用について（副市長通知）

- 緊急事態宣言発出（4月7日）を受け、2月28日付通知の取扱いの一部を変更
本市が所管する市民利用施設等について、「原則によらず開館することができる施設等」から「②貸館利用」、「③屋外施設」を削除
※貸館利用についても、外出自粛を促すために閉館となるよう、主催者へ協力を求める。

令和2年4月28日 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応方針の運用期間について（副市長通知）

- 運用期間を5月31日まで延長

令和2年5月26日 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応方針について（副市長通知）

緊急事態宣言解除（5月25日）を受け、2月20日付対応方針について、一部を除き廃止し、改めて対応方針を定めたもの。

- 本市が所管する市民利用施設等
基本方針：必要な感染対策を徹底した上で再開（感染リスクが高く、感染対策の実施が困難な施設及びその利用形態については除く）
再開期日：6月1日の再開を基本として、設定
利用料金等の取扱い：利用予定日が再開期日の前日までのもの及び再開期日の前日までに利用申込があったものは、利用料金等を全額返還。キャンセル料は徴収しない。
- 本市が主催するイベント、会議、研修等
本市が所管する市民利用施設等の基本方針に準じた対応

令和2年7月17日 新型コロナウイルス感染症の拡大に備えた市民利用施設等における基本的対応事項等について（本部運営調整チーム長通知）

新型コロナウイルス感染症の拡大に備え、市民利用施設等の対応方針（5月26日付通知）の運用を明確にするための基本的対応事項等

- 感染状況（フェーズ）に応じた対応
- イベント規模の目安（神奈川県対応方針のとおり）
- 感染予防・拡大防止に係る基本的対応事項
感染対策の基本（3密の回避、身体的距離の確保、手洗いの徹底とマスクの着用）、施設の清掃・消毒、利用者の体調の確認、職員の健康管理の徹底、感染拡大防止の取組
- 市民利用施設等において感染が発生した場合（疑い含む）の基本的対応事項

令和2年7月31日 新型コロナウイルス感染症の拡大に備えた市民利用施設等における基本的対応事項等の一部変更について（本部運営調整チーム長通知）

- 神奈川県対応方針の改定に伴う変更（イベント規模の目安）

令和2年8月11日 飲食店等におけるクラスター発生防止のための総合的取組について（本部運営調整チーム長通知）

国通知（「飲食店等におけるクラスター発生防止に向けた総合的取組について」（令和2年7月28日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室））を受けた通知

- 飲食店等におけるガイドライン遵守の徹底に向けた取組（業界団体等を通じたガイドラインの周知・働きかけ等）
- 飲食店等の利用者が自分で自分を守る行動をとってもらうための取組（市民向け広報）
- 職場における感染防止対策

令和2年9月17日 新型コロナウイルス感染症の拡大に備えた市民利用施設等における基本的対応事項等の一部変更について（本部運営調整チーム長通知）

- 神奈川県対応方針の改定に伴う変更（イベント規模の目安）

令和2年11月24日 新型コロナウイルス感染症対策に伴う市民利用施設等における基本的対応事項等の一部変更について（本部運営調整チーム長通知）

- 神奈川県対応方針の改定に伴う変更（イベント規模の目安）

令和3年1月5日 新型コロナウイルス感染症対策に伴う市民利用施設等における基本的対応事項等の一部変更について（本部運営チーム長通知）

- 神奈川県対応方針の改定に伴う変更（イベント規模の目安）

令和3年1月8日 緊急事態宣言下における本市が所管する市民利用施設等の対応方針について（副市長通知）

- 本市が所管する市民利用施設等
 - ・市民の外出を抑制する観点から、施設の利用は原則20時まで（子育て支援関連施設や高齢者福祉施設・介護関連施設など、市民生活に大きな影響を及ぼす施設は除く。）
 - ・飲食等の自粛呼びかけ
 - ・緊急事態宣言期間中の利用予約について、新型コロナウイルス感染症を理由に取消した場合、キャンセル料は徴収せず、使用料等を全額返還
- 本市が主催するイベント等
 - 人数・収容率の制限、飲食を伴うイベントは原則開催しない等
- 実施期間：令和3年1月12日～緊急事態宣言解除日（市民利用施設等の使用料等の全額返還については、緊急事態宣言解除日によらず2月7日まで継続）

令和3年2月3日 緊急事態宣言下における本市が所管する市民利用施設等の対応方針の一部変更について（副市長通知）

- 令和3年1月8日付対応方針の実施期間を3月7日まで延長

令和3年3月5日 緊急事態宣言下における本市が所管する市民利用施設等の対応方針の一部変更について（副市長通知）

- 令和3年1月8日付対応方針の実施期間を3月21日まで延長等

令和3年3月5日 新型コロナウイルス感染症対策に伴う市民利用施設等における基本的対応事項等の一部変更について（本部運営調整チーム長通知）

- 神奈川県対処方針等の改定に伴う令和2年7月17日付通知の一部変更（イベント規模の目安）

令和3年3月19日 緊急事態宣言解除後の本市が所管する市民利用施設等の対応方針について（副市長通知）

- 本市が所管する市民利用施設等
 - ・市民の外出を抑制する観点から、施設の利用は原則21時まで（子育て支援関連施設や高齢者福祉施設・介護関連施設など、市民生活に大きな影響を及ぼす施設は除く。）
 - ・飲食等の自粛呼びかけ
 - ・利用時間短縮を理由に予約取消した場合、キャンセル料は徴収せず、使用料等を全額返還
- 本市が主催するイベント等
 - 人数・収容率の制限（神奈川県対処方針のとおり）、飲食を伴うイベントは原則開催しない、開催時間は原則21時まで等
- 実施期間：3月22日～4月21日

令和3年3月19日 新型コロナウイルス感染症対策に伴う市民利用施設等における基本的対応事項等の一部変更について（本部運営調整チーム長通知）

- 神奈川県対処方針の改定に伴う令和2年7月17日付通知の一部変更（イベント規模の目安）

令和3年4月1日 緊急事態宣言解除後の本市が所管する市民利用施設等の対応方針の一部変更について（副市長通知）

- 神奈川県対処方針の改定に伴う令和3年3月19日付通知の一部変更

令和3年4月1日 新型コロナウイルス感染症対策に伴う市民利用施設等における基本的対応事項等の一部変更について（本部運営調整チーム長通知）

- 神奈川県対処方針の改定に伴う令和2年7月17日付通知の一部変更（イベント規模の目安）

令和3年4月16日 まん延防止等重点措置期間における本市が所管する市民利用施設等の対応方針について（副市長通知）

- 本市が所管する市民利用施設等
 - ・市民の外出を抑制する観点から、施設の利用は原則20時まで（子育て支援関連施設や高齢者福祉施設・介護関連施設など、市民生活に大きな影響を及ぼす施設は除く。）
 - ・飲食等の自粛呼びかけ
 - ・利用時間短縮を理由に予約取消した場合、キャンセル料は徴収せず、使用料等を全額返還
- 本市が主催するイベント等

人数・収容率の制限（神奈川県対処方針のとおり）、飲食を伴うイベントは原則開催しない、開催時間は原則 20 時まで 等

- 実施期間：4 月 20 日～まん延防止等重点措置終了日（市民利用施設等の使用料等の全額返還については、まん延防止等重点措置解除日によらず、解除までの間に利用取消申請があったときは、5 月 11 日分の利用枠まで対象）

令和 3 年 4 月 16 日 新型コロナウイルス感染症対策に伴う市民利用施設等における基本的対応事項等の一部変更について（本部運営調整チーム長通知）

- 神奈川県対処方針の改定に伴う令和 2 年 7 月 17 日付通知の一部変更（イベント規模の目安）

令和 3 年 4 月 26 日 まん延防止等重点措置期間における本市が所管する市民利用施設等の対応方針一部変更について（副市長通知）

神奈川県実施方針の改定に伴う 4 月 16 日付通知の一部変更

- 本市が所管する市民利用施設等 及び 本市が主催するイベント等
酒類提供の終日停止、入場者の整理・誘導等の追記
- 適用日：4 月 28 日～

令和 3 年 5 月 10 日 まん延防止等重点措置期間における本市が所管する市民利用施設等の対応方針一部変更について（副市長通知）

神奈川県実施方針の改定に伴う 4 月 16 日付通知等の一部変更

- 本市が所管する市民利用施設等
利用時間の制限緩和（原則 20 時まで※イベント開催時は 21 時まで可）等
- 本市が主催するイベント等
開催時間の制限緩和（原則 21 時まで）等
- 市民利用施設等の使用料等の全額返還について、対象を 5 月 31 日分の利用枠まで延長
- 適用日：5 月 12 日～

令和 3 年 5 月 28 日 まん延防止等重点措置期間における本市が所管する市民利用施設等の対応方針一部変更について（副市長通知）

神奈川県実施方針の改定に伴う 4 月 16 日付通知等の一部変更

- 市民利用施設等の使用料等の全額返還について、対象を 6 月 20 日分の利用枠まで延長

令和 3 年 6 月 18 日 まん延防止等重点措置期間における本市が所管する市民利用施設等の対応方針一部変更について（副市長通知）

神奈川県実施方針の改定に伴う 4 月 16 日付通知等の一部変更

- 本市が所管する市民利用施設等 及び 本市が主催するイベント等
酒類提供の制限緩和（11 時から 19 時まで）等
- 市民利用施設等の使用料等の全額返還について、対象を 7 月 11 日分の利用枠まで延長
- 適用日：6 月 21 日～

令和 3 年 7 月 9 日 まん延防止等重点措置期間における本市が所管する市民利用施設等の対応方針一部変更について（副市長通知）

神奈川県実施方針の改定に伴う 4 月 16 日付通知等の一部変更

- 本市が所管する市民利用施設等 及び 本市が主催するイベント等
酒類提供の終日停止（「マスク飲食実施店」は 11 時から 19 時まで）等
- 市民利用施設等の使用料等の全額返還について、対象を 8 月 22 日分の利用枠まで延長
- 適用日：7 月 12 日～

令和 3 年 7 月 19 日 まん延防止等重点措置期間における本市が所管する市民利用施設等の対応方針一部変更について（副市長通知）

神奈川県実施方針の改定に伴う 4 月 16 日付通知等の一部変更

- 本市が所管する市民利用施設等 及び 本市が主催するイベント等
酒類提供の終日停止
- 適用日：7 月 22 日～

令和 3 年 7 月 30 日 緊急事態宣言下における本市が所管する市民利用施設等の対応方針について（副市長通知）

まん延防止等重点措置終了（8 月 1 日）及び緊急事態宣言発出（8 月 2 日）を受け、4 月 16 日付通知を廃止し、改めて対応方針を定めたもの。

- 本市が所管する市民利用施設等
 - ・市民の外出を抑制する観点から、施設の利用は原則 20 時まで、イベント開催時は 21 時まで可（子育て支援関連施設や高齢者福祉施設・介護関連施設など、市民生活に大きな影響を及ぼす施設は除く。）
 - ・原則として、緊急事態宣言期間中の新規予約停止
 - ・酒類提供の終日停止
 - ・利用時間短縮を理由に予約取消した場合、キャンセル料は徴収せず、使用料等を全額返還 等
- 本市が主催するイベント等
 - ・収容定員等の制限（神奈川県実施方針のとおり）
 - ・酒類提供の終日停止
- 実施期間：8 月 2 日～緊急事態宣言解除日（市民利用施設等の使用料等の全額返還については、緊急事態宣言解除日によらず、解除までの間に利用取消申請があったときは、8 月 31 日分の利用枠まで対象）

令和 3 年 8 月 18 日 緊急事態宣言下における本市が所管する市民利用施設等の対応方針の一部変更について（副市長通知）

神奈川県実施方針の改定に伴う 7 月 30 日付通知の一部変更

- 本市が所管する市民利用施設等
 - 人数制限等について追記
- 市民利用施設等の使用料等の全額返還について、対象を 9 月 12 日分の利用枠まで延長 等

令和 3 年 9 月 10 日 緊急事態宣言下における本市が所管する市民利用施設等の対応方針の一部変更について（副市長通知）

神奈川県実施方針の改定に伴う 7 月 30 日付通知の一部変更

- 市民利用施設等の使用料等の全額返還について、対象を 9 月 30 日分の利用枠まで延長 等

令和 3 年 9 月 28 日 緊急事態宣言解除後の本市が所管する市民利用施設等の対応方針について（副市長通知）

緊急事態宣言終了（9 月 30 日）を受け、7 月 30 日付通知を廃止し、改めて対応方針を定めたもの。

- 本市が所管する市民利用施設等
 - ・市民の外出を抑制する観点から、施設の利用は原則 21 時まで（子育て支援関連施設や高齢者福祉施設・介護関連施設など、市民生活に大きな影響を及ぼす施設は除く。）
 - ・施設利用の新規予約受付を再開
 - ・酒類提供は、「マスク飲食実施店」は 11 時～20 時、「マスク飲食実施店（申請中）」は 11 時～19 時半、非認証店は県の要請内容に準ずる
 - ・利用時間短縮を理由に予約取消した場合、キャンセル料は徴収せず、使用料等を全額返還 等
- 本市が主催するイベント等
 - ・収容定員等の制限（神奈川県対応方針のとおり）
 - ・酒類提供の終日停止
- 実施期間：10 月 1 日～10 月 24 日（市民利用施設等の使用料等の全額返還については、宣言解除後の対応期間が途中で解除された場合でも、解除までの間に利用取消申請があったときは、10 月 24 日分の利用枠まで対象）

令和 3 年 10 月 21 日 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る市民利用施設等の対応について（副市長通知）

神奈川県が 10 月 25 日から 11 月 30 日までを「基本的対策徹底期間」としたうえで、各種要請の解除を決定。市は 10 月 21 日の市対策本部会議において、市民利用施設等における利用時間の制限、酒類の提供制限等の各種制限を解除するとともに、キャンセル料の特例を廃止することを決定。

これらを受け、10 月 24 日をもって 9 月 28 日付通知を廃止し、10 月 25 日以降の留意点を通知したもの。

- 本市が所管する市民利用施設等
 - 業種別ガイドラインの遵守、基本的感染防止対策の実施
- 本市が主催するイベント等
 - ・収容定員等の制限（神奈川県対応方針のとおり）
 - ・必要に応じて県への事前相談などを実施
- 実施期間：10 月 25 日～11 月 30 日

令和 3 年 11 月 22 日 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る市民利用施設等の対応について（副市長通知）

神奈川県が各種制限を緩和・解除することを決定したことを受け、11月22日以降の留意点を通知した
もの。なお、本通知をもって10月21日付通知は廃止

- 本市が主催するイベント等
収容定員等の制限（神奈川県対処方針のとおり）
- 実施期間：11月22日～当面の間

令和4年1月7日 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る市民利用施設等での対応の徹底について（副市長通知）

- オミクロン株の市中感染の増加を踏まえ、県が感染状況等を示すレベルを1から2に引き上げたことを受け、市民利用施設等の雲煙及びイベントの開催にあたっては、令和3年11月22日付通知に基づく対応を再度確認し、徹底を図るよう通知

令和4年1月20日 まん延防止等重点措置期間における本市が所管する市民利用施設等の対応方針について（副市長通知）

神奈川県がまん延防止等重点措置の重点区域に指定され、本市が措置区域となったことを受けた、市の対応方針。令和3年11月22日付通知は廃止。

- 本市が所管する市民利用施設等
 - ・業種別ガイドラインの遵守など基本的感染防止対策の徹底 等
 - ・新型コロナ感染拡大防止を理由とするなど条件を満たす場合には、キャンセル料は徴収せず、使用料等を全額返還
- 本市が主催するイベント等
 - ・原則として中止又は延期。やむを得ず行う場合には、感染防止対策を徹底した上で、縮小して実施することを検討 等
- 実施期間：1月21日～まん延防止等重点措置解除日

令和4年2月10日 まん延防止等重点措置期間における本市が所管する市民利用施設等の対応方針について（副市長通知）

神奈川県実施方針の改定を踏まえた1月20日付通知の一部変更

- 使用料等の全額返還について、対象期間を延長 等

令和4年3月4日 まん延防止等重点措置期間における本市が所管する市民利用施設等の対応方針について（副市長通知）

神奈川県実施方針の改定を踏まえた1月20日付通知の一部変更

- 使用料等の全額返還について、対象期間を延長 等

令和4年3月17日 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る市民利用施設等の対応について（副市長通知）

神奈川県が各種制限の緩和・解除を決定したことを受け、本市として留意すべき点を通知するもの。
1月20日付通知等は廃止。

- 本市が所管する市民利用施設等
 - ・使用料等の全額返還は廃止
 - ・業種別ガイドライン遵守など基本的な感染対策は徹底を継続
 - ・施設を活用した集客イベント等が開催される場合には、神奈川県対処方針に沿った対応となるよう協力を求めること
- 本市が主催するイベント等
県対処方針のとおり対応
- 実施期間：3月22日～当面

令和4年9月26日 「新型コロナウイルス感染症の拡大に備えた市民利用施設等における基本的対応事項等について」の廃止について（本部運営チーム長通知）

- 厚生労働省事務連絡により、濃厚接触者の特定及び行動制限の対象者が限定されたこと等を受け、令和2年7月17日付本部運営チーム長通知を廃止
- 引き続き施設所管の各区局においては、必要な情報について適切な把握に努め、休館など市民サービスへの影響が生じる場合には、適時適切な対応を行うこと

令和5年3月6日 新型コロナウイルス感染症に伴うマスク着用の考え方の見直し等について（副市長通知）

Ⅲ 活動内容

Ⅲ-2 チーム・部会の活動

Ⅲ-2-(1) 統括調整本部

本部運営調整チーム

- マスク着用の見直しについて、国から令和5年3月13日以降の取扱いの方針が示されたこと等を受け、国の考え方の見直しを踏まえた対応を行うこと及び関係団体・者への周知等への協力等について通知

令和5年5月8日 「新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る市民利用施設等の対応について」の廃止について（副市長通知）

- 県及び市の対策本部等の廃止決定に伴い、令和4年3月17日付副市長通知を廃止

緊急事態宣言等に関する問い合わせ相談窓口設置

「横浜市新型コロナウイルス感染症コールセンター」に新番号を設置
 開設期間：令和2年4月17日（金）～令和2年5月8日（金）平日9時から17時

神奈川県と連携した繁華街の見回り

神奈川県と連携し、市内9地域で夜間巡回・外出自粛等の呼び掛けを実施

《実施状況》

実施日数	延べ時間	延べ人員	地域
7日	12時間30分	13人	横浜駅、関内駅、野毛、上大岡駅、新横浜駅、東神奈川駅、鶴見駅、戸塚駅、綱島駅

《実施期間》

令和3年1月8日～令和3年1月27日

生活困窮者相談体制

区役所閉庁期間中の臨時の相談窓口2か所開設（寿福祉プラザ相談室、神奈川公会堂）
 電話やEメールでの相談も受付
 開設期間：令和3年5月1日（土）～令和3年5月5日（水）10時から14時

抗原検査キットの配布

第6波への対応として、濃厚接触者の待機期間を短縮し、社会機能を維持するため、抗原検査キットを調達、順次配布を開始。第7波、第8波においても追加調達・配布を実施。

《調達数》

合計 約7,008,530キット

《配布期間》

令和4年1月28日～令和5年5月7日

《配布実績（令和5年5月7日時点）》

配布先	配布数（単位：キット）
診療所、病院等	1,192,842
保育所等	1,080,195
高齢者・障害者施設等	3,866,209
消防・救急・教職員等	255,015
合計	6,394,261

広報・報道チーム

<主な業務>

- 広報の統括
- 市民コミュニケーション強化
- 分かりやすい情報提供
- 報道機関との調整 ほか

<体制>

- リーダー 危機管理情報補佐官
- 構成局等 政策経営局、国際局

<活動>

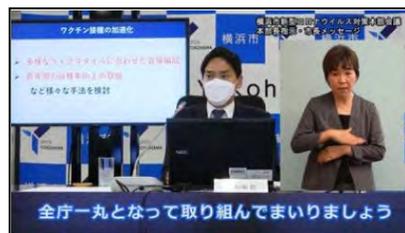
トップメッセージ

令和2年

- 市長メッセージ動画の配信（4月10日～12月31日、計16回）
 - ・ 市ウェブサイト、YouTubeに掲載し、LINEとX（旧Twitter）で発信（LINEによる発信は4月24日以降）
 - ・ 市広報テレビ・ラジオ番組、ケーブルテレビ、一部の区役所待合スペースで放送
- 市長コメントの発信（1月31日～12月31日、計26回）
 - ・ 市ウェブサイトに掲載し、LINEとX（旧Twitter）で発信
- 市長定例記者会見での発信（2月5日～12月16日、計26回）
- 「広報よこはま」1面の市長コラムでのメッセージ発信（4月号から12月号まで）

令和3年

- 市長メッセージ動画の配信（1月8日～12月24日、計20回）
 - ・ 市ウェブサイト、YouTubeに掲載し、LINEとX（旧Twitter）で発信
 - ・ 市広報テレビ・ラジオ番組、ケーブルテレビ、一部の区役所待合スペースで放送
- 市長コメントの発信（1月7日～11月22日、計15回）
 - ・ 市ウェブサイトに掲載し、LINEとX（旧Twitter）で発信
- 市長定例記者会見での発信（2月16日～12月23日、計22回）
- 「広報よこはま」1面の市長コラムでのメッセージ発信（1～7月号、10～12月号）



令和4年

- 市長メッセージ動画の配信（1月20日～11月17日、計14回）
 - ・ 市ウェブサイト、YouTube に掲載し、LINE と X（旧 Twitter）で発信
- 市長定例記者会見での発信（1月13日～12月22日、計22回）
- 「広報よこはま」1面の市長コラムでのメッセージ発信（1～12月号）



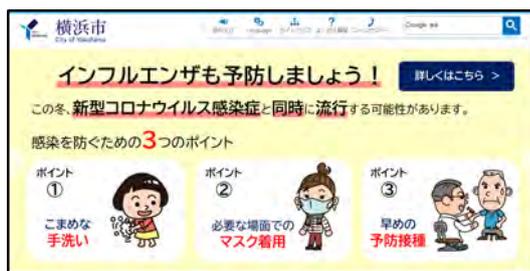
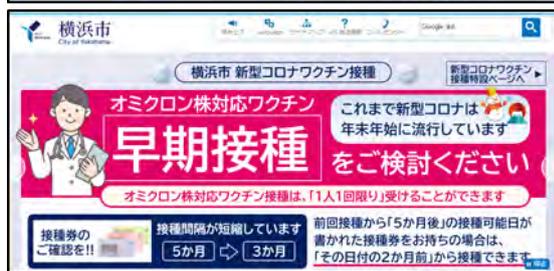
令和5年

- LINE での市長メッセージ配信（4月28日）
- 市長定例会見での発信（1月13日～12月21日、計15回）

広報・報道の取組

- 報道発表：市内での新たな患者確認等について
- 市ウェブサイト
 - ・ 新型コロナウイルス感染症 特設ページを開設（令和2年3月5日～）
陽性患者数等のグラフ化など、わかりやすい情報提供に向けて随時改善を実施
特設ページのリニューアル（令和3年2月25日）
 - ・ 新型コロナウイルスワクチン接種 特設ページを開設（令和3年5月28日～）
 - ・ 市民生活や事業活動を守る支援メニュー特設ページを開設（令和4年7月15日～）
 - ・ 市ウェブサイトのトップページで、画像付きリンク（プロモーションエリア）を活用し、新型コロナ特設ページや感染症対策、ワクチン特設ページ、接種証明等へのリンクを設定したほか、緊急事態宣言などの情報を掲載

【プロモーションエリア活用 例】



○ SNS、ニュースアプリ

- ・ 令和2年4月24日にLINE公式アカウントを開設し、新型コロナウイルス関連情報の配信を開始（令和5年6月22日時点の友だち登録者数は約72万3,655千人）
- ・ スマートニュースでも随時情報発信（令和2年6月1日～令和4年3月8日）
- ・ X（旧Twitter）でも随時情報発信

○ 広報よこはま市版

令和2年

- ・ 3月号： 1面（相談窓口）
16面（感染防止対策、相談窓口）
- ・ 4月号： 1面（感染防止対策、相談窓口、適切な行動のお願い等）
16面（手洗い方法）
- ・ 5月号： 1面（感染防止対策、不要不急の外出自粛や3密回避、相談窓口等）、
2・3面（感染防止対策、特別経営相談窓口、悪徳商法の注意喚起等）
- ・ 6月号： 1・2・3面（くらし・経済対策、特別定額給付金、感染防止対策等）
16面（テイクアウト&デリバリー）
- ・ 7月号： 1・2・3面（くらし・経済対策、特別定額給付金、新しい生活様式等）
4面（相談窓口、支援策、市の広報媒体、寄附）
- ・ 8月号： 1面（マスク着用による熱中症の注意喚起、感染防止対策）
16面（特別定額給付金、ひとり親世帯臨時特別給付金等）
- ・ 9月号： 2面（コロナ禍での防災対策、避難の考え方、日頃の備え）
14面（コロナ禍でのごみの出し方）
16面（新しい生活様式の実践のお願い、相談窓口）
- ・ 10月号： 1・2・3面（くらし・経済対策、イベント参加時の注意事項）
4面（新しい生活様式普及推進事業）
14面（Find Your YOKOHAMA キャンペーン）
- ・ 11月号： 1・2面（市内経済再生の取組、Find Your YOKOHAMA キャンペーン等）
3面（コロナと人権）
- ・ 12月号： 1・15面（感染防止対策、年末年始の注意喚起等）
2面（風邪症状等の受診方法、神奈川県発熱等診療予約センター）
4面（コロナと人権）

※ 14・15・16面については、区版のページ数により掲載面が異なる場合があります。

令和3年

- ・ 1月号： 1面（相談窓口、感染防止対策、年末年始の注意喚起）
3面（くらし・経済対策、風邪のような症状がある場合の受診方法）
- ・ 2月号： 1面（感染防止対策、相談窓口等）
3面（風邪のような症状がある場合の受診方法）
15面（ひとり親世帯臨時特別給付金）
- ・ 3月号： 1面（ワクチン接種、相談窓口）
2・3面（令和3年度予算案（くらし・経済対策）、宴会飲食時のリスク）
16面（新しい生活様式での障害者とのコミュニケーション等）
- ・ 4月号： 1面（相談窓口、ワクチン接種）
2面（ワクチン接種、新生活でのコロナ対策、差別防止等）
- ・ 5月号： 1面（感染対策、相談窓口、ワクチン接種等）
2面（ワクチン接種、子育て世帯生活支援特別給付金）

- ・ 6月号： 1面（梅雨の感染対策、相談窓口、ワクチン接種）
2面（ワクチン接種、事業継続・展開支援補助金）
 - ・ 7月号： 1面（外出時の感染対策、相談窓口、ワクチン接種）
2面（ワクチン接種、5月補正予算）
3・4面（東京2020オリパラ）
 - ・ 8月号： 1面（感染対策、相談窓口、ワクチン接種）
2面（ワクチン接種、正確な情報の確認等）
 - ・ 9月号： 1面（感染対策、拡大抑制、相談窓口、ワクチン接種等）
16面（ワクチン接種、風水害時の対応等）
 - ・ 10月号： 1面（冬の感染対策、相談窓口、ワクチン接種）
2面（ワクチン接種、よくある質問）
 - ・ 11月号： 1面（感染対策、相談窓口、ワクチン接種）
2面（ワクチン接種、9月補正予算、促進キャンペーン等）
 - ・ 12月号： 1面（相談窓口、ワクチン接種）
2面（年末年始の感染対策、レシ活、ワクチン plus キャンペーン等）
- ※ 14・15・16面については、区版のページ数により掲載面が異なる場合があります。

令和4年

- ・ 1月号： 1面（問合せ窓口）
2面（ワクチン接種、感染対策）
3面（12月補正予算、子育て世帯への臨時特別給付支給事業）
 - ・ 2月号： 1面（冬の感染対策、問合せ窓口）
2・3面（ワクチン接種）
 - ・ 3月号： 1面（屋外の感染対策、問合せ窓口）
2面（ワクチン接種、臨時特別給付金）
 - ・ 特別号： 1面（ワクチン接種）
 - ※ 3月号と同
日発行 2・3面（区ごとの接種場所一覧（医療機関））
4面（接種場所一覧（集団接種会場））
 - ・ 4月号： 1面（ワクチン接種、問合せ窓口）
2面（ワクチン接種）
 - ・ 5月号： 1面（問い合わせ窓口）
2面（ワクチン接種）
16面（令和4年度予算）
 - ・ 6月号： 1面（ワクチン接種、問合せ窓口）
2面（ワクチン接種、ワクチン plus サービス）
 - ・ 7月号： 2面（ワクチン接種）
4面（臨時特別給付金、支援金等）
 - ・ 8月号： 3面（臨時特別給付金、ワクチン接種）
 - ・ 9月号： 4面（ワクチン接種、臨時特別給付金、レシ活 VALUE・レシ活チャレンジ第
2弾）
 - ・ 10月号： 2面（ワクチン接種）
 - ・ 11月号： 2面（ワクチン接種、「新型コロナに感染したかも」と思ったら）
3面（コロナ禍の職業差別）
 - ・ 12月号： 2面（感染したかもと思ったら、乳幼児接種、問合せ窓口）
4面（人権特集「コロナ禍での困りごと」）
- ※ 14・15・16面については、区版のページ数により掲載面が異なる場合があります。

令和5年

- ・ 1月号： 16面（レシ活 VALUE、発熱などの症状がある場合、ワクチン接種、問合せ窓口）
 - ・ 2月号： 16面（ワクチン接種、問合せ窓口）
 - ・ 3月号： 2面（3月13日からのマスク着用について、ワクチン接種、問合せ窓口）
 - ・ 4月号： 4面（ワクチン接種、問合せ窓口）
 - ・ 5月号： 3面（感染症法上の位置付け変更、ワクチン接種、問合せ窓口）
 - ・ 6月号： 15面（ワクチン接種、問合せ窓口）
- ※ 14・15・16面については、区版のページ数により掲載面が異なる場合があります。

○ 市広報テレビ・ラジオ番組

令和2年

- t v k 「ハマナビ」、ケーブルテレビ、FMヨコハマ、RFラジオ日本、ニッポン放送、文化放送の番組内で、市長メッセージ動画（映像・音声）の一部を放送したほか、感染防止対策や外出自粛等呼びかけ
- t v k のデータ放送で新型コロナウイルス関連情報を随時掲載

令和3年

- t v k 「ハマナビ」、ケーブルテレビ、FMヨコハマ、RFラジオ日本、ニッポン放送、文化放送の番組内で、市長メッセージ動画（映像・音声）の一部を放送したほか、感染防止対策やワクチン接種関連情報、レシ活チャレンジ・ワクチン plus キャンペーン等呼びかけ
- t v k のデータ放送で新型コロナウイルス関連情報を随時掲載

令和4年

- t v k 「ハマナビ」、FMヨコハマの番組内で、感染防止対策やワクチン接種関連情報、レシ活チャレンジ等呼びかけ

令和5年

- t v k 「ハマナビ」、FMヨコハマの番組内で、感染防止対策やワクチン接種関連情報呼びかけ

○ 横浜にゆかりのある著名人からの応援メッセージ動画

- ・ 横浜にゆかりのある著名人やスポーツチームの協力を得て、緊急事態宣言発令中の令和2年4月下旬から5月下旬にかけて外出自粛や感染防止対策を呼びかける動画を配信（計10回）

○ 市民・事業者向け支援策

- ・ 市ウェブサイト市民・事業者向けの支援策を掲載
- ・ 経済局及び文化観光局を通じて、横浜商工会議所と横浜観光コンベンションビューロー（現・横浜市観光協会）の会員に対して、事業者向け支援策を周知
- ・ 本市の支援策ほか、国や県の支援策も含めて一覧表にまとめ、市ウェブサイトに掲載

○ 庁内の連携

- ・ 資源循環局と連携し、ごみ収集車による音声広報を展開
- ・ 交通局と連携し、市営地下鉄・バスに感染防止対策のポスターを掲出、市営地下鉄のデジタルサイネージで30秒動画（市民の皆様へのお願い）を放映
- ・ コスモクロックで「STAY HOME」の表示（事業者提案）
- ・

多言語広報

- **市ウェブサイト**
 - ・ 在住外国人向け新型コロナウイルス感染症情報ページを、英語と「やさしい日本語」を中心に随時更新。また、他言語には機械翻訳により対応
 - ・ 英訳した市長メッセージ動画・コメントを掲載（14回）
 - **市多文化共生総合相談センターウェブサイト（令和4年3月まで）**
 - ・ 新型コロナウイルス関連情報サイトで、在住外国人に向けた情報を英語、「やさしい日本語」、中国語で発信
 - **SNS**
 - ・ 横浜市国際交流協会 Facebook にて、在住外国人に向けた情報を英語、「やさしい日本語」等で発信
 - **インターFM**
 - ・ 多言語で新型コロナウイルス関連情報を放送
 - **「広報よこはま」多言語版**
 - ・ 新型コロナウイルス関連記事をやさしい日本語に翻訳して市ウェブサイトに掲載。また、広報紙閲覧サービス「カタログポケット」では9言語※に自動翻訳。
- ※ 英語・ハングル・中国語（繁体字・簡体字）・タイ語・ポルトガル語・スペイン語・インドネシア語・ベトナム語。

職員応援調整チーム

<主な業務>

- 応援職員の調整・配置
- 業務体制の確保
- 市組織内の感染対策 ほか

<体制>

- リーダー 総務局長
- 構成局等 総務局、市民局

<活動>

職員応援及び発令

令和2年

新型コロナウイルスに関する各対策実施・強化のため、令和2年4月から計137名の兼務発令等（全庁的な業務兼務は除く）により応援体制を構築した。

- ・対策本部の機能強化 … 計4人
- ・「新型コロナウイルス感染症コールセンター」業務のための体制の整備 … 計4人
- ・定額給付金の支給を行う体制の整備 … 計25人
- ・中小企業の「新しい生活様式」支援 … 計12人
- ・妊産婦支援、ひとり親世帯給付への対応 … 計3人
- ・保健所及び衛生研究所の機能強化 … 計57人
- ・県・医療機関との調整（Y-CERT） … 計8人
- ・軽症者受入施設に関する体制の整備 … 計24人

令和3年

新型コロナウイルスに関する各対策実施・強化のため、次の通り兼務発令等により応援体制を構築した。

■ 区局間応援

第5波（令和3年8月～9月）

：延べ115名（短期派遣：2週間単位で派遣）【16区（西・栄以外）】

■ ワクチン接種体制の強化・各対策体制の強化

【1月20日時点】

- ・新型コロナウイルスワクチン接種執行体制強化
専任配置…3人 兼務発令等…50人 計53人
- ・中小企業の「新しい生活様式」支援 … 1人発令
- ・保健所機能強化 … 7人発令
- ・県・医療機関との調整（Y-CERT） … 2人発令
- ・市民病院対応（軽症者受入施設） … 1人発令

【4月13日時点】

- ・新型コロナウイルスワクチン接種執行体制強化
専任配置…43人 兼務発令等…51人 計94人

【5月26日時点】

- ・新型コロナウイルスワクチン接種執行体制強化
専任配置…48人 兼務発令等…94人 計142人
- ・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金への対応 … 計2人

【7月29日時点】

- ・新型コロナウイルスワクチン接種執行体制強化
専任配置…49人 兼務発令等…180人 計229人

【12月23日時点】

- ・新型コロナウイルスワクチン接種執行体制強化
専任配置…65人 兼務発令等…143人 計208人
- ・18歳以下の子どもへの給付金支給関連業務応援に係る発令 … 計4人
- ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金業務に係る発令 … 計6人

令和4年

■ 区局間応援

第6波（令和4年1月～3月）

：延べ192名（短期派遣：2週間単位で派遣）【15区（西・栄・瀬谷以外）】

第7波（令和4年7月～9月）

：延べ104名（短期派遣：2週間単位で派遣）【11区（西・南・旭・磯子・緑・栄・瀬谷以外）】

■ ワクチン接種体制（4回目、5回目接種）の強化・各対策体制の強化

【1月1日時点】

- ・新型コロナウイルスワクチン接種執行体制強化
専任配置…67人 兼務発令等…130人 計197人
- ・18歳以下の子どもへの給付金支給関連業務に係る応援 計4人
- ・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金業務の応援 計22人

【2月1日時点】

- ・新型コロナウイルスワクチン接種執行体制強化
専任配置…68人 兼務発令等…139人 計207人

【2月14日時点】

- ・臨時特別給付金に関する問い合わせ対応のための関係所属への兼務発令 計177人

【4月1日時点】

- ・新型コロナウイルスワクチン接種執行体制強化
専任配置…101人 兼務発令等…99人 計200人

【4月13日時点】

- ・新型コロナウイルスワクチン接種執行体制強化
専任配置…121人 兼務発令等…85人 計206人

【5月1日時点】

- ・新型コロナウイルスワクチン接種執行体制強化
専任配置…72人 兼務発令等…121人 計 193人

【7月1日時点】

- ・新型コロナウイルスワクチン接種執行体制強化
専任配置…121人 兼務発令等…59人 計 180人

【8月1日時点】

- ・新型コロナウイルスワクチン接種執行体制強化
専任配置…121人 兼務発令等…56人 計 177人

【9月1日時点】

- ・新型コロナウイルスワクチン接種執行体制強化
専任配置…121人 兼務発令等…0人 計 121人

【10月1日時点】

- ・新型コロナウイルスワクチン接種執行体制強化
専任配置…119人 兼務発令等…52人 計 171人

【11月1日時点】

- ・新型コロナウイルスワクチン接種執行体制強化
専任配置…118人 兼務発令等…54人 計 172人

【12月1日時点】

- ・新型コロナウイルスワクチン接種執行体制強化
専任配置…118人 兼務発令等…53人 計 171人

令和5年

- 区局間応援
実績なし

- ワクチン接種体制の強化

【1月1日時点】

- 専任配置…117人 兼務発令等…38人 計 155人

【2月1日時点】

- 専任配置…116人 兼務発令等…3人 計 119人

【3月1日時点】

- 専任配置…116人 兼務発令等…2人 計 118人

【4月1日時点】

- 専任配置…96人 兼務発令等…2人 計 98人

【5月1日時点】

- 専任配置…77人 兼務発令等…1人 計 78人

※8月1日以降は、専任配置によりワクチン接種業務を実施

事務・事業の省力化

ワクチン接種業務等新型コロナウイルス感染症対策の全庁的な応援体制と各所属の持続的な執行体制の両立に向け、事務・事業の中止・縮小等の見直しを実施するよう複数回にわたり、各区局・統括本部長宛て通知・依頼を行った。(令和2年5月1日、9月14日、令和3年6月16日、7月6日)

会議等における対応

- 感染拡大期、緊急事態宣言・まん延防止等重点措置期間中等
 - ・ 集合形式の会議等は、やむを得ない場合を除き、中止又は延期
 - ・ 情報共有を主な目的とするものに関しては、会議開催の代わりに資料配布を行う等適宜対応
 - ・ やむを得ず集合形式で開催する場合は、会場の換気、マスク着用、会議時間の制限など、3密の回避を徹底
- まん延防止等重点措置の解除後（令和4年3月22日～）
 - ・ 会議は、その必要性を改めて検討した上で、開催の判断を行う。開催する必要がある場合においても、WEB 会議を積極的に活用するなど、感染防止はもちろん事務の効率化等の観点から会議手法を検討
 - ・ 対面形式で会議等を開催する必要がある場合には、基本的感染防止対策を徹底

感染防止対策・感染予防行動の徹底

- 職員が感染源とならないように感染防止策の徹底（健康の維持・管理、個々の感染予防、3密の回避、マスク着用など）
- 自宅勤務、フレックスタイム及びランチシフトの活用による接触機会の低減への取組
- 体調不良時の出勤自粛の徹底
- 業務継続を目的とした拠点確保のため移転前の新市庁舎の活用
- 窓口における飛沫防止策等の検討・実施（アクリルボードの設置、定期的な消毒の実施等）
- 区局職員等を対象に、市職員共済組合の保健事業としてワクチン職域接種を実施

【初回職域接種（1・2回目）】

実施主体	期間
総務局	令和3年9月10日～11月2日
交通局・水道局	令和3年9月6日～12月22日

【職域追加接種（3回目）】

実施主体	期間
総務局	令和4年3月17日～5月27日
交通局	令和4年3月28日～6月22日

【職域追加接種（オミクロン株対応ワクチン接種）】

実施主体	期間
総務局	令和4年10月28日～12月9日
交通局	令和4年11月14日～12月23日

勤務体制

令和2年

■ 感染拡大初期から緊急事態宣言まで

政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議で、感染経路が特定できない症例が複数発生していること、今後、患者が増加する可能性を踏まえた対応が必要であることが議論され、同会議の座長から在宅勤務や時差出勤の推奨のほか、不要不急の外出は避けた方がよいとのコメントが出された。これを受け、職員の勤務等について、執行体制を確保し、公務の運営に支障のない範囲で勤務に係る制度を柔軟に利用できることとした。

○ フレックスタイム制度

現在の対象職場で、制度利用を希望する職員に対しては、1組から10組の勤務時間の割り振りを、上限回数（5回）にかかわらず、利用できることとした。

○ 在宅型テレワーク制度

制度の利用対象者※を拡大し、持病等配慮の必要な職員についても制度利用可能とした。

なお、3月に、テレワーク専用端末を順次、台数を増やし、原則、子育て、介護等で利用する局職員向けに運用することとした。

※対象者…①小学校6年以下の子を養育していること、

②2週間にわたって、高齢・疾病・障害等により日常生活に支障がある親族を介護していること、

③けが・妊娠等により一時的に通勤の負担が大きい状況であること

○ 在宅勤務

市民サービスに重要な影響をもたらすと考えられる事業所等について、区局長判断による職務命令により、在宅勤務を可能とした。

■ 緊急事態宣言から緊急事態解除宣言まで

緊急事態宣言を踏まえ、業務が停止すること等により市民サービスの継続に重要な影響がある職場においては、職場での感染拡大を防ぐため、職員同士の接触を極力避けるような仕組みを検討し、各職場において感染防止の取組を徹底していくこととした。

また、職員の感染により業務の著しい停滞や停止を招くことのないよう、当面の間、所属長判断による勤務時間の特例を設けることができることとするとともに、在宅勤務の活用などにより出勤者7割削減を目的に取り組むこととした。

○ フレックスタイム制度

緊急事態宣言を受け、フレックスタイム制度の運用について、所属長の判断により、調整の上、出勤時間をいくつかのグループに分けるなど、朝夕の通勤等の混雑による職員の感染リスクの低減に努めることとした。

また、再任用短時間勤務、育児短時間勤務の職員（1日の勤務時間が7時間45分の場合に限る）を、新たにフレックスタイム制度の利用対象とした。

○ 勤務時間の特例

業務停止等により市民サービスに重要な影響をもたらすと考えられる職場において、現行の勤務時間帯やフレックスタイム制度等の活用で対応が困難な場合に、臨時的な勤務時間変更を可能とした。

○ 在宅勤務等

職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合に、業務が著しく停滞又は停止することにより、市民サービスに重要な影響をもたらすと考えられる事業所等を対象とし、区局長が必要と判断した場合には、職務命令により自宅勤務させることができることとした。

■ 緊急事態解除宣言後から感染再拡大期まで

緊急事態解除宣言後も、感染症は収束したわけではなく、今後も職員一人ひとりが持続的に感染防止対策を進め、新しい生活様式・働き方として定着させていく必要があった。これを踏まえ、市民生活や市内経済活動に必要な行政サービスの提供に重点を置いた執行体制を確保するとともに、感染拡大防止や働き方改革の観点から自宅勤務も引き続き併用すること。また、フレックスタイム制度等を活用した時差出勤などをさらに推進し、3密（密閉・密集・密接）の回避や接触機会の低減に引き続き取り組むこととした。

- フレックスタイム制度、自宅勤務、勤務の特例等

当面の間、緊急事態宣言中の対応を継続

■ 感染再拡大期

新規陽性者数は11月以降増加傾向が強まり、過去最多の水準となっていることを踏まえ、職員の感染防止の取組のさらなる徹底とテレワークの活用について区局統括本部長あて通知した。

- テレワーク

在宅型テレワーク制度の30台と新型コロナウイルス対応として整備した暫定環境の100台の計130台のテレワーク環境が整備されていたが、各区局統括本部の利用実績をみると、活用の余地が残されていたため、さらなるテレワーク制度の活用を依頼した。

令和3年

- フレックスタイム制度、自宅勤務、勤務の特例等

当面の間、緊急事態宣言中の対応を継続

- テレワーク

端末数を1,300台に拡充し、ワークライフバランスの向上のほか業務継続性の確保や業務効率化を目的に加え「横浜市職員テレワーク制度」を試行開始した。新制度では、対象者をほぼ全ての職員に拡大し、実施場所に出張先を加えたほか、令和3年6月から9月にかけて重点試行期間を設け制度活用を促した。

令和4年

- リスク分散に向けた取組

フレックスタイム制度やテレワーク等を活用し、各職場の実態に合わせて出退勤時の混雑回避や職員同士の接触機会の低減を図るなど、リスク分散に向けた取組を実施

- テレワーク

試行していた「横浜市職員テレワーク制度」の本格実施を開始した。本格実施にあたっては、実施承認手続の簡素化を行ったほか、各課一律（2台）としていた端末の配置を、区局単位での実績に応じた配置に変更する等、より柔軟に対応できる制度とした。

令和5年

- リスク分散に向けた取組
フレックスタイム制度やテレワーク等を活用し、各職場の実態に合わせて出退勤時の混雑回避や職員同士の接触機会の低減を図るなど、リスク分散に向けた取組を実施
- テレワーク
令和4年度に本格実施した「横浜市職員テレワーク制度」について、令和5年度も継続実施した。令和5年度の実施にあたり、テレワーク端末について、昨年度の利用実績に応じた配置に変更した。
- 感染症法上の位置付け変更後の対応
フレックスタイム制度やテレワーク、WEB会議等を有効に活用し、感染拡大防止及び効率的な働き方を推進

Ⅲ-2-(2) くらし・経済対策本部

市民利用施設・市主催イベント調整部会

<主な業務>

- 休館・中止等の調整・情報共有 ほか

<体制>

- 座長 政策局長
- 構成局等 政策局、総務局、財政局、国際局、市民局、にぎわいスポーツ文化局、経済局、こども青少年局、健康福祉局、環境創造局、資源循環局、港湾局、教育委員会事務局 他

<活動>

市主催イベント・市民利用施設等の主な制限内容

令和2年

- 2月28日 市主催イベント等の延期・中止、市所管施設の原則閉館（～3月18日）

閉館等した主な市所管施設

- ・地区センター、スポーツセンター、コミュニティハウス、市民活動支援センター、各区の市民活動支援センター、公会堂、横浜文化体育館、横浜国際プール
- ・地域ケアプラザ、老人福祉センター、横浜ラポール、ふれーゆ など（一部閉館含む）
- ・動物園（ズーラシア、野毛山動物園、金沢動物園）（2月29日～）、屋内プール（清水ヶ丘公園、新横浜公園）など
- ・横浜市イギリス館（港の見える丘公園）、山手111番館等の展示施設部分のみ休館。貸館部分は開館
- ・図書館（閲覧席、学習室など閲覧エリアへの立入禁止）
- ・横浜開港資料館、横浜都市発展記念館、横浜ユーラシア文化館
- ・横浜市歴史博物館隣接大塚・歳勝土遺跡応援内『工房』、横浜市三殿台考古館、横浜市八聖殿郷土資料館 等（3月2日～）
- ・横浜市少年自然の家（赤城林間学園、南伊豆臨海学園）（3月3日～）
- ・大佛次郎記念館、横浜人形の家等

- 3月9日 市主催イベント等の延期・中止、市所管施設の原則閉館（～3月31日）

花見期間の公園利用について、利用者に感染拡大防止の取組を要請
 （市所管の主な花見名所公園）

- ・三ツ沢公園、野毛山公園、掃部山公園、根岸森林公園、こども自然公園 等

- 3月26日 市主催イベント等の延期・中止、市所管施設の原則閉館（～4月12日）

- 4月3日 市主催イベント等の延期・中止、市所管施設の原則閉館（～5月6日）

- 6月1日 市主催イベント等、市所管施設の再開

再開した施設、サービス等（例）

- ・屋外スポーツ施設、スポーツセンター、地域ケアプラザ、地区センター等地域利用施設、公会堂、図書館（予約図書の出借サービス）など市民に身近な施設を再開
- ・動物園は6月11日から再開（ズーラシアは混雑防止のため入場者数に制限、野毛山動物園は、6月は平日のみ、金沢動物園は通常どおり）
- ・美術館、歴史博物館、関内ホール、みなとみらいホールなども順次再開
- ・区役所土曜日開庁は6月から、乳幼児健康診査（集団）は7月1日から再開
- ※ 屋外プール・海水浴場（海の公園）は中止、大規模イベント等は再開延期

令和3年

期間	市主催イベント	市民利用施設等
1月12日～3月21日 【緊急事態宣言期間】	<ul style="list-style-type: none"> ・収容率：50%以内 ・人数上限：5,000人 ・飲食を伴うイベントは原則開催しない 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用時間：原則20時まで ・キャンセル料の特例

III 活動内容

III-2 チーム・部会の活動

III-2-(2) 暮らし・経済対策本部

市民利用施設・市主催イベント調整部会

3月22日～4月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・収容率：声なし 100%以内 声あり 50%以内 ・人数上限：5,000 人又は収容率 50%以内のいずれか大きい方（上限 10,000 人） ・開催時間：原則 21 時まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用時間：原則 21 時まで ・キャンセル料の特例 	
【まん延防止重点措置期間】	4月20日～4月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・収容率：声なし 100%以内 声あり 50%以内 ・人数上限：5,000 人 ・開催時間：原則 20 時まで 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用時間：原則 20 時まで ・キャンセル料の特例
	4月28日～5月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・収容率：声なし 100%以内 声あり 50%以内 ・人数上限：5,000 人 ・開催時間：原則 20 時まで ・酒類提供：終日停止 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用時間：原則 20 時まで ・酒類提供：終日停止 ・キャンセル料の特例
	5月12日～6月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・収容率：声なし 100%以内 声あり 50%以内 ・人数上限：5,000 人 ・開催時間：原則 21 時まで ・酒類提供終日停止 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用時間：原則 20 時まで（イベント開催時は 21 時まで可） ・酒類提供：終日停止 ・キャンセル料の特例
	6月21日～7月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・収容率：声なし 100%以内 声あり 50%以内 ・人数上限：5,000 人 ・開催時間：原則 21 時まで ・酒類提供：11 時から 19 時まで（滞在時間、人数等の要件あり） 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用時間：原則 20 時まで（イベント開催時は 21 時まで可） ・酒類提供：11 時から 19 時まで（滞在時間、人数等の要件あり） ・キャンセル料の特例
	7月12日～7月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・収容率：声なし 100%以内 声あり 50%以内 ・人数上限：5,000 人 ・開催時間：原則 21 時まで ・酒類提供：終日停止（「マスク飲食実施店」等除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用時間：原則 20 時まで（イベント開催時は 21 時まで可） ・酒類提供：終日停止（「マスク飲食実施店」等除く） ・キャンセル料の特例
	7月22日～8月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・収容率：声なし 100%以内 声あり 50%以内 ・人数上限：5,000 人 ・開催時間：原則 21 時まで ・酒類提供：終日停止 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用時間は原則 20 時まで（イベント開催時は 21 時まで可） ・酒類提供：終日停止 ・キャンセル料の特例
8月2日～9月30日 【緊急事態宣言期間】	<ul style="list-style-type: none"> ・収容率：50%以内 ・人数上限：5,000 人 ・開催時間：原則 21 時まで ・酒類提供：終日停止 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用時間：原則 20 時まで（イベント開催時は 21 時まで可） ・酒類提供：終日停止 ・キャンセル料の特例 	
10月1日～10月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・収容率：声なし 100%以内 声あり 50%以内 ・人数上限：5,000 人、又は収容率 50%以内のいずれか大きい方（上限 10,000 人） ・開催時間：原則 21 時まで ・酒類提供：終日停止 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用時間：原則 21 時まで ・酒類提供は飲食店等への要請内容に準じる（「マスク飲食実施店」は 11 時～20 時、「マスク飲食実施店（申請中）」は 11 時～19 時半、非認証店は禁止） ・キャンセル料の特例 ・新規予約：速やかに再開 	
10月25日～10月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・収容率：声なし 100%以内 声あり 50%以内 ・人数上限：5,000 人、又は収容率 50%以内のいずれか大きい方（上限 10,000 人） 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種制限の緩和 ・キャンセル料の特例を廃止 	
11月1日～11月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・収容率：声なし 100%以内 声あり 50%以内 ・人数上限：5,000 人、又は収容率 50%以内のいずれか大きい方 		

III 活動内容

III-2 チーム・部会の活動

III-2-(2) くらし・経済対策本部

市民利用施設・市主催イベント調整部会

11月22日～	<ul style="list-style-type: none"> ・収容率：声なし 100%以内 声あり 50%以内 ・人数上限：5,000人、又は収容率 50%以内のいずれか大きい方 ・感染防止安全計画策定で、収容率を 100%、人数上限を収容定員まで緩和（「大声なし」が前提） 	
---------	---	--

令和4年

期間	市主催イベント	市民利用施設等
1月21日～3月21日 【まん延防止等重点措置期間】	<ul style="list-style-type: none"> ・原則中止又は延期 ・やむを得ず行う場合は縮小を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染防止策を徹底 ・使用料等の全額返還
3月22日～9月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・県対処方針のとおり 	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染防止策を徹底
9月9日～	<ul style="list-style-type: none"> ・県対処方針 一部追記 ・イベント開催時の要件を補記 	-

【参考】神奈川県対処方針のイベント開催制限について（令和4年9月9日時点）

		現状(令和4年3月21日まで)		令和4年3月22日以降	
		感染防止安全計画(注1)	その他	感染防止安全計画(注1)	その他
緊急事態措置区域	人数上限	10,000人 (対象者全員検査を実施により、収容定員まで追加可)	5,000人	(現状と同じ)	
	収容率	100%(注2)	大声なし:100% 大声あり:50%		
重点措置地域	人数上限	20,000人 (対象者全員検査を実施により、収容定員まで追加可)	5,000人	収容定員まで	(現状と同じ)
	収容率	100%(注2)	大声なし:100% 大声あり:50%	(現状と同じ)	
その他区域	人数上限	収容定員まで	5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方	(現状と同じ) (注3)	
	収容率	100%(注2)	大声なし:100% 大声あり:50%		

※収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)

(注1)5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用(緊急事態措置区域、重点措置地域においては、5,000人超)

(注2)安全計画策定イベントでは、基本的に「大声なし」の担保が前提

(注3)令和4年9月9日より、同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合の収容率の上限は、それぞれ、50%(大声あり)・100%(大声なし)とする。(緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の場合に限る。)

令和5年

- 1月27日 県対処方針の変更：「その他区域」における収容率上限の撤廃

セーフティネット対策部会

<主な業務>

- 市民のセーフティネットの強化
- 人権啓発 ほか

<体制>

- 座長 政策局長
- 構成局等 政策局、財政局、市民局、健康福祉局、こども青少年局、国際局、教育委員会事務局、区 他

<活動>

市民向け支援策（主な給付金等）

令和2年

- 特別定額給付金
 - ・ 市民1人あたり10万円
- 子育て世帯への臨時特別給付金
 - ・ 給付金額：対象児童1人につき1万円
 - ・ 支給対象：児童手当を受給する世帯
- ひとり親世帯臨時特別給付金
 - ・ 給付金額：5万円（第2子以降3万円加算）
 - ・ 支給対象：低所得のひとり親世帯
- 家計が急変したひとり親世帯への臨時給付金
 - ・ 給付金額：1世帯あたり10万円
 - ・ 支給対象：児童扶養手当を受給していないひとり親世帯のうち、家計が急変した世帯
- その他
 - ・ 国民健康保険・後期高齢者医療制度の傷病手当金、住居確保給付金、新型コロナウイルス感染症を踏まえた生活福祉資金制度による緊急小口貸金等の特例貸付（実施主体は神奈川県社会福祉協議会）等

令和3年

- 低所得のひとり親世帯臨時特別給付金
 - ・ 給付金額：対象児童1人につき5万円
 - ・ 支給対象：低所得のひとり親世帯
- 令和3年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
 - ・ 給付金額：対象児童1人につき5万円
 - ・ 支給対象：ひとり親世帯以外の方で、住民税が非課税世帯の方等
- 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（一括給付金）
 - ・ 給付金額：対象児童1人につき10万円
 - ・ 支給対象：支給対象児童の保護者またはそれに準ずる者（施設設置者等を含む）
- 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金）
 - ・ 給付金額：対象児童1人につき10万円

- ・ 支給対象：令和3年9月以降の離婚等により、子どもの養育者となっているにもかかわらず一括給付金を受給できない方等
- 令和3年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金
 - ・ 給付金額：1世帯あたり10万円
 - ・ 支給対象：世帯全員の令和3年度の住民税均等割が非課税である世帯
- 横浜市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金
 - ・ 支給金額（月額）：1人世帯6万円、2人世帯8万円、3人世帯10万円
※初回3か月、12月から再支給実施（3か月）
 - ・ 支給対象：新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により生活に困窮している世帯
※特例給付を借り終えていること等が条件
- その他
 - ・ 国民健康保険・後期高齢者医療制度の傷病手当金、住居確保給付金、新型コロナウイルス感染症を踏まえた生活福祉資金制度による緊急小口貸金等の特例貸付（実施主体は神奈川県社会福祉協議会）等

令和4年

- 令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
 - ・ 給付金額：児童1人あたり5万円
 - ・ 支給対象者：ひとり親世帯の方で、児童扶養手当の支給を受けている方等
ひとり親世帯以外の方で、住民税が非課税世帯の方等
- 令和4年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金
 - ・ 給付金額：1世帯あたり10万円
 - ・ 支給対象者：世帯全員の令和4年度の住民税均等割が非課税である世帯
- 横浜市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金
 - ・ 支給金額（月額）：1人世帯6万円、2人世帯8万円、3人世帯10万円
※初回3か月、再支給3か月
 - ・ 支給対象：新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により生活に困窮している世帯
※特例給付を借り終えていること等が条件
- その他
 - ・ 国民健康保険・後期高齢者医療制度の傷病手当金、住居確保給付金、新型コロナウイルス感染症を踏まえた生活福祉資金制度による緊急小口貸金等の特例貸付（実施主体は神奈川県社会福祉協議会）等

令和5年

- 国民健康保険・後期高齢者医療制度の傷病手当金、住居確保給付金 等
- 【参考】「令和5年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」（児童1人あたり5万円）は、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から支給

市民向け支援策（主な助成・サポート等）

- 横浜市高齢者施設新規入所者PCR検査費等助成事業
 - ・ 助成概要：PCR検査にかかる費用
 - ・ 助成対象：新規で高齢者施設へ入所を予定している者（本人が検査を希望する場合）
 - ・ 実施期間：令和3年2月5日～令和5年3月31日
- 新型コロナウイルス流行下でも安心して妊娠・出産・子育てできる支援（妊産婦等総合対策事業）
 - ・ 主な支援内容：不安を抱える妊婦への分娩前PCR検査等の費用助成
 新型コロナウイルスに感染した妊産婦への寄り添い支援（相談支援）
 育児等支援サービス費用の助成
 横浜市特定不妊治療費助成事業の取り扱いの変更（年齢要件緩和）
 自宅で安心して参加できるオンライン保健指導等
 - ・ 実施期間：令和2年～
- ひとり親世帯フードサポート事業（ばくサポ）
 - ・ フードバンク団体と連携して、ひとり親世帯向けの食品提供会を開催
 - ・ 実施期間：令和2年～
- 横浜市立大学の学生支援事業（横浜市立大学就学支援補助金）
 - ・ 住民税非課税世帯等の学生の授業料減免
 - ・ 実施期間：令和2年～
- 自殺対策等に関する相談体制強化事業
 - ・ インターネットを活用した非対面型の相談体制及びこころの電話の相談体制を強化等。
 - ・ 実施期間：令和2年～
 - ・ 宿泊療養施設利用者等を対象とした「こころの健康相談窓口」を設置（令和2年～令和3年3月末終了）
- 女性の課題解決支援のための電話相談事業
 - ・ コロナ下で雇用不安、経済不安、生活不安等を抱える女性を対象とした電話相談窓口
 - ・ 実施期間：令和3年1月～令和4年1月
- 困窮により住居にお困りの方のための年末臨時相談窓口
 - ・ 開設日：令和4年12月29日
 - ・ 支援内容：住居を失い、寝泊りする場所がない方に、宿泊場所と食事を提供（令和4年12月29日～令和5年1月3日の期間）

市民向け支援策（その他）

勤労者向け貸与制度や公共料金等の支払い猶予等を実施

市民向け支援策の広報

ホームページに市民向け支援メニューを掲載



人権啓発

- 市ホームページ、SNS (X (旧 Twitter)・LINE)
新型コロナウイルス感染症に関連した人権への配慮の呼びかけ、相談窓口等の案内
- 電車広告
 - ・新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害等に関する相談窓口の案内
掲出場所：横浜市営地下鉄ブルーライン車内LCD
掲出期間：令和2年5月27日～令和2年6月2日
 - ・新型コロナウイルス感染症に関連した人権への配慮を呼びかけるポスターの掲出
掲出場所：横浜市営地下鉄ブルーライン車内中吊り
掲出期間：令和2年11月25日～12月1日
- 広報よこはま
 - ・令和2年11月号(3、4面)、12月号(4面)
 - ・令和3年4月号(2面)、11月号(3面)、12月号(4面)
 - ・令和4年11月号(3面)、12月号(4面)
- デジタルサイネージ
市庁舎デジタルサイネージで掲出(協力：横浜 DeNA ベイスターズ)
期間：令和3年3月1日～令和3年3月31日



<人権啓発ポスター>



<デジタルサイネージ>

経済再生対策部会

<主な業務>

- 経済対策
- 事業者支援 ほか

<体制>

- 座長 経済局長
- 構成局等 政策局、財政局、経済局、にぎわいスポーツ文化局、市民局、国際局、環境創造局、港湾局、水道局、交通局、温暖化対策統括本部、区、他

<活動>

主な市内観光・MICE 復興・消費促進事業等

令和2年4月 「テイクアウト&デリバリー横浜」の公開

新型コロナウイルスの感染拡大により、厳しい状況にある飲食店を応援するため、横浜市内のテイクアウト（持ち帰り）やデリバリー（宅配・出前）ができる店舗をリスト化し、市のホームページで紹介。地図上で店舗を検索することが可能



令和2年8月 「Find Your YOKOHAMA キャンペーン」を発表

横浜への旅行需要を喚起することにより、コロナ禍により大きな影響を受けた市内の観光関連事業者への支援につなげるため、令和2年8月より「Find Your YOKOHAMA キャンペーン」を実施。日帰り旅行商品の一部助成や宿泊クーポンを付与する宿泊促進プロモーションなどを展開。予約上限に達したため10月より新規予約を停止した後、感染拡大により事業停止。

令和3年10月15日より神奈川県民限定で再開、12月15日から隣接県民に対象を拡大して実施したが、感染再拡大により令和4年1月18日より新規予約を停止。3月21日にまん延防止等重点措置が解除され、4月15日から再開。日帰り旅行商品の一部助成と宿泊クーポン付与を実施。また、体験コンテンツや入場チケットなどの割引クーポンも発行。キャンペーンの対象者は、当初、神奈川県、茨城県、群馬県、栃木県、埼玉県、千葉県、山梨県の居住者に限定。その後5月16日から静岡県を追加。10月11日以降の新規予約分から全国に拡大。

令和2年9月 バーチャル版芸術フェスティバル事業『横浜 WEB ステージ』開始

新型コロナウイルス感染症の影響で活動の場が減少しているアーティストへの支援の一環として、動画コンテンツの公開の他、横浜市内でのイベント展開を実施

令和3年2月に動画コンテンツ配信継続を決定

主催：横浜みなとみらいホール（公益財団法人 横浜市芸術文化振興財団）



令和2年10月1日「安全・安心な横浜MICE開催支援助成金」制度開始

感染症拡大の影響下で「新たな生活様式」に対応したMICE開催を進めている主催者を支援することにより、MICE開催を促進し、市内経済活性化を図るため、開催経費や感染症対策経費等の一部を助成。実施主体は、横浜観光コンベンションビューロー（現・横浜市観光協会）

令和2年10月9日 「感染症対策宣言ステッカー」を配布開始

「新しい生活様式」に対応した取組を実施する事業者を応援するため、「感染症対策宣言ステッカー」を配布。本市ホームページで申し込みを受付。ステッカーの配布に合わせ、業種別ガイドラインを周知。また、市内事業者による取組をウェブサイト、SNSで発信



<実施期間>

～令和5年3月31日

<ステッカーの配布状況>

・約54,600枚（令和5年3月31日時点）

<主な配布先>

- ・市内商店会各店舗、食品衛生協会やクリーニング、理美容、チェーン店等の業界団体
- ・飲食店等の個別店舗、事業者
- ・行政関係施設

令和3年10月27日 「ワクチン plus キャンペーン」開始

若い世代を中心にさらに多くの方にワクチン接種を検討していただくため、横浜市、横浜商工会議所、横浜市商店街総連合会の3者が共同で、事業者を協力を呼びかけ、「ワクチン plus キャンペーン～一歩を踏み出すあなたを応援します～」を実施



① ワクチン plus プレゼント

<実施内容>

令和3年10月27日～12月31日の間にワクチン

1回目を接種した方（市内在住）に協賛事業者からの景品をプレゼント

<応募期間>

令和3年11月1日～令和4年1月7日

<実施状況（令和4年3月31日時点）>

応募人数 3,487人、景品数 1,076組分、協賛事業者 51者



② ワクチン plus サービス

<実施内容>

既にワクチン接種した方を対象に、協力事業者が提供する特典やサービスの情報をキャンペーンサイトで紹介

<実施期間>

～令和4年3月31日 ※キャンペーンサイト公開期間

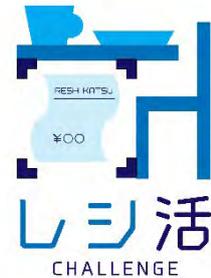
<実施状況（令和4年3月31日時点）>

店舗登録数 144 件

※ まん延防止等重点措置の適用に伴い、令和4年1月21日～3月21日はテイクアウトとデリバリー利用に限り対象

令和3年12月1日 「レシ活チャレンジ」開始

コロナ禍での度重なる時短営業・休業の要請にご協力いただき、厳しい経営状況にある飲食店を支援することを目的に、市内飲食店利用者を対象に、対象店舗が発行するレシート等を活用し、利用金額に応じたポイント還元を行い市内飲食店の消費を促進する取組として「レシ活チャレンジ（レシートを活用した市内飲食店利用促進事業）」を実施（レシート買取アプリ「ONE」を活用）



<実施期間>

令和3年12月1日～令和4年5月8日

〔※当初令和4年2月28日まで。まん延防止等重点措置の適用等の影響により、期間延長〕
〔※予算上限に達し、令和4年4月22日に終了〕

<対象者>

横浜市内の対象飲食店を利用した方

<対象店舗>

以下の要件を全て満たす市内の飲食店

- ① まん延防止等重点措置や緊急事態宣言により影響を受けた、食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店（居酒屋含む）、喫茶店等
- ② 神奈川県「感染防止対策取組書（業態：飲食店等）」を掲示していること
- ③ 店名・住所（もしくは市外局番 045 を含む電話番号）・日付が印字されたレシート（手書きの領収書は不可）を発行していること

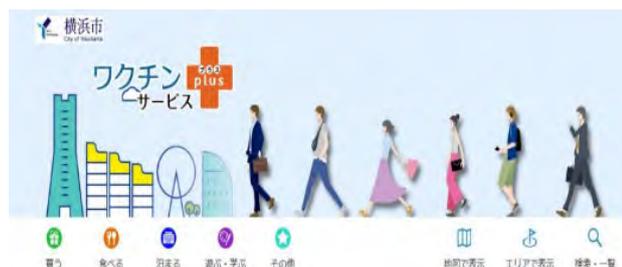
〔※まん延防止等重点措置の適用に伴い、令和4年1月21日～3月21日はテイクアウトとデリバリー利用に限り対象〕

令和4年4月26日 「ワクチン plus サービス」公開

3回目ワクチン接種した方を対象に、協力事業者が提供する特典やサービスの情報をキャンペーンサイトで紹介。

<実施状況>（令和4年12月31日時点）

店舗登録数 49 件



令和4年6月15日 「U39宿泊クーポン」販売開始

市内観光復興支援事業「Find Your YOKOHAMA キャンペーン」において、3回目の新型コロナワクチンを接種した18歳から39歳までの横浜市民を対象とした「U39 宿泊クーポン」を新設



<クーポン内容>

- ・クーポン額 15,000 円(利用金額 20,000 円以上)
- ・対象の市内宿泊施設利用時に使用可

<販売枚数、利用期間>

- ・販売枚数：2,000 枚
- ・利用期間：第1期（600 枚）6月15日～7月31日 宿泊分
第2期（700 枚）8月1日～8月31日 宿泊分
第3期（700 枚）9月1日～9月30日 宿泊分

令和4年8月26日 「レシ活 VALUE」「レシ活チャレンジ第2弾」開始

市民生活の支援と、市内事業者の利用促進による横浜経済の振興を図るため、市内事業者が発行したレシートの利用金額に応じ、最大 20%のポイント還元を行うキャンペーン



<実施期間>

令和4年8月26日～令和4年12月31日

- ※ 期間延長（当初：～11月30日）
- ※ レシ活チャレンジ第2弾は、予算上限に達し9月13日に終了
- ※ アプリ版レシ活 VALUE は、予算上限に達し10月25日に終了
- ※ 郵送申請受付期間は11月1日～令和5年1月7日

<対象者・対象店舗>

	対象者	対象店舗
レシ活 VALUE	横浜市内居住者	飲食店を除く市内事業者のうち、要件を満たすレシートを発行している店舗
レシ活チャレンジ第2弾	居住地等の制限なし	市内飲食店のうち、「感染防止対策取組書（業態：飲食店等）」を掲示かつ要件を満たすレシートを発行している店舗以下の条件を満たす店舗

令和5年1月1日 「レシ活 VALUE」追加実施

<実施期間>

令和5年1月1日から予算上限に達するまで

- ※ 令和5年2月4日に予算上限に達し、終了

主な事業者向け支援策

令和2年

- 中小企業・小規模事業者
 - 市内中小企業向け融資メニュー、信用保証料助成・利子補給
 - 横浜市緊急融資認定センターの設置
 - 売上げが減少した小規模事業者、スタートアップ企業支援（一時金交付：10万円）
 - テレワーク導入促進事業（費用補助）
 - 中小企業の「新しい生活様式」対応支援事業（経費補助）
 - 小規模事業者コロナ禍特別相談支援事業
 - 小規模事業者向け無料出張相談（IDEC 横浜）
- 商店街等活動
 - 商店街等活動支援事業（一時金交付：10万円×加盟店舗数）
- 文化芸術活動
 - 市内アーティスト等の文化芸術活動緊急支援（補助金）
 - バーチャル版芸術フェスティバル事業
 - アーティスト・クリエイター等へのワンストップ相談対応事業
 - リアルな文化芸術活動への支援（感染症対策費・会場費等補助）
- 市内観光・MICE 関連事業者
 - 市内観光・MICE 関連事業者緊急支援事業（事業費補助）
 - 市内観光・MICE 関連事業者へのマスク等緊急確保支援事業
 - 市内観光・MICE 復興支援事業（着地型旅行商品の販売・宿泊促進プロモーション等）
 - MICE 誘致・開催支援事業（安全・安心な MICE 開催に必要な経費等を助成）
- その他
 - 学校給食物資補償事業（補償金）
 - 公益活動・福祉サービス事業者・救護施設職員等への支援（補助・支援金等）
 - 路線バス運行協力助成事業（協力金：車両1台×8万円）
 - 公共料金等の支払い猶予 ▪ その他各種支援・助成等

令和3年

- 中小企業・小規模事業者
 - 中小企業への融資・資金繰り支援、信用保証助成等
 - 事業継続・展開支援（設備投資・販路開拓）
 - 小規模事業者向け無料出張相談（IDEC 横浜）
- 商店街等活動
 - プレミアム付き商品券支援事業
 - 地域経済活性化事業（商店街等が開催するイベント等支援）
- 文化芸術活動
 - 個人アーティスト等の生活・雇用・活動等の多様な相談に対応する特別相談窓口「YES!」の運営
 - リアルな文化芸術活動への支援（感染症対策費・会場費補助）

- 市内観光・MICE 関連事業者
 - 市内観光復興支援事業（着地型旅行商品の販売・宿泊促進プロモーション等）
 - MICE 誘致・開催支援事業（安全・安心な MICE 開催に必要な経費等を助成）
- その他
 - レシートを活用した市内飲食店利用促進事業（レシ活チャレンジ）
 - 介護施設等が感染防止を図り必要なサービスを提供できるよう必要な経費を支援
 - 公共料金等の支払い猶予 ▪ その他各種支援・助成等

令和 4 年

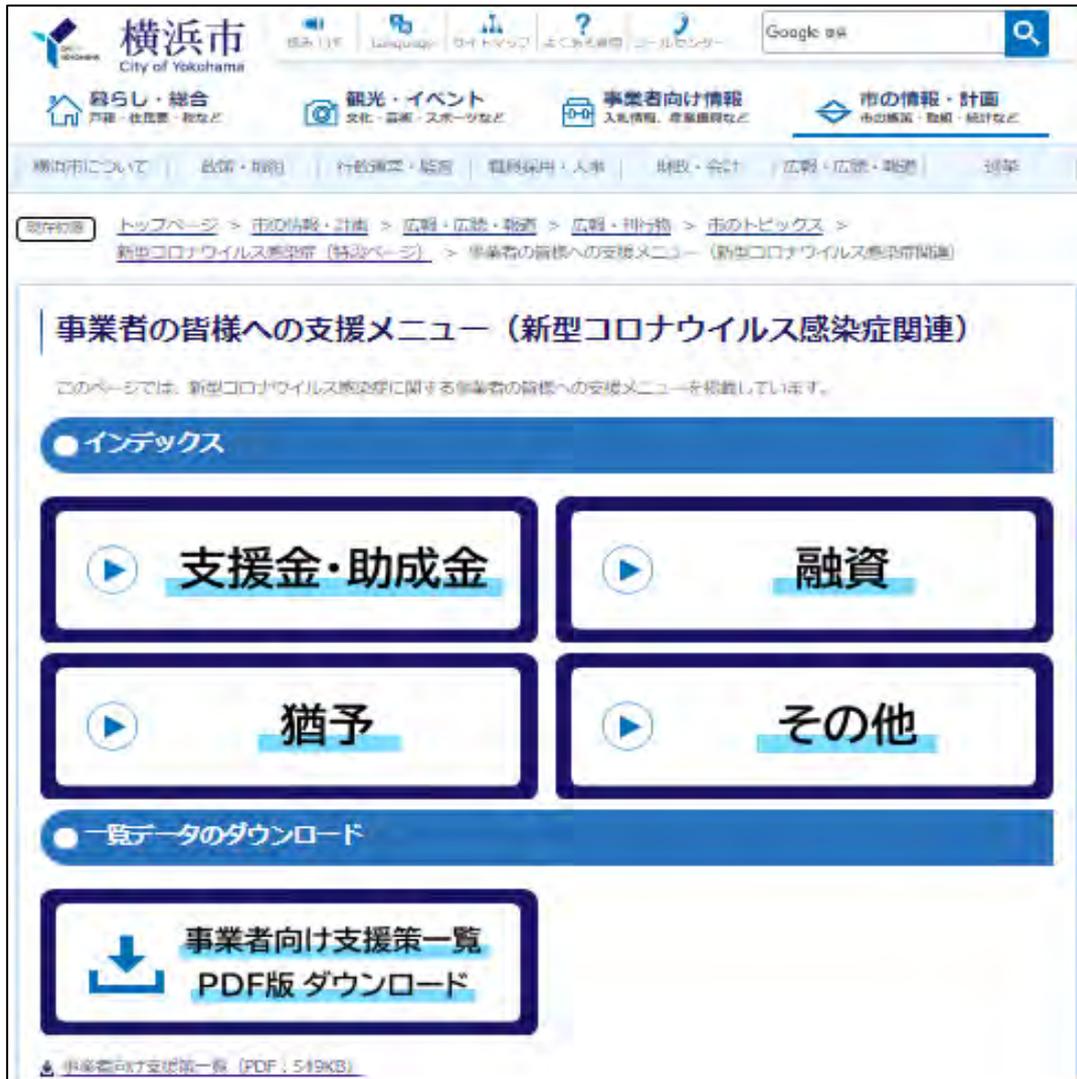
- 中小企業・小規模事業者
 - 中小企業への融資・資金繰り支援、信用保証助成等
 - 小規模事業者向け緊急支援補助金
 - グリーンリカバリー設備投資助成事業（補助）
 - 小規模事業者等省エネ・デジタル化支援事業（補助）
 - 小規模事業者向け無料出張相談（IDEC 横浜）
- 商店街等活動
 - プレミアム付き商品券支援事業
 - 商店街集客力促進事業（イベント費用の補助）
- 文化芸術活動
 - コロナ禍における地域の文化芸術活性化に向けた公演等の開催支援等
- 市内観光・MICE 関連事業者
 - MICE 誘致・開催支援事業（安全・安心な MICE 開催に必要な経費等を助成）
 - 市内観光復興支援事業（着地型旅行商品の販売・宿泊促進プロモーション等）
- その他
 - レシートを活用した市内飲食店利用促進事業（レシ活チャレンジ第 2 弾）
 - レシートを活用した市民・事業者支援事業（レシ活 VALUE）
 - 介護施設等が感染防止を図り必要なサービスを提供できるよう必要な経費を支援
 - 児童福祉施設等における感染防止対策事業への補助
 - 公共料金等の支払い猶予 ▪ その他各種支援・助成等

令和 5 年

- 中小企業・小規模事業者
 - 中小企業への融資・資金繰り支援、信用保証助成等
 - 小規模事業者向け無料出張相談（IDEC 横浜）
- 市内観光・MICE 関連事業者
 - MICE 誘致・開催支援事業（開催経費や、感染症予防対策経費、現地参加者を対象とした交流・回遊促進経費の一部を助成）
- その他
 - レシートを活用した市民・事業者支援事業（レシ活 VALUE 追加実施）
 - 公共料金等の支払い猶予 ▪ その他各種支援・助成等

事業者向け支援策の広報

ホームページに事業者向け支援メニューを掲載



予算関連

令和2年度5月補正予算

<概要>

新型コロナウイルス感染症への対応として、「くらし・経済対策」に基づき、感染拡大防止策と医療提供体制の整備を実施するほか、市民生活、企業・事業活動への支援に関する事業等を行うための補正予算（総額5,743億円）

○3つの柱

1 感染拡大防止策と医療提供体制の整備

市内における感染がまだ収束に至らない中、今後の拡大に備え、医療提供体制の整備を図るなど、市民の皆様のご健康と医療を守ります。

2 市民生活の支援

国の緊急経済対策を受け、市民の皆様に対する給付などの取組を進め、375万市民のくらしを守ります。

3 企業・事業活動の支援

市内中小企業の事業の継続、雇用を支えるための資金繰りや地域の生活の基盤である商店街、市民生活に豊かさを与える文化芸術活動等を支援することで、横浜の活力を守ります。

<主な内容>

1	市民と医療を守る（感染拡大防止策と医療提供体制の整備）	145億2,700万円
<p>○医療提供体制の整備 患者の受入に必要な施設改修への支援、陽性患者や感染症疑い患者の積極的な受入を行う医療機関への支援、軽症者・陽性無症状者の宿泊療養施設の確保、医療機関等で必要となるマスク・防護服等の感染症対策物品の確保、簡易検体採取所設置によるPCR検査実施等、効率的な検査体制の確保、「感染症コールセンター」「帰国者・接触者相談センター」の強化、横浜市新型コロナウイルス対策医療調整本部「Y-CERT」の運営</p> <p>○感染拡大防止策の実施 公共施設・福祉施設・学校等で必要となるマスク・消毒液等の調達、高齢者・障害者入所施設の改修支援、横浜市立大学における検査キット研究開発・実用化に向けた補助、児童・生徒の感染拡大防止等のための自宅学習の環境整備</p> <p>○救急活動体制等の確保 救急隊等の感染防止対策、消防職員の感染防止対策に必要な執務環境の改善</p>		
2	375万市民のくらしを守る（市民生活の支援）	3,845億5,300万円
<p>○家計への支援 市民1人あたり10万円の特別定額給付金の給付</p> <p>○子育て世帯への支援 児童手当の受給世帯に対し、児童1人あたり1万円の給付金を支給</p> <p>○住まいの確保 収入が減少した方が入居するセーフティネット住宅のオーナーに対する家賃減額補助の上限額を引上げ、入居者の家賃の負担を軽減、離職や廃業により住居を失った又は失う恐れのある場合に支給される住居確保給付金の支給対象の拡大</p> <p>○児童虐待やDVへの対応</p>		

相談窓口を周知し、要支援者の孤立化を予防	
○生活環境の維持 資源集団回収業者を支援し、資源集団回収の安定実施を確保	
○市民生活の支援 国民健康保険事業費会計	
3 横浜の活力を守る（企業・事業活動の支援）	1,752 億 5,500 万円
○中小企業の資金繰りを強力に支援 国制度に基づく当初3年間無利子の融資メニュー創設・融資枠の拡大、3,000万円を超える融資のための本市独自の信用保証料助成、国制度に基づく利子補給、「横浜市緊急融資認定センター」の設置	
○商店街や企業・団体の事業活動の支援 商店街等の活動に対する一時金の交付、小規模事業者等やスタートアップ企業に対する一時金の交付、文化芸術に携わる団体・事業者に対する支援、市内観光 MICE 関連事業者への支援、テレワークを導入する企業に対する支援の拡充、小学校の給食中止に伴う給食食材納入業者への補償	

令和2年度6月補正予算

<概要>

「1. 市民と医療を守る」、「2. 横浜経済と市民生活を守る」、「3. 新たな日常に取り組む」の3つの柱からなる第二弾の「くらし・経済対策」（総額 187 億円）

<当時の状況等>

- 緊急事態宣言延長に伴う、休業・時短営業の長期化による市内経済の更なる悪化
- 雇用情勢の悪化、市民の生活が更に厳しい状況
- 緊急事態解除宣言後、感染拡大防止に取り組みながら社会経済活動を再開

<主な内容>

1 市民と医療を守る（第2波・第3波に備えた万全な医療提供体制の確保）	55 億 7,400 万円
<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの検査体制強化 ・医療機関の負担を軽減しつつ、病床を確保 ・第2波に備えた予防対策・準備 	
2 横浜経済と市民生活を守る（景気回復に向けた経済対策と厳しい状況にある市民・団体・事業者の支援）	94 億 8,300 万円
<ul style="list-style-type: none"> ・「新しい生活様式」に取り組む中小企業を支援 ・SDGs と「新しい生活様式」を両立する先駆的な事業を支援 ・観光・MICE 産業の復興を支援 ・厳しい活動環境にある、文化芸術活動を支援 ・厳しい状況にある、市民生活を支援 ・市民の暮らしを支える、公益活動や福祉サービス事業者を支援 	
3 新たな日常に取り組む（「新しい生活様式」への対応と学校の再開を支援）	36 億 7,700 万円
<ul style="list-style-type: none"> ・ICTの活用等による「新しい生活様式」への対応 ・学校の再開と感染症対策を、きめ細かく支援 	

令和2年度9月補正予算

<概要>

新型コロナウイルス感染症への追加対応として第三弾となる「くらし・経済対策」(総額 169 億円)

<当時の状況等>

- 感染拡大は一旦落ち着いたが、6月末から再び新規陽性患者数が増加し、神奈川県アラート発令(7/17)
- 市内の重症患者は比較的少なく、病床はひっ迫した状況にはない
- 市内経済は依然厳しい状況にあり、有効求人倍率は6か月連続で低下し、6月は5年ぶりに1倍を下回る(0.99倍)

<主な内容>

1 市民と医療を守る(感染拡大防止策と万全な医療提供体制の確保)	47億4,400万円
<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスの検査・相談体制を強化 ・医療機関での受入体制を強化 ・感染拡大防止策を充実 	
2 横浜経済と市民生活を守る(経済再生に向けた企業活動の支援や雇用対策等困難な状況にある方々の支援)	92億4,200万円
<ul style="list-style-type: none"> ・企業の支援 ・雇用・住居の確保の支援 ・福祉事業所の支援 ・様々な課題への対応 	
3 新たな日常に取り組む(学校・地域・行政におけるデジタル化等の推進)	28億9,800万円
<ul style="list-style-type: none"> ・学校でのICT環境の充実 ・地域のデジタル化の支援 ・新しい生活様式に対応した働き方や、アフターコロナを見据えた施策の検討 	

令和2年度12月補正予算

<概要>

新型コロナウイルス感染症への追加対応として、第四弾となる「くらし・経済対策」(総額 44 億円※追加提出分含む)

<当時の状況等>

- これまで3回にわたり、総額6,100億円となる補正予算を編成。感染拡大防止と経済再生の実現を両輪として、適時・適切な取組により市民生活を力強く支援
- 今、取り組まなくてはならない対策を令和2年度12月補正予算として編成(令和3年度当初予算においても、必要な対策を盛り込む)

<主な内容>

1 市民と医療を守る(感染拡大防止策と医療提供体制の強化)	11億700万円
<ul style="list-style-type: none"> ・冬季の発熱患者への対応の強化 ・保育所・高齢者施設の安全安心に向けた取組の強化 	

2 横浜経済と市民生活を守る（経済再生に向けた企業活動の支援や困難な状況にある方々への支援の強化）	19億4,500万円
<ul style="list-style-type: none"> ・横浜の観光産業、文化芸術活動の公演等の支援 ・横浜経済を支える事業者支援 ・困難な状況にある方々への支援の強化 	

※追加提出分：子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に対する国の制度に基づく緊急支援（13億4,800万円）

令和2年度2月補正予算

<概要>

緊急に取り組むべき感染・医療対策や事業者支援、国の第3次補正予算などに対応するため、3つの柱で取組を進める、第五弾となる「くらし・経済対策」（総額238億円）。

<主な内容>

1 感染拡大防止策と医療提供体制の強化	54億円
<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルスワクチンの接種（医療従事者への接種） ・高齢者へのインフルエンザ予防接種（無償化による接種増加への対応） ・感染症法に基づく新型コロナウイルス感染症患者の入院医療費の公費負担 ・感染拡大に対応した保健所業務の体制強化 ・帰国者・接触者外来を開設している医療機関への支援（検査補助金） ・介護サービス事業所等の感染症対応への支援 ・学校施設での感染症対策（小・中・高・特支） 	
2 景気回復に向けた経済対策と事業者への支援	150億円
<ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業者コロナ禍特別相談支援（訪問・オンラインでの相談支援） ・小規模事業者設備投資助成（生産性向上等のための設備導入への補助） ・新たにテレワークを導入する企業への補助 ・国の第3次補正予算等を活用した公共事業の実施（公園・道路・河川・港湾等の整備・災害対策） 	
3 市民サービスを支える施設等の運営支援	34億円
<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理施設等の市民サービスを支える施設等への運営支援 	

令和3年度予算（くらし・経済対策）

<概要>

新型コロナウイルス感染症の拡大が続き、市民生活や経済活動が大きな影響を受けていることを踏まえ、令和2年度に引き続き、感染症対策を徹底し、市民の安全・安心を守り、経済の再生や新たな日常への取組に一層力を入れて取り組む（くらし・経済対策予算 総額2,405億円）

<主な内容>

1 市民と医療を守る	360億円
<ul style="list-style-type: none"> ・医療提供体制、救急医療体制の確保 ・福祉施設等の感染防止、継続運営に向けた支援 ・災害時の感染症対策 ・東京オリンピック・パラリンピックにおける感染症対策 	

2	横浜経済と市民生活を守る	2,013 億円
<ul style="list-style-type: none"> ・市民生活への支援 ・雇用機会の創出・就職支援 ・中小企業・小規模事業者等への支援 ・商店街支援 ・文化芸術支援 ・観光・MICE 支援 ・国の第3次補正予算等を活用した公共事業の実施 		
3	新たな日常に取り組む	32 億円
<ul style="list-style-type: none"> ・GIGA スクール構想の推進 ・スマート農業実証事業 ・行政サービスのデジタル化の推進 		

令和3年度5月補正予算

<概要>

令和3年3月末に国の緊急対策を踏まえ実施した専決処分（低所得のひとり親世帯に対する給付金）に続き、その他の低所得の子育て世帯（ひとり親世帯以外）への給付金を含む「低所得の子育て世帯への支援」や、「新型コロナウイルスワクチン接種への対応」、「市内飲食事業者への支援」等、現状を踏まえ、迅速な対応が必要な事業を補正

<主な内容>

総額	146 億 8,500 万円
低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業、ひとり親家庭等自立支援事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業、障害者施設職員への定期的PCR検査事業、変異株スクリーニング検査事業、自宅療養者見守り支援事業、高齢者施設への退院支援事業、感染拡大期における福祉サービス継続の支援、新型コロナウイルス感染症対応飲食事業者支援事業	

令和3年度9月補正予算

<概要>

「新型コロナウイルスワクチン接種への対応」や「検査体制の強化」、「市内飲食店の利用促進」等、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた迅速な対応が必要な事業や、国の当初認証に合わせた必要な事業を補正。また、追加提出分により、ワクチン接種の加速化や自宅療養者の重症化抑制に向けた取組について補正

<主な内容>

新型コロナウイルス感染症緊急対策補正	372 億 6,300 万円
新型コロナウイルスワクチン接種事業、検査体制強化事業、外来受診体制等強化事業、クラスター予防対策強化事業、重症・中等症患者等入院受入奨励事業、救急活動費、芸術文化支援事業、MICE 誘致・開催支援事業、市内飲食店等消費促進事業	
追加提出分（新型コロナウイルス感染症への対応）	5 億 6,500 万円
新型コロナウイルスワクチン接種事業、抗体カクテル療法等実施支援事業	

令和3年度12月補正予算

<概要>

新型コロナウイルス感染拡大の抑止に向けた3回目のワクチン接種が着実に進められるよう接種推進費を増額するとともに、自宅療養者への支援や保健所体制の強化など今後の第6波を見据えた対策、その他コロナ禍への対応にかかる事業費を補正。また、追加提出分により、国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月）を踏まえ、子育て世帯に対する給付金の支給や、生活困窮者自立支援金の申請要件緩和等にかかる補正を実施

<主な内容>

新型コロナウイルス感染症対策補正	127億9,600万円
新型コロナウイルスワクチン接種事業、自宅療養者見守り支援事業、年末年始における診療体制の強化、ゲノム解析の体制整備、保健所体制の強化、資源集団回収促進事業、地域公共交通事業者支援事業、修学旅行等支援事業、学校施設における感染症対策教育環境向上事業、学校給食物資補償事業等	
子育て世帯への臨時特別給付支給事業（追加提出分）	453億8,400万円
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業（追加提出分）	21億4,500万円

令和3年度2月補正予算

<概要>

新型コロナウイルスワクチンの小児接種及び高齢者接種の前倒しへの対応や住民税非課税世帯等に対する給付金など、感染症対策や経済活性化に係る事業費を補正

<主な内容>

感染症対策・経済活性化対策補正	662億1,800万円
<ul style="list-style-type: none"> ○感染症拡大防止策と医療提供体制の強化 新型コロナウイルスワクチン接種事業、新型コロナウイルス感染症対策事業、重症・中等症患者等入院受入奨励事業 ○景気回復に向けた経済対策と事業者の支援 保育士等の処遇改善、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業、生産活動拡大支援事業、市内産農畜産物の生産振興事業、カーボンニュートラルポート形成事業、金沢福浦地区遊歩道等復旧事業、公園整備事業、道路特別整備費、街路整備費、河川整備費、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業、まちの不燃化推進事業、新港歩行者デッキ整備事業、海岸保全施設整備事業、港湾整備費負担金、高速鉄道事業会計繰出金、社会保障・税番号制度推進事業、戸籍住民登録事務費、急傾斜地崩壊対策事業等 ○市民サービスを支える施設等の運営支援 指定管理施設運営支援事業、横浜産貿ホール運営支援事業、初期救急医療対策事業、公園等維持管理事業、横浜市立動物園管理運営事業等 	

令和4年度予算（感染症対策の更なる強化）

<概要>

「感染・医療対策と経済再生の両立」を基本に、再びの感染拡大に対する万全な備えをしつつ、経済活性化に向けた積極的な支援や、デジタル化等の環境整備を実施。特に、感染拡大防止に力を入

れ、ワクチンの3回目追加接種及び小児接種の実施などの対策を切れ目なく推進（新型コロナウイルス感染症対策関連 総額 2,041 億円）

<主な内容>

感染拡大防止と医療提供体制確保	427 億円
新型コロナウイルスワクチン接種、コールセンターの運営、検査体制の確保、 自宅療養者への支援、疫学調査チーム「Y-AEIT」運営、医療調整本部「Y-CERT」運営、救急活動 における感染防止対策	
横浜経済の活性化と市民生活の安全・安心	1,561 億円
中小企業等への支援、雇用機会の創出・就職支援、観光・MICE 支援、子ども・子育て支援、 子育て・福祉施設等のサービス提供体制確保、生活困窮者への自立支援	
With コロナ/After コロナ	52 億円
GIGA スクール構想の推進、学校における感染対策、行政のデジタル化	

令和4年度5月補正予算

<概要>

新型コロナウイルス感染拡大の抑止に向けた4回目のワクチン接種等が着実に進められるよう接種推進費を増額するとともに、経済状況の変化に対応した横浜経済への緊急的な支援策にかかる事業費を補正

<主な内容>

新型コロナウイルスワクチン接種事業	101 億円
横浜経済の再生に向けた支援	10 億 9,300 万円
小規模事業者等省エネ・デジタル化支援事業、信用保証料助成等事業、商店街集客力促進事業、 レシートを活用した市内飲食店利用促進事業	

令和4年度6月補正予算

<概要>

国制度に基づく生活困窮者への支援を実施するとともに、原油価格・物価高騰を踏まえた経済支援の実施や、ウクライナ支援にかかる事業費を補正

<主な内容>

国制度に基づく給付の速やかな実施	59 億 9,700 万円
低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業、 住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業、 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業	
原油価格・物価高騰を踏まえた経済支援の実施	52 億円
レシートを活用した市民・事業者支援事業 等	

令和4年度9月補正予算

<概要>

原油価格・物価高騰対策の実施や、新型コロナウイルス感染症への対応、横浜経済の活性化に向けた支援策、DXの推進などの将来を見据えた施策の展開のほか、国の当初認証等に合わせた必要な事業費を補正

<主な内容>

原油価格・物価高騰対策	63億200万円
児童福祉施設等物価高騰対策支援事業、社会福祉施設等物価高騰対策支援事業 等	
新型コロナウイルス感染症対策	274億2,100万円
新型コロナウイルスワクチン接種事業、住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業、重症・中等症患者等入院受入奨励事業、保育・教育施設等に対する抗原検査事業、病児・病後児保育事業、救急搬送受入促進事業、修学旅行等支援事業、学校環境整備費 等	
横浜経済の活性化関連	20億5,200万円
レシートを活用した市民・事業者支援事業、市内観光復興支援事業、MICE誘致・開催支援事業 等	
DX推進など将来を見据えた施策の展開	19億2,600万円

令和4年度10月補正予算

<概要>

住民税非課税世帯等に対する給付金の給付に必要な補正を実施

<主な内容>

電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業	221億6,600万円
---------------------------	-------------

令和4年度11月補正予算

<概要>

原油価格・物価高騰に直面する市民や事業者を早期に支援するため、レシートを活用した市民・事業者支援事業に必要な補正を実施

<主な内容>

レシートを活用した市民・事業者支援事業	35億円
---------------------	------

令和4年度12月補正予算

<概要>

原油価格・物価高騰対策の実施や、新型コロナウイルス感染症への対応のほか、事業の執行状況を踏まえた補正を実施

<主な内容>

原油価格・物価高騰対策	14億2,000万円
子どもの貧困対策推進事業、信用保証料助成等事業 等	

新型コロナウイルス感染症対策	24 億 5,900 万円
陽性高齢者ショートステイ事業、自宅療養者への薬剤配送支援事業、高齢者施設等の従事者等に対する集中的検査実施事業、年末年始における診療体制の強化、介護サービス継続支援事業、児童福祉施設等における感染症拡大防止対策事業、救急指導費	

令和 4 年度 2 月補正予算

<概要>

国補正等に連動した対策の実施や、新型コロナウイルス感染症への対応のほか、事業の執行見込にあわせた整理補正等を実施

<主な内容>

新型コロナウイルス感染症対策	48 億 3,800 万円
新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業、新型コロナウイルス感染症対策事業、初期救急医療対策事業、救急医療センター運営事業	

令和 5 年度予算

<感染症対策に関する主な内容>

新型コロナウイルスワクチン接種事業、感染症対策に係る医療提供体制の確保、新型コロナウイルス感染症対応資金利子補給補助金事業、介護施設等の感染拡大防止及び継続運営に向けた支援、児童福祉施設等における感染拡大防止事業、学校施設及び教育行事における感染症対策の強化、感染症対応に伴う職員室業務アシスタント配置 等

Ⅲ-2-(3) 健康医療対策本部

ワクチン接種特別チーム

<主な業務>

- 接種計画の立案
- ワクチン接種の推進・加速化
- ワクチンパスポートの発行 ほか

<体制>

- リーダー 健康福祉局長（設立当初）
- 構成局等 健康福祉局、医療局、区 他

<活動>

ワクチン接種推進会議

新型コロナウイルスワクチン接種の迅速で円滑な実施のため、オール横浜のワクチン接種推進体制の構築に向けて、横浜市と市内医療関係団体の協議・情報共有を目的として開催

- 開催日
令和3年2月22日（月）
- 場所
横浜市役所 10 階 総務局危機管理室 本部会議室
- 出席者
 - (1) 横浜市
横浜市長、副市長、鶴見区長、危機管理室長、市民局長、医療局長、医療局病院経営本部長、消防局長、健康福祉局長、健康福祉局保健所長
 - (2) 市内医療関係団体
(一社)横浜市医師会会長、(一社)横浜市歯科医師会会長、(一社)横浜市薬剤師会会長、(公社)横浜市病院協会会長、(公社)神奈川県看護協会会長
 - (3) 公立大学法人 横浜市立大学理事長
 - (4) 事務局（健康福祉局健康安全部健康安全課）

ワクチン接種コールセンター

令和3年3月に、ワクチン接種に関して市民からの問い合わせに応えるコールセンターを開設

- 開設期間：令和3年3月1日～
- 受付時間：9時～19時 土曜日、日曜日、祝・休日も実施（年末年始（12月29日～1月3日）は休止）
- 対応言語：当初4か国語に対応（日本語、英語、中国語、韓国語）
令和3年4月1日から8か国語に対応（ベトナム語、ネパール語、スペイン語、ポルトガル語を追加）

接種会場シミュレーション

高齢者向けワクチン接種を円滑に進めるため、集団接種会場及び高齢者施設接種会場におけるワクチン接種のシミュレーションを実施

- 集団接種会場
 - ・ 実施日：令和3年3月9日
 - ・ 実施場所：横浜市鶴見公会堂
 - ・ 参加者：医療従事者、地域住民の皆様、市職員 等
- 施設接種会場
 - ・ 実施日：①令和3年3月10日 ②令和3年3月15日
 - ・ 実施場所：①介護老人福祉施設 わかたけ青葉
②介護老人保健施設 都筑ハートフルステーション
 - ・ 参加者：施設職員、医療従事者、利用者、市職員 等

ワクチン配送管理センターの設置

新型コロナウイルスワクチンを、安全かつ適切に市内の医療機関や集団接種会場に配送するとともに、保管・管理・必要量の受付等を一括して行う「ワクチン管理配送センター」を令和3年4月から設置

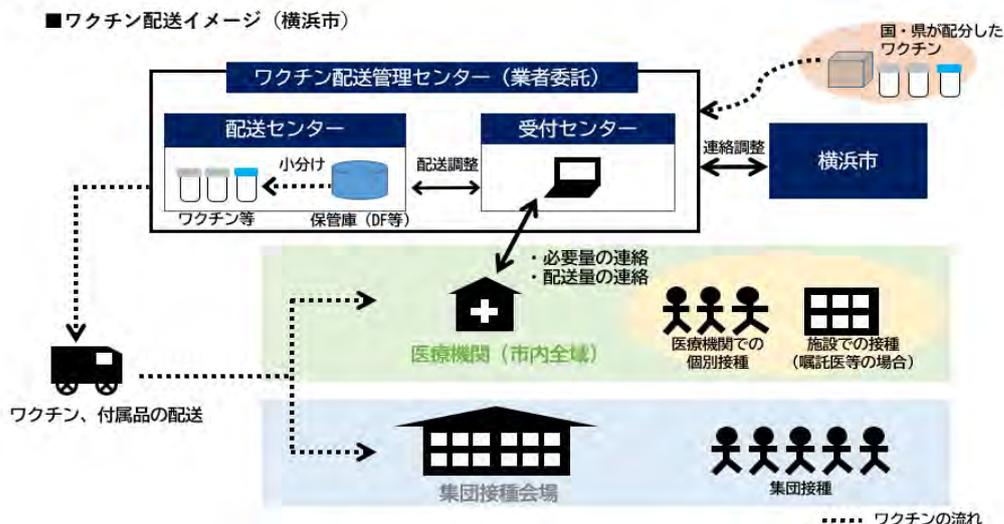
- ワクチン接種管理運営事業者名
ヤマトホールディングス株式会社
- 業務内容

<受付センター機能>

- ・ 医療機関等からのワクチン必要量の受付、配分量の連絡
- ・ 配送計画の策定

<配送センター機能>

- ・ 医薬品の流通に関する基準（GDP※）に則った、定期的なワクチンおよび付属品（針・シリンジ等）の配送
- ・ GDP（Good Distribution Practice）：医薬品の流過程での品質を保持することを目的としたガイドライン
- ・ 適切な温度管理によるワクチンの保管、付属品（針・シリンジ等）の管理



小児・乳幼児接種用コールセンター

令和4年3月7日から5歳～11歳の方に対して新型コロナウイルスワクチンの小児接種を開始することに伴い設置

- 受付開始：令和4年3月7日
- 受付時間：9時～18時（土曜・日曜・祝日を含む）
- 運営体制：小児接種に関してオペレーターが案内するとともに、必要に応じて医師等が相談対応。令和4年11月10日からは、乳幼児接種に関する問合せや相談も受付

AI ロボットを活用した新型コロナワクチンの電話問い合わせ対応の実証実験

横浜市と株式会社 TACT（株式会社 USEN-NEXT HOLDINGS のグループ会社）による、新型コロナワクチン接種業務において、AI ロボットの音声技術を活用した電話問合せ対応（自動音声ガイダンス）の共同実証実験を実施

LGWAN に接続した自動音声ガイダンスを基礎自治体で導入するのは全国初の取組

- 実験期間：令和4年7月22日～9月30日 9時～19時（土曜・日曜・祝日を含む毎日）
- 対応する問合せ：空きのある接種場所のご案内、接種券の発送時期のご案内

個別通知の発送

■ 送付書類

接種券、予診票、接種のご案内、接種場所一覧（12歳以上の3～6回目接種）、ワクチン説明書、効果と副反応（生後6か月～4歳用、5～11歳用）

令和3年

- 発送スケジュール

≪ 1・2回目接種 ≫

発送日	対象者
令和3年4月23日	80歳以上
令和3年4月30日	75～79歳
令和3年5月10日	70～74歳
令和3年5月17日	65～69歳
令和3年6月23日	60～64歳

発送日	対象者
令和3年6月30日	50～59歳
令和3年7月7日	40～49歳
令和3年7月13日	30～39歳
令和3年7月19日	20～29歳
令和3年7月26日	12～19歳※

※ 発送日以降、12歳に達した方には、順次発送（令和4年2月末まで）

≪ 3回目接種 ≫

発送日	対象者
令和3年11月22日	令和3年12月に接種可能な者
令和3年12月20日	令和4年1月に接種可能な者

令和4年

○ 3回目接種（12歳以上）＜オミクロン株対応ワクチン含む＞

厚生労働省事務連絡（令和3年12月17日付・令和4年1月13日付）に基づき、接種間隔が8か月から6か月に短縮されたことに伴い、65歳以上の高齢者については令和4年1月以降、18歳～64歳の方については令和4年2月下旬以降、個別通知を順次発送。厚生労働省事務連絡（令和4年3月25日付）に基づき、対象年齢が18歳以上から12歳以上に引き下げられたことに伴い、令和4年3月末から12歳～17歳の方にも個別通知を順次発送。

その後、厚生労働省事務連絡（令和4年5月25日）に基づき、接種間隔が5か月に短縮されたことへの対応として、令和4年5月下旬より、発送スケジュールを前回接種から5か月経過の3週間前に短縮。また、厚生労働省事務連絡（令和4年10月20日付）に基づき、オミクロン株対応ワクチンを含め、ファイザー社・モデルナ社のワクチンの接種間隔が3か月に短縮されたことへの対応として、令和4年10月中旬より順次発送の前倒しを実施。令和4年10月末以降は前回接種から3か月経過の3週間前を目安に発送（3回目接種分）。

○ 4回目接種（12歳以上）＜オミクロン株対応ワクチン含む＞

厚生労働省事務連絡（令和4年4月28日付・5月10日付）に基づき、18～59歳の基礎疾患を有する方等及び60歳以上の方を対象に4回目接種を実施することに伴い、5月20日以降3回目を接種した18歳以上の全ての方へ個別通知を順次発送開始。発送スケジュールは前回接種から5か月経過の3週間前。また、厚生労働省事務連絡（令和4年9月2日付）においてオミクロン株対応ワクチンの接種対象年齢が12歳以上とされたことに基づき、令和4年10月上旬から12～17歳の方にも個別通知を順次発送。

その後、厚生労働省事務連絡（令和4年10月20日付）に基づき、オミクロン株対応ワクチンを含め、ファイザー社・モデルナ社のワクチンの接種間隔が3か月に短縮されたことへの対応として、令和4年10月中旬より順次発送の前倒しを実施。令和4年10月末以降は前回接種から3か月経過の3週間前を目安に発送（4回目接種分）。

○ 5回目接種（12歳以上）＜オミクロン株対応ワクチン含む＞

厚生労働省事務連絡（令和4年7月22日付・8月8日付・9月2日付・9月14日付）に基づき、従来のワクチンを2回以上接種した12歳以上の全ての方を対象として、オミクロン株対応ワクチン接種を実施。10月3日以降、4回目に従来ワクチンを接種後、5か月以上が経過した方に5回目接種用の個別通知を順次発送。

その後、厚生労働省事務連絡（令和4年10月20日付）に基づき、オミクロン株対応ワクチンの接種間隔が3か月に短縮されたことへの対応として、令和4年10月中旬から順次発送の前倒しを実施。令和4年10月末以降は前回接種から3か月経過の3週間前を目安に発送（5回目接種分）。

○ 小児接種（5～11歳）

令和4年1月21日にファイザー社のワクチンが特例承認されたことに伴い、厚生労働省事務連絡（令和4年1月27日付）に基づき、令和4年3月4日に、5～11歳の方に個別通知（1・2回目接種用）を発送。それ以降は毎月末に、翌月に新たに5歳に達する方に対し個別通知（1・2回目接種用）を順次発送（令和4年10月末まで）。

厚生労働省事務連絡（令和4年9月6日付）に基づき、9月14日以降、2回目接種後、5か月経過の3週間前を目安に、個別通知（3回目接種用）を順次発送。

○ **乳幼児接種（生後6か月～4歳）**

厚生労働省事務連絡（令和4年9月2日付）に基づき、令和4年11月9日に生後6か月～4歳の方に個別通知（1・2・3回目接種用）を発送。それ以降は毎月、新たに生後6か月に達する方に対し個別通知（1・2・3回目接種用）を順次発送。

○ **接種勧奨はがき・個別はがき**

令和4年8月上旬に、3回目未接種の12～49歳の方へ接種勧奨はがきを発送（約50万通）。令和4年10月上旬～中旬に、個別通知（3回目または4回目接種用）を発送済であって、未接種の方に対し、予約方法や接種券を紛失した際の手続き等を記載した個別はがき（接種券番号入り）を3回に分けて発送し、オミクロン株対応ワクチン接種の開始を通知（約177万通）。

令和5年

○ **小児（5～11歳）へのオミクロン株対応ワクチン接種**

厚生労働省による省令改正（令和5年3月8日付）に基づき、令和5年3月20日以降、個別通知（4回目接種用）を順次発送（前回接種から3か月经過の約3週間前を目安に発送）。また、個別通知（3回目接種用）については、接種間隔が前回接種の5か月後から3か月後に短縮されたことを受け、前倒しを実施。令和5年3月20日以降は前回接種から3か月经過の3週間前を目安に発送。

○ **令和5年春開始接種**

厚生労働省事務連絡（令和5年3月7日付）に基づき、12歳以上の「オミクロン株対応ワクチンを1回接種済の方」または「令和4年11月8日以降に武田社ワクチン（ノババックス）を接種済の方」を対象に、令和5年4月24日以降、個別通知（4、5または6回目接種用）を順次発送（接種可能日の約3週間前を目安に発送）。また、令和5年5月29日以降、小児（5～11歳）の個別通知（5回目接種用）を順次発送。

ワクチン接種体制

令和3年

○ 集団接種

≪1・2回目接種≫

- ・接種期間：令和3年5月17日～令和3年12月11日
- ・接種会場：公会堂、スポーツセンター、民間施設 等 計最大33箇所（延べ40箇所）
- ・使用ワクチン：ファイザー
- ・会場応援：2,583名
- ・予約方法：市の予約専用サイト（Web）、LINE、予約センター（電話）、FAX（聴覚障害がある方）
- ・予約開始日：令和3年5月3日

○ 個別接種

≪1・2回目接種≫

- ・接種期間：令和3年5月24日～
- ・接種会場：市内の病院・診療所 計1,600箇所（うち、市予約専用サイト等から予約できる医療機関：約50か所）
- ・使用ワクチン：ファイザー
- ・予約方法：市の予約専用サイト（Web）、LINE、予約センター（電話）
- ・予約開始日：令和3年5月17日
- ・接種体制確保のため、接種費用と国支援策の他に市独自の協力金事業を開始（令和5年春開始接種まで継続）

≪3回目接種≫※医療従事者向け接種に限る

- ・接種期間：令和3年12月1日～
- ・接種会場：市内の病院・診療所 約470箇所
- ・使用ワクチン：ファイザー
- ・予約方法：市の予約専用サイト（Web）、LINE、予約センター（電話）

○ 施設接種

≪1・2回目接種≫

- ・接種期間：令和3年4月12日～
- ・接種会場：高齢者施設等 約1,000箇所
- ・使用ワクチン：ファイザー

≪3回目接種≫

- ・接種期間：令和3年12月10日～
- ・接種会場：高齢者施設等 約1,000箇所
- ・使用ワクチン：ファイザー

○ 大規模接種

≪1・2回目接種≫

- ・接種期間：令和3年6月6日～令和3年12月5日
- ・接種会場：横浜ハンマーヘッド「CIQホール」
- ・使用ワクチン：モデルナ
- ・スタッフ数：約290名（医師12名、看護師36名、薬剤師14名、市職員12名、業務委託216名）

- ・予約方法：市の予約専用サイト（Web）、LINE、予約センター（電話）、FAX（聴覚障害がある方）
- ・予約開始日：令和3年5月31日

○ 若者向け接種

≪1・2回目接種≫

- ・接種期間：令和3年10月2日～令和3年11月12日
- ・接種会場：関内中央ビル
- ・使用ワクチン：ファイザー
- ・スタッフ数：医師5名、看護師17名、市職員6名、業務委託31名（一日当たり）
- ・予約方法：市の予約専用サイト（Web）、LINE、予約センター（電話）、FAX（聴覚障害がある方）
- ・予約開始日：令和3年9月28日

○ 深夜・早朝接種

≪1・2回目接種≫

- ・接種期間：令和3年10月1日～令和3年11月6日
- ・接種会場：横浜市立大学附属市民総合医療センター「エントランスホール」
- ・使用ワクチン：ファイザー
- ・スタッフ数：医師計延べ24名、看護師計延べ48名、薬剤師延べ24名、市職員計60名、業務委託延べ132名（一日あたり医師2名、看護師4名、薬剤師2名、職員5名、業務委託11名）
- ・予約方法：市の予約専用サイト（Web）、LINE、予約センター（電話）、FAX（聴覚障害がある方）
- ・予約開始日：令和3年9月28日

令和4年

従来株対応ワクチン接種

※ 4回目の対象者：60歳以上の方、18歳以上59歳以下で①基礎疾患を有する方②その他重症化リスクが高いと医師が認める方

○ 個別接種（3・4回目）

- ・会場：医療機関約2,000か所（うち、市予約専用サイト等から予約できる医療機関：約900か所）
- ・使用ワクチン：ファイザー、モデルナ

○ 施設接種（4回目）

- ・接種期間：令和4年5月25日～
- ・接種会場：高齢者施設等 約1,000箇所
- ・使用ワクチン：ファイザー、モデルナ

○ 集団接種 15会場（3・4回目接種）

- ・使用ワクチン：モデルナ※

		会場名	開設期間	主な職員応援担当区局
大規模	1	みなとみらい会場(横浜ハンマーヘッド「CIQホール」)	2月11日～8月28日	資源循環局、水道局、交通局
	2	保土ヶ谷会場(横浜ビジネスパーク横浜ラーニングセンター)	2月16日～8月20日	総務局、デジタル統括本部、消防局、健康福祉局
臨時	1	関内第2会場(関内中央ビル9階)	2月15日～5月20日	教育委員会事務局、監査事務局、健康福祉局、環境創造局
	2	桜木町・馬車道会場(横浜ワールドポーターズ6階)	2月22日～4月3日	環境創造局、温暖化対策統括本部、会計室、健康福祉局

III 活動内容

III-2 チーム・部会の活動

III-2-(3) 健康医療対策本部

ワクチン接種特別チーム

	3	WeWork みなとみらい会場 ※ソフトバンクグループ協力	4月22日～5月29日 (金土日)	政策局、総務局、財政局
方面別	1	鶴見会場 (TG 鶴見ビル7階)	3月3日～8月27日	鶴見区、神奈川区、建築局、都市整備局
	2	横浜駅西口会場 (横浜天理ビル14階)	3月3日～9月24日	西区、保土ヶ谷区、総務局、デジタル統括本部、国際局、健康福祉局
	3	関内会場 (関内中央ビル10階) ※6月以降は関内中央ビル9階	3月3日～8月27日	中区、南区、こども青少年局、教育委員会事務局
	4	希望ヶ丘会場 (第2山荘ビル)	3月3日～8月27日	旭区、瀬谷区、経済局、環境創造局、温暖化対策統括本部
	5	磯子会場 (貴賓館)	3月3日～6月25日	磯子区、港南区、道路局、会計室、監査事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局
	6	並木中央会場 (ピアレヨコハマ新館2階)	3月3日～9月24日	金沢区、栄区、磯子区、市民局、文化観光局
	7	日吉会場 (慶應義塾日吉キャンパス協生館2階)	3月3日～8月27日	港北区、政策局、財政局、道路局
	8	センター南会場 (パインクリエイトビル3階)	3月3日～9月24日	緑区、青葉区、都筑区、港湾局、こども青少年局
	9	戸塚会場 (八光ビル2階)	3月3日～8月27日	戸塚区、泉区、資源循環局、議会局
	10	本郷台会場 (旧本郷地区センター)	7月7日～8月27日	栄区、港南局、道路局、会計室、監査事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局

※ 関内第2会場は、4月20日～5月20日の期間は若年層を接種対象とし、使用ワクチンをファイザーに変更。WeWork みなとみらい会場の使用ワクチンはファイザー

○ 教職員・児童福祉施設等職員の優先接種 (3回目)

- ・対象者：市内在住で3回目接種を希望する横浜市立学校職員及び市内の保育所をはじめとする児童福祉施設等の職員 (DeNA は市外在住者も対象)
- ・会場：集団接種会場2か所 (保土ヶ谷会場・関内第2会場)
DeNA 職域接種会場 (横浜花咲ビル3階)
- ・接種期間：令和4年2月16日～ (関内第2会場)
令和4年2月16日～3月16日 (保土ヶ谷会場)
令和4年3月5日、3月12日ほか、全6日間 (DeNA 職域接種会場)

○ 接種券なし接種 (3回目接種)

- ・会場：集団接種会場 (4か所)
みなとみらい会場 (令和4年2月25日～3月15日 (水曜日除く))
桜木町・馬車道会場 (令和4年2月25日～3月16日 (月曜日除く))
保土ヶ谷会場 (令和4年3月1日～3月16日 (月曜日除く))
関内第2会場 (令和4年3月1日～3月16日 (月曜日除く))
- ・使用ワクチン：モデルナ

○ 接種勸奨はがきによる接種 (3回目接種)

- ・会場：集団接種会場 ・実施期間：令和4年8月3日～9月24日
- ・使用ワクチン：モデルナ

○ 団体接種 (3回目接種)

- ・対象者：市内の企業・大学等の従業員・学生及びその家族
- ・会場：集団接種会場
- ・実施期間：令和4年4月21日～9月24日

・使用ワクチン：モデルナ・ファイザー

○ **早朝・深夜接種（3回目接種）**

- ・会場：横浜市立大学附属市民総合医療センター
- ・接種期間：令和4年3月18日～5月28日に9日間 22：00～翌7：00
- ・使用ワクチン：モデルナ

○ **市民向け職域接種（3回目接種）**

《楽天グループ株式会社》

- ・対象者：3回目接種を希望する横浜市民で、3回目接種の接種券が届いている方
- ・会場：楽天クリムゾンハウス
- ・接種期間：令和4年3月7日～6月25日 ・使用ワクチン：モデルナ

《株式会社ディー・エヌ・エー（DeNA）》

- ・対象者：2回目接種後、追加接種予定日に6か月経過した横浜市民（18歳以上）
- ・会場：横浜花咲ビル 3階
- ・接種期間：令和4年3月19日・26日・27日・30日、4月16日
- ・使用ワクチン：モデルナ

《株式会社メディカルピュア湘南》

- ・対象者：3回目接種を希望する横浜市民で、3回目接種の接種券が届いている方
- ・会場：湘南健診クリニック ココットさくら館
- ・接種期間：令和4年3月18日～5月31日（祝休日は除く）
- ・使用ワクチン：モデルナ

○ **武田社ワクチン（ノババックス）接種（1～5回目接種）**

- ・対象者：初回接種（1・2回目）または追加接種を希望する満18歳以上の横浜市民（その後、1・2回目接種は12歳以上に引き下げ）
 - ・会場：①神奈川県予防医学協会、②公益社団法人日本海員掖済会横浜掖済会病院
③医療法人社団神樹会新横浜かとうクリニック
 - ・接種期間：①令和4年6月3日～
②・③令和4年7月11日～
- ※4・5回目は11月8日から実施可能（国の省令改正により）

○ **小児接種（1・2・3回目）**

- ・対象者：5歳以上11歳以下の方 ・会場：小児科を中心とした個別医療機関（約300医療機関）
- ・接種期間：初回接種（1・2回目） 令和4年3月7日～
追加接種（3回目） 令和4年9月16日～

○ **乳幼児接種（1・2・3回目）**

- ・対象者：生後6か月以上4歳以下の方 ・会場：小児科を中心とした個別医療機関（約150医療機関）
- ・接種期間：令和4年11月11日～

○ **1・2回目接種**

- ・会場：市内医療機関10か所

会場名
横浜勤労者福祉協会汐田総合病院
医療法人Myクリニック Myクリニックあきら医院
医療法人Myクリニック Myクリニック神戸医院
医療法人社団宏和会 横浜こどもクリニック

III 活動内容

III-2 チーム・部会の活動

III-2-(3) 健康医療対策本部

ワクチン接種特別チーム

医療法人社団豊葉会	本牧ペイサイドクリニック
医療法人社団愛友会	金沢文庫病院
医療法人社団三雄会	かとうクリニック
医療法人社団やまびこ	新横浜整形外科リウマチ科
医療法人社団	鴨居病院
医療法人社団	TOWA 長津田ファミリークリニック

オミクロン株対応ワクチン接種(3・4・5回目) ※令和4年秋開始接種

※ 対象：従来株ワクチンを2回以上接種した12歳以上全ての方（ファイザー社ワクチン：12歳以上、モデルナ社ワクチン：12歳以上）

○ 施設接種

- ・接種期間：令和4年9月20日～
- ・会場：高齢者施設等 約1,000箇所
- ・使用ワクチン：ファイザー、モデルナ

○ 個別接種

- ・接種期間：令和4年9月26日～
- ・会場：市内医療機関 約2,000か所
- ・使用ワクチン：ファイザー、モデルナ

○ 集団接種

- ・使用ワクチン：ファイザー
- ・会場：10か所

会場名	開設期間	職員応援担当区局
みなとみらい会場(横浜ハンマヘッド1階CIQホール)	10月7日～12月28日	資源循環局、水道局、交通局
センター南会場(バインクリエイティブビル3階)	10月7日 ～令和5年2月25日	緑区、青葉区、都筑区、港湾局、道路局、こども青少年局、消防局、人事委員会事務局
並木中央会場(ピアレヨコハマ新館2階)	10月7日～ 令和5年1月28日	港南区、磯子区、金沢区、財政局、市民局、文化観光局、健康福祉局
鶴見会場(TG鶴見ビル7階)	10月11日～ 令和5年1月28日	鶴見区、神奈川区、港北区、建築局、都市整備局、教育委員会事務局
希望ヶ丘会場(第2山庄ビル)	10月11日～ 令和5年1月28日	保土ヶ谷区、旭区、瀬谷区、政策局、経済局、環境創造局、温暖化対策統括本部
戸塚会場(八悦ビル2階)	10月11日～ 令和5年2月25日	戸塚区、泉区、栄区、資源循環局、監査事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、会計室、議会局
横浜駅西口会場(横浜天理ビル14階)	10月18日～ 令和5年2月25日	西区、中区、南区、総務局、デジタル統括本部、健康福祉局、経済局、教育委員会事務局
TKPみなとみらい駅前会場(MMパークビル5階)	11月1日～ 令和5年1月28日	総務局、デジタル統括本部、健康福祉局、消防局
桜木町・馬車道会場(横浜ワールドポーターズ6階)	11月9日～ 令和5年1月22日	政策局、財政局、市民局、議会局、監査事務局
ローズホール横浜駅会場(タカシマヤローズホール1階)	11月16日～ 令和5年1月13日	西区、中区、南区、都市整備局、道路局、会計室、選挙管理委員会事務局

○ 接種勧奨はがきによる接種

- ・会場：集団接種会場 ・実施期間：令和4年10月7日～令和5年2月25日
- ・使用ワクチン：ファイザー

○ 予約なし接種

- ・会場：集団接種会場
 - TKPみなとみらい駅前会場（令和4年12月6日～1月28日）
 - みなとみらい会場（令和4年12月20日～12月23日）
 - 並木中央会場（令和5年1月10日～1月28日）
 - 希望ヶ丘会場（令和5年1月10日～1月28日）
 - 桜木町・馬車道会場（令和5年1月12日～1月22日）
 - 戸塚会場（令和5年1月20日～2月25日）
 - 鶴見会場（令和5年1月21日他）
 - センター南会場（令和5年2月10日～2月25日）
- ・使用ワクチン：ファイザー

○ 団体接種

- ・対象者：市内の企業・大学等の従業員・学生等
- ・会場：集団接種会場
- ・実施期間：令和4年10月14日～令和5年2月25日 ・使用ワクチン：ファイザー

○ 市民向け職域接種

《楽天グループ株式会社》

- ・対象者：2回接種済みで、横浜市が発送した接種券をお持ちの18歳以上の方
- ・会場：楽天クリムゾンハウス
- ・接種期間：令和4年11月21日～12月23日 ・使用ワクチン：モデルナ

《株式会社メディカルピュア湘南》

- ・対象者：2回接種済みで、横浜市が発送した接種券をお持ちの18歳以上の方
- ・会場：湘南健診クリニック ココットさくら館
- ・接種期間：令和4年11月1日～ ・使用ワクチン：モデルナ

令和5年

○ 令和4年秋開始接種（令和4年より継続）

《12歳以上》

- ・対象者：従来株ワクチンを2回以上接種した12歳以上全ての方
- ・接種期間：～令和5年5月7日
- ・会場：市内医療機関（個別接種）、集団接種会場（令和5年2月25日で終了）
- ・使用ワクチン：オミクロン株対応2価ワクチン（ファイザー社、モデルナ社）
武田社ワクチン（ノババックス・1価）

《小児（5～11歳）》

- ・対象者：初回接種が完了している方
- ・接種期間：令和5年3月20日～9月19日※接種開始からの期間が短いため、延長
- ・会場：主に小児へのワクチン接種に精通した小児科（個別接種） 約300か所
- ・使用ワクチン：オミクロン株対応2価ワクチン（ファイザー社の小児用ワクチン）

○ 令和5年春開始接種

《12歳以上》

- ・対象者：初回接種が完了している方のうち、高齢者（65歳以上）、基礎疾患を有する方（5～64歳）等、医療従事者・介護施設従事者等
- ・接種期間：令和5年5月8日～9月19日
- ・会場：市内医療機関（個別接種） 約2,000か所

- ・使用ワクチン：オミクロン株対応2価ワクチン（ファイザー社、モデルナ社）
武田社ワクチン（ノババックス・1価）

《小児（5～11歳）》

- ・対象者：初回接種が完了した基礎疾患等がある方
- ・令和5年5月8日～9月19日
- ・会場：主に小児へのワクチン接種に精通した小児科（個別接種） 約300か所
- ・使用ワクチン：オミクロン株対応2価ワクチン（ファイザー社の小児用ワクチン）

○ 乳幼児接種（生後6か月～4歳）

- ・接種期間：～令和6年3月31日
- ・会場：主に小児へのワクチン接種に精通した小児科（個別接種） 約150か所
- ・使用ワクチン：ファイザー社の乳幼児用ワクチン

○ 初回接種（1・2回目接種）

《12歳以上》

- ・接種期間：～令和6年3月31日
- ・会場：市内医療機関10か所（令和4年と同様）
- ・使用ワクチン：従来型ワクチン（ファイザー社、武田社ワクチン（ノババックス））

《小児（5～11歳）》

- ・接種期間：～令和6年3月31日
- ・会場：主に小児へのワクチン接種に精通した小児科（個別接種） 約300か所
- ・使用ワクチン：従来型ワクチン（ファイザー社の小児用ワクチン）

※ 市独自の協力金事業を終了（令和3年度開始）

予約支援体制

○ 市の予約システム

- ・予約専用サイト
- ・市公式LINE
- ・予約センター（電話）
- ・FAX（聴覚障害のある方）
- ・接種場所・予約の空き状況検索機能（公開：令和4年2月）

○ 区役所での予約代行

- 対象：インターネットでの予約が困難な方
受付期間：令和4年1月31日～
受付日・時間：平日 午前9時～午後5時
受付場所：18区役所（最大90名体制）

○ 郵便局での予約代行

- 対象：インターネットでの予約が困難な方
受付期間：令和4年2月7日～3月31日、5月26日～8月31日、10月3日～令和5年1月31日、令和5年4月26日～7月31日
受付日・時間：平日 午前9時～午後5時
受付場所：市内郵便局（一部を除く）302か所

○ 携帯ショップでのインターネット予約のお手伝い

- 対象 : スマートフォン等をお持ちの方
 受付期間 : 令和4年2月1日～
 受付日・時間 : 店舗による
 受付ショップ : ドコモショップ/d garden au Style/au ショップ
 ソフトバンクショップ ワイモバイルショップ
 楽天モバイルショップ

接種証明書（ワクチンパスポート）の発行

- 令和3年7月26日 郵送申請受付開始
- 令和4年11月22日 電子申請受付開始

≪発行数≫

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 ※4月末時点	合計
海外・国内兼用接種証明書	8,604	51,995	2,593	63,192
日本国内専用接種証明書	1,196	3,768	197	5,161

ワクチン広報

令和3年

- 「ワクチン NEWS」の発行（ワクチン接種の最新情報を掲載：全12回）
 - ・区役所、各種公共施設、郵便局等で配架
- 「広報よこはま特別号」等、全世帯向け広報紙の発行（全2回）
 - ・新聞折り込みや「広報よこはま」との同梱により各世帯へ配布
- 動画制作（接種勧奨や接種情報掲載：全6種）
 - ・デジタル広告（Yahoo!ディスプレイ、X（旧Twitter）、YouTube等）による配信
 - ・交通広告（横浜駅・桜木町駅等の主要駅、市営地下鉄・相鉄線等の車内）で放映
 - ・市庁舎、区役所、各種公共施設で放映
- バナーフラッグ作成（接種勧奨）
 - ・横浜駅で掲示
- ポスター制作（接種勧奨や接種情報掲載：全3種）
 - ・区役所、横浜駅等市内主要駅、市営地下鉄・相鉄線等の車内で掲示
- リーフレット作成（小児接種の情報提供）
 - ・区役所・図書館・医療機関等で配架、こども青少年局関連施設へ電子版配信
- チラシ作成（若者向け接種センターの案内）
 - ・市内大学で配架

令和4年

- 「ワクチン NEWS」発行（全7回）
 - ・3年度掲載場所に加え、スポーツセンターで配架
 - ・感染拡大を受け、若年層向けにデジタル広告で配信
- 地域情報誌（タウンニュース）へ記事掲載（全8回）
- 動画制作（全5種）

- ・ 3年度掲載場所に加え、新たに映画館、TVer 広告等で放映
- ポスター制作（全10種）
- ・ 3年度掲載場所に加え、新たに医療機関、公衆浴場等で掲示
- リーフレット作成（乳幼児接種の情報提供）
- ・ 区役所・図書館・医療機関等で配架、こども青少年局関連施設へ電子版配信
- チラシ作成（小児接種勧奨）
- ・ 市内小学校、医療機関で配架

令和5年

※ 令和5年5月7日時点

- 「ワクチンNEWS」発行（全1回）
- 動画制作（全1種）
- ポスター制作（全1種）

令和3・4・5年共通

市の媒体を活用した広報

- 「広報よこはま」への記事掲載（毎月）
- 新型コロナワクチン特設ページ（市ウェブサイト）の構築、更新（随時）
- SNS（X（旧Twitter）、LINE）による最新情報の配信（随時）
- 本市テレビ、ラジオによる情報提供（適宜）
 - ・ tvk「ハマナビ」
 - ・ FMヨコハマ「YOKOHAMA My Choice!（ヨコハマ マイ チョイス）」
 - ・ インターFM「PUBLIC SERVICE ANNOUNCEMENT」

感染症対策チーム

<主な業務>

- 感染防止指導
- 検査・調査
- 重症化予防
- 健康観察
- 療養者対策
- クラスター対策
- 水際対策 ほか

<体制>

- 座長 医療局長
- 構成局等 医療局、健康福祉局、環境創造局、港湾局、区 他

<活動>

感染症コールセンター

【令和2年2月10日～】

- 国内外での新型コロナウイルス感染症患者の増加に伴い、横浜市に寄せられる市民からの相談件数が増加した。医療機関等からの相談や、市民の皆様からの幅広いご相談（感染予防方法や有症時の受診方法等）に対応し、感染拡大の防止及び市民の皆様の不安軽減を図るため、「新型コロナウイルス感染症コールセンター」を、新型コロナウイルス感染症の疑い症状について電話相談を受け、医療機関への受診を調整する「新型コロナウイルス感染症帰国者・接触者相談センター」をそれぞれ令和2年2月10日に開設した。
- 「新型コロナウイルス感染症コールセンター」
受付内容：感染症の特徴、予防方法、有症時の対応など、新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談
受付時間：午前9時から午後9時まで（土日、祝日含む）
- 「新型コロナウイルス感染症 帰国者・接触者相談センター」
受付内容：新型コロナウイルスの流行地域からの帰国者や新型コロナウイルス感染症患者との接触歴のある方等の受診調整
受付時間：午前9時から午後9時まで（土日、祝日含む）

【令和2年12月1日～】

- 新型コロナウイルス感染症の流行が続く中、発熱等、風邪の症状を訴える方の増加が見込まれるため、「新型コロナウイルス感染症コールセンター」と「新型コロナウイルス感染症帰国者・接触者相談センター」を統合し、令和2年12月1日新たに「横浜市新型コロナウイルス感染症コールセンター」を開設し、24時間体制とした。
受付内容：①感染症の特徴、予防方法、有症時の対応など、一般的な相談
②新型コロナウイルスの流行地域からの帰国者や新型コロナウイルス感染症患者との接触歴のある方等の受診調整

III 活動内容

III-2 チーム・部会の活動

III-2-(3) 健康医療対策本部

感染症対策チーム

③症状がある方等に検査を実施している医療機関を紹介（発熱・せき・のどの痛みいづれかがある場合、県の発熱等診療予約センターも案内）

受付時間：24時間対応（土日、祝日を含む）

- 当初は職員と派遣看護師での運用を行ったが、早急に業務委託による運営を開始した。事務オペレーターと看護師を配置し、市民、医療機関等からの相談に対応した。
- 主な相談内容は「医療機関紹介」が半数以上。その他、「療養証明」「陽性者の療養期間」「濃厚接触者」等に関する問合せが多かった。
- 市民が知りたい情報の提供の取組
 - ・感染者数の増減に合わせた電話回線数の拡大やオペレーターの計画的増員による応答率の維持
 - ・電話自動応答サービス（IVR）を導入し、用いて、自動音声で情報を得られる仕組みを構築
 - ・本市特設ページにおいてAIチャットボットを活用し検索性を向上
 - ・救急相談センター（#7119）とQAを共有するなど、外来対応医療機関の紹介を迅速化

【令和5年5月8日～（5類化以降）】

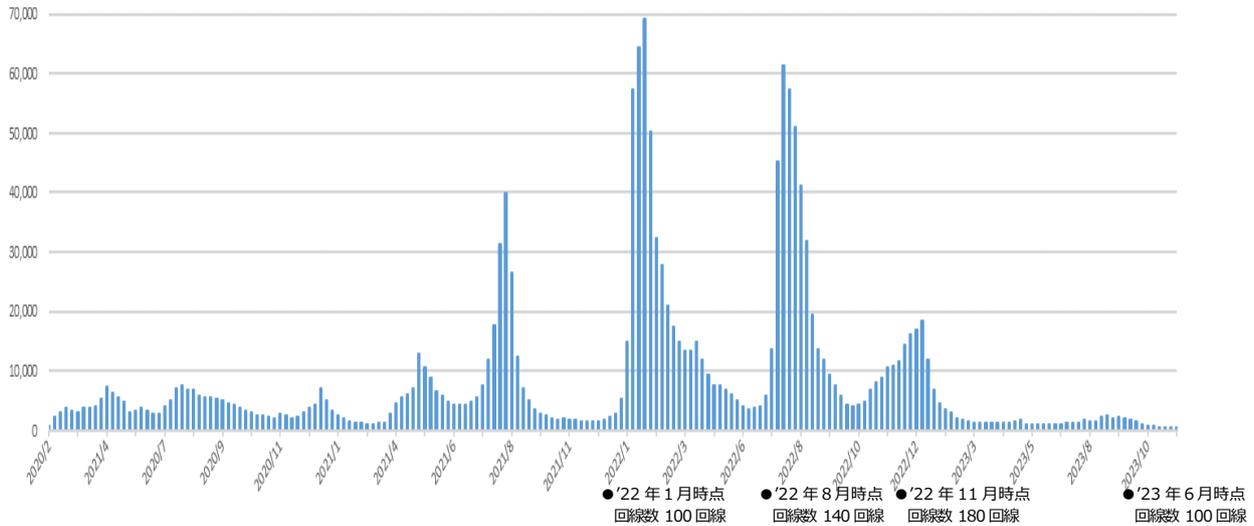
- 令和5年5月8日に5類へと移行したが、引き続き、24時間体制でコールセンターを運営。受付相談内容を、「発熱時等の受診相談」及び「陽性判明後の体調急変時の相談」へと変更
 - 5類化（令和5年5月）以降神奈川県陽性者相談窓口が終了したため、「陽性者の体調相談」等の相談が増加

【令和5年10月1日～】

- コールセンター運営時間を、8時～20時へと短縮
- 令和6年3月31日をもって、コールセンターの運営を終了

感染症コールセンターの相談件数等

感染症コールセンターの受電件数推移（週当たり）



'20年2月 感染症コールセンター 設置	'20年12月 統合・24時間化	'23年5月 5類化 関係者体調相談 への対応開始	'23年10月 運営時間短縮 (8:00~ 20:00)
'20年2月 帰国者・接触者相談センター 設置			

検体採取・検査体制

- 帰国者・接触者外来（最大設置数 14 病院）
 - ・帰国者・接触者外来支援事業を実施し、同外来の設置医療機関を支援したほか、ゴールデンウィーク中や年末年始も開設協力を依頼した。
 - ・市中の検査可能な医療機関の増や入国制限の大幅な緩和により、令和4年11月1日に休止

病院名	開設日
横浜市立大学附属病院	R2.2.10
聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	R2.2.12
横浜市立みなと赤十字病院	R2.2.17
昭和大学藤が丘病院	R2.2.20
済生会横浜市南部病院	R2.2.25
横浜労災病院	R2.2.25
横浜医療センター	R2.2.25
済生会横浜市東部病院	R2.3.9
昭和大学横浜市北部病院	R2.3.19
横浜栄共済病院	R2.3.30
一般財団法人神奈川県警友会けいゆう病院	R2.4.8
済生会神奈川県病院	R2.4.21
横浜南共済病院	R2.5.7
聖隷横浜病院	R2.9.1

○ 行政検査契約医療機関

契約医療機関数：延べ約 1,250 機関（令和 5 年 4 月時点）

○ 簡易検体採取所※（市医師会による検体採取の実施）

PCR検査を実施する市内医療機関が少なかったため、検査場所・検査回数の確保・増加を目的に、ドライブスルー方式の検査会場の設置が急務となり、市医師会と委託契約を締結・実施した（金沢区、瀬谷区からスタート）。初回検査（金沢区、瀬谷区）の実施に向けては、調整開始から3週間程度で区医師会との調整や実施場所の確保を行った。

他区についても調整が完了次第、随時開始した。

その後、市内医療機関での検査体制の拡充や抗原検査キットの自主検査等が一般的になり、検査希望者が減少したことに伴い、令和 4 年 7 月以降、休止した。

設置開始：令和 2 年 4 月下旬 ※令和 4 年 7 月から休止

設置回数・検査人数：12 か所、延べ 1,112 回設置 16,162 人(令和 4 年 6 月末時点)

○ 疫学調査チーム（通称：Y-AEIT（ワイエイト））による検体採取

「Yokohama Active Epidemiological Investigation Team（横浜積極的疫学調査チーム）」の略。第2波への備えとして、新型コロナウイルス感染症等の疫学調査チームとして横浜市健康福祉局健康安全課に設置。医師、保健師等で構成

活動概要：平時は医療機関や高齢者施設等に出向き予防対策の助言を行い、陽性者発生時は区と連携し立入調査を実施し、専門家の視点から感染拡大防止の取組を指導。

活動開始：令和 2 年 6 月

■ 活動実績（出動回数）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
R2年						2	17	49	64	45	92	90
R3年	92	54	37	49	77	57	110	270	119	32	8	17
R4年	196	104	26	7	18	10	29	12	1	2	6	2
R5年	1	0	1	0	0							

○ 行政検査体制

- ・横浜市衛生研究所による検査

令和 2 年 2 月当初から実施。令和 4 年 4 月には「次世代シーケンサー」を導入し、フルゲノム検査にも対応した。

検査実績：累計 16,630 件（うち、フルゲノム検査（4年度 390 件、5年度（11月時点） 257 件））

- ・民間検査会社等による検査

令和 2 年 4 月から民間検査会社への委託による検査を実施。

検査実績：累計 1,333,968 件

○ 接待を伴う飲食店の感染防止策の強化（令和 2 年 7 月）

首都圏において、接待を伴う飲食店に関連して感染拡大が見られることを踏まえ、要件を満たした「接待を伴う飲食店」（神奈川、西、中区）の従業員の PCR 検査を実施。

医療資器材の確保・配布

世界的に感染が拡大していく中、マスクやアルコール等の医療資器材の確保が困難となり、安定的な物資調達ルート確保や配布に関する考え方の整理、購入のための予算計上等、市全体で対応することが必要となった。

国が確保した個人用感染防護具（PPE）について都道府県を通じて必要な医療機関への優先配布を開始したが、需要に追い付かない状況だった。

令和2年の9月までは、市対策本部体制の「物資チーム」が物資の調達などを行い、10月以降は、各局での調達となった。

医療提供体制を維持するために、保健所として一定規模の医療資器材を購入。特に医療資器材が不足していた令和2年度下半期に保健所において購入した主な医療資器材は下表のとおり。

令和2年度年冬以降は徐々に供給体制も安定し、医療機関が医療資器材を確保できるようになり、保健所として大量に調達する必要がなくなった。

<令和2年度下半期 保健所で購入した主な医療資器材>

物品	個数
ニトリル手袋（各サイズ）	500万枚
サージカルマスク	200万枚
プラスチックガウン	61万枚
アイソレーションガウン	21万枚

抗原検査キットの確保・配布

令和4年7月の第7波以降において、お盆期間の施設の検査体制確保や医療機関のひっ迫回避のため抗原検査キットの需要が高まり、市中の抗原検査キットの不足が懸念される事態となった。その状況を防ぐため、本市として以下の取組を行った。

○抗原検査キット70万個配布事業

医療機関や高齢者施設及び障害者施設でのクラスターが多く発生していることを踏まえ、感染拡大防止のために、各施設の職員が必要時に速やかに検査を行えるよう、本市で購入した抗原検査キットを各施設（医療機関、高齢者施設、障害者施設、保護施設）職員向けに配布した。

○市民へのキット配布事業

医療機関を介し、重症化リスクの低い患者に検査キットを配布して自主検査を促すことで、医療機関のひっ迫緩和につなげた。

配布にあたっては、医療機関と卸事業者の間で発注・納品を行い、横浜市医師会を通じて市に報告を行うスキームとした。

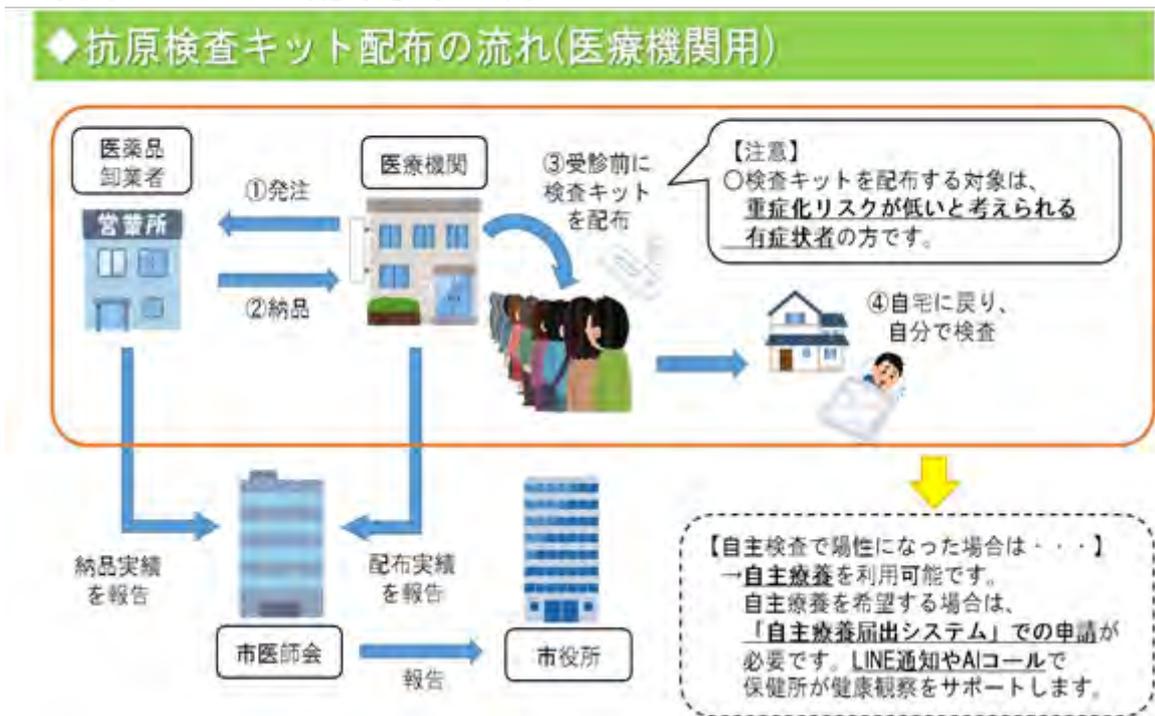
※医療機関を介した患者への配布は、国から配布されたキットも一部活用

○施設従事者への集中的検査事業

国から受領した抗原検査キットを活用し、高齢者施設、障害者施設、保護施設、保育所等こども関連施設、小学校及び特別支援学校の従事者について、12～2月の週2回（こども関連施設及び小学校等は週1回）抗原検査キットを用いた検査を実施した。

○上記事業以外にも、令和5年5月の5類移行後もお盆の時期と冬の感染拡大に備え、7月と11月に市保有の抗原検査キットを医療機関へ配布した。

市民へのキット配布事業の流れ



抗原検査キット配布実績

約581万個（内訳：約102万個【2022年夏】+約410万個【2022年冬～2022年度末】+約69万個【2023年度】）

○2022年夏 約102万個（70万個配布事業+市民へのキット配布事業）

医療機関 約35.8万個	福祉施設1回目 約47.5万個 （高齢者施設 約40万個 障害者施設 約7.1万個 保護施設等 約0.4万個）	福祉施設2回目 約18.7万個
-----------------	--	--------------------

○2022年冬～2022年度末 約410万個

2023年度配布 約69万個

障害&保護 106万個	保育 8万個	小学校 21万個	高齢 140万個	高齢&障害 2回目 31万個	高齢&障害 3回目 5万個	医療機関 12万個	区医師会 1回目 24万個	高齢&障害 4回目 41万個	区医師会 2回目 17万個	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> こども青少年局 1万個 病児保育室 (25施設) </div>										

アドバイザーボード

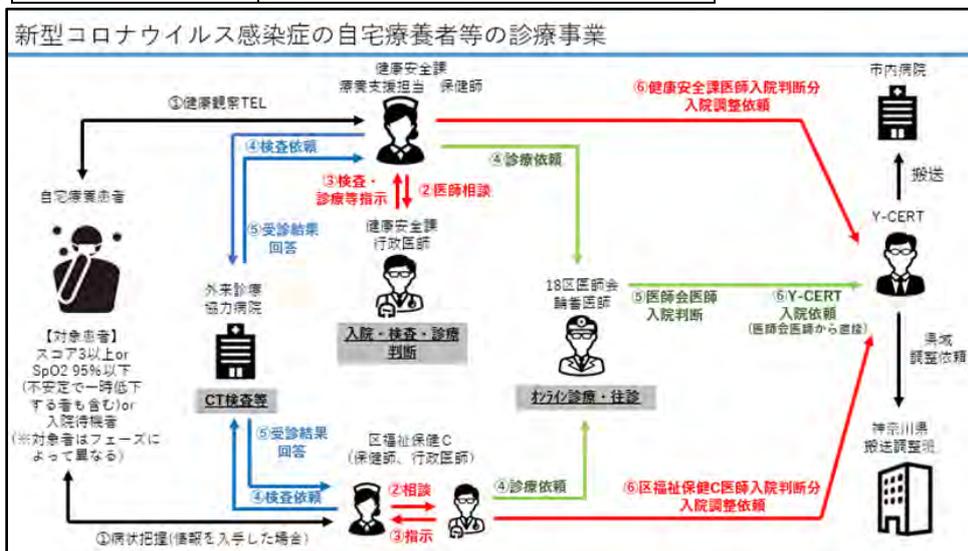
新型コロナウイルス感染症対策を検討するため横浜の地域医療を良く知る医療関係者を中心に、10名程度から幅広く意見を聴取するアドバイザーボードを計4回開催

自宅療養者支援体制

- 保健所の毎日の健康観察による患者の容態の把握
 - ※ 令和4年9月12日に発出された厚生労働省の事務連絡により、9月26日から医師による発生届の対象患者が限定されたことに伴い、保健所からの連絡は、発生届出対象者に限定
 - ・患者状況で健康観察に活用するパルスオキシメータが早急に必要な場合、保健所から配送
 - ・LINE・AIコールを活用した健康観察の実施
- 自宅療養者見守り支援事業
 - ・新型コロナ発生当初から、保健所による健康観察を行ってきたが、神奈川県が地域の医療資源の活用による訪問診療等を行う「地域療養の神奈川モデル」をスタート
 - ・本市においても横浜市医師会等と協議し、本市の実態に即した横浜版のモデルを構築
 - ・令和3年12月から令和4年3月にかけて、各区医師会、横浜市薬剤師会と協定を締結
 - ・保健所の健康観察で重症化のリスクを捉えた場合、地域の医師によるオンライン診療や往診を行い、必要により入院調整や横浜市薬剤師会による薬剤配送につなげた。
 - また、夜間・休日については、民間事業者への委託による往診を行う体制を整えた。
 - ・軽症の段階から医師によるオンライン診療につなげたり（都筑区）、訪問看護ステーションが参画したりすることで健康観察や医師の派遣を機動的に行う体制を整える（瀬谷区）など、区医師会と区役所とのコミュニケーションにより、区独自のプランが創出された。
 - ・協力病院においてCT撮影を行い、重症度を見極め必要な患者を入院につなげる仕組みを構築
- 市医師会・市薬剤師会と連携した高齢者施設に対する医療支援の強化（令和4年6月～）

<区医師会への依頼件数>

令和3年度	98件
令和4年度	114件
令和5年度	3件



18 区福祉保健センターの取組

積極的疫学調査や陽性者への健康観察、パルスオキシメータ配布、自宅療養の支援をはじめ、学校や社会福祉施設等でのクラスター発生時の調査・指導など、全 18 区役所が最前線に立って新型コロナウイルス対応を行った。

広報・啓発

【初期から第 5 波まで】

未知の感染症に対して市民の不安が広がり、混乱や誹謗中傷などがみられた。このため、3 密防止、新しい生活様式など、多くの市民の協力を得るための広報が必要となった。

- 市ウェブサイト上に新型コロナウイルス感染症特設サイトを開設（令和 2 年 3 月）
- 市内のプロスポーツチームや若年層に人気の漫画（「はたらく細胞！！」）等とコラボレーションしたポスターを作成し、手洗い等の基本的な感染対策を幅広く呼び掛け
- 公共交通機関や商業施設等の協力を得て、ポスター・サイネージ等を掲出

【第 6 波以降】

オミクロン株の流行に伴う患者の急増や株の特性の変化に対応するため、頻繁に制度変更があり、その都度わかりやすく周知する必要があった。

また、県の自主療養制度の開始（令和 4 年 1 月）や国の全数届出の見直し（令和 4 年 9 月）等により、高齢者や重症化リスクのある方など、対象者に応じて適用される制度が異なり、一律の広報では一人ひとりに最適な案内を届けることが難しくなったことなどから、一層の充実・改修を行った。

- 感染状況や制度変更に対応するため、ポスターやチラシからウェブ中心の広報に切り替え、SNS を活用したプッシュ型の広報を実施
- 新型コロナウイルス感染症特設サイトについて、利用者の多いスマートフォンでの見え方や操作性を意識した改修を実施（メニューボタンを設置してその時必要な項目を先頭にするなどの工夫）
- 医療機関の検索、受診・自宅療養の案内など、特にお知らせする必要のある内容や、コールセンターへの問合せの多い内容について、SNS を活用してタイムリーな情報提供を実施

【5 類化以降（令和 5 年 5 月 8 日～）】

- 外出制限の廃止など、5 類化に伴う変更内容の周知

新型コロナウイルス感染症関連データサイト

- 令和 3 年 9 月に「新型コロナウイルス感染症対策加速化プラン～Acceleration Plan～」の一つとして、データの可視化・活用について発表
- 令和 3 年 12 月に「横浜市オープンデータポータル」内に、『新型コロナウイルス感染症関連データサイト』を開設し、性別別、年代別データなどを表やグラフで表示（具体的なデータ項目）
 - ・陽性患者数（推移グラフ）、自宅・宿泊療養者数（日別人数・推移グラフ）

→年代・性別・区を選択することで、グラフの切り替えが可能

・ワクチン年代別接種率

→選択した日までの接種率に切り替えが可能

・医療提供体制 など

○ オープンデータ化を推進し、これまでに示していない新たな項目も含めて利用しやすい形式でデータを提供。

・新規陽性者（区別） ※年代・性別は既に公表

・自宅・宿泊療養者（年代別・性別・区名）

・ワクチン接種数（年代別・区別）・ワクチン供給量（製品別）

・医療提供体制（確保病床数、使用数）

<新型コロナウイルス感染症関連データサイト>



年末年始の検査・診療体制

○ 休日急患診療所の体制強化支援

令和2年12月より、通常の診療体制に加え、新型コロナ対応として1か所当たり医師1名（1日×1名）と看護師1名（1日×1名）を増員配置できるよう支援を行った。年末年始等で医療機関が休診となる時期や感染拡大期については、更なる配置人数の追加や、事務補助も対象に加えるなど支援を強化し、発熱患者の円滑な診療体制を確保した。

期間	体制
～令和2年11月（通常体制・体制強化前）	医師2名、看護師2名、事務2名
令和2年12月～令和4年7月23日	医師3名、看護師3名、事務2名
令和4年7月24日～令和5年3月31日 （※うち、お盆・年末年始期間）	医師3名、看護師4名、事務4名 （医師4名、看護師5名、事務5名）
5類移行後	
令和5年8月11、13、20日	
令和5年12月30日～令和6年1月3日	

※夜間急病センターに対しても体制強化支援を実施

○ 発熱患者等の診療を行う医療機関への支援

下記期間中、発熱患者等の診療を行う医療機関に対し、1日最大10万円の協力金を支給

- ・令和3年12月29日～令和4年1月3日：最大278医療機関
- ・令和4年12月29日～令和5年1月3日：最大240医療機関

病床・医療提供体制確保チーム

< 主な業務 >

- 感染拡大を見据えた病床等の確保
- コロナ専門病院の開設 ほか

< 体制 >

- リーダー 医療局長
- 構成局等 医療局

< 活動 >

入院が必要な陽性患者への対応（入院医療機関の確保）

横浜市内での感染拡大を見据え、令和2年4月3日に、市内の高度急性期病院の病院長会議を開催し、新型コロナウイルス感染症患者の受入れ体制整備を要請した。病院ごとに具体的な病床確保を交渉し、令和2年4月6日にはコロナ患者用の病床として、市民病院、みなと赤十字病院、市大附属病院、市大センター病院をはじめとする公立・公的の基幹病院の協力で約500床を確保した。

その後は、市内の民間病院に対しても、病床確保に向けた働きかけを継続的に行った。

令和2年11月頃から令和3年初頭にかけての第3波を経て、令和3年4月までに陽性患者用病床を554床（うち重症用病床86床）に拡充した。あわせて、陽性患者用病床を効率的に活用するため、機能別の病床として、発熱等疑似症患者用病床や新型コロナから回復した患者の転院受入れを担う後方支援病床の確保も進めた。

また、令和3年7月頃からの第5波では、急激な感染拡大と並行して、陽性患者用病床の更なる拡充に取り組み、令和3年9月1日時点で、685床（うち重症用病床99床）となった。

令和3年12月1日には、軽症、中等症Iの方の早期治療を専門的に行うコロナ専門病院（横浜はじめ病院※令和5年3月末で運営終了）を開設し、この病床も含め、令和3年12月22日時点で、陽性患者用病床849床（うち重症用病床101床）を確保した。

令和4年以降は、第6～8波への対応として病床の拡充を進め、令和4年11月1日時点で、陽性患者用病床1,004床（うち重症用病床97床）を、令和5年1月5日時点で、陽性患者用病床1,024床（うち重症用病床97床）を確保した。

【最大確保病床数の推移】

	～R3年4/12	R3年					
		4/13	8/6	8/20	9/1	12/1	12/22
陽性患者用病床 (うち重症用)	500→536	554 (86)	586 (86)	644 (88)	685 (99)	826 (101)	849 (101)
中和抗体療法専用病床						30	30
合計	500→536	554	586	644	685	856	879

	R4年											
	2/11	3/1	7/8	7/30	8/2	8/6	8/9	8/10	8/12	9/3	9/15	11/1
陽性患者用病床 (うち重症用)	866 (101)	875 (101)	888 (101)	896 (101)	901 (101)	905 (101)	911 (101)	914 (101)	918 (101)	922 (97)	957 (97)	1,004 (97)
中和抗体療法専用病床	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
合計	896	905	918	926	931	935	941	944	948	952	987	1,034

	R5年											
	1/5	4/1										
陽性患者用病床 (うち重症用)	1,024 (97)	953 (97)										

軽症者・無症状病原体保有者への対応（横浜市宿泊療養施設の開所）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備え、神奈川県が行う「神奈川モデル」の一環として、旧市民病院施設を活用し、軽症者等の宿泊療養施設（200室）を令和2年5月3日に開所した。

延べ848人の患者を受け入れたが、運用中は施設・設備の老朽化による度重なるトラブルが発生したため、令和3年3月25日から施設の運用を一時休止し、設備点検・改修調査等を実施した。点検・調査の結果、宿泊療養施設として安全に再開するためには、全面的な設備の改修が必要であり、工事には、約20億円の費用と約3年の期間が必要と判明したため、令和3年7月21日に施設を廃止した。

この間、令和3年4月から、横浜伊勢佐木町ワシントンホテルを活用した宿泊療養施設（399室）を県と共同運用[※]し、本市として宿泊療養施設の運用は継続した。

運用に当たり、本市職員（課長級1名、係長級4名（令和3年4月1日時点））を配置。職員が常駐し、県が委託契約を締結した事業者とともに施設運営を行った。

なお、県と共同運用していた横浜伊勢佐木町ワシントンホテルを活用した宿泊療養施設については、県とホテル側の契約終了に伴い、令和3年11月末をもって運営終了となった。

※共同運用

神奈川県が確保した横浜伊勢佐木町ワシントンホテルを活用した宿泊施設において、横浜市が管理運営等業務を行った。

○横浜市 本市職員を配置し、宿泊療養施設において施設運営を実施
 （入所者の1日2回の安否確認や入所者への食事の手配等）

○神奈川県 施設の借上げ、看護師確保・清掃等委託契約や施設で必要な資材確保

< 宿泊療養施設入所実績（横浜市が直接運営に関与した施設） >

施設名	令和2年度	令和3年度	計	備考
横浜市宿泊療養施設（旧市民病院施設）	844名	—	844名	令和2年度末で終了
横浜伊勢佐木町ワシントンホテル	1,554名 （神奈川県運営）	1,765名 （横浜市運営）	3,319名	令和3年11月末で終了
計	2,398名	1,765名	4,163名	

Ⅲ 活動内容

Ⅲ-2 チーム・部会の活動

Ⅲ-2-(3) 健康医療対策本部

病床・医療提供体制確保チーム

【旧市民病院を活用した横浜市宿泊療養施設の概要】（令和2年5月～令和3年3月）

受入施設	旧市民病院 ・旧西病棟2階～5階：宿泊者の居住エリア ・旧西病棟1階：従事者の待機場所
従事者の体制	・医師（日中常駐、夜間オンコール6月5日まで。以降は県コロナ119番の医師のオンコール） ・看護師・保健師（常駐） ・事務（常駐）、施設担当
健康状態の確認等	・健康状態の確認は神奈川県療養サポート（LINE）を活用 ・食事は1日3回お弁当を提供

<建物外観>



<部屋の様子>



【横浜伊勢佐木町ワシントンホテルを活用した宿泊療養施設の概要】（令和3年4月～11月）

受入施設	横浜伊勢佐木町ワシントンホテル
従事者の体制	・医師（県コロナ119番の医師のオンコール） ・看護師・保健師（常駐） ・事務（本市職員常駐）、県委託先事業者
健康状態の確認等	・健康状態の確認は神奈川県療養サポート（LINE）を活用 ・食事は1日3回お弁当を提供

<横浜伊勢佐木町ワシントンホテル 療養者用の部屋>



陽性高齢者ショートステイ事業

介護や生活上の理由から自宅療養が困難な陽性高齢者を高齢者施設等で受け入れ、必要なケアを提供する。

《実施期間》

令和4年12月13日～令和6年3月15日

《実施施設》

横浜はじめ病院（最大8人分）※令和5年3月末で運営終了
特別養護老人ホーム レジデンシャル常盤台（最大10人分）

退院支援ショートステイ事業

入院治療を終えたが、自宅での生活にスムーズに移行できないコロナ治療者を高齢者施設で受け入れることにより、病床の確保につなげる。

《実施期間》

令和3年6月～令和6年3月15日

《実施施設》

高齢者施設 23施設・36ベッド（令和4年12月15日に拡充）

《運用方法》

利用者受入費の拡充（令和4年12月15日）

医療調整本部 (Y-CERT)

<主な業務>

- 入院・転院の調整
- 受入病床等の把握 ほか

<体制>

- リーダー 医療局長
- 構成局等 医療局、健康福祉局、消防局

<活動>

感染症対策と救急医療の両立を図るため、感染症を所管する健康福祉局、医療機関や医療関係団体の医療提供体制を所管する医療局及び救急搬送業務を担う消防局の3局でY-CERTを編成した。

また、横浜市災害医療アドバイザー（令和3年4月から「Y-CERT協力医師」に変更）及びDMAT資格を有する医療従事者（業務調整員）が参画のうえ、医学的見地から助言を受ける体制の整備を進めた。

○ 医療機関等の情報収集

医療機関への架電や神奈川県が整備したシステム「kintone」を使用のうえ、各医療機関の入院患者数や受入可能数等の情報を毎日収集し、入院調整や、Y-CERTの活動方針の決定等に活用した。

○ 入院・転院調整

各区福祉保健センターからの入院調整依頼に対して、陽性患者への適切な医療提供を行うため、市内医療機関への入院調整及び搬送手段の調整を行った。

高齢者施設などでのクラスター発生時は、健康福祉局が保有する情報を共有するほか、県本部と連携した広域での入院調整を行った。

また、各医療機関からの転院調整依頼に対しては、医療機関の受入調整を行い、適切な治療が受けられるよう調整を図った。

○ Y-CERT 会議

感染症医療と一般医療の両立に向け、Y-CERT協力医師と行政とで意見交換を行うY-CERT会議を定期開催した。

Y-CERT会議は、医療局、健康福祉局、消防局のほか、Y-CERT協力医師（救命救急センターの救急医、横浜市医師会・横浜市病院協会の医師）により構成され、令和2年7月27日に第1回Y-CERT会議を開催し、その後、Y-CERTが廃止となる令和6年3月末までに、合計43回開催した。

国や県の動向、感染症状況等の把握及び共有のほか、感染拡大に備えた医療提供体制等について検討し対応を図った。

○ 県本部との連携（令和2年11月25日～令和3年2月5日）

課長、係長を県本部に派遣して、重症病床の確保や県域病床の情報共有と容体が悪化した自宅療養者の迅速な入院・搬送調整を行うなど、県本部との良好な連携が図られた。

- **年末年始特別チーム (令和2年12月29日～令和3年1月3日)**
「新規感染者数の増加」、「自宅及び宿泊療養中の容体悪化者の増加」、「厳しい病床状況」、「年末年始における救急需要の増加」などへの対応として、医師13名及び業務調整員3名とともに『年末年始特別チーム』を設置した。
- **緊急事態宣言に対する特別チーム (令和3年1月8日～3月21日)**
緊急事態宣言発令期間中は、通常体制に加え、医師、消防職員の常駐、医療局員職員の増員を行い、特別チームを編成した。
- **Y-CERT 専任職員の配置 (令和3年4月1日～)**
課長1名、係長3名、職員2名をY-CERT専任の担当者として配置し、運営体制を強化した。
入院調整依頼件数が増加した際には、局内応援による調整担当職員の増員を図るほか、健康福祉局とも連携し入院調整を精力的に行った。
また、救急搬送件数の増加時には、消防局とも連携し、市内の救急搬送状況のリアルタイムでの情報共有、並びに医療機関への受入調整を実施した。
- **ゴールデンウィーク以降の特別体制 (令和3年5月～9月)**
新規陽性者の増加やそれにとまなう緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の発出を受け、Y-CERT協力医師に登庁していただく体制を構築し、医師の助言の下に運営した。
また、東京2020オリンピック・パラリンピック期間中については、大会関連で発生した患者対応との両立のため、同医務官とも連携し運営した。
- **中和抗体療法対象者の調整 (令和3年11月18日～令和4年12月2日)**
重症化予防に効果があるとされる中和抗体療法について、対象者として各区から依頼のあった患者の受入調整を開始した。
- **令和3年度の年末年始の対応 (令和3年12月29日～令和4年1月3日)**
年末年始の期間についても急激な感染拡大等の状況の変化に備え、係長2名・職員1名の3名体制で運営し、入院調整が困難となった場合などに迅速に相談・登庁いただくよう、Y-CERT協力医師にオンコール体制での対応を依頼し体制強化を図った。
- **全数届出の見直しによる影響 (令和3年12月29日～令和4年1月3日)**
全数届出の見直しによって、65歳未満の方などで発生届の対象とならない方が発生することになったが、入院が必要とされる方については、判断した医師が発生届を提出することとされたため、入院調整業務はこれまでと同様に対応を継続した。
- **令和4年度の年末年始の対応 (令和4年12月29日～令和5年1月3日)**
令和4年度は、いわゆる第8波により感染患者が増加していたことや、年末に1日あたりの救急出場件数が900件を超える状況であったことから、係長2名・職員1名の3名体制で運営し、入院調整が困難となった場合などに迅速に相談できるようY-CERT協力医師によるオンコール体制で対応したほか、実際に登庁いただき体制の強化を図った。
- **感染症法上の位置付け変更後の対応 (令和5年5月8日～令和6年3月末)**
国は位置付け変更後は入院調整について、行政による調整から、医療機関間での調整を基本とする仕組みに移行していくことを示したが、円滑な移行のために現行の枠組みを当面継続することが可能であるとした。そのため一定の間、Y-CERTを継続し、地域でつながりのある医療機関間で調整が困難な際にY-CERTが入院調整の支援を行うこととした。

○ Y-CERT の廃止 (令和6年3月末)

令和5年5月8日以降は医療機関間での調整が進み、Y-CERT への入院調整依頼が基本的にない状況となったため、令和6年3月末をもって、Y-CERT を廃止とした。

○ Y-CERT 活動実績

【令和2年4月5日から令和3年12月31日まで】

		R2/4/5 ~12/28	R2/12/29 ~R3/1/3 (特別)	R3/1/4 ~1/7	R3/1/8 ~3/21 (特別)	R3/3/22 ~12/31	合計
運営日数		271日	6日	4日	73日	285日	639日
調整件数 ※		1,759件	113件	55件	743件	2,818件	5,488件
対応人員	職員	2,740人	71人	41人	742人	2,128人	5,722人
	アドバイザー (Y-CERT 協力医師)	213人	昼間22人 夜間6人	5人	60人	101人	407人
	業務調整員	138人	112人	0人	37人	87人	374人
	合計	6,503人					

※ 調整件数は、Y-CERT で入院調整を実施した令和2年7月22日からの数字

【令和4年1月1日から令和5年5月7日まで】

		R4/1/1~12/31	R5/1/1~5/7
運営日数		365日	127日
調整件数 ※		1,956件	167件
対応人員	職員	1,772人	526人
	アドバイザー (Y-CERT 協力医師)	34人	8人
	業務調整員	104人	36人
	合計	1,910人	570人

○ Y-CERT 会議開催実績：合計 43 回開催

【令和2年度】計7回

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
			1回	2回	1回	1回		1回		1回	

【令和3年度】計15回

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	1回	2回	1回	2回

【令和4年度】計12回

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1回	1回	1回	1回	1回	1回						

【令和5年度】計9回

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1回		2回		1回	1回	1回		1回	1回		1回

Ⅲ-3 その他

Ⅲ-3-(1) トップミーティング

新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組・対策等を踏まえ、今後の感染再拡大に備えるため、令和4年9月9日から「トップミーティング」を開催。

<メンバー>

- ・市長
- ・副市長（健康福祉局担当）
- ・関係局局長ほか
 （健康福祉局長、感染症対策・健康安全室長、医療局長、政策局政策調整担当理事、消防局長、こども青少年局長、教育長）

<開催目的>

- ・感染状況の確認・分析
- ・各局の取組状況・進捗確認、局間の情報共有等

<開催実績>

開催日	主な内容
第1回（令和4年9月9日）	・第7波の取組・実績の振り返り
第2回（令和4年9月15日）	・救急出場、搬送困難事案の状況 ・第7波における医療局の取組状況 ・今冬の対策のターゲット
第3回（令和4年9月30日）	・退院支援ショートステイ事業の現状と課題 ・救急搬送困難事案と病院等の立地状況
第4回（令和4年10月6日）	・本市感染症コールセンターの対応 ・インフルエンザ同時流行に備えた予防接種等推進計画
第5回（令和4年10月21日）	・市立学校へのCO ₂ モニターの設置 ・新型コロナ・インフル同時流行対策タスクフォース
第6回（令和4年10月26日）	・発熱外来のひっ迫対策
第7回（令和4年11月4日）	・各取組の進捗状況 ・第8波に向けた本市の対策について
第8回（令和4年11月11日）	・第8波に向けた本市の対策について
第9回（令和4年11月25日）	・抗原検査キットの準備状況 ・保育所等利用者への家庭保育の協力依頼について
第10回（令和4年12月1日）	・救急の状況
第11回（令和4年12月8日）	・高齢者の救急搬送困難事案

開催日	主な内容
第12回（令和4年12月27日）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年末年始の体制 ・ インフルエンザの発生状況 ・ 保育所等利用者への家庭保育の協力依頼について
第13回（令和5年1月13日）	<ul style="list-style-type: none"> ・ インフルエンザの発生状況 ・ 救急の状況 ・ 病床使用率の推移
第14回（令和5年1月24日）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更について
第15回（令和5年2月13日）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症の5類化に向けて
第16回（令和5年2月28日）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 類型変更後の外来診療体制確保に向けた取組 ・ マスク着用ルールの見直しについて

Ⅲ-3-(2) 物資チーム

※令和3年11月1日体制改編までの体制

<主な業務>

- ・必要な物資の調達・配布に関すること
- ・備蓄物資の供給に関すること ほか

<体制>

チーム長 経済局長

構成局等 経済局、総務局、国際局、こども青少年局、医療局、教育委員会事務局、
健康福祉局 他

<活動>

課題と対応方針

感染が徐々に拡大する中、世界的な需要の高まりにより、マスクやアルコール等をはじめとする感染防止対策に係る物資確保が困難であったことから、①安定的な物資調達ルートの確保、開拓、②調達物資の配布に関する考え方の整理（医療機関、救急業務への優先的な割当など）、③直接購入するための市予算の計上、④市内企業等からの寄附受入対応に取り組むこととした。

物資チームの重点取扱物資

- ①マスク（医療用含む）、②エタノール（手指消毒剤）、③個人用感染防護具

役割分担

重点取扱物資の①調達、全体調整・配分、②寄附受入及び、③陽性患者受入対応を行うため、チームを5つのグループに分け、物資調達を行うこととした。

【5つのグループ】

①統括 G	全体統括・調整、ニーズ把握、物資備蓄・管理、庁内への物資配布調整等
②大規模調達 G	重点取扱物資の大規模調達、発注調整等
③寄附受付受入 G	寄附受入窓口、受入調整、記者発表等
④小規模調達 G	市内（中小）企業への製造依頼、発注手続等
⑤陽性患者受入対応 G	宿泊療養施設への物資の支援を委託等に対応

対応

■ 物資調達が困難であった期間

- 統括G（全体統括・調整、ニーズ把握、物資備蓄・管理、庁内への物資配布調整等）
 - ・重点取扱物資の調達に関する通知および、ニーズ調査（令和2年4月20日）
 - ・高機能物資について、感染リスクの高い施設・業務従事者（医療業務、救急業務等）へ優先配布する考え方を整理
 - ・医療関連物資に係る全庁的な寄附受入の考え方を整理
- 大規模調達G（重点取扱物資の大規模調達、発注調整等）
 - ・上海市の協力の下で開拓したルートからサージカルマスク457万枚調達（令和2年4月～5月）
 - ・その後、国内への供給量の回復と並行して、複数の国内事業者からの新規ルートを発掘・確保
 - ・サージカルマスクのほか個人用感染防護具（フェイスシールド、ニトリルグローブ等）に関して、発注時期に応じて、調達を希望する局の条件（品質・価格・数量等）を満たす、調達先を確保
- 寄附受付受入G
 - ・寄附受入にあたり、物資チームとしての対応範囲と各区局での対応範囲、確認事項や手続きなどを整理し通知
 - ・全市的な寄附への対応を統一するため、お礼状や感謝状の交付並びに記者発表や公表などの手続きを整理し通知
 - ・物資チームとして受領した寄附について、定期的な記者発表の実施とホームページでの公表
 - ・寄附実績は次項の寄附受入状況のとおり（累計のみを記載）
- 小規模調達G（市内（中小）企業への製造依頼、発注手続等）
令和2年度5月補正予算への計上（感染症対策物資緊急調達事業：4,500万円）
（概要）世界的な需要の高まりにより、各区局での調達が困難な場合に備えて、マスク等の感染症対策物資を調達する。原則として、市内中小企業から調達することにより、新たなビジネス機会を創出する。
- 陽性患者受入対応G（宿泊療養施設への物資の支援を委託等で対応）
令和2年5月3日の旧市民病院での無症状者・軽症者の受入開始に向けて、健康福祉局と医療局で調整し、個人用防護具等の医療関連物資は、保健所から必要数を配布

※ 物資調達のスピードアップに向けた取組

- ・感染症対策物資を取り扱う事業者から、感染防護具を含め、様々な製品に関する提案を受け、製品に求めるレベルを明確にし、庁内で共有して、発注までの判断に要する時間を短縮する。
- ・一定の水準を満たした感染防護具の調達が見込める場合は、少量であっても緊急的に調達を進めていく。
- ・不測の事態に備えるため、毎月の発注量に余裕を持たせて平準化するなど、計画的な調達と備蓄を進める。
- ・市内倉庫業者、配送業者の協力の下、物資の在庫管理と迅速な供給体制を確保した。

■ 物資調達が可能となった時期以降

ニーズ局が自局契約にて調達を進められる環境のため、物資チームとして、業者選定に係るサポートを適宜実施

物資調達実績（令和2年9月30日現在）

※ 物資チームとして調達したものに限り（令和2年10月以降は各局で調達）

物資		調達量
一般用マスク(枚)		13,938,000
医療用サージカルマスク(枚)		7,942,000
消毒用アルコール(ℓ)		61,669
感染防護具	フェイスシールド(枚)	335,000
	ニトリルグローブ(枚)	677,000
	アイソレーションガウン(枚)	540,000
	プラスチックガウン(枚)	787,000
	N95 マスク(枚)	194,400
	キャップ(枚)	42,000
	シューズカバー(組)	42,000
	塩化ビニール手袋(枚)	20,899,000
	防護具一式	10,000
	非接触型体温計	1,260

寄附受入状況

■ 受入件数：442件（令和3年11月現在）

寄附品	数量	主な配布先
マスク(枚) (医療用、一般用)	約 1,732,000	医療機関、社会福祉施設等
消毒用アルコール(ℓ)	約 3,600	社会福祉施設等
感染防護具(枚) (N95 マスク、防護服、 フェイスシールド等)	約 187,000	医療機関等
その他(個) (液晶体温計等)	約 720	区福祉保健センター

Ⅲ-3-(3) 学校・保育所等

市立学校の対応

対応経過

令和2年

2月28日 文部科学省より、全ての学校において、春季休業までの間、臨時休業を要請する方針が示され、同日、市立学校に対して、一斉臨時休業とする通知を发出（期間：3月3日から13日まで）

3月9日 市立学校に対して、臨時休業期間の延長を通知（3月24日まで）

25日 多くの市立学校で修了式を実施

26日 春休み（学年末休業・春季休業）（4月5日まで）

30日 市立学校に対して、4月8日以降の短時間での教育活動の再開通知を发出

4月3日 4月1日に政府専門家会議において、東京都が「感染拡大警戒地域」とされたことから、市立学校に対して、教育活動再開を延期する通知を发出（4月8日から20日まで臨時休業とする）

6日 入学式、始業式を実施
 7日

8日 神奈川県教育委員会からの休業要請に基づき、市立学校に対して、臨時休業の延長を通知（4月20日から5月6日まで）

5月5日 5月4日に国が緊急事態宣言の延長を決定したことに基づき、市立学校に対して臨時休業の延長を通知（5月7日から5月31日まで）

26日 市立学校に対して、6月1日からの段階的な学校教育活動再開を通知
 同日、「教育活動の再開に関するガイドライン」を发出

6月1日 分散登校や時差通学等により、段階的に学校教育活動を再開

令和3年

8月23日 新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、市立学校に対して、臨時休校等を実施する通知を发出（8月27日から8月31日）

26日 神奈川県からの要請に基づき、市立学校に対して、分散登校等を実施する通知を发出（9月1日から9月13日）

9月10日 新型コロナウイルス感染状況を踏まえ、市立学校に対して、分散登校を延長する通知を发出（9月14日から10月1日）

9月28日 分散登校をやめ、原則通常登校（小・中学校は10月4日から。高等学校は時差通学（市本部会議）を継続。高等学校・特別支援学校は実情によっては短縮授業等を実施する場合あり）

令和4年

1月20日（市本部会議）
 ・基本的な感染症対策を徹底して教育活動を継続
 ・感染リスクの高い活動の一時停止（合唱等）
 ・宿泊を伴う修学旅行や県外を目的地とした郊外行事の延期、中止または内容変更
 ・部活動の活動日数の制限、他校との試合等自粛（公式大会除く）

- ・高等学校は、時差通学及び短縮授業を実施
- ・特別支援学校は、時差通学や短縮授業等、各校の実情を踏まえ対応

1月28日	市立学校で学年閉鎖や休校を原則行わない運用を開始
2月9日	市立学校で学級閉鎖の基準を緩和
3月17日 (市本部会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染症対策を徹底して教育活動を継続 ・高等学校及び特別支援学校は、学校の実情を踏まえ、時差通学及び短縮授業を継続 ・中学校の部活動は、市内での他校との試合等を実施可能 ・入学式は感染症対策を徹底して実施（保護者の適切な距離の確保、ライブ配信視聴など） ・修学旅行は実施可能（目的地がまん延防止等重点措置区域等に指定された場合や、来訪自粛を求められている場合を除く）
5月31日	<p>「横浜市立学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を策定。（「横浜市立学校の教育活動の再開に関するガイドライン」を名称変更し、改めて策定したもの）</p> <p>【主な変更点】熱中症ガイドラインに基づき、マスク着用について修正ほか、時点更新</p>
7月8日 (市本部会議)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な感染症対策を徹底して教育活動を継続 ・換気扇だけでなく、休み時間の窓開けなど、換気対策を徹底 ・教職員が抗原検査キットを積極的に活用 ・熱中症は命にかかわる危険があることを踏まえ、屋内外にかかわらず熱中症対策を優先 ・学びの保障や居場所を確保する観点から、2月9日以降の学級閉鎖の基準※を継続 <p>※ ①3名以上の感染が判明した場合 ②2名以上の感染が判明するとともに、複数名に発熱等風邪症状・濃厚接触者があり、両者の合計が15%を上回った場合 ③その他教育委員会が認めた場合</p>
11月11日	<p>「横浜市立学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」第2版に更新。</p> <p>【主な変更点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスクの着脱について、厚生労働省、文部科学省作成の「子どものマスク着用について」を踏まえて修正。 ・学校行事について、マスクを着用し、会話を控える場合は、入場人数を制限することなく、通常どおりの人数で行事を実施することを可能とした。 ・部活動の対外試合・合同練習は、泊を伴う場合を含めて、県外で活動することを可能とした。
12月6日	<p>11月29日発出の文部科学省事務連絡『「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について』で示された飲食の場面における感染対策を踏まえ、学校における給食・昼食時の会話の取扱いを整理。</p> <p>【整理内容】</p> <p>机を向かい合わせにせず、換気を確実に行ったうえで、大声での会話を控えれば、給食・昼食時にマスクを外した状態で、児童生徒等の間で会話を行うことも可能。</p>

令和5年

1月10日	冬場の感染拡大防止に向けて一層の対策として、各クラスの場所や場面に応じて、効果的な換気を行うことができるよう、全市立学校、全クラスに二酸化炭素濃度が測定できるCO ₂ モニターを設置
2月20日	<p>国の方針を踏まえ、卒業式におけるマスクの取扱い等について通知</p> <p>【主な通知内容】</p>

- ・児童生徒・教職員は、歌唱等以外ではマスクの着用を求めない。
- ・来賓や保護者等は、マスクの着用を求める。
- ・様々な事情によりマスク着用を希望したり、マスクを着用できない児童生徒もいたりすることから、マスクの着脱を強いることのないようにする。

3月20日 国の方針を踏まえ、4月1日からの学校における新型コロナウイルス感染症対策について通知

【主な通知内容】

- ・学校教育活動において、個人の主体的な選択を尊重し、児童生徒・教職員ともマスクの着用を求めない
- ・様々な事情により、マスクの着用を希望する児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにする
- ・感染リスクが比較的高い学習活動と想定される密になる活動等の実施にあたっては、常時換気や大声での会話を控えること、横の人と触れ合わない程度の距離を確保することなど、一定の感染症対策を講じる
- ・入学式等の儀式的行事において、国歌・市歌・校歌等の斉唱や合唱時等も含めて、児童生徒・教職員・来賓・保護者とも、マスクの着用を求めない
- ・給食時は適切に換気した上で、机ごと移動するのであれば、対面の座席配置も可能

4月1日 学校におけるマスク着用の考え方変更（3月20日通知のとおり）

4月28日 新型コロナウイルス感染症5類移行に伴い、5月8日以降の学校における新型コロナウイルス感染症対策について通知

【主な通知内容】

- ・基本的な感染症対策として、「手洗い、咳エチケットなどの感染症対策」、「教室の常時換気」、「児童生徒の健康観察」、「日常の清掃」などを実施
- ・感染流行期には、基本的な感染症対策に加えて、「学校教育活動においてグループワークは少人数で実施、大声での会話を控える、近距離で向かい合っの発声は控える、身体的距離の確保」などを状況に応じて実施
- ・学校教育活動において、教科等における距離の制限は不要
- ・給食・昼食時の会話の際、感染流行期を除いて、距離の制限は不要
- ・直近3日間に登校していた児童生徒の新型コロナウイルス感染症罹患、新型コロナウイルス感染症様症状（インフルエンザや発熱、咽頭痛、咳等の風邪症状のことも含む）による欠席・早退者の合計が1クラス2割以上の場合、学校医の助言に基づき、学校長が必要と判断したときは学級閉鎖を検討

5月8日 新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に移行

臨時休業中における市立学校の対応

児童生徒の居場所の確保

- 保護者の就業等、その他家庭での対応が困難な場合に各学校において緊急受入れ

【令和2年】

実施期間	3月3日から6月12日まで（期間中の平日 全60日間）
利用児童数	延べ約436,000人（1日あたりの平均利用率 平均6.2%）
1日あたりの平均	約7,500人 1校あたりの平均約40人

【令和3年】

実施期間	8月27日から10月1日まで（期間中の平日 全23日間）
利用児童数	延べ約212,000人（1日あたりの平均利用率 平均5.8%）
1日あたりの平均	約9,200人 1校あたりの平均約27人

■ 児童の健康保持、運動機会確保の必要性に鑑み、小学校校庭開放

実施期間	令和2年3月17日から24日まで、令和2年4月5日から5月29日まで（全39日間）
利用児童数	延べ約325,000人（1日あたりの平均利用率 平均4.7%）
1日あたりの平均	約8,300人 1校あたりの平均約40人

学習への対応（学びの保障）

■ 教科書の内容を基にした学習動画のインターネット配信、小・中の動画はtvk放送

配信期間	令和2年4月8日から5月31日まで
配信動画数	約2,250本（小・中・特支：約650本、高校・附属中学校：約1,600本）
制作に携わった人数	小・中・特支：約330名（教員：約240名、指導主事：約90名） 高校・附属中学校：約440名（教員：約435名、指導主事：5名）
アクセス数	延べ919,061名（5/31現在）
tvk放送期間	4月20日～5月8日、5月18日～22日、25日～29日

健康状態の把握と感染予防

各家庭の協力を得て、児童生徒は健康観察票により、毎朝、検温、健康チェックを実施
 教職員は、出勤前の健康チェック、3密回避等、日常的に感染予防に取組

児童生徒の状況把握（教育相談等）

不安を感じている児童生徒や保護者からの相談に丁寧に対応
 教育相談日の設定、家庭訪問、電話連絡等を必要に応じて実施

教職員の対応

職場での感染拡大防止のために、教職員の自宅勤務や時差出勤を実施

段階的な学校教育活動の再開

年間指導教育の見直し

一斉臨時休業や分散登校等により、授業時数は国が定める標準授業時間数の8割弱にとどまることから、長期休業の短縮とあわせて各学校での行事の精選によって標準授業時間数を確保。学校行事等を含めた教育課程を再編成。児童生徒の学習の定着状況を見ながら教員やボランティアによる放課後等の補修、宿題の工夫等による対応も計画

心身の状況把握と心のケア

電話等を通じ、定期的に児童生徒の心身の健康状態を把握。様々な悩みやストレス等に関し、必要に応じてカウンセラー等による支援を実施

行事の取扱い

<学校行事>

校内で実施する行事は、感染症対策を徹底したうえで実施。また、校外で実施する遠足（旅行）・集団宿泊的行事について、感染状況等により、神奈川県から県外への移動自粛を要請された場合や、目的地から来訪自粛を求められている場合は、感染拡大防止の視点から控えることが適当と考え、原則として中止又は延期

<市主催行事>

感染症対策を徹底して実施。感染状況に応じて延期または中止等を検討

保育所等の対応

※ 認可保育所、幼保連携型認定こども園（保育利用）、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業（地域枠）、横浜保育室

令和2年

- 感染防止対策を徹底しつつ、原則開所
- 第1回緊急事態宣言に伴い、4月9日から6月30日までの間、登園自粛要請。登園しなかった日数分の利用料返還等を実施

令和3年

- 感染防止対策を徹底しつつ、原則開所
- 第2回緊急事態宣言に伴い、1月8日から3月21日までの間、家庭での保育が可能な場合には利用を控えるよう協力依頼（休園等を除き利用料返還はなし）
- 第1回まん延防止等重点措置及び第3回緊急事態宣言に伴い、4月20日から9月30日までの間、家庭での保育が可能な場合には利用を控えるよう協力依頼（4月20日から8月19日まで、休園等を除き利用料返還はなし）。園児の感染の増加傾向が続いていることを踏まえ、8月20日から9月30日までの間、登園しなかった日数分の利用料返還等を実施

令和4年

- 感染防止対策を徹底しつつ、原則開所
- 第2回まん延防止等重点措置に伴い、1月21日から3月31日[※]までの間、家庭での保育が可能な場合には利用を控えるよう協力依頼。登園しなかった日数分の利用料返還等を実施 ※ まん延防止等重点措置期間終了は3月21日
- 1月28日から、休園決定後3日以内に、必要な検査キットを届ける体制を構築
- 第6波の感染拡大以降、児童や職員の感染判明後、保健所による濃厚接触者の特定まで時間がかかることがあり、全面休園が数日続くケースが生じ始めた。そのため、2月2日以降、時限的措置を実施（3月14日まで）
 - こども青少年局と保健所でガイドラインを作成
 - 原則、感染が判明した当日又は翌日に、保育所等の調査に基づき、こども青少年局が「感染の可能性がある方」を確認する運用を実施（3月15日以降は各区こども家庭支援課が確認）
 - 感染の可能性がない児童を早期に受入開始
- 3月5日から、こども青少年局所管の全施設へ抗原検査キットを配布（3,112施設 約12万キット）
- 6月6日以降、休園の取扱いを変更（従来は陽性者の最終登園日翌日から7日間を休園期間としていたが、変更後は濃厚接触者を特定するまでの期間とし、対象範囲も当該クラスのみ限定）
- 7月25日以降、保育所等における濃厚接触者の特定を行わないこととし、休園は、保育従事者の感染等により保育体制の維持が困難な場合のみ
- 12月1日から令和5年2月28日まで、国の抗原検査キットを使用した、保育所等職員への週1回の集中的検査の実施

令和5年

- 3月31日をもって、新型コロナウイルス感染症にかかる0～2歳児クラスの利用料（保育料）の日割り対応終了（内閣府令による措置廃止のため）

Ⅲ-3-(4) コールセンター

令和2年

- 2月10日 「新型コロナウイルス感染症コールセンター」及び、「新型コロナウイルス感染症帰国者・接触者相談センター」開設
- 4月15日 「新型コロナウイルス感染症帰国者・接触者相談センター」の専用電話回線を6回線から10回線に増設
- 17日 緊急事態宣言等に関するお問い合わせ窓口として、「新型コロナウイルス感染症コールセンター」に新番号設置
- 5月18日 「横浜市特別定額給付金受付センター」開設
- 12月1日 「新型コロナウイルス感染症コールセンター」と「新型コロナウイルス感染症帰国者・接触者相談センター」を統合し、「横浜市新型コロナウイルス感染症コールセンター」開設（24時間体制、回線数を段階的に増設し令和3年1月1日には80回線）

令和3年

- 3月1日 「新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター」を開設
- 5月10日 「新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター」の専用電話回線を420回線に増設
- 6月7日 「新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター」の専用電話回線を456回線に増設
「新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター」に予約キャンセル専用電話回線の設置
- 6月21日 「新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター」の専用電話回線を530回線に増設

令和4年

- 1月 第6波への対応として、「新型コロナウイルス感染症コールセンター」を100回線に増設
- 2月 3回目接種への対応として「新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター」の専用電話回線を565回線に増設
- 3月7日 「小児接種用コールセンター」を開設
- 6月 4回目接種への対応として「新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター」の専用電話回線を650回線に増設
- 7月 第7波への対応として、「新型コロナウイルス感染症コールセンター」のオペレーター数の増員
- 8月 「新型コロナウイルス感染症コールセンター」を140回線に増設
- 10月 オミクロン接種への対応として「新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター」の専用電話回線を700回線に増設
- 11月10日 「小児接種用コールセンター」で乳幼児接種に関する問合せへの対応を開始
- 11月31日 「新型コロナウイルス感染症コールセンター」を180回線に増設

令和5年

- 4月24日 令和4年秋開始接の問い合わせ状況に応じて、回線数を300程度まで減数していたが、令和5年春開始接種への対応として、「新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター」の専用電話回線を600回線に増設
- 5月8日 5類移行以降も「感染症コールセンター」を継続
- 10月1日 「感染症コールセンター」の運営時間を8時～20時へと変更（令和6年3月31日まで運営）

Ⅲ-3-(5) 要望行動等

令和2年

- 3月6日 指定都市市長会緊急要請（厚生労働大臣）
- 4月1日 九都県市首脳によるテレビ会議
- 7日 新型コロナウイルス感染症に係る「緊急事態宣言」及び「緊急経済対策」に関する指定都市市長会会長談話
- 9日 九都県市首脳によるテレビ会議
- 17日 指定都市市長会緊急要請（官房長官）
- 5月19日 指定都市市長会緊急要請（官房長官）
- 19日 国への緊急要望（官房長官）
- 22日 指定都市市長会緊急要請（総務大臣）
- 25日 指定都市市長会緊急要請（内閣府特命大臣）
- 7月1日 指定都市市長会提言（内閣官房、内閣府）
- 10日 国の制度及び予算に関する提案・要望（官房長官、内閣府地方創生・規制改革担当大臣、厚生労働大臣）
- 17日 国の制度及び予算に関する提案・要望（総務大臣）
- 28日 内閣府特命担当大臣と指定都市（6市）市長との意見交換
- 29日 神奈川県に対する新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金に関する緊急要望
- 30日 指定都市市長会 令和3年度国の施策及び予算に関する提案（自民党政調会長、内閣府特命担当大臣）
- 9月2日 神奈川県に対する新型コロナウイルス感染症対策に係る連携強化について3指定都市合同緊急要請
- 10月2日 指定都市市長会提言（内閣官房長官、内閣官房副長官、自民党政調会長）
- 26日 指定都市市長会・中核市市長会 共同提言（内閣府経済再生担当大臣）
- 11月16日 国の制度及び予算に関する提案・要望（内閣府地方創生担当大臣、総務大臣）
指定都市市長会要請（内閣府地方創生担当大臣、総務大臣、内閣官房副長官）
- 26日 国の制度及び予算に関する提案・要望（内閣府経済財政政策担当大臣）
指定都市市長会要請（内閣府経済財政政策担当大臣、自民党地方創生実行統合本部長）
- 30日 国の制度及び予算に関する提案・要望（文部科学省大臣政務官、経済産業副大臣、内閣官房副長官）
指定都市市長会要請（経済産業副大臣）
- 12月16日 令和3年度神奈川県予算に対する要望（神奈川県知事）

令和3年

- 3月29日 指定都市市長会要請（内閣官房副長官、自民党政調会長、地方創生担当大臣）
- 4月28日 指定都市市長会緊急要請（厚生労働省）
- 5月24日 指定都市市長会要請（内閣官房副長官）
- 5月24日 指定都市市長会提言（内閣官房副長官）
- 6月17日 国の制度及び予算に関する提案・要望（文部科学大臣政務官、内閣府地方創生担当大臣、内閣官房副長官）
- 17日 指定都市市長会緊急要請（内閣府地方創生担当大臣、内閣官房副長官）

- 28日 国の制度及び予算に関する提案・要望（内閣府経済財政政策担当大臣）
7月20日 指定都市市長会 令和4年度国の施策及び予算に関する提案（総務大臣政務官）
11月19日 国の制度及び予算に関する提案・要望（厚生労働大臣政務官）
指定都市市長会要請（厚生労働大臣政務官）
24日 国の制度及び予算に関する提案・要望（内閣府ワクチン接種推進担当大臣、内閣府大臣政務官、文部科学省事務次官）
12月13日 令和4年度神奈川県予算に対する要望（神奈川県知事）

令和4年

- 1月14日 神奈川県知事への緊急要望
1月25日 新型コロナウイルス感染症の対応（保健所業務の負担軽減）に関する指定都市市長会緊急要請（厚生労働省大臣政務官）
6月17日 国の制度及び予算に関する提案・要望（厚生労働大臣政務官）
8月1日 国の制度及び予算に関する提案・要望（内閣府大臣政務官）
指定都市市長会 令和5年度国の施策及び予算に関する提案（厚生労働大臣政務官）
11月16日 国の制度及び予算に関する提案・要望（総務大臣政務官）
12月12日 令和5年度神奈川県予算に対する要望（神奈川県知事）

令和5年

- 11月28日 国の制度及び予算に関する提案・要望（厚生労働副大臣）
12月14日 令和6年度神奈川県予算に対する要望（神奈川県知事）

※横浜市が要望行動等を行った案件のみ記載

Ⅲ-3-(6) 特別定額給付金

令和2年

- 4月20日 国民1人一律10万円特別定額給付金が閣議決定。以降、これに伴うマイナンバー交付対応
- 5月12日 オンライン申請受付開始
- 5月18日 特別定額給付金コールセンターの開設
- 5月下旬 郵送申請用の申請書の発送開始（発送期間：5月28日～6月6日）、オンライン申請者への給付開始
- 6月上旬 郵送申請者への給付開始
- 6月中旬 口座を保有していない方への支給手続きのお知らせ
- 9月10日 申請期限

<具体的対応>

【給付概要】

給付額：1人につき10万円

給付対象者：3,766,428人※、1,821,109世帯 ※4月27日時点で住民基本台帳に記録されている者

申請期間：オンライン…5月12日から9月10日

郵送申請…申請書発送から9月10日

【コールセンターの開設】

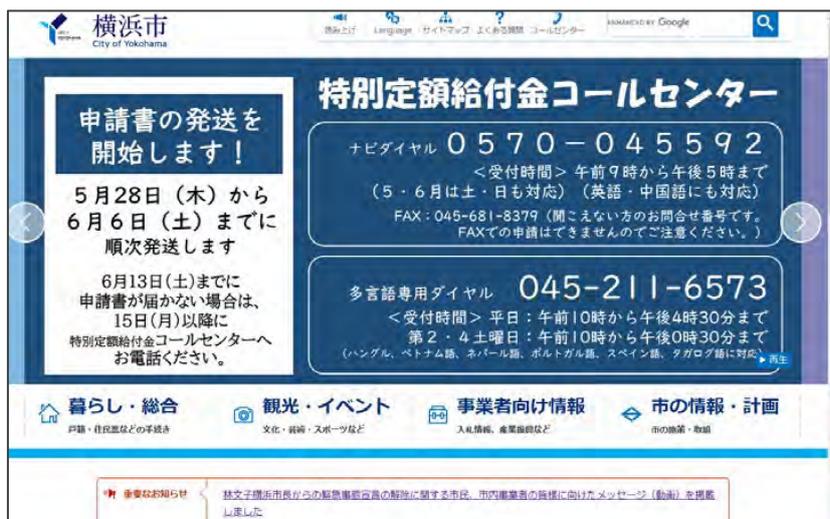
名称：横浜市特別定額給付金受付センター

開設時期：5月18日 9時から

概要：特別定額給付金に特化したコールセンター（英語、中国語に対応）

受付時間は、9時～17時、5・6月は土・日曜日も対応

【市ウェブサイトの作成（プロモーション画像）による広報】



【支給体制の整備（兼務発令）】

- 市民局総務部兼務：計19人
- 定額給付金担当兼務：計161人

Ⅲ-3-(7) 救急

令和2年

- 2・3月 ダイヤモンド・プリンセス号からの救急要請・新型コロナウイルス陽性者の移送等に対応
- 4月 日勤救急隊として、西第3救急隊及び港北第2救急隊を増隊（77隊→79隊）
- 7・8月 夏季の救急需要の増加に対応するため、各消防署による輪番体制を構築し、増強救急隊の編成より、救急搬送体制を強化
- 10月 日勤救急隊として、瀬谷第2救急隊を増隊（79隊→80隊）
- 12月 年末年始の救急需要の増加に対応するため、各消防署で増強救急隊を編成し、救急搬送体制を強化

令和3年

- 1～3月 緊急事態宣言の発令に伴い、救急隊稼働率に応じて、各消防署で増強救急隊を即時編成
- 4・5月 まん延防止等重点措置の発令に伴い、救急隊稼働率に応じて、各消防署で増強救急隊を即時編成
- 7・8月 夏季の救急需要の増加に対応するため、各消防署による輪番体制を構築し、増強救急隊の編成より、救急搬送体制を強化
- 8・9月 緊急事態宣言の発令に伴い、各消防署による輪番体制を更に強化し、増強救急隊の編成より、救急搬送体制を強化
- 10月 日勤救急隊として、鶴見第2救急隊、緑第2救急隊及び戸塚第2救急隊を増隊（80隊→83隊）

令和4年

- 1～3月 まん延防止等重点措置の発令に伴い、各消防署による輪番体制を構築し、増強救急隊の編成より、救急搬送体制を強化
- 7月 夏季の救急需要の増加に対応するため、各消防署による輪番体制を構築し、増強救急隊の編成及び日勤救急隊の運用時間延長より、救急搬送体制を強化
- 7・8月 第7波への対応として、各消防署の輪番体制を更に強化し、増強救急隊の編成及び日勤救急隊の運用時間延長より、救急搬送体制を強化
- 10月 北山田救急隊を増隊（83隊→84隊）
- 12月～令和5年1月 第8波への対応として、各消防署による輪番体制を構築し、増強救急隊の編成及び日勤救急隊の運用時間延長より、救急搬送体制を強化

令和5年

- 5月8日以降 救急要請・搬送困難事案の状況等に応じて、救急隊を臨時的に編成して対応（感染法上の位置付け変更に伴う対応）

IV これまでの取組の振り返り・課題等

IV-1 市全体の体制・運営について

令和2年

【振り返り】

- 感染状況等に応じて、暮らし・経済対策や感染症対策、医療調整、疫学調査、物資、広報・報道、職員応援調整など、課題ごとの機能別対策チームを適宜編成
- 対策本部会議（13回開催）及び本部運営チーム会議（23回開催）等を開催し、市内の感染状況や経済状況を確認、各チームからの提案を意思決定
- 市民利用施設の閉鎖及び市主催イベント延期・中止等を全市的に実施
- 緊急事態宣言等に関するコールセンター設置（4月17日～5月8日）
- 本市方針等の決定事項は、指示書又は各局・チームが作成した副市長通知等で適時伝達
- 感染症対策、医療調整、経済対策などで、県と連携・協調。県内政令市間との連携・情報共有

【課題】※長期的

- 専門的知見及びデータの活用策（例：健康危機管理部門との連携強化、専門アドバイザーの参画など）
- 国等の「基本的対処方針」のように、各事項の方針を体系的にまとめて策定・更新
- その他、感染症対策における国・都道府県・指定都市の役割の検証

令和3年

【振り返り】

- 対策本部会議（8回開催）及び本部運営チーム会議（23回開催）等を開催し、市内の感染状況や経済状況を確認、各チームからの提案を意思決定
- ワクチン接種を推進するため、5月に対策本部内にワクチン接種推進本部を編成。その後、11月に、ワクチン接種の加速化や市内経済の再生、セーフティネットの強化、感染第6波を見据えた医療提供体制の確保など、現状及び今後を見据えた対策を着実・強力に推進するため対策本部を大幅に改編し、対策本部内に3本部10機能別チームを編成。
- 本市方針等の決定事項は、指示書又は各局・チームが作成した副市長通知等で適時伝達
- 感染症対策、医療調整、経済対策などで、県と連携・協調。県内政令市間との連携・情報共有
- 市民利用施設及び市主催イベントにおける利用時間短縮や人数制限を含めた感染対策の徹底等を実施

【課題】

- 感染状況や社会経済状況に応じて、臨機応変に体制を組み替えて対策を推進

令和4年

【振り返り】

- 対策本部会議（4回開催）及び本部運営チーム会議（4回開催）等を開催し、市内の感染状況、経済、学校や保育所の状況等を確認、各チームからの提案を意思決定
- 4月の副市長交代に合わせて、対策本部の一部を改編

- 3月22日にまん延防止等重点措置の適用が全面的に解除され、以後は本市としての行動制限（市民利用施設の使用時間短縮など）は実施していない。
- 感染症対策、医療調整、経済対策などで、県と連携・協調。県内政令市間との連携・情報共有。国や県の動向に関する情報収集を継続
- 9月9日以降、健康福祉局、医療局主導で市長参加の「トップミーティング」を開催（12回開催）し、より専門的な分析と情報共有を推進

【課題】

- 感染防止対策は継続しつつ、政府が感染症法の分類の見直しを開始したことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の収束・新たな感染症危機を見据えた対応を検討

令和5年

【振り返り】

- 政府の通知を受け、3月13日以降、新型コロナウイルス感染症に伴うマスク着用の考え方を見直し
- 4月の組織改編に合わせて、対策本部の一部を改編
- 新型コロナウイルスの感染症法上の5類への移行、国及び県の対策本部の廃止を踏まえ、対策本部会議を開催（4月28日）し、本市の対策本部を廃止し、「警戒体制」（横浜市感染症対策情報連絡体制）とすることを決定

【課題】

- 今後も引き続き、警戒体制により関係区局間の情報共有を確実に行うとともに、再度感染拡大が予想される場合には、速やかに状況を把握し、必要な対策を実施できる体制を維持する必要
- 感染状況の推移や、政府の対応などを確認したうえで、状況に応じて「警戒体制」を解除する時期を検討

振り返り及び課題を踏まえた新興感染症等発生時の対応の留意点

➤ 市本部体制等の設置について

- 今回の感染症対応では、当初は緊急事態等対処計画「社会的影響の大きい感染症対策」に基づき体制を設置し、令和2年3月の「新型インフルエンザ等対策特別措置法」改正後は、同計画「新型インフルエンザ等対策」に基づく体制に移行するなど、新型コロナウイルス感染症が新興感染症であるが故に、計画上の位置付けにおいても混乱がみられた。
- また、感染症の状況等に応じて、感染症対策、医療調整、ワクチン接種、物資調達、くらし・経済対策等、複数の区局の連携が必要となる業務が発生した。円滑な業務遂行のため、その都度、区局横断的なチーム等を立ち上げることで対応した。
- さらに、これまでは、対応が数年間の長期に及ぶ感染症が想定されていなかったこともあり、持続的な対策推進のため、体制を随時改編した。特に、令和3年11月1日改編以降の体制は、長期の対応を踏まえて整理された結果といえる。
- 新興感染症等発生時において、同様の状況が想定される場合には、緊急事態等対処計画・本部運営マニュアルに加えて、本活動記録の体制等を参考にしながら対応することが考えられる。

なお、新興感染症等発生時には、必ずしも新型コロナウイルス感染症と同様の感染状況・社会経済状況を呈するとは限らないため、体制及びチームの構成等については柔軟に対応することが必要である。

➤ **本部会議等の運営について**

- 今回の感染症における本市の対応の多くは、国・県の方針等を踏まえて検討・決定した。そのため、会議の開催についても、「国→県→市」の順序での開催が通例となった。
- 国・県の方針の把握が会議の直前となることも多く、市本部会議の準備、資料作成等に短期間で対応しなければならないことが課題となった。
- また、対策内容ごとに、国の所管省庁や県の所管部局が都度通知等を発出していたため、事務局として多くの情報を裁く必要があった。本市所管部署に直接降りてくる情報については、事務局の把握が遅れてしまうことも課題となった。
- 新興感染症等発生時には、今回の対応を踏まえ、県危機管理部門等から積極的に情報収集を行うとともに、本市所管部署が入手した情報についても速やかに庁内で共有されるような体制づくりが必要である。事務局としても、共有される多くの情報の交通整理も意識しながら本部運営を行う必要がある。

➤ **事務局について**

- 市対策本部の事務局は、危機管理室及び医療局の2局が担う。本部運営及び対策実施がより効果的に行われるためには、初動から2局が連携し、対応を行うことが望ましいため、両局の連携体制等についても確認・検討しておく必要がある。
- 事務局は、会議の準備・資料の取りまとめ等を行う。資料作成については、限られた時間で多数の区局との調整が必要となるため、漏れのない情報共有が求められる。今回の感染症対応では、会議の出席者・議題・資料作成の割り振り等を記載した「会議情報シート」を作成し、会議の日程通知・資料作成依頼のタイミングで関係部署と共有した。
- 取りまとめた会議資料の上席への説明は、事務局（危機管理室等）が担う。各対策内容については、原則として所管局が個別に意思決定を行うものではあるが、上席説明の際に、主要な対策について説明が必要となるケースも想定される。円滑に説明を実施するためにも、所管局の局長もしくは部長等の同席を求めることなどを含めて調整が必要となる。

IV-2 広報・報道について

令和2年

【振り返り】

- 市ウェブサイトにて、新型コロナウイルス感染症に関する特設ページを開設
- 「マスク着用」「3密回避」など求められる行動変容や市の対策状況、方針等について、様々な媒体・機会を活用した市民・事業者向け広報を展開
- X（旧 Twitter）や新たに開設した LINE 公式アカウントなど SNS、ニュースアプリ（スマートニュース）を積極的に活用。市長メッセージ動画など YouTube での発信も強化
- 市ウェブサイトの在住外国人向け新型コロナ感染症情報ページ及び多言語ページ等に加え、Facebook も積極的に活用。英語と「やさしい日本語」を中心とした外国人向け広報を実施

【課題】

- 膨大な情報量の市ウェブサイトでの辿りやすさ（令和3年2月25日、特設ページをリニューアル）
- より効果的な市民への情報発信

令和3年

【振り返り】

- 市ウェブサイトの新型コロナウイルス感染症に関する特設ページを随時更新
- 市ウェブサイトトップページ（プロモーション画像、重要なお知らせ）でのコロナ関連情報の掲載
- 市ウェブサイトにて、新型コロナウイルスワクチン接種に関する特設ページを開設
- 緊急事態宣言の発出、ワクチン接種情報、医療体制確保、経済対策等について、様々な媒体・機会を活用した市民・事業者向け広報を展開
- X（旧 Twitter）や LINE 公式アカウントなど SNS、ニュースアプリ（スマートニュース）を積極的に活用。市長メッセージ動画など YouTube での発信も強化
- 市ウェブサイトの在住外国人向け新型コロナ感染症情報ページ及び多言語ページ等に加え、Facebook も積極的に活用。英語と「やさしい日本語」を中心とした外国人向け広報を実施

【課題】

- 日々更新される情報、膨大な情報量への対応
- より効果的な市民への情報発信

令和4年

【振り返り】

- 市ウェブサイトの新型コロナウイルス感染症に関する特設ページを随時更新（特に、市民向け、事業者向けの支援メニューページを見やすく更新）
- 市ウェブサイトトップページ（プロモーション画像、重要なお知らせ）でのコロナ関連情報の掲載
- 市ウェブサイトの新型コロナウイルスワクチン接種に関する特設ページを随時更新
- ワクチン接種情報、医療体制確保、経済対策等について、様々な媒体・機会を活用した市民・事業者向け広報を展開
- X（旧 Twitter）や LINE 公式アカウントなど SNS、ニュースアプリ（スマートニュース）を積極的に活用。市長メッセージ動画など YouTube での発信も強化
- 市ウェブサイトの在住外国人向け新型コロナウイルス感染症情報ページを随時更新

【課題】

- 日々更新される情報、膨大な情報量への対応
- より効果的な市民への情報発信

令和5年

【振り返り】

- ワクチン接種情報、5 類への移行等について、広報よこはま等を活用した市民・事業者向け広報を展開
- 市ウェブサイトの新型コロナウイルス感染症に関する特設ページを随時更新
- 市ウェブサイトトップページ（プロモーション画像、重要なお知らせ）でのコロナ関連情報の掲載
- 市ウェブサイトの新型コロナウイルスワクチン接種に関する特設ページを随時更新
- X（旧 Twitter）や LINE 公式アカウントなど SNS を積極的に活用。

【課題】

- 継続した感染予防やワクチン接種情報の周知
- 日々更新される情報、膨大な情報量への対応
- より効果的な市民への情報発信

振り返り及び課題を踏まえた新興感染症等発生時の対応の留意点

➤ 報道対応について

- 今回の感染症対応では、市長定例記者会見や記者発表により情報発信を行った。
- 新興感染症等発生時においても、市長定例記者会見などを通じて、適時、効果的な情報発信に努める必要がある。また、報道機関からの要請や取材に対して、正確な報道に繋げるため、迅速かつ丁寧な対応が必要となる。

➤ 市民・事業者向けの情報発信について

- 今回の感染症対応では、基本的な感染症対策、ワクチン接種、給付金、市民向け相談窓口、事業者向け融資・資金繰り支援の情報など、多種多様な情報を発信した。情報の性質・対象者に応じて、市ウェブサイトやSNS、広報紙、テレビ、ラジオなど様々な媒体を効果的に活用する必要があった。
- オンライン媒体の使用が難しい高齢者からは、紙媒体での広報に強い要望があった。また、多言語広報として、英語・やさしい日本語による広報（市ウェブサイト、SNS等）、インターFMでの多言語放送、広報よこはま多言語版の作成などを行った。
- 新興感染症等発生時にも、感染状況・社会経済状況がめまぐるしく変化する中、情報をタイムリーに発信することが重要となる。また、感染状況によっては、人との接触等を控えるため、対面や紙媒体の配布による情報提供が難しい場面も想定される。そのため、SNS等の即時性のあるオンライン媒体を積極的に活用しつつ、高齢者等の情報弱者にも配慮した情報発信を行う。

➤ 市ウェブサイトの特設ページについて

- 今回の感染症対応では、市ウェブサイト感染症対策、ワクチン接種、市民・事業者向け支援メニュー等の特設ページを作成し、プロモーションエリアを活用するなどして、情報発信を行った。
- 市ウェブサイトには、各区局にまたがる多くの情報を随時掲載することが必要となった。対策所管区局からの情報提供を受け、適時掲載情報を更新したが、各区局からの情報共有の遅れ・漏れ等により、ウェブサイトの更新も遅れることが課題であった。
- 新興感染症等発生時には、広報・報道チームとして積極的に情報収集を行うとともに、各区局に対しても、随時、掲載情報の確認を呼びかける等の対応が必要となる。

IV-3 職員応援調整について

令和2年

【振り返り】

- 感染・危機管理対応等の業務繁忙・逼迫の部署に兼務等を発令し、応援体制を確保
- 区※では、福祉保健センター又は区役所全体による応援体制を独自に構築・実施
 - ※ 参考：鶴見区の区内応援体制に係る取組事例
- 応援実施時期
 - 令和2年3月～12月
- 応援者の役割
 - 電話受付、事務応援、年末におけるPCR誘導・受付、陽性患者・濃厚接触者への対応
- 応援者の本来業務の運用
 - ・ 区長の指示のもと、全ての課で不要不急の業務について中止・延期・縮小
 - ・ 福祉保健センター業務について、所管局から指示があったものについて中止・延期・縮小
 - ・ 福祉保健課の業務において、各区に実施の判断を任された事業については一部縮小
 - ・ 応援を出した各職場においては事業を中止・延期・縮小のうえ、職員間の相互フォローを実施

【課題】

- 応援人員を捻出するため、平時業務の優先度の整理、応援可能職員の把握
- 感染防止（テレワーク、出勤抑制など）と業務遂行との両立
- 感染対応の長期化による業務・人員への支障・負担の軽減
- 今後の災害時対応を見据えた長期的な視点での専門人材の確保

令和3年

【振り返り】

- ワクチン接種会場運営への応援体制の確保
 - ・ 18区集団接種会場の運営に向けた応援
 - ・ 一般職員も含めた集団接種会場への柔軟な応援体制の構築
 - ・ 大規模接種会場運営に係る応援
 - ・ 若者向けワクチン接種センター運営に係る応援
- 区の職員体制強化
 - ・ 各局統括本部から各区へ応援する体制を構築
 - ・ 機構廃止等に伴う一般職員の応援配置を実施
 - ・ 前倒し採用による新採用職員の配置を実施
- 子育て世帯生活支援特別給付金（ふたり親世帯分）業務応援及び18歳以下の子どもへの給付金支給関連業務に係る責任職応援体制の構築
- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金業務の体制構築
- 全庁的な応援体制の構築のため事業の中止・縮小・延期等の通知
 - ・ 準備・検討段階の（新規）事業
 - ・ 啓発・イベント等に係る事業

- ・内部事務及び内部業務
- ・各種計画の改定・策定期間を延長・見直せるもの
- ・派遣職員の解消

【課題】

- 応援人員を捻出するため、平時業務の優先度の整理、応援可能職員の把握
- 感染対応の長期化による業務・人員への支障・負担の軽減
- 多忙な業務のため、精神面及び体力面での配慮が必要（体調不良者の発生による交代調整等）
- 国や県の方針による、応援の規模や発令時期の調整

令和4年

【振り返り】

- 4回目、5回目ワクチン接種のための会場運営への応援体制の確保
 - ・方面別接種会場、大規模接種会場、臨時接種会場の運営に係る応援
- 区の職員体制強化
 - ・各局統括本部から各区への応援を引き続き実施
- 18歳以下の子どもへの給付金支給関連業務に係る責任職応援体制の構築
- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金業務の体制構築
- 臨時特別給付金に関する問い合わせ対応のための関係所属への兼務発令

【課題】

- コロナにより停止していたイベント・事業が再開しつつある状況下での応援人員の捻出
- 感染対応の長期化による業務・人員への支障・負担の軽減

令和5年

【振り返り】

- 5回目ワクチン接種のための会場運営への応援体制の確保
 - ・方面別接種会場、臨時接種会場の運営に係る応援
- 区の職員体制強化
 - ・各局統括本部から各区への応援体制の枠組み継続

【課題】

- コロナにより停止していたイベント・事業が再開しつつある状況下での応援人員の捻出

振り返り及び課題を踏まえた新興感染症等発生時の対応の留意点

➤ 応援体制の構築について

- 今回の感染症対応においては、感染の急速な拡大やワクチン接種業務への対応等に伴い、保健所等で大幅な業務繁忙が発生し、全庁的な応援体制を、スピード感を持って構築することが必要となった。
- 応援体制の構築にあたっては、通常業務の執行体制確保との両立が課題となる。今回の対応では、事務・事業の中止・縮小、業務の優先順位付け等により応援人員を確保できるよう、関係局と連携して、感染状況に応じた業務対応方針（副市長通知等）を発出する取組を進めた。
- 新興感染症等発生時には、感染症対応のために発生した業務と通常業務との両立を図ることができるよう、状況に応じた業務対応方針等について早期に発出する。区局内応援では対応しきれず、全庁的な応援体制の構築の必要性がある場合は、会議や通知等、様々な手段で全庁的に状況を共有し、応援体制の構築に取り組んでいく必要がある。

➤ 職員応援調整について

- 今回の感染症対応では、短期間で応援職員が入れ替わることによるノウハウの蓄積や業務の継続性も課題となった。応援の受け入れ職場においても、アウトソーシングによって対応する業務と、応援職員によって対応する業務を仕分ける等、応援受け入れ前の事前の調整や工夫が重要である。また、業務整理により、応援要請元と応援者の想定業務のミスマッチを避ける効果もあるため、応援実施前の丁寧な事前準備や調整に取り組む必要がある。
- 多忙な業務に継続して従事する職員の肉体的・精神的負担を考慮する必要がある。適切な応援期間の設定、柔軟な職員の交代等に配慮する。

➤ 市役所の執行体制確保について

- 職員の感染が増える中で、市役所の執行体制を確保するため、公務の運営に支障のない範囲で勤務に係る制度（フレックスタイム制度、自宅勤務等）を柔軟に利用できるようにした。

IV-4 くらし・経済対策について

令和2年

【振り返り】

- 「感染拡大防止」と「経済再生」の実現を両輪に、総額約6,100億円の対策を4度の補正予算で実施

【課題】

- 対策財源の確保
 - ・国からの「新型コロナ感染症対応地方創生臨時交付金」の更なる増額要望
 - ・県との「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の本市事業への更なる充当の調整継続
- 包括支援交付金について、対象事業の更なる拡充、及び大都市として対策を実行できる指定都市への直接交付

令和3年

【振り返り】

- 引き続き感染・医療対策と経済再生の両立を基本に、必要な対策の調整を実施
- 3年度当初予算で総額約2,405億円の「くらし・経済対策」を発表し、その後必要な対策については随時補正予算で計上

【課題】

- 地方創生臨時交付金を有効に活用するため、充当事業の十分な執行管理が必要となるが、感染状況により所要額が大きく変動し執行の見通しを立てることが困難な事業が多数存在

令和4年

【振り返り】

- 引き続き感染・医療対策と経済再生の両立を基本に、必要な対策の調整を実施
- 4年度当初予算で総額約2,041億円を計上し、その後必要な対策については随時補正予算で計上

【課題】

- 地方創生臨時交付金を有効に活用するため、充当事業の十分な執行管理が必要となるが、感染状況により所要額が大きく変動し執行の見通しを立てることが困難な事業が多数存在

令和5年

【振り返り】

- 5年度当初予算で総額約1,133億円を計上し、感染・医療対策等を実施

【課題】

- 感染症法上の分類が変わる中、基礎自治体として実施する支援の在り方については要検討

振り返り及び課題を踏まえた新興感染症等発生時の対応の留意点

➤ 市民利用施設・市主催イベント等の利用制限について

- 今回の感染症対応では、感染状況に応じて示される国・県の対処方針等を踏まえ市民利用施設・市主催イベント等の利用制限を行った。緊急事態宣言等の期間延長やフェーズの切り替わり（制限内容の変更）等は直前で決定されることも多く、短い期間で市の方針検討・市民への周知等の対応が必要となる状況が見られた。
- 利用者が予約をキャンセルした場合又は休館により利用できなくなった場合の料金返還、指定管理者への補填、施設の利用再開後の補填等、考え方の段階から検討・調整を行う事項が多々あり、短期間で財政局と整理していったため、新興感染症等発生時も同様の状況が想定される。
- また、各施設等における感染対策に関しては、各業界団体が示すガイドライン等も注視する必要がある。

➤ 市民・事業者向け支援について

- 今回の感染症対応では、コロナ禍により厳しい情勢となった市民向けの給付金・助成・相談窓口の設置、事業者向けの融資・資金繰り支援、商店街・文化芸術活動・市内観光・MICEへの支援など多様な取組を実施した。
新興感染症等発生にも、今回のように対応が長期化することも想定されるため、適宜補正予算を計上するなど、必要な支援策を継続していくことが必要になる。
- また、感染症のフェーズや市民・事業者のニーズを把握しつつ、国・県とも連携を図りながら支援を実施することが重要となる。感染が収束に向かうフェーズ以降であっても、事業者の厳しい経済状況が続く場合には、ニーズに応じた対策を検討する必要がある。

IV-5 ワクチン接種について

令和3年度

【振り返り】

- 令和3年2月からワクチン接種開始。当初、人口規模が基礎自治体で最大の横浜市ではワクチン確保や接種体制整備、予約受付等に苦慮するも、9月には「新型コロナウイルス感染症対策加速化プラン～Acceleration Plan～」を発表し、若者向け接種センターの設置や、深夜・早朝接種等の実施により、接種を促進。
- 12月からの3回目接種では、個別接種を約2,000医療機関へ拡充し、集団接種、大規模接種と合わせて体制を強化するとともに、市内302か所の郵便局や、18区役所の相談員による予約代行等の取組を重ね、短期間で接種率が大都市※でトップとなる。

※人口100万人以上の都市

【課題】

- 令和4年度以降の安定的なワクチン接種体制確保
- 安定的なワクチン供給及び供給量・スケジュールの早期提示

令和4年度

【振り返り】

- 令和4年5月 60歳以上の方及び18歳以上59歳以下で基礎疾患を有する方・その他重症化リスクが高いと医師が認める方へ4回目接種開始
- 9月 従来のワクチンを2回以上接種した12歳以上のすべての方へ、オミクロン株(BA.1)対応ワクチンの接種を令和4年秋開始接種開始
- 10月 オミクロン株(BA.1)対応ワクチンに加え、オミクロン株(BA.4-5)対応ワクチンを接種開始
- 令和5年3月 小児(5歳から11歳)を対象としたオミクロン株(BA.4-5)対応ワクチンの接種を開始

【課題】

- 特例臨時接種終了後の定期接種化を見据えたワクチン接種体制確保

令和5年度

【振り返り】

- 5月 初回接種が完了している方のうち、高齢者(65歳以上)、基礎疾患を有する方(5～64歳)等、医療従事者・介護施設従事者等へ令和5年春開始接種開始
- 9月 初回接種※1を完了した生後6か月以上の全ての方を対象として、令和5年秋開始接種開始

【課題】

- 国庫補助上限額設定後の接種体制の整備
- 令和6年度以降の安定的な接種体制確保

振り返り及び課題を踏まえた新興感染症等発生時の対応の留意点

➤ 接種体制の整備について

- 新型コロナワクチンの接種においては、接種会場の運営、ワクチン配送センターの設置、ワクチン接種コールセンターの開設、接種券の発送等、多様な業務が発生した。横浜市のような大都市で、接種を希望する多くの方への迅速かつ円滑なワクチン接種には、マンパワーが必要となる。前例のない事項も多い中、アウトソーシングの活用等、工夫を凝らして対応を行った。
- コールセンターの設置等、体制がある程度確立されるまでは、膨大な数の問合せ対応に追われた。新興感染症発生時は、可能な限り初期段階から体制を整備できるとよい。
- 接種間隔の短縮等、国の方針変更に伴う接種券の印刷や発送のスケジュール調整に苦慮した。数十万枚もの印刷や発送を直前に変更するのは困難であり、限界がある中で、調整を行った。
- 初回接種時、比較的接種率の低かった 12 歳～64 歳の接種計画を見直し、接種を加速化するため、若者向けワクチン接種センターの設置、深夜・早朝接種等を実施した。
- VRS 等システムで蓄積される接種データを基に接種行動を分析し、十分な予約枠の確保や計画的な接種券の送付等、事前準備に活用することで、円滑なワクチン接種を実施した。新興感染症等発生時のワクチン接種に関する事業費については、国庫補助金の活用が想定される。令和 5 年度は補助金の制度変更があり、執行の直前まで詳細が示されないなどの状況から、様々な想定での事業シミュレーションの検討や、特に綿密なスケジュール管理、予算管理が必要となった。

IV-6 感染症対策について

令和2年

2月のダイヤモンド・プリンセス号への対応を皮切りに、新型コロナウイルスという未知の感染症に対し、手探りで対応を進めた時期であった。

まずは封じ込めを主眼に、海外からの帰国者対応、集団発生（クラスター）対応、緊急事態宣言の発出に伴う措置などに取り組む一方、医療提供体制のひっ迫から、宿泊療養や自宅療養など新たな仕組みの構築・運用などに取り組んだ。

また、未知の感染症に対する市民の不安や混乱に対応することが求められた。

【振り返り】

➤ ダイヤモンド・プリンセス号の対応

700名以上の陽性者の発生届を市保健所が受理し、入院後の医療費、陰性確認検査、退院調整や医療機関からの相談対応を実施した。また、感染症診査会、就業制限通知、入院勧告、公費負担事務、移送費（他自治体間をも含む）の事務や市民等の下船者の健康フォローアップも行った。

➤ 検査体制の拡充等

検査開始当初は、検査資器材が不足し、1日当たりの検査可能数も少なかったため、必要な方全てに検査を行うことができなかった。

そこで、市衛生研究所に加え、民間検査会社への委託等を行うとともに、区医師会と連携した簡易検体採取所の導入など多様な検査体制を確保した。

また、市医師会と連携し休日急患診療所・夜間急病センターの体制強化を行い、発熱患者の円滑な診療体制を確保した。

- ・市内医療機関での検査体制拡充（12月末時点：約800医療機関）
- ・簡易検体採取所の設置（4月～/12月末時点：12か所、延べ471回設置）
- ・年末の診療・検査体制強化（休日急患診療所、夜間急病センターの体制強化）

➤ クラスター対策

健康福祉局健康安全課に積極的疫学調査チーム（Y-AEIT）を設置し、医療機関や高齢者施設等で施設内感染が確認された際に、区と協力し早期に立入調査を実施し、感染経路の究明、感染拡大防止のための指導等を行った。

- ・積極的疫学調査チーム（Y-AEIT）の設置（6月）
- ・接待を伴う飲食店に対し、従業員のPCR検査を実施（7月/神奈川区、西区、中区）

➤ 感染症コールセンター、帰国者・接触者相談センター

2月10日に両コールセンターを設置。12月1日からは、コールセンターを統合し「新型コロナウイルス感染症コールセンター」とし、24時間対応できる相談先とした。

➤ 患者移送体制

検査や入院時等に、自力で移動する手段がない患者等について保健所による移送が必要な場合に、「移送車」または「民間救急車」による患者の移送を行った。

- ・患者移送体制の確保、強化（委託移送車両台数：20台（12月末時点））

➤ 広報・啓発・データの見える化

- ・公共交通機関や商業施設等の協力を得て感染予防策などのポスター・サインージを掲示

・市ウェブサイトにて新型コロナウイルス感染症の特設ページを開設し、感染予防策やQ Aを掲載するとともに、区別患者数などのデータを公表

➤ 医療資器材の確保・配布

世界的に感染が拡大していく中、「物資チーム」により資器材の購入を進めた一方で、医療提供体制を維持するため、保健所として一定規模の医療資器材を購入し、配布を行った。

【課題】

- 未知の感染症に対応するための仕組みや体制構築
未知の感染症に対し、これまで想定されていなかった様々な仕組みを迅速に構築する必要があるとともに、それらを実行する柔軟な体制作りが必要であった。
- 市民等への広報・啓発の強化
市民の不安や混乱が広がり、陽性者や医療従事者等への誹謗中傷や差別事例も発生した。感染症に対する正しい理解や感染症対策の徹底に向けたさらなる啓発を進めることが必要であった。
- 医療資器材の確保
必要な医療資器材が枯渇したことから、あらゆる手段で確保・配布を進めた結果、市場の安定により一部が在庫となり、後に国から指摘されることとなった。
- ダイヤモンド・プリンセス号対応関係
 - ・陽性者対応を検疫所や保健所など、どこが行うのか役割分担が不明確だった。
 - ・乗客の対応や船内での検査状況、陽性者情報など、検疫所からの情報共有が不十分だった。また、関係機関が多く、情報共有等調整に苦慮した。
 - ・社会資源や仕組みが整っていない中、陽性者対応や下船者の健康フォローアップなど、保健所に相当の負担が生じた。

令和3年

従来株よりも感染力が高い変異株への対応が求められた時期であった。特に7月以降は、感染性が高く、若年層でも重症化する傾向のデルタ株の流行に伴い、病床のひっ迫が深刻化した。

そうした中、「新型コロナウイルス感染症対策加速化プラン～Acceleration Plan～」として、医療提供体制の充実やワクチン接種の促進、自宅療養者の重症化を防ぐための見守り支援制度の整備など、新しい対策を進めた。

【振り返り】

➤ 検査体制の拡充

- ・市内医療機関での検査体制拡充（12月末時点：約1,000医療機関）
- ・簡易検体採取所の設置（12月末時点：12か所、延べ977回設置）
- ・年末の診療・検査体制強化（休日急患診療所、夜間急病センターの体制強化、年末年始に診療を行う医療機関への支援金支給）

➤ クラスタ対策

- ・積極的疫学調査チーム（Y-AEIT）による集団検査等を継続実施
- ・障害者施設等の従事者に対する定期的PCR検査実施（5月～）

※高齢者施設等の従事者については、県が日本財団の無料検査事業を活用

➤ **新型コロナウイルス感染症コールセンター**

・新型コロナウイルス感染症コールセンターで相談受付を継続実施

➤ **自宅療養者見守り支援**

第5波のデルタ株は重症化することも多く、病床がひっ迫した。そのため、入院が必要な患者の見極めのための受診や入院に至らないが医療が必要な患者を診療する体制を早期に確保していく必要があった。

そうした中、協力病院においてCT撮影を行い、重症度を見極め、必要な患者を入院につなげる仕組みや、医師会や民間事業者によるオンライン診療や往診体制の構築により、入院に至らないが医療が必要な患者に対応した。各区医師会と区につながりが生まれ、情報共有や相談できる関係づくりのきっかけとなった。

・協力病院によるCT撮影など外来検査の実施（8月～）

・民間事業者による夜間往診等の実施（8月～）

・オンライン診療等の医療提供体制を各区医師会と連携して構築（12月～）

➤ **広報・啓発・データの見える化**

広報・啓発を拡充するとともに、新型コロナウイルス感染症関連データサイトの開設とオープンデータ化を進めた。オープンデータは、民間のウェブサイトや庁内の各種資料等に利用されるなど、広く活用が進んだ。

・若年層向け広報・啓発として人気漫画とコラボしたポスターを作成

・新型コロナウイルス感染症に関する統計データをホームページでダッシュボード化

閲覧回数 1週間当たり、最大で80,000ビュー以上

【課題】

■ **変異株による急激な感染拡大に対応するための仕組みや体制構築**

従来株よりも感染力が高い変異株の流行により、医療提供体制の安定に向けあらゆる対策が求められるとともに、それらを実行する体制の確保など、対応に苦慮する場面が多くあった。

■ **重症化リスクを踏まえた対策の実施**

限られたリソースの中、変異株の特性や重症化リスクをふまえたメリハリのある対策の実施が必要であった。

■ **市民等への広報・啓発の強化**

株の特性が変化していく中、感染対策や制度変更の内容について、引き続き正しく理解してもらうための情報提供や分かりやすい広報が必要であった。

令和4年

令和4年当初より、重症化率は低いが感染力の高いオミクロン株が流行した。

特に7月には、7,013人/日と最多の新規陽性者が発生するなど爆発的に患者が増加する中で、これまでの対応では対処しきれない事態となった。

オミクロン株の特性等をふまえ、健康観察対象者や発生届出対象の重点・限定化を行うとともに、病床のさらなる確保や抗原検査キットの活用を推進するなどにより、医療提供体制の維持に努めた。

【振り返り】**➤ 検査体制の拡充**

- ・医療機関への抗原検査キット配布
- ・市衛生研究所でのフルゲノム検査開始（令和4年4月）
- ・市内医療機関での検査体制拡充（12月末時点：約1,200医療機関）
- ・簡易検体採取所の設置（6月末時点：延べ12か所、1,112回設置）※7月から休止
- ・診療・検査体制強化（休日急患診療所、夜間急病センターの体制強化、年末年始に診療を行う医療機関への支援金支給）

➤ クラスター対策

- ・積極的疫学調査チーム（Y-AEIT）による集団検査等を継続実施
- ・施設従事者用の抗原検査キット配布

➤ 新型コロナウイルス感染症コールセンター

最大時に1日で10,727件（令和4年2月7日）受電するなど、医療機関、保健所等の業務負担の軽減を図るうえで重要な役割を果たした。

- ・新型コロナウイルス感染症コールセンターで相談受付を継続実施
- ・感染症コールセンターでの相談受付（180回線に増設）
- ・IVRの活用

➤ 広報・啓発・データの見える化

高齢者や重症化リスクのある方など、対象者に応じて適用される制度が異なり、一律の広報では一人ひとりに最適な案内を届けることが難しくなったことから、ポスター・チラシ・ホームページに加え、SNSによる広報・啓発を充実させた。

- ・医療機関の検索、受診・自宅療養の案内など、特にお知らせする必要のある内容や、問合せの多い内容について、SNSを活用してタイムリーに情報提供
- ・特設サイトを、スマートフォンユーザーの見え方や操作性を意識し改修

➤ 自宅療養者見守り支援

自宅療養者支援において薬剤配送を担う薬剤師会に対し、本市独自で補助を行った。

オミクロン株により軽症の感染者が急増したが、オンライン診療、訪問診療の体制があることで、自宅療養者の薬剤処方、在宅酸素療法などの医療ニーズに対応することができた。

➤ 抗原検査キットの確保・配布

医療のひっ迫緩和のための抗原検査キットの配布に関し、県を通じた国からの配分を待たずに、自ら緊急的に確保したうえで迅速に医療機関に配布した。

- ・福祉施設等に配布することで、施設職員が早期に検査をすることができ、感染拡大防止につながることができた。
- ・医療機関に配布し、受診に来た軽症者に医療機関からキットを渡し検査を促すことで、医療機関のひっ迫緩和につながることができた。

【課題】

- 外来や救急のひっ迫緩和に向けた取組

外来や救急のひっ迫に対し、検査キットの活用や救急の適正利用の声掛けなどを行い、一定の成果が得られたが、感染の再拡大を見据え、引き続き定期的な情報発信や解熱鎮痛薬の家庭備蓄などの啓発が必要であった。

■ DXの推進による業務の効率化

効率的な事務処理のため、医療機関等関係者を含めた全国共通システムの構築や利用など、DXの推進が必要。

令和5年

5月8日に、新型コロナウイルス感染症が5類化したことに伴い、「横浜市感染症対策情報連絡体制」に移行した。

5類化後も市民からの相談対応や広報啓発に取り組んだ。感染症コールセンターやSNSによる情報発信など、制度移行期における必要な情報提供等に努めた。

- ・新型コロナウイルス感染症コールセンターによる相談対応
- ・SNSを活用した基本的な感染対策等の周知
- ・お盆、年末年始における休日急患診療所の体制強化

振り返り及び課題を踏まえた新興感染症等発生時の対応の留意点

4年間にわたる新型コロナウイルス感染症対応では、医療関係団体や市内各部署などと連携を深めつつ、前例のない仕組みや制度にも取り組んだ。

これらの実績から、今後の新興感染症発生に備えた体制や施策の方向性について、感染症予防計画（「よこはま保健医療プラン2024」内）で定めた。

これまで培ってきたノウハウや関係機関との連携について一層深めつつ、最大規模の基礎自治体である本市自らが、本市の対応力や豊富な社会資源を生かし、大都市における感染症リスクに主体的・機動的に対応していくよう、医療提供体制や検査体制の整備、保健所の体制づくり、人材育成等について平時から着実に進めていくことが重要である。

➤ 機動的な新興感染症対応の体制について

- 感染症対策部門においては、新興感染症発生初期から検査、患者対応、市民からの相談対応が始まるため、過去に類を見ないほどの業務繁忙となり、その状況に応じ、緊急または臨時的体制を構築しながら対応を行った。また、区役所においても、健康観察や入院調整など患者支援に忙殺され、深夜まで業務を行う状況が続いた。

また、医療分野におけるICTの活用が進んでいないことにより、多くの医療機関がFAXで発生届を提出し、保健所はそのシステム入力等に多くの人員が必要となるなど、医療機関や保健所の業務負担が著しく増加しただけでなく、感染症の発生状況の迅速な把握が困難な状況であった。

- こうした状況をふまえ、外部委託や業務一元化など業務の効率化について、平時から検討するとともに、発生時には、業務優先度の見極めや、職員応援や人材派遣会社の活用などによる人員確保を早急に進める。

さらに、医療分野におけるICT活用について、国による推進の動きを踏まえつつ、必要に応じ、医療機関への活用勧奨等に取り組む。

- 発生時に即対応できるよう、保健師等の専門職に対する研修・訓練や、広く職員に対する研修など、人材育成に取り組む。
- **関係機関との連携**
- 感染症対応においては各関係機関や庁内関係部署との連携やタイムリーな情報共有が重要である。
 - そのため、平時から役割分担や情報共有の方法などを関係機関・部署と整理しておくとともに、訓練や研修、会議などの場を通じて、連携を深めておく。
- **平時から有事までの継続したリスクコミュニケーション**
- 有事の際、市民の安心に役立てていくためにも、行政として正しい情報をしっかりと発信し、また、市民に確実に伝わっていくことが大切である。
また、特に新型コロナ発生当初には、陽性者や医療従事者等への誹謗中傷や差別事例が発生しており、差別や偏見を防ぐことも非常に重要である。
 - 平時から感染症に関する様々な情報を継続的に広報・啓発し、正しい知識や理解を深めるとともに、新興感染症発生時には、明らかになった事実だけでなく、「明らかになっていない」ということも含めた正しい情報を、プライバシーや人権に配慮しながら幅広い媒体を用いて発信するといった、リスクコミュニケーションに取り組んでいく。
- **地域の実情に応じた機動的な対策実施**
- 本市のような豊富な人材や社会資源を有する大都市が、その力を最大限に発揮して、地域の実情に応じた機動的な対策を実施するためには、感染症対応における一定の権限と財源の移譲が必要であり、引き続き、国への要望等を行っていく。
 - ・医療提供体制のひっ迫緩和のための抗原検査キット配布や、休日急患診療所の体制強化など、地域の実情をふまえて本市が先行して実施した例が様々あった。
 - ・また、いざというときに国と指定都市が直接情報を共有し、地域の状況をふまえた効果的な施策の立案につなげることが重要である。

IV-7 医療調整について

令和2年

【振り返り】

- 1月31日に市内初のコロナ感染者が発生し、2月にダイヤモンド・プリンセス号の渡航者の対応があり、3月からは発熱患者が市内で多発し、新型コロナウイルスの陽性患者が出始めた。そうした状況の中、多発する発熱患者の対応は厳しく、発熱を起因とする患者の受入はいくつかの医療機関に限定されていった。4月5日（日）の未明、発熱患者の応需を断る医療機関が多く、横浜市立大学附属病院に発熱患者の搬送が集中する状況となり、感染者の発生や市内医療機関の入院状況などを収集し、感染者の円滑な入院と平時の救急医療の両立を図り、医療崩壊を防止するため、4月初旬早々に、横浜市新型コロナウイルス対策医療調整本部(Y-CERT)を設置
- 7月に当初入院調整を担っていた保健所の業務がひっ迫したことを受け、入院調整業務を保健所からY-CERTに変更して対応
- 中等症・重症のコロナ陽性患者を受け入れる病床を約500床確保し、安定した医療提供体制を構築。旧市民病院を宿泊療養施設として活用（200床確保）
- 市中感染の拡大に伴い、課長、係長を県本部に派遣し、重症病床の確保や県域病床の情報共有、容体が悪化した自宅療養者の迅速な入院・搬送調整を県本部と連携して実施（11/25~2/5）
- 年末年始には、新規感染者数や自宅及び宿泊療養中の容体悪化者の増加と、厳しい病床状況や救急需要の増加などを見据え、「Y-CERT 年末年始特別チーム」を編成し対応

【課題】

- フェーズに応じた新型コロナウイルス感染症病床の確保
- 感染症医療と一般医療との両立の推進
- 感染拡大時の入院調整業務の人員不足や、入院調整が困難を極める状況が発生

令和3年

【振り返り】

- 令和2年に引き続き、Y-CERTにおいて、市内の病床使用状況の把握や新規患者の入院調整、医療機関間での転院調整を実施し、感染症医療と一般医療との両立を図った。
- 7月以降の急激な新規陽性者数の増加（第5波）では、医療局内応援による調整担当の係長を追加配置するとともに、健康福祉局とも連携し、神奈川県のお知らせに基づく入院対象者の優先度付けを実施した。また、陽性患者の救急搬送の増加時には、消防局と連携し、市内の救急搬送状況のリアルタイムでの情報共有、並びに医療機関への受入調整を実施した。
- 8月の第5波には病床使用率が約9割となるなど感染拡大が繰り返される中、医療機関への支援金や施設整備費の補助等の支援策を実施しながら、病床の拡充に向けて働きかけを続けた。
- コロナ専門病院として令和3年12月1日に「横浜はじめ病院」を開院し、自宅療養者のうちリスクの高い高齢者や基礎疾患のある方を受入れ、早期診断・早期治療を実施した。

【課題】

- 軽症の陽性患者の救急要請の急増に対する体制の構築
- 社会的要因により入院対応が必要な陽性患者への対応

令和4年

【振り返り】

- 令和3年に引き続き、Y-CERTにおいて、市内の病床使用状況の把握や新規患者の入院調整、医療機関間での転院調整を実施し、感染症医療と一般医療との両立を図った。
- オミクロン株が主流の第6波～第8波において、軽症の陽性患者の救急要請や社会的要因による陽性患者の入院調整が多く、8割超の病床使用率となったが、医療局内応援による調整担当の係長を追加配置するとともに、健康福祉局とも連携し受入調整を行った。また、陽性患者の救急搬送の増加時には、消防局と連携し、市内の救急搬送状況のリアルタイムでの情報共有、並びに医療機関への受入調整を実施した。
- オミクロン株が主流の第6波～第8波では、陽性患者用病床を持つ医療機関においても医療従事者の陽性者又は濃厚接触者の急増によるスタッフ不足が生じ、入院受け入れが困難となる状況があった。
- 第6波での経験を踏まえて、7月以降、これまで陽性患者の入院受け入れを行っていなかった医療機関においても、軽症者や社会的要因で入院が必要な陽性患者が医療に繋がるよう、継続的に陽性患者用病床の確保を進めた。
- 令和5年5月8日から感染症法上の区分が5類に移行することを踏まえて、令和5年3月末をもってコロナ専門病院「横浜はじめ病院」の運営を終了した。
- (横浜はじめ病院の運営実績)

運営期間	令和3年12月1日～令和5年3月31日
患者受入実績	1,625人
重症化予防の中和抗体療法	914件（市内実施件数の約8割）

【課題】

- コロナウイルス感染症以外の疾患や社会的要因により入院対応が必要な陽性患者への対応
- 感染症法上の区分の変更があった場合や通常の医療体制における陽性患者の外来・入院等の対応

令和5年

【振り返り】

- 令和5年5月8日感染症法上の位置づけの5類変更後に、幅広い医療機関が、個別症状に応じて入院患者を受入れる体制へと段階的に移行するため、引き続き関係機関と協力しながら受入病床の確保を進めた。
- 感染症法上の位置付け変更前まで、令和4年に引き続き、Y-CERTにおいて、市内の病床使用状況の把握や新規患者の入院調整、医療機関間での転院調整を実施し、感染症医療と一般医療との両立を図った。
- 感染症法上の位置付け変更後も地域でつながりのある医療機関間で調整が困難な際に入院調整の支援を行うため、Y-CERTを一定の間、継続することとした。
- 令和5年5月8日以降は医療機関間での調整が進み、Y-CERTへの入院調整依頼が基本的でない状況となったため、令和6年3月末をもって、Y-CERTを廃止とした。

【課題】

- 通常の医療体制における陽性患者の外来・入院等の対応
- コロナウイルス感染症以外の疾患や社会的要因により入院対応が必要な陽性患者への対応

振り返り及び課題を踏まえた新興感染症等発生時の対応の留意点**➤ 医療調整本部（Y-CERT）について**

- 今回の感染症対応では、関係局（医療局・健康福祉局・消防局）及び救命救急センター救急医や横浜市医師会・横浜市病院協会の医師などで医療調整本部（Y-CERT）を編成し、市内医療機関等の情報収集、入院・転院調整等を行うことで、感染症医療と一般医療の両立を図った。新興感染症発生の際も、感染が爆発的に増大した場合には、入院調整・転院調整が困難となることが想定される。その場合は今回のような局横断的な体制をとり、重症度に応じた入院先の調整や軽快した患者の転院調整等の病床コントロールを行うことが求められる。
- 感染が拡大し、入院調整件数が増加する状況に対応するため、職員の専任配置・局内応援・関係局との連携等を適宜行うとともに、緊急事態宣言期間や年末年始期間等には、体制増員するなどし、持続的な運営を行った。
- 令和5年5月の感染症法上の位置付け変更に伴い、国は、行政による調整から医療機関間での調整を基本とする仕組みに移行していくことを示したが、円滑な移行のために現行の枠組みを当面継続することが可能であるとした。そのため本市としては、一定の間、Y-CERTを継続し、地域でつながりのある医療機関間で調整が困難な際にY-CERTが入院調整の支援を行うこととした。

➤ 病床等の確保について

- 今回の感染症対応では、入院が必要な陽性患者への対応として、病床等の確保を進めた。最初期には、公立・公的の基幹病院の協力により確保し、その後は民間病院に対しても働きかけを継続的に行った。その他、コロナ専門病院の開設、軽症者等の宿泊療養施設の開所等を実施した。
- 宿泊療養は神奈川県が県全体の入所調整を行ったが、居住自治体内の施設への入所が原則であり、市内に宿泊療養施設を開所したことで、本市の陽性患者対応の負担軽減につながった。
- 各波によって病床確保のための対応が異なった。高齢者の感染が多い時は、高齢者施設との連携が必要となるなど、新興感染症発生時も、その時々状況に応じた対応が必要になることが想定される。
- オミクロン株による感染拡大時は、医療従事者の陽性者及び濃厚接触者が急増したため、病床を確保しても、従事者が不足するなどの課題があった。
- 新興感染症等発生時にも、医療機関等と連携し、病床・医療提供体制の確保を行う。

IV-8 寄附・物資について

令和2年

【振り返り】

- 感染発生初期に、マスクやアルコール消毒液等医療衛生物資が市場で枯渇し、調達が困難。独自の海外ルート及び寄附等により確保し、医療・福祉等公共的サービスの維持に貢献

【課題】

- 不測の事態に備えた計画的な調達・備蓄（毎月の発注量の平準化など）
- 寄附に関する需給調整

令和3年

【振り返り】

- 寄附に関する需要調整（新型コロナウイルス感染症本部体制の改編時に寄附受付は終了【11月】）

振り返り及び課題を踏まえた新興感染症等発生時の対応の留意点

➤ 寄附について

- 今回の感染症対応では、感染発生初期は、マスクやアルコール消毒液等医療衛生物資が市場で枯渇し、調達が困難であったため、寄附等による確保が重要であったが、物品がある程度国内市場に出回ってきた中で、寄附受付終了を判断するタイミングが課題となった。
- また、アルコール消毒液等、危険物に該当する物品は保管容量等、消防法の規制を受ける場合があるため、受入前に保管場所等の調整が必要である。

➤ 物資について

- 今回の感染症対応では、感染発生初期に確保が困難であったマスクやアルコール等の感染防止対策に係る各局のニーズ集約や物資調達を、物資チームが中心となって実施した。
- 物資チームでは主に、大規模地震が発生した時に、備蓄品や協定先などから食料・生活必需品等の物資を調達することを想定している。そのため、感染症対策に関する物資の取扱い先については全く情報がなく、チーム立ち上げ後に調整先を探すところからスタートをしなければならないことが、大きな課題であった。上海市の協力の下での調達ルートの開拓や、複数の国内事業者からの新規ルートの確保、市内中小企業からの緊急調達などにより対応した。新興感染症等発生時には、初期から調達物資に応じた関係局と連携することが、柔軟な活動とより安定的な物資調達ルートの確保、開拓につながる。
- スピード感を持って物資調達を行うことが求められたため、感染症対策物資を取り扱う事業者から、様々な製品に関する提案を受ける中、製品に求めるレベルを明確にし、庁内で共有して、発注までの判断に要する時間を短縮することや、不測の事態に備え、毎月の発注量に余裕を持たせて平準化するなど計画的な調達と備蓄を進めた。

➤ 議決を欠いた財産の取得について

- 令和2年4月10日から令和4年2月17日までの間に緊急契約で取得した、11件の新型コロナウイルス感染症対策に必要なマスク等の医療用資器材や抗原検査キットについて、地方自治法及び条例で定める市議会の議決を欠いていた。
- 横浜市として、今後こうした事態を招くことがないように、横浜市コンプライアンス委員会において、経緯と原因を調査し、再発防止策に取り組むこととした。

参考資料

- 令和 2 年対応経過（時系列）
- 令和 3 年対応経過（時系列）
- 令和 4 年対応経過（時系列）
- 令和 5 年対応経過（時系列）

参考資料

令和 2 年対応経過（時系列）

国等の主な動きと本市の対応経過：R2 (①/9)

月	国・県等の主な動き		本市の主な動き			
			対策本部等の対応等		各区局等の対応その他の動き	
1月	6日	・「武漢市における非定型肺炎発生に係る注意喚起」 厚労省事務連絡発出				
	14日	・WHO 新型コロナウイルスを確認				
	15日	・国内初の陽性患者発生				
	16日	・国内初の陽性患者発生発表（厚労省・神奈川県）	16日	・横浜市感染症対策情報連絡体制 (責任者：健康福祉局副局長)		
	21日	・新型コロナウイルス感染症対策関係閣僚会議（国） (第1回：1/21) (第2回：1/24)				
	30日	・新型コロナウイルス感染症対策本部設置（国） ・第1回新型コロナウイルス感染症対策本部会議（国）			30日	・市内中小企業向け「特別経営相談窓口」設置
31日	・第2回、第3回新型コロナウイルス感染症対策本部会議（国） ・WHO「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言	31日	・横浜市感染症対策警戒本部 (警戒本部長：危機管理室長) ・新型コロナウイルスに関する市長コメント			

国等の主な動きと本市の対応経過：R2 (2/9)

月	国・県等の主な動き	本市の主な動き				
		対策本部等の対応等	各区局等の対応その他の動き			
2月	1日	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナを指定感染症として定める政令等の施行 ・第4回新型コロナウイルス感染症対策本部（以降2月中は第15回まで開催） 				
	3日	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイヤモンドプリンセス号横浜港入港 		5日	<ul style="list-style-type: none"> ・市内中小企業向け融資メニュー拡大 	
	6日	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイヤモンドプリンセス号大黒ふ頭着岸 				
	16日	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（国）（以降5月29日まで計15回開催） 	10日	<ul style="list-style-type: none"> ・帰国者・接触者相談センター ・感染者コールセンター開設 ・帰国者・接触者外来の開設 	18日	<ul style="list-style-type: none"> ・市内初の陽性患者発生
	19日	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイヤモンドプリンセス号の陰性乗客が下船開始 	20日	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応方針副市長通知発出 		
	25日	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策の基本方針（国） 				
	26日	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針（県） 				
	27日	<ul style="list-style-type: none"> ・全国すべての小中高校に臨時休校要請 				
28日	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道独自の緊急事態宣言 	28日	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応方針の運用（市主催イベント等の延期・中止、市所管施設の原則閉館（～3/15）） 	28日	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策のための小、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休校（3/3～3/13） 	

国等の主な動きと本市の対応経過：R2 (③/9)

月	国・県等の主な動き	本市の主な動き		
		対策本部等の対応等	各区局等の対応その他の動き	
3 月	1日	・ダイヤモンドプリンセス号乗員乗客下船完了		
	9日	・専門家会議（国）「3密回避」呼びかけ	9日	・小、中学校及び高等学校等における一斉臨時休業の延長と修了式等（3/14～3/24） ・横浜市立大学が新型コロナウイルスの患者血清中に含まれる抗ウイルス抗体検出成功発表
	14日	・改正新型インフルエンザ等特別措置法施行 → 新型コロナが同法インフルエンザ等に定義	14日	・横浜市新型コロナ対策本部 任意設置へ移行 (本部長：市長)
	24日	・東京五輪・パラリンピック1年程度延期 (五輪：2021年7月23日～、パラ：8月24日～)	18日	・新型コロナウイルス対策チームの設置 (対策本部の下部組織)
	28日	・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（国）	23日	・くらし・経済対策チームの新設 (対策本部の下部組織)
	30日	・新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針策定	26日	・市主催イベント等の延期・中止、市所管施設の原則閉館（～4/12）
		12日	・市内陽性患者累計10件超	

国等の主な動きと本市の対応経過：R2 (④/9)

月	国・県等の主な動き	本市の主な動き		
		対策本部等の対応等	各区局等の対応その他の動き	
4月	1日	<ul style="list-style-type: none"> ・九都県市首脳によるテレビ会議 → 九都県市首脳会議緊急メッセージ 		1日 <ul style="list-style-type: none"> ・水道料金、下水道料金使用料支払い猶予受付開始（4月支払い分を7月末まで猶予）
			3日 <ul style="list-style-type: none"> ・市主催イベント等の延期・中止、市所管施設の原則閉館（～5/6） 	2日 <ul style="list-style-type: none"> ・上海市からマスク130万枚調達 ・オンライン経営相談開始（IDEC）
			5日 <ul style="list-style-type: none"> ・医療調整本部（Y-CERT）設置 	3日 <ul style="list-style-type: none"> ・市立学校における一斉臨時休業（教育活動の再開延期）（4/8～4/20） ・市内陽性患者累計50件超
				4日 <ul style="list-style-type: none"> ・深夜バスの土曜運休、観光バスの運休開始
	7日	<ul style="list-style-type: none"> ・政府による緊急事態宣言（神奈川県等7都県対象） 「人の接触 最低7割極力8割削減」外出自粛要請 ・特措法に基づく緊急事態措置に係る県実施方針制定 ・新型コロナウイルス感染症に係る「緊急事態宣言」及び「緊急経済対策」に関する指定都市市長会会長談話 	8日 <ul style="list-style-type: none"> ・横浜市新型コロナ対策本部 義務設置（本部長：市長） ・職員の感染予防、勤務体制等、感染拡大防止に関する組織運営等の通知発出 	8日 <ul style="list-style-type: none"> ・市立学校における一斉臨時休業（教育活動の再開延期）（～5/6）
	9日 <ul style="list-style-type: none"> ・九都県市首脳によるテレビ会議 → 九都県市共同要請メッセージ 		9日 <ul style="list-style-type: none"> ・市内陽性患者累計100件超 ・図書館閉館 	
	11日 <ul style="list-style-type: none"> ・国内の感染者1日の人数これまでで最多700人超 	10日 <ul style="list-style-type: none"> ・市長メッセージ動画 		

国等の主な動きと本市の対応経過：R2 (⑤/9)

月	国・県等の主な動き		本市の主な動き			
			対策本部等の対応等		各区局等の対応その他の動き	
4 月	16日	<ul style="list-style-type: none"> ・政府による緊急事態宣言（全国対象） 神奈川県含む13都道府県は「特定警戒都道府県」 	15日	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策に係る職場体制等（出勤者7割、接触機会8割削減） 	16日	<ul style="list-style-type: none"> ・市内陽性患者累計200件超
	17日	<ul style="list-style-type: none"> ・指定都市市長会緊急要請 	17日	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症コールセンターに緊急事態宣言等相談ダイヤル増設 	17日	<ul style="list-style-type: none"> ・区役所の土曜日開庁の休止発表
	20日	<ul style="list-style-type: none"> ・1人一律10万円特別定額給付金（閣議決定） 			22日	<ul style="list-style-type: none"> ・帰国者・接触者相談センター及び感染症コールセンターの拡充 ・潮干狩りの禁止等に伴う公園駐車場の閉鎖（4/25～5/6）
	23日	<ul style="list-style-type: none"> ・外出自粛に関する緊急知事メッセージ 	23日	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長指示（「感染予防のための効果的な広報の集中的な実施」「医療体制の維持・確保」「暮らし・経済対策案（補正予算案）の策定」等） 	23日	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市LINE公式アカウント開設（新型コロナウイルス感染症関連の最新情報）
			27日	<ul style="list-style-type: none"> ・暮らし・経済対策案の決定（過去最大の補正予算額5,743億円） 	24日	<ul style="list-style-type: none"> ・市内陽性患者累計300件超
			28日	<ul style="list-style-type: none"> ・暮らし・経済対策案の公表 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応方針の運用期間（～5/31） 	27日	<ul style="list-style-type: none"> ・潮干狩りの禁止に伴う公園駐車場の閉鎖延長（～5/31）
30日	<ul style="list-style-type: none"> ・1人一律10万円特別定額給付金（国補正予算案成立） 			28日	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症コールセンター緊急事態等相談ダイヤルGW期間（4/29、5/2～5/6）受付 	
				30日	<ul style="list-style-type: none"> ・GW期間中（5/2～5/6）、生活にお困りの方からの窓口の臨時開設を決定 	

国等の主な動きと本市の対応経過：R2 (6/9)

月	国・県等の主な動き	本市の主な動き		
		対策本部等の対応等	各区局等の対応その他の動き	
5月	5日	<ul style="list-style-type: none"> ・県知事メッセージ ・特措法に基づく緊急事態措置に係る県実施方針改定 	4日 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言期間延長に伴う市長コメント 	1日 <ul style="list-style-type: none"> ・GW期間中（5/2～5/6）、臨海部4公園（山下公園、港の見える丘公園、赤レンガパーク、臨港パーク）の駐車場閉鎖
	7日	<ul style="list-style-type: none"> ・国内の感染者1日の人数100人下回る 		3日 <ul style="list-style-type: none"> ・宿泊療養施設（旧市民病院）での受入開始 ・市内陽性患者累計400件超
	14日	<ul style="list-style-type: none"> ・政府による緊急事態宣言（39府県で解除） ・緊急事態宣言の解除の目安（基準） → 直近1週間の感染者が10万人当たり0.5人程度以下 	14日 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言の一部解除の決定に関する市長コメント 	7日 <ul style="list-style-type: none"> ・市立学校における一斉臨時休業（教育活動の再開延期～5/31） ・臨海部4公園（山下公園、港の見える丘公園、赤レンガパーク、臨港パーク）の駐車場閉鎖を延長（～5/31）
	20日	<ul style="list-style-type: none"> ・夏の全国高校野球中止決定 		17日 <ul style="list-style-type: none"> ・市内陽性患者累計500件超
	21日	<ul style="list-style-type: none"> ・政府による緊急事態宣言（3府県で解除） 	21日 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言の一部解除の決定に関する市長コメント 	20日 <ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術創造都市横浜・臨時相談センター開設 ・ひとり親世帯等への臨時特別給付金の給付
	25日	<ul style="list-style-type: none"> ・政府による緊急事態解除宣言移行期間ステップ① 	25日 <ul style="list-style-type: none"> ・横浜市新型コロナ対策本部（任意設置）（本部長：市長） ・緊急事態宣言解除に関する市長コメント 	22日 <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナ対応商店街等活動支援一時金受付開始
			26日 <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応方針通知 ・新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の解除後における組織運営通知 ・新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた令和2年度事業執行通知 	25日 <ul style="list-style-type: none"> ・市立学校6/1から再開決定 ・横浜市スタートアップ企業支援一時金申請開始 ・小規模事業者支援一時金申請開始
			28日 <ul style="list-style-type: none"> ・横浜市特別定額給付金の申請書発送開始 	

国等の主な動きと本市の対応経過：R2 (⑦/9)

月	国・県等の主な動き		本市の主な動き			
			対策本部等の対応等		各区局等の対応その他の動き	
6月	2日	・東京アラート発動	12日	・くらし・経済対策案（第2弾）の公表 （補正予算額187億円）	30日	・市内ホストクラブでクラスター発生 ・市内陽性患者累計600件超
	8日	・				
	18日	・県知事メッセージ（自粛要請の大幅解除）				
	19日	・政府による外出抑制解除 移行期間ステップ② ・COCOA（接触確認アプリ）利用開始				
	29日	・WHO 世界の感染者数 1,000万人超				
30日	・WHO 世界の死者 50万人超	28日	・横浜市疫学調査チーム（Y-AEIT）設置			
7月	9日	・県知事メッセージ（イベント人数の拡大等）	17日	・神奈川県警戒アラート発動に関する市長コメント ・市民利用施設等における基本的対応事項等の通知発出（感染状況（フェーズ）に応じた対応の目安等）	6日	・令和3年「成人の日」を祝うつどいをオンライン実施へ変更
	10日	・国内の1日の感染者300人超（5/2以来） ・国内の1日の感染者400人超（4/24以来）			12日	・市内陽性患者累計700件超
	17日	・神奈川県警戒アラート発動（週平均33人/日超）			16日	・令和3年「成人の日」を祝うつどいの開催方法を変更
	22日	・Go toトラベル キャンペーン開始（東京除外）			19日	・市内陽性患者累計800件超
	23日	・8/1以降のイベント人数上限撤廃を8月末まで延期（国）			22日	・職員の安全衛生上の取組（ガイドライン）
	29日	・神奈川県に対する新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金に関する緊急要望 ・国内の1日の感染者1,000人超			31日	・市民利用施設等における基本的対応事項等の一部変更（イベント規模の目安）
					30日	・市内陽性患者累計1,000件超

国等の主な動きと本市の対応経過：R2 (8/9)

月	国・県等の主な動き		本市の主な動き			
			対策本部等の対応等		各区局等の対応その他の動き	
8月	12日	・WHO 世界の感染者 2,000万人超	11日	・飲食店等におけるクラスター発生防止のための総合的取組について各本部員に依頼	6日	・市内陽性患者累計1,200件超
	17日	・4-6月期GDP 年率-27.8%			14日	・市内陽性患者累計1,400件超
	24日	・8/1以降のイベント人数上限5,000人制限を9月末まで延期(国)	24日	・ くらし・経済対策案(第3弾)の公表(補正予算額 169億円)	16日	・市内陽性患者累計1,600件超
					22日	・市内陽性患者累計1,800件超
					29日	・市内陽性患者累計2,000件超
9月	11日	・11月末までの催物の開催制限等について(内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)	17日	・イベント開催の一部改正通知発出	4日	・市内陽性患者累計2,200件超
	15日	・神奈川県対処方針改定(イベント開催規模の一部改正)			8日	・市内陽性患者累計2,400件超
	18日	・世界の感染者 3,000万人超			12日	・市内陽性患者累計2,600件超
	19日	・イベント規模緩和			18日	・市内陽性患者累計2,800件超
	29日	・世界死者 100万人超			26日	・市内陽性患者累計3,000件超

国等の主な動きと本市の対応経過：R2 (9/9)

月	国・県等の主な動き		本市の主な動き			
			対策本部等の対応等		各区局等の対応その他の動き	
10月	1日	<ul style="list-style-type: none"> ・Go To トラベル 東京都対象 ・Go To Eat 開始 ・全世界を対象に入国制限措置を順次一部緩和 			2日	<ul style="list-style-type: none"> ・市内陽性患者累計3,200件超
	19日	<ul style="list-style-type: none"> ・世界の感染者 4,000万人超 ・Go To商店街 開始 			10日	<ul style="list-style-type: none"> ・市内陽性患者累計3,400件超
	29日	<ul style="list-style-type: none"> ・Go Toイベント 開始 			18日	<ul style="list-style-type: none"> ・市内陽性患者累計3,600件超
					27日	<ul style="list-style-type: none"> ・市内陽性患者累計3,800件超
11月	12日	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント開催制限の期間延長（令和3年2月末まで） 			3日	<ul style="list-style-type: none"> ・市内陽性患者累計4,000件超
	20日	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県対処方針改定（イベント開催制限の期間延長の一部改正） 	24日	<ul style="list-style-type: none"> ・くらし・経済対策案（第4弾）の公表（補正予算額 31億円） ・市民利用施設等における基本的対応事項等の通知発出（一部改正） 	12日	<ul style="list-style-type: none"> ・市内陽性患者累計4,500件超
	27日	<ul style="list-style-type: none"> ・ステージIII警戒宣言（県） 			19日	<ul style="list-style-type: none"> ・市内陽性患者累計5,000件超
					26日	<ul style="list-style-type: none"> ・市内陽性患者累計5,500件超
12月	3日	<ul style="list-style-type: none"> ・県民に対する要請（テレワーク・時差出勤、M・A・S・K、マスク会食の徹底等）（12/7～17）（県） 			2日	<ul style="list-style-type: none"> ・市内陽性患者累計6,000件超
	7日	<ul style="list-style-type: none"> ・酒類を提供する飲食店・カラオケ店に対する営業時間短縮要請（12/7～17）（県） 				
	14日	<ul style="list-style-type: none"> ・Go To トラベル 全国一時停止（12/28～） 			12日	<ul style="list-style-type: none"> ・市内陽性患者累計7,000件超
			29日	<ul style="list-style-type: none"> ・Y-CERT年末年始特別チームの編成（12/29～1/3） 	20日	<ul style="list-style-type: none"> ・市内陽性患者累計8,000件超
					26日	<ul style="list-style-type: none"> ・市内陽性患者累計9,000件超
					31日	<ul style="list-style-type: none"> ・市内陽性患者累計10,000件超

参考資料

令和 3 年対応経過（時系列）

国等の主な動きと本市の対応経過：R3 (①/14)

月	国等の主な動き	県の主な動き	本市の主な動き		
1月	2日	一都三県知事が政府に「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の発出に関する要望」	1日	・Y-CERT年末年始特別チーム対応（12/29～1/3）	
	7日	・新型コロナウイルス感染症対策本部（第51回）	4日	・本部運営チーム会議（第24回）	
	8日	緊急事態宣言（1/8～2/7） 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県	4日	・ワクチン接種特別チームを設置	
	13日	・新型コロナウイルス感染症対策本部（第52回）	7日	・本部運営チーム会議（第25回）	
	14日	緊急事態宣言（1/14～2/7） 栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県	7日	・横浜市新型コロナ対策本部会議（第14回） ・市長コメントを市ウェブサイトに掲載	
	22日	・新型コロナウイルス感染症対策本部（第53回）	8日	8日	・緊急事態宣言に対するY-CERT特別チーム対応（1/8～3/21） ・緊急事態宣言下における市民利用施設等の対応方針について通知発出（施設の利用時間、イベント規模等）
	23日	・国内の死者 累計で5000人超	8日	11日	・市長から市民に向けたメッセージ動画を発信 ・感染予防策を徹底し会場での成人式典を開催（市ホームページにて式典映像を配信）
	27日	・世界の感染者 1億人超	8日	12日	・市民利用施設利用時間原則20時まで、市主催イベント規模の制限（1/12～2/7）
			8日	14日	・本部運営チーム会議（第26回）
			8日	18日	・市内陽性患者累計15,000件超 ・神奈川県と連携した繁華街への夜間巡回（1/18～1/27 計7日間9地域で実施）
		8日	20日	・市営地下鉄及びシーサイドライン、みなとみらい線の最終電車繰り上げ（1/20～3/22）	
		8日	21日	・本部運営チーム会議（第27回）	
		8日	28日	本部運営チーム会議（第28回）	

国等の主な動きと本市の対応経過：R3 (2/14)

月	国等の主な動き	県の主な動き	本市の主な動き
2月	<p>2日 ・新型コロナウイルス感染症対策本部（第54回）</p> <p>3日 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法一部改正公布（13日施行）（「まん延防止等重点措置」創設等）</p> <p>・国内の死者 累計で6000人超</p> <p>・WHO調査チーム「武漢ウイルス研究所」訪問</p> <p>7日 緊急事態宣言 栃木県</p> <p>・世界のワクチン接種者1億人超</p> <p>8日 緊急事態宣言の期間延長 (1/8～2/7 → 1/8～3/7延長) 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 (1/14～2/7→1/7～3/7延長) 岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県</p> <p>12日 ・新型コロナウイルス感染症対策本部（第55回）</p> <p>14日 ・米ファイザー製ワクチン国内承認（厚労省）</p> <p>17日 ・国内医療従事者向けワクチン接種開始</p> <p>26日 ・新型コロナウイルス感染症対策本部（第56回）</p> <p>28日 緊急事態措置解除 岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県</p>	<p>2日 ・新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部（第26回） （時短要請に応じている店舗への協力金支給条件に、感染防止対策取組書（市町村のステッカー含む）の掲示を追加）（県民に、「黙食」「個室」「マスク会食」の徹底呼びかけ）（事業者に、店舗におけるアクリル板の設置等の飛沫対策の徹底呼びかけ）（～3/7酒類提供19時まで・営業時間20時まで）</p> <p>8日 ・時短営業、酒類提供制限の期間延長（2/8～3/7）（県内全域）</p>	<p>2日 ・本部運営チーム会議（第29回）</p> <p>3日 ・市民利用施設等の対応方針一部変更（期間延長：1/12～2/7→1/12～3/7）</p> <p>9日 ・本部運営チーム会議（第30回）</p> <p>18日</p> <p>22日 ・本部運営チーム会議（第31回）</p> <p>24日 ・新型コロナウイルスワクチン接種推進会議</p> <p>・本部運営チーム会議（第32回）</p>

国等の主な動きと本市の対応経過：R3 (③/14)

月	国等の主な動き	県の主な動き	本市の主な動き
3月	<p>5日 7日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策本部（第57回） 緊急事態措置解除 岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県 <p>8日</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急事態措置の期間延長 (1/8～3/7→1/8～3/21延長) 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 <p>18日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策本部（第58回） <p>21日</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急事態措置解除 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 	<p>5日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部（第27回） 1都3県共同取組（不要不急の外出自粛、飲食店等への時短要請、「マスク飲食・イベント関連・感染防止対策・テレワーク徹底」呼びかけ） <p>8日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時短営業、酒類提供制限の期間延長（3/8～3/21）（県内全域） <p>18日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部（第28回） <p>22日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時短営業、酒類提供制限の時間変更・期間延長（3/22～3/31）（県内全域） <p>24日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部（第29回） リバウンド防止期間における一都三県共同取組（不要不急の外出自粛）（営業時間の短縮要請/酒類の提供20時まで） 	<p>1日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種コールセンター開設 <p>3日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部運営チーム会議（第33回） <p>4日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内陽性患者累計20,000件超 ・本部運営チーム会議（第34回） <p>5日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民利用施設等の対応方針一部変更（期間延長：1/12～3/7→1/12～3/21） <p>9日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン集団接種会場シミュレーション実施（鶴見公会堂） <p>10日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部運営チーム会議（第35回） ・ワクチン施設接種会場シミュレーション実施（介護老人福祉施設 わかたけ青葉） <p>15日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン施設接種会場シミュレーション実施（介護老人保健施設 都筑ハートフルステーション） <p>18日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部運営チーム会議（第36回） ・横浜市新型コロナ対策本部会議（第15回） <p>19日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言解除後の市民利用施設用の対応方針について通知発出 <p>22日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民利用施設の利用時間原則21時まで、市主催イベント規模の制限（3/22～4/19）

国等の主な動きと本市の対応経過：R3 (④/14)

月	国等の主な動き	県の主な動き	本市の主な動き	
4 月	1日 5日 9日 12日 16日 20日 23日 25日 26日	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策本部（第59回） まん延防止等重点措置（4/5～5/5） 宮城県、大阪府、兵庫県 ・新型コロナウイルス感染症対策本部（第60回） まん延防止等重点措置（4/12～5/11） 東京都 （4/12～5/5） 京都府、沖縄県 ・国内高齢者向けワクチン接種開始 ・新型コロナウイルス感染症対策本部（第61回） まん延防止等重点措置（4/20～5/11） 埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県 ・新型コロナウイルス感染症対策本部（第62回） 緊急事態措置（4/25～5/11） （まん延防止措置から移行） 東京都、京都府、大阪府、兵庫県 まん延防止等重点措置（4/25～5/11） 愛媛県 ・国内の死者 累計で1万人超 	<ul style="list-style-type: none"> 1日 15日 16日 20日 24日 28日 ・時短営業、酒類提供制限の期間延長 （4/1～4/19）（県内全域） ・新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部（第30回） ・新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部（第31回） ・時短営業、酒類提供制限（4/20～4/27） <まん延防止等措置区域> （横浜市、川崎市、相模原市）（営業時間5時～20時：酒類提供11時～19時） <措置区域以外> （営業時間5時～21時：酒類提供11時～20時） ・新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部（第32回） ・時短営業、酒類提供制限の区域変更、期間延長 （4/28～5/11） <まん延防止等措置区域> （横浜市、川崎市、相模原市、鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市）（5時～20時：酒類提供終日停止） <措置区域以外> （営業時間5時～21時：酒類提供11時～20時） 	<ul style="list-style-type: none"> 1日 8日 12日 16日 20日 23日 26日 28日 30日 ・市民利用施設等の対応方針一部変更 ・本部運営チーム会議（第37回） ・高齢者施設等入所者ワクチン接種開始 ・新型コロナ対策本部会議（第16回） ・まん延防止等重点措置期間における市民利用施設等の対応方針について通知発出 ・市民利用施設の利用時間原則20時まで、市主催イベント規模の制限（4/20～5/11） ・80歳以上ワクチン接種個別通知発送 ・新型コロナ対策本部会議（第17回） ・市民利用施設等の対応方針一部変更 ・市民利用施設等と市主催イベントにおいて、酒類の提供を終日停止 ・75歳以上ワクチン接種個別通知発送

国等の主な動きと本市の対応経過：R3 (⑤/14)

月	国等の主な動き	県の主な動き	本市の主な動き
5月	6日 まん延防止措置の期間延長 (4/5～5/5→4/5～5/11) 宮城県 (4/12～5/5→4/12～5/11) 沖縄県		3日 ・市内高齢者向けワクチン予約開始
	7日 ・新型コロナウイルス感染症対策本部 (第63回)	7日 ・新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部 (第33回)	
	9日 まん延防止措置 (5/9～5/31) 北海道、岐阜県、三重県	8日 ・新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部 (第34回)	10日 ・本部運営チーム会議 (第38回) ・市民利用施設等の対応方針一部変更 (期間延長：4/20～5/11→4/20～5/31) ・70歳以上ワクチン接種個別通知発送
	11日 まん延防止措置解除 宮城県 緊急事態措置の期間延長 (4/25～5/11→4/25～5/31) 東京都、京都府、大阪府、兵庫県		
	12日 緊急事態措置 (5/12～5/31) 愛知県、福岡県	12日 ・時短営業、酒類提供制限の区域変更、期間延長 (5/12～5/31) <まん延防止等措置区域> (横浜市、川崎市、相模原市、鎌倉市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、伊勢原市、葉山町、寒川町) (5時～20時：酒類提供終日停止：利用者による酒類の店内持ち込み含む) <措置区域以外> (営業時間5時～21時：酒類提供11時～20時)	12日 ・市民利用施設等利用時間及び市主催イベント開催時間の制限緩和 (5/12～)
	14日 まん延防止措置の期間延長 (4/20～5/11→4/20～5/31) 埼玉県、千葉県、神奈川県 (4/12～5/5→4/12～5/31) 沖縄県 (4/25～5/11→4/25～5/31) 愛媛県		
	16日 緊急事態措置 (5/16～5/31) (まん延防止都市から移行) 北海道、岡山県、広島県		16日 ・市内陽性患者累計25,000件超 17日 ・65歳以上ワクチン接種個別通知発送 ・ワクチン集団接種開始
	まん延防止措置 (5/16～6/13) 群馬県、石川県、熊本県		

国等の主な動きと本市の対応経過：R3 (⑥/14)

月	国等の主な動き	県の主な動き	本市の主な動き
5月	19日 ・新型コロナウイルス感染症対策本部（第65回） 21日 ・新型コロナウイルス感染症対策本部（第66回） ・モデルナとアストラゼネカ製ワクチン国内承認（厚労省） 22日 まん延防止措置解除 愛媛県 23日 緊急事態措置（5/23～6/20） 沖縄県 24日 ・ワクチン大規模接種センター接種開始（東京都・大阪府） 28日 ・新型コロナウイルス感染症対策本部（第67回） 31日 ・ファイザー製ワクチン公的な予防接種の対象年齢を12歳以上に拡大（厚労省）	28日 ・新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部（第35回）	24日 ・ワクチン個別接種開始 28日 ・本部運営チーム会議（第39回） ・市民利用施設等の対応方針一部変更（期間延長：4/20～5/31→4/20～6/20）

国等の主な動きと本市の対応経過：R3 (7/14)

月	国等の主な動き	県の主な動き	本市の主な動き
6月	<p>1日 緊急事態措置の期間延長 (4/25～5/31→4/25～6/20) 東京都、京都府、大阪府、兵庫県 (4/25～5/31→4/25～6/20) 愛知県、福岡県 (4/25～5/31→4/25～6/20) 北海道、岡山県、広島県 まん延防止措置の期間延長 (4/20～5/31→4/20～6/20) 埼玉県、千葉県、神奈川県、 (5/9～5/31→5/9～6/20) 岐阜県、三重県</p> <p>10日 ・新型コロナウイルス感染症対策本部 (第68回)</p> <p>13日 まん延防止措置解除 群馬県、石川県、熊本県</p> <p>17日 ・新型コロナウイルス感染症対策本部 (第69回)</p> <p>20日 緊急事態措置解除 岡山県、広島県 まん延防止措置解除 岐阜県、三重県</p> <p>21日 緊急事態措置の期間延長 (5/23～6/20→5/23～7/11) 沖縄県 まん延防止措置 (6/21～7/11) (緊急事態措置から移行) 北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、 兵庫県、福岡県 まん延防止措置の期間延長 (4/20～6/20→4/20～7/11) 埼玉県、千葉県、神奈川県、</p>	<p>1日 ・時短営業、酒類提供制限の区域変更、期間延長 (6/1～6/20) <まん延防止等措置区域> (横浜市、川崎市、相模原市、鎌倉市、厚木市、 大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、横須賀市、 藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、伊勢原市、 葉山町、寒川町、平塚市、小田原市、秦野市) (5時～20時：酒類提供終日停止：利用者による 酒類の店内持込み含む) <措置区域以外> (営業時間5時～21時：酒類提供11時～20時)</p> <p>18日 ・新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部 (第36回)</p> <p>21日 ・時短営業、酒類提供制限の区域変更、期間延長 (6/21～7/11) <まん延防止等措置区域> (横浜市、川崎市、相模原市、小田原市、厚木市、 座間市) (5時～20時：酒類提供11時～19時) <措置区域以外> (営業時間5時～21時：酒類提供11時～20時)</p>	<p>6日 ・大規模接種会場でのワクチン接種開始 (横浜ハ ンマーヘッド) (6/6～7/31)</p> <p>16日 ・本部運営チーム会議 (第40回)</p> <p>18日 ・市民利用施設等の対応方針一部変更 (期間延 長：4/20～6/20→4/20～7/11)</p> <p>21日 ・市民利用施設等、市主催イベントでの酒類提供 制限緩和 (6/21～7/11)</p> <p>23日 ・60～64歳ワクチン接種個別通知発送</p> <p>30日 ・50～59歳ワクチン接種個別通知発送</p>

国等の主な動きと本市の対応経過：R3 (8/14)

月	国等の主な動き	県の主な動き	本市の主な動き	
7月	8日	・新型コロナウイルス感染症対策本部（第70回）	7日	・40～49歳ワクチン接種個別通知発送
	9日	・東京五輪 東京、神奈川、埼玉、千葉の全会場 で無観客開催決定	8日	・本部運営チーム会議（第41回）
	11日	まん延防止措置解除 北海道、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県	9日	・市民利用施設等の対応方針一部変更（期間延長：4/20～7/11→4/20～8/22）
	12日	緊急事態措置の期間延長 （5/23～7/11→5/23～8/22）沖縄県 緊急事態措置（7/12～8/22） （まん延防止措置から移行）東京都 まん延防止措置の期間延長 （4/20～7/11→4/20～8/22） 埼玉県、千葉県、 神奈川県 、 （6/21～7/11→6/21～8/22）大阪府	12日	・市内陽性患者累計30,000件超
	19日	・「抗体カクテル療法」使用承認（厚労省）	12日	・時短営業、酒類提供制限の区域変更、期間延長（7/12～7/21） <まん延防止等措置区域> （横浜市、川崎市、相模原市、厚木市）（5時～20時：酒類提供終日停止：店内持込み含む） <措置区域以外> （営業時間5時～21時：酒類提供11時～20時）
	23日	・東京五輪 開幕	16日	・市民利用施設等、市主催イベントでの酒類提供終日停止（7/12～）
	30日	・新型コロナウイルス感染症対策本部（第71回）	13日	・30～39歳ワクチン接種個別通知発送
		22日	19日	・20～29歳ワクチン接種個別通知発送
		30日	26日	・本部運営チーム会議（第42回）
				・市民利用施設等の対応方針一部変更
			30日	・12～19歳ワクチン接種個別通知発送
				・新型コロナ対策本部会議（第18回）
				・緊急事態宣言下における市民利用施設等の対応方針について通知発出（施設の利用時間、イベント規模等）
			31日	市内陽性患者累計35,000件超

国等の主な動きと本市の対応経過：R3 (9/14)

月	国等の主な動き	県の主な動き	本市の主な動き
8月	2日 緊急事態措置 (8/2～8/31) (まん延防止措置から移行) 埼玉県、千葉県、 神奈川県 、大阪府	2日 ・休業 (8/2～8/31) <緊急事態措置> (県内全市町村)	2日 ・市民利用施設の利用時間原則20時まで、市主催イベント規模の制限 (8/2～8/30)
	2日 まん延防止措置 (8/2～8/31) 北海道、石川県、京都府、兵庫県、福岡県		
	5日 ・新型コロナウイルス感染症対策本部 (第72回)		
	6日 ・国内感染者累計100万人超		
	8日 まん延防止措置 (8/8～8/31) 福島県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県 愛知県、滋賀県、熊本県	9日 ・新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部 (第40回)	8日 ・市内陽性患者累計40,000件超 9日 ・本部運営チーム会議 (第43回) ・市長緊急コメントを市ウェブサイトに掲載 15日 ・市内陽性患者累計45,000件超
	17日 ・新型コロナウイルス感染症対策本部 (第73回)	17日 ・新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部 (第41回)	18日 ・本部運営チーム会議 (第44回) ・市民利用施設等の対応方針一部変更 (新規予約を当面停止、期間延長：8/2～8/30→8/2～9/12)
	20日 緊急事態措置 (8/20～9/12) (まん延防止措置から移行) 茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、 兵庫県、福岡県 まん延防止措置 (8/20～9/12) 宮城県、富山県、山梨県、岐阜県、三重県、 岡山県、広島県、香川県、愛媛県、鹿児島県		20日 ・市内陽性患者累計50,000件超
	23日 緊急事態措置の期間延長 (5/23～8/22→5/23～9/12) 沖縄県 (7/12～8/22→7/12～9/12) 東京都		
	24日 ・新型コロナウイルス感染症対策本部 (第74回) ・東京パラリンピック開幕		
	25日 ・新型コロナウイルス感染症対策本部 (第75回)		25日 ・市内陽性患者累計55,000件超
	27日 緊急事態措置 (8/27～9/12) 宮城県 (まん延防止措置から移行) 北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、 滋賀県、岡山県、広島県 まん延防止措置 (8/27～9/12) 高知県、佐賀県、長崎県、宮崎県	26日 ・新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部 (第42回)	27日 ・市立学校臨時休業 (8/27～8/31) 30日 ・市内陽性患者累計60,000件超

国等の主な動きと本市の対応経過：R3 (10/14)

月	国等の主な動き	県の主な動き	本市の主な動き
9月	<p>1日 緊急事態措置の期間延長 (8/2～8/31→8/2～9/12) 埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府</p> <p>5日 ・新型コロナウイルス感染症対策本部 (第76回)</p> <p>12日 まん延防止措置解除 富山県、山梨県、愛媛県、高知県、佐賀県、長崎県</p> <p>13日 緊急事態措置の期間延長 (5/23～9/12→5/23～9/30) 沖縄県 (7/12～9/12→7/12～9/30) 東京都 (8/2～9/12→8/2～9/30) 埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府 (8/20～9/12→8/20～9/30) 茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県、福岡県 (8/27～9/12→8/27～9/30) 北海道、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、広島県 まん延防止措置の期間延長 (8/20～9/12→8/20～9/30) 宮城県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、鹿児島県 (8/27～9/12→8/27～9/30) 宮城県 まん延防止措置 (9/13～9/30) (緊急事態措置から移行) 宮城県、岡山県</p>	<p>1日 ・休業の期間延長 (9/1～9/30) <緊急事態措置> (県内全市町村)</p> <p>9日 ・新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部 (第43回)</p>	<p>2日 ・市立学校で分散登校を実施 (9/2～10/1)</p> <p>8日 ・市内陽性患者累計65,000件超</p> <p>10日 ・新型コロナ対策本部会議 (第19回) ・市民利用施設等の対応方針一部変更 (期間延長：8/2～9/12→8/2～9/30)</p>

国等の主な動きと本市の対応経過：R3 (11/14)

月	国等の主な動き	県の主な動き	本市の主な動き
9月	<p>28日 ・新型コロナウイルス感染症対策本部（第77回）</p> <p>30日 緊急事態宣言措置解除 まん延防止措置解除</p>	<p>22日 ・新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部（第44回）書面開催 病床確保フェーズ5の設定、病床確保フェーズ4への引き下げ</p> <p>28日 ・新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部（第45回） 段階的緩和：認証店で酒提供解禁（営業時間21時・酒提供20時）</p>	<p>28日 ・新型コロナ対策本部会議（第20回） ・緊急事態宣言解除後の市民利用施設等の対応方針について通知発出（施設の利用時間、イベント規模等）</p>

国等の主な動きと本市の対応経過：R3 (12/14)

月	国等の主な動き		県の主な動き		本市の主な動き	
10月	8日	・新型コロナウイルス感染症対策本部（第78回）			1日	・市民利用施設の利用時間原則21時まで、市主催イベント規模の制限（10/1～10/24）
	15日	・新型コロナウイルス感染症対策本部（第79回）				
			20日	・新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部（第46回） 10月25日以降の対応：飲食店の時間制限解除（1組4人以内、2時間目安等） 社会経済活動の促進に向けた取組：かながわpay、GoToEat一部再開、かながわ県民割再開	21日	・新型コロナ対策本部会議（第21回） ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る市民利用施設等の対応について通知発出
					25日	・市民利用施設等利用時間、酒類提供の制限解除（市主催イベント規模制限は継続※11/1から制限緩和）

国等の主な動きと本市の対応経過：R3 (13/14)

月	国等の主な動き	県の主な動き	本市の主な動き
11月	<p>12日 ・新型コロナウイルス感染症対策本部（第80回）</p> <p>19日 ・新型コロナウイルス感染症対策本部（第81回）</p> <p>30日 ・国内初オミクロン株検出。 外国人の新規入国原則禁止</p>	<p>22日 ・新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部（第47回） 11月22日～飲食店：人数制限解除 11月25日～イベント：収容人員緩和 社会経済活動の促進に向けた取組 12月1日～かながわ県民割販売開始 12月1日～GoToEat食事券販売再開</p>	<p>1日 ・市主催イベント規模の制限緩和 ・横浜市新型コロナウイルス対策本部体制改編</p> <p>22日 ・本部運営チーム会議（第45回） ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る市民利用施設等の対応について通知発出</p> <p>25日 ・市主催イベント規模の制限緩和（※感染防止安全計画策定が条件）</p>

国等の主な動きと本市の対応経過：R3 (14/14)

月	国等の主な動き		県の主な動き		本市の主な動き	
12月	1日	・新型コロナウイルス感染症対策本部（第82回）	1日	・かながわ県民割、GoToEat食事券販売再開	11日	・ワクチン集団接種終了
	30日	・オミクロン株の国内の累計感染者500人超	27日	・新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部（第48回）書面開催 オミクロン株の市中感染者による病床確保フェーズ等の引き上げについて 感染拡大傾向時の一般検査事業の適用について	22日	・本部運営チーム会議（第46回）

参考資料

令和4年対応経過（時系列）

国等の主な動きと本市の対応経過：R4 (①/14)

月	国等の主な動き	県の主な動き	本市の主な動き
1月	<ul style="list-style-type: none"> 7日 ・新型コロナウイルス感染症対策本部（第83回） 9日 ・まん延防止等重点措置 広島県（1/9～3/6） 山口県、沖縄県（1/9～2/20） 14日 ・オミクロン株濃厚接触者の待期間を短縮（14日間→10日間） 19日 ・新型コロナウイルス感染症対策本部（第84回） 21日 ・まん延防止等重点措置 群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、 岐阜県、愛知県、香川県、熊本県（1/21～3/21） 新潟県、三重県、長崎県、宮崎県（1/21～3/6） 25日 ・新型コロナウイルス感染症対策本部（第85回） 	<ul style="list-style-type: none"> 6日 レベル引き上げ1→2 12日 ・新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部（第49回） 15日 ・かながわ県民割新規予約停止 19日 ・新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部（第50回） 21日 ・まん延防止等重点措置（1/21～3/21） ・レベル引き上げ2→3 	<ul style="list-style-type: none"> 1日 Y-CERT年末年始特別チーム対応（12/29～1/5） 7日 ・本部運営チーム会議（第47回） ・追加接種（3回目接種）前倒し発表（65歳以上：接種間隔8か月→7か月） 16日 ・本部運営チーム会議（第48回） 18日 ・Find Your YOKOHAMAキャンペーン新規予約停止 20日 ・対策本部会議（第22回） ・追加接種（3回目接種）さらなる前倒し発表（接種間隔7か月→6か月 ※高齢者に加え64歳以下の方も対象） 21日 ・市主催イベント・市民利用施設等の制限（1/21～3/21） 市主催イベント：原則中止又は延期 市民利用施設等：基本的対策徹底、使用料等の全額返還

国等の主な動きと本市の対応経過：R4 (②/14)

月	国等の主な動き		県の主な動き		本市の主な動き	
1月	27日	<ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止等重点措置 北海道、青森県、茨城県、栃木県、石川県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県（1/27～3/21） 山形県、鳥取県、大分県（1/27～2/20） 福島県、長野県、岡山県、福岡県、佐賀県、鹿児島県（1/27～3/6） 	26日	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部（第51回） 		
	28日	<ul style="list-style-type: none"> ・オミクロン株濃厚接触者の待期期間を短縮（10日間→7日間） 	28日	<ul style="list-style-type: none"> ・自主療養届出制度（神奈川モデル）開始 	28日 <ul style="list-style-type: none"> ・接種間隔短縮に伴う個別通知（3回目接種券）の発送開始 31日 <ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の3回目接種開始 ・18区の区役所ワクチン相談員で、予約代行開始 	

国等の主な動きと本市の対応経過：R4 (③/14)

月	国等の主な動き	県の主な動き	本市の主な動き		
2月	3日	・新型コロナウイルス感染症対策本部（第86回）			
	5日	・まん延防止等重点措置 和歌山県（2/5～3/6）			
	10日	・新型コロナウイルス感染症対策本部（第87回）	10日	・新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部（第52回）	
	12日	・まん延防止等重点措置 高知県（2/12～3/6）		7日	・郵便局（302局）で、ワクチン接種の予約代行開始
	18日	・新型コロナウイルス感染症対策本部（第88回）	21日	・新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部（第53回）	
			10日	・本部運営チーム会議（第49回）	
			11日	・3回目接種集団接種会場開設（以降各会場順次開設）	
			下旬	・64歳以下の3回目接種開始	
			25日	・3回目集団接種会場の一部で「接種券なし接種」開始（64歳以下の一部）（2/25～3/16）	

国等の主な動きと本市の対応経過：R4 (④/14)

月	国等の主な動き		県の主な動き		本市の主な動き	
3月	4日	・新型コロナウイルス感染症対策本部（第89回）	4日	・新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部（第54回）	4日	・本部運営チーム会議（第50回） ・集団接種会場で3回目接種回数・機会の拡大
	17日	・新型コロナウイルス感染症対策本部（第90回）	17日	・新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部（第55回）	5日	・(株)ディー・エヌ・エー（DeNA）教職員・児童福祉施設等職員向け3回目接種を開始
			18日	・レベル引き下げ3→2	7日	・小児接種開始（5～11歳の方） ・小児接種用コールセンター開設 ・楽天グループ(株)で3回目接種の職域接種開始
			22日	・まん延防止等重点措置解除（1/21～3/21）	17日	・対策本部会議（第23回）
			25日	・新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部（第56回）	18日	・深夜・早朝接種（横浜市立大学附属市民総合医療センター）（3/18～5/28）
					31日	・12～17歳個別通知（3回目接種券）の発送開始

国等の主な動きと本市の対応経過：R4 (⑤/14)

月	国等の主な動き		県の主な動き		本市の主な動き	
4月	6日	・新型コロナウイルス感染症対策本部（第91回）	6日	・かながわ旅割開始	4日	12～17歳の3回目接種開始
					15日	・Find Your YOKOHAMAキャンペーン販売開始
					20日	・若年層を対象とした3回目集団接種会場の臨時設置
			22日	・新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部（第57回）	21日	・集団接種会場における企業・大学等の団体接種（3回目接種）開始
					22日	・若年層を対象とした3回目集団接種会場の臨時追加設置（WeWorkみなとみらい会場）
					26日	・「ワクチンplusサービス」公開

国等の主な動きと本市の対応経過：R4 (6/14)

月	国等の主な動き		県の主な動き		本市の主な動き	
5月	23日	・新型コロナウイルス感染症対策本部（第92回）	20日	・新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部（第58回）	20日	ワクチン個別通知（4回目接種券）発送開始
	25日	・4回目接種開始			25日	<ul style="list-style-type: none"> ・4回目接種開始（60歳以上及び基礎疾患を有する者等） ・2回目接種からの3回目接種間隔短縮（6か月→5か月）

国等の主な動きと本市の対応経過：R4 (7/14)

月	国等の主な動き	県の主な動き	本市の主な動き
6月	<p>17日 ・新型コロナウイルス感染症対策本部（第93回）</p>	<p>13日 ・新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部（第59回） ・レベル引き下げ2→1</p>	<p>3日 ・武田社ワクチン（ノババックス）接種開始（1～3回目・18歳以上）</p> <p>15日 ・U39宿泊クーポン販売開始</p>

国等の主な動きと本市の対応経過：R4 (8/14)

月	国等の主な動き	県の主な動き	本市の主な動き
7月	<p>15日 ・新型コロナウイルス感染症対策本部（第94回）</p> <p>22日 ・オミクロン株濃厚接触者の待期期間を短縮（7日間→5日間）</p> <p>29日 ・新型コロナウイルス感染症対策本部（第95回）</p>	<p>11日 ・新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部（第60回）</p> <p>13日 ・新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部（第61回） ・レベル引き上げ1→2</p> <p>26日 ・新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部（第62回）</p> <p>27日 ・新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部（第63回）</p>	<p>4日 ・集団接種会場で4回目接種実施日の拡充（～8月）</p> <p>8日 ・対策本部会議（第24回）</p> <p>11日 ・武田社ワクチン（ノババックス）接種会場追加</p> <p>22日 ・4回目接種対象者の拡大（18歳以上59歳以下の医療・高齢者施設等従事者） ・AIロボットを活用したワクチン電話問合せ対応実証実験開始（9月30日まで）</p>

国等の主な動きと本市の対応経過：R4 (9/14)

月	国等の主な動き	県の主な動き	本市の主な動き			
8月	2日	<ul style="list-style-type: none"> ・ BA.5対策強化宣言 神奈川県 (8/2～9/25) 福岡県 (8/2～9/13) 熊本県 (8/2～9/16) 	2日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部 (第64回) ・ BA.5対策強化宣言 (8/2～9/25) 		
	3日	<ul style="list-style-type: none"> ・ BA.5対策強化宣言 大阪府 (8/3～9/14) 鹿児島県 (8/3～9/30) 				
	4日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症対策本部 (第96回) ・ BA.5対策強化宣言 宮崎県 (8/4～9/21) 沖縄県 (8/4～9/16) ・ BA.5対策強化宣言 埼玉県 (8/4～9/30) 千葉県 (8/4～9/14) 京都府 (8/4～9/25) 				
	5日	<ul style="list-style-type: none"> ・ BA.5対策強化宣言 宮城県、岐阜県、愛知県 (8/5～9/30) 栃木県、岡山県 (8/5～9/25) 新潟県 (8/5～9/16) 三重県 (8/5～9/11) 	5日	<ul style="list-style-type: none"> 抗原検査キット無料配布 (8/5～8/31) 無料臨時検査会場 (8/5～8/18) 		
	9日	<ul style="list-style-type: none"> ・ BA.5対策強化宣言 静岡県 (8/9～9/30) 	9日	<ul style="list-style-type: none"> 県内高齢者施設等に抗原検査キット配布 (政令市・横須賀市以外) 	9日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3回目未接種の12～49歳の方へ「接種勧奨はがき」を送付、集団接種会場限定で接種券なし接種を実施
	10日	<ul style="list-style-type: none"> ・ BA.5対策強化宣言 北海道 (8/10～9/30) 香川県 (8/10～9/25) 				

国等の主な動きと本市の対応経過：R4 (10/14)

月	国等の主な動き	県の主な動き	本市の主な動き		
8月	12日	<ul style="list-style-type: none"> ・ BA.5対策強化宣言 秋田県 (8/12～9/30) 福島県 (8/12～9/19) 鳥取県 (8/12～9/15) 			
	16日	<ul style="list-style-type: none"> ・ BA.5対策強化宣言 高知県 (8/16～9/16) 			
	17日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 抗原検査キットインターネット販売解禁決定 (厚労省専門家部会) ・ 接種証明書コンビニ交付開始 (セブンイレブン) 		17日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 接種証明書のコンビニ交付開始 (セブンイレブン)
	19日	<ul style="list-style-type: none"> ・ BA.5対策強化宣言 徳島県 (8/19～9/20) 			
	23日	<ul style="list-style-type: none"> ・ BA.5対策強化宣言 愛媛県 (8/23～9/16) 			
	24日	<ul style="list-style-type: none"> ・ BA.5対策強化宣言 長野県 (8/24～9/4) 			
		26日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部 (第65回) 	26日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「レシ活VALUE」 「レシ活チャレンジ第2弾」 開始

国等の主な動きと本市の対応経過：R4 (11/14)

月	国等の主な動き		県の主な動き		本市の主な動き	
9月	4日	・新型コロナウイルス感染症対策本部（第97回）				
	7日	・外国人観光客入国制限見直し（上限引き上げ）				
	8日	・新型コロナウイルス感染症対策本部（第98回）				
	20日	・オミクロン株対応ワクチン（BA.1対応型）接種開始	9日	・新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部（第66回）	16日	・小児（5～11歳）への3回目接種開始
	26日	・全数把握見直し（簡略化）	21日	・新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部（第67回）	22日	・オミクロン株対応ワクチン接種受付開始（従来のワクチンを2回以上接種した12歳以上） ※ 9月下旬より接種開始（従来株・BA.1株両方に対応した2価ワクチン）
		26日	・BA.5対策強化宣言解除（8/2～9/25）			

国等の主な動きと本市の対応経過：R4 (12/14)

月	国等の主な動き	県の主な動き	本市の主な動き
10月			<p>6日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3回目、4回目を未接種の方へ、「個別はがき」を送付（オミクロン株対応ワクチン接種の開始を周知） ・集団接種会場限定で接種券なし接種を実施 <p>7日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オミクロン株対応集団接種会場開設（以降各会場順次開設） <p>11日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Find Your YOKOHAMAキャンペーン対象を全国に拡大 <p>13日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファイザー社製オミクロン株（BA.4-5）対応ワクチン接種開始 <p>14日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集団接種会場における企業・大学等の団体接種（オミクロン株対応ワクチン）開始 <p>21日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回接種からのオミクロン株対応ワクチン接種間隔短縮（5か月→3か月）
	<p>11日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国旅行支援開始、水際対策緩和 <p>13日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オミクロン株対応ワクチン（BA.4-5対応型）接種開始 	<p>11日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部（第68回） ・レベル引き下げ2→1 	

国等の主な動きと本市の対応経過：R4 (13/14)

月	国等の主な動き	県の主な動き	本市の主な動き
11月			1日 ・ 集団接種会場追加設置 11日 ・ 乳幼児（生後6か月以上4歳以下）対象とした接種開始（1～3回目） 14日 ・ 武田社ワクチン（ノババックス）4・5回目（前回接種から6か月以上経過した18歳以上の方）予約開始
	17日 ・ 接触確認アプリ「COCOA」停止 18日 ・ 新型コロナウイルス感染症対策本部（第99回）	15日 ・ 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部（第69回） ・ レベル引き上げ1→2	17日 ・ 対策本部会議（第25回）
	22日 ・ コロナ飲み薬「ゾコーバ」緊急承認 25日 ・ 新型コロナウイルス感染症対策本部（第100回） 28日 ・ コロナインフル同時検査キット販売解禁決定（厚労省専門家部会）	29日 ・ 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部（第70回） ・ オミクロン株を踏まえたレベル分類の見直し ・ レベル引き上げ1→2	22日 ・ 接種証明書電子申請受付開始

国等の主な動きと本市の対応経過：R4 (14/14)

月	国等の主な動き	県の主な動き	本市の主な動き
12月	2日 ・改正感染症法成立（令和6年4月施行） 23日 ・医療ひっ迫防止対策強化地域指定 岐阜県（～R5.2/3） 24日 ・コロナ無料検査拠点 全国の主要駅などに設置 27日 ・全国旅行支援終了	27日 ・新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部（第70回） ・レベル引き上げ2→3	12日 ・モデルナ社製オミクロン株（BA.4-5）対応ワクチン接種予約受付開始 29日 ・困窮により住居にお困りの方のための年末臨時相談窓口開設（～R5.1/3）

参考資料

令和 5 年対応経過（時系列）

国等の主な動きと本市の対応経過：R5 (①/5)

月	国等の主な動き		県の主な動き		本市の主な動き	
1月					1日	・レシ活VALUE追加実施 (1/1～2/4)
	10日	・全国旅行支援再開	10日	・全国旅行支援「いざ、神奈川! (第2弾開始)」	3日	・困窮により住居にお困りの方のための年末臨時相談窓口開設 (R4.12/29～1/3)
	13日	・医療ひっ迫防止対策強化地域指定 静岡県 (～2/10)				
	27日	・新型コロナウイルス感染症対策本部 (第101回)	27日	・新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部 (第72回)		

国等の主な動きと本市の対応経過：R5 (②/5)

月	国等の主な動き		県の主な動き		本市の主な動き	
2月			9日	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部（第73回） レベル引き下げ3→2 インフルエンザ注意報発令 	9日	<ul style="list-style-type: none"> インフルエンザ流行注意報発令
	10日	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症対策本部（第102回） 				
	11日	<ul style="list-style-type: none"> モデルナ従来株対応ワクチンの国内での接種終了 	20日	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部（第74回） 	25日	<ul style="list-style-type: none"> 全ての集団接種会場が閉鎖（新型コロナウイルスワクチン）
	28日	<ul style="list-style-type: none"> ファイザー社製5～11歳用オミクロン株（BA.4-5）対応2価ワクチンが薬事承認 				

国等の主な動きと本市の対応経過：R5 (③/5)

月	国等の主な動き	県の主な動き	本市の主な動き
3月	8日		
	10日		
	13日	13日	20日
	25日		
	31日		31日

・特例臨時接種の実施期間延長（～R6.3/31）
 ・小児（5～11歳）の追加接種間隔短縮（5か月→3か月）
 ・小児（5～11歳）のファイザー社製オミクロン株対応ワクチン接種開始
 ・武田社ワクチン（ノババックス）3・4・5回目接種の対象年齢引き下げ（18歳以上→12歳以上）

・新型コロナウイルス感染症対策本部（第103回）

・マスク着用の考え方の見直し適用（学校以外）

13日
 ・「マスク飲食店」認証制度を「飲食店等感染防止対策実施店」認証制度に変更

20日
 ・小児（5～11歳）へのオミクロン株対応ワクチン接種開始

・自衛隊運営の大規模接種会場 運営終了

・雇用調整助成金 新型コロナ特例措置終了

31日
 ・0～2歳児クラスの保育料の日割り対応終了

国等の主な動きと本市の対応経過：R5 (④/5)

月	国等の主な動き		県の主な動き		本市の主な動き	
4 月	1日	・学校におけるマスク着用の考え方の見直し適用				
	27日	・新型コロナウイルス感染症対策本部（第104回）	27日	・新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部（第75回）	28日	・対策本部会議（第26回）
	29日	・入国者のワクチン証明書などの提出終了				

国等の主な動きと本市の対応経過：R5 (⑤/5)

月	国等の主な動き		県の主な動き		本市の主な動き	
5月	7日	・令和4年度秋開始接種終了（小児接種は期間延長）	8日	・感染症法上の位置付け変更 ・新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部の廃止	7日	・令和4年度秋開始接種終了（小児接種は期間延長）
	8日	・感染症法上の位置付け変更 ・新型コロナウイルス感染症対策本部の廃止 ・令和5年春開始接種開始			8日	・感染症法上の位置付け変更 ・横浜市新型コロナウイルス対策本部の廃止、警戒体制（横浜市感染症対策情報連絡体制）への移行 ・令和5年春開始接種開始